

博士論文

論文題目 開国期幕府の西洋軍事技術導入過程
- 長崎「海軍」伝習の再検討を中心に -

氏 名 金 蓮玉

文学博士学位論文

開国期幕府の西洋軍事技術導入過程

－長崎「海軍」伝習の再検討を中心に－

2015年5月

東京大学大学院

人文社会系研究科

日本史学専攻

金蓮玉

第三章 幕府伝習生の教育実態 「時間割の変遷と教育内容の分析を中心に」……………八〇

はじめに……………八〇

第一節 伝習場の風景……………八一

第二節 第一次伝習期の前半…安政二年…安政三年の教育実態……………八二

第三節 第一次伝習期の後半その一…安政四年三月…同年六月の教育実態……………九七

第四節 第一次伝習期の後半その二…安政四年七月…翌八月の教育実態……………一〇二

第五節 第二次伝習期…安政四年八月…安政六年二月の教育実態……………一〇四

おわりに……………一一六

第四章 諸藩の伝習参加に対する幕府内部の議論と長崎の実態……………一一七

はじめに……………一一七

第一節 伝習参加諸藩の概要と参加基準に対する先行研究の理解……………一一八

第二節 長崎奉行所の「権限内」の諸藩の申請事例……………一一九

第三節 幕府内部の政策決定過程の概要……………一二〇

第四節 長崎奉行所の「権限外」の諸藩の申請事例……………一二二

第五節 諸藩の参加動向……………一四三

おわりに……………一四七

第五章 諸藩の「直伝」参加の実態（1） - 〈学習形態Ⅱ〉を中心に - 一五〇

はじめに 一五〇

第一節 幕府伝習生と諸藩伝習生の学習実態の差 一五一

第二節 学習形態Ⅱに参加した諸藩の事例と実態 一五三

おわりに 一七〇

第六章 諸藩の「直伝」参加の実態（2） - 〈学習形態Ⅲ〉を中心に - 一七三

はじめに 一七三

第一節 ブリック授業の概要 一七四

第二節 ブリック授業の参加実態 一七六

第三節 日本側の史料からみたブリック授業の参加実態（1） 一八一

第四節 日本側の史料からみたブリック授業の参加実態（2） 一九一

第五節 ポンペによる出島伝習の継承と変化 一九三

おわりに 一九七

第七章 地役人の「直伝」参加と私塾での「又伝」の実態	一九八
・〈学習形態①〉・〈学習形態②〉を中心に	一九八
はじめに	一九八
第一節 「伝習掛地役人」の人選とその特徴	一九八
第二節 「伝習掛地役人」のブルック授業の参加の実態	二〇五
第三節 「伝習掛地役人」による私塾での指導	二〇七
おわりに	二二〇
第八章 幕府伝習生の随行者の学習の実態	二二二
・〈学習形態③〉を中心に	二二二
はじめに	二二二
第一節 幕府伝習生周辺の勉強会	二二二
第二節 幕府伝習生の随行者の事例	二二七
おわりに	二五七
補論 伝習中止決定の背景の再考	二五九
結論	二七〇
図と表	二八一
参考文献	二八二

序論

(1) テーマの重要性と目的

ペリー来航の衝撃で幕をあけた安政年間（一八五四～一八五九）というのは、外交・諸政策上において「鎖国」から開国へ大きく変わる転換点であった。この方針に歩調を合わせ、軍事技術上の改革も西洋知識・技術の本格的な受容に向け舵を切った。具体的には大船製造解禁や西洋砲術専一化の方針を掲げ、講武所・蕃書調所・長崎「海軍」伝習所・軍艦操練所が設立し、西洋の軍事技術の本格的受容と人材養成とに着手した。

一連の改革のうち長崎「海軍」伝習所とは、安政二年（一八五五）一月から安政六年二月までの約三年半、オランダ海軍教師を長崎に招聘し、幕府と諸藩伝習生二〇〇名以上を対象に、西洋式海軍の教科を含め、陸軍系の砲兵・騎兵・歩兵操練、医学・物理学・化学に至るまで、多様な西洋式学問・技術の伝授を受けた学習の場であった。西洋人教師による海軍伝習は幕末に四回行われたが、長崎伝習は、その中で期間が最も長く、かつ日本の近代化に貢献する多数の人材を輩出した点で歴史的な意義が最も大きかったと評価されている⁽¹⁾。

本論文は、当時における西洋式軍事技術と知識の集約場である長崎「海軍」伝習政策と実態を再検討することで、近世から近代への幕開けを幕府はどのように模索・対応しようとしていたのかを見出すものである。

(1) 倉沢剛『幕末教育史の研究(二)』(吉川弘文館、一九八四年)、一七七頁。

(2) 先行研究と研究課題

長崎「海軍」伝習関係の先行研究は膨大かつ多岐にわたっている。そのなか、本論文と直接関連するものを中心に挙げれば、政治史、軍事史、藩政史や洋学史研究に大別することができる。

まず、政治史における安政期の阿部正弘政権に対する先行研究をまとめると、従来の評価は大きく二つに分かれる。一つは、外交面での幕府の対応を「無為無策」、「無定見」、もしくは「ペリーの軍事的威圧にまず屈し」と、低く評価するものであり、戦前には井野邊茂雄氏と田保橋潔氏、戦後には石井孝氏、遠山茂樹氏、小西四郎氏、芝原拓自氏、宮地正人氏が代表的な論者である^③。しかし羽賀祥二氏、加藤裕三氏、井上勝生氏、三谷博氏などにより、幕府は限られた選択肢の中で高い外交能力を駆使したと再評価され^④、幕府の主體的対応を重視する見解が近年の通説となりつつある。その流れを継承し「有能幕吏」に注目した論考や、本音と建前を使い分け対外危機をめぐる混乱を收拾しようとした阿部の政治力を高く評価する論考もなされている^⑤。

- ③ 井野邊茂雄『新訂維新前史の研究』（中文館書店、一九四二年）、田保橋潔『増訂近代日本外国関係史』（力江書院、一九四三年）、石井孝『日本開国史』（吉川弘文館、一九七二年）、遠山茂樹『明治維新』（岩波書店、一九七二年改版）、小西四郎『日本の歴史（一九）開国と攘夷』（中央公論社、一九六六年）、芝原拓自『日本の歴史（二三）開国』（小学館、一九七五年）、宮地正人『幕末維新期の社会的政治史的研究』（岩波書店、一九九九年）
- ④ 羽賀祥二「和親条約期の幕府外交について」（『歴史学研究』四八二号、一九八〇年）、加藤祐三『黒船前後の世界』（岩波書店、一九八五年）、三谷博『明治維新とナショナリズム』（山川出版社、一九九七年）、同『ペリー来航』（吉川弘文館、二〇〇三年）、青山忠正「和親・通商・攘夷」（『明治維新と国家形成』吉川弘文館、二〇〇〇年）、井上勝生『日本の歴史 一八 開国と幕末変革』（講談社、二〇〇二年）、麓慎一「日米和親条約締結期における幕府の対外方針について」（『歴史学研究』八一八号、二〇〇六年）
- ⑤ 上白石実『幕末期対外関係の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）、後藤敦史「海防掛目付方の開国論の形成過程」（『日本史研究』五七六号、二〇一〇年）、同「開国期の幕府外交と海防掛」（『ヒストリア』二三三三号、二〇一〇年）、田中弘之「阿部正弘の海防政策と国防

また、外交政策のみならず、軍事改革政策においても同様の二潮流が存在する。佐藤昌介氏は洋学の軍事科学化に積極的であった水野忠邦に対し、阿部政権の改革姿勢は「少なくとも嘉永弘化年間に関する限り」低いとし再評価を提起した⁽²⁰⁾。また井上清氏は封建制の段階の幕末期に「近代国防海軍を求めることは不可能」⁽²¹⁾とし、近代軍制と対比させながら幕末期の武器・装備の入手と将校・兵卒の確保の制約状況を強調し、低い評価を与えた。三谷博氏も外交の対応の評価とは違って、安政期の軍事改革に関しては、「限定的開国に伴う応急措置の域を出るものではなかった」と文久改革に比し低く位置づけた⁽²²⁾。

その一方で、軍事改革の一環として安政期に新設された講武所⁽²³⁾・蕃書調所⁽²⁴⁾・長崎伝習・軍艦教授所⁽²⁵⁾（のちに軍艦操練所）の一連の改革に対する個別研究も深化し、その中で高い評価がなされてきた。例えば講武所については蕃書調所とともに軍事・造兵機関として軍制洋式化の拠点となり、大きな役割を果たしたとの評価がなされている⁽²⁶⁾。

⁽¹⁾ 『日本歴史』六八五号、二〇〇五年）など。

⁽²⁾ 佐藤昌介『洋学史の研究』（中央公論社、一九八〇年）

⁽³⁾ 井上清『精版 日本の軍国主義 一…天皇制軍隊の形成』（現代評論社、一九七五年）九一頁。

⁽⁴⁾ 三谷前掲書『明治維新とナショナリズム』、一八三頁。

⁽⁵⁾ 安藤直方『講武所』（『東京市史外編』三、一九三〇年）、熊澤徹「幕府軍制改革の展開と挫折」（『日本近現代史一 維新改革と近代日本』岩波書店、一九九三年）、仲田正之「安政の幕政改革における鉄砲方江川氏の役割」（『地方史研究』一四三号、一九七六年）等。

⁽⁶⁾ 原平三「蕃書調所の創設」と「蕃書調所の科学及び技術部門に就いて」（『幕末洋学史の研究』新人物往来社、一九九二年）、倉沢剛『幕末教育史の研究 一』（吉川弘文館、一九八三年）、二見剛史「蕃書調所の成立事情」（『日本大学精神文化研究所 教育制度研究所紀要』一〇、一九七九年）、宮崎ふみ子「蕃書調所Ⅱ開成所における陪臣使用問題」（『東京大学史紀要』二、一九七九年）等。

⁽⁷⁾ 金澤裕之「万延・文久期の海軍建設・艦船・人事・経費」（『明治維新史研究』一一号（二〇一四年））

⁽⁸⁾ 前掲熊沢「幕府軍制改革の展開と挫折」、一五四頁。

以上により、政治史における長崎「海軍」伝習は、講武所・蕃書調所・軍艦操練所とともに阿部正弘政権の改革の一環として位置づけられており、それぞれの個別研究も豊富であるものの、各機関との関係性のなかで長崎「海軍」伝習を評価した研究は皆無に等しいことが指摘できよう。

次に、軍事史的な関心からは、近代海軍の嚆矢や咸臨丸の太平洋横断の前史として古くから注目され⁽⁵⁾、特に藤井哲博氏によって伝習の全体像が提示されている。しかし、必ずしも正確ではない実証も多く、特に伝習生を後の近代海軍の官職に当てはめ、あるいは幕臣の従者や諸藩伝習生が幕府伝習生と全く同じカリキュラムのもとで学習していたと説明している点に問題がある。さらに、近代海軍の嚆矢としての意義が強調されていることもあり、当時制度的には未だ「海軍」というものが設けられていない時期であるにもかかわらず、何の定義や前提もなく「海軍伝習」という語が用いられ、以後の研究でも通説のように踏襲されていることが多い。

加えて、各地域からの参加者の活動に注目する藩政史研究や洋学史研究では⁽⁶⁾、地域史料を生かし新たな実証を試みているが、伝習政策実施の主体である幕府側の意図や考え方を欠いたまま、藩側の視点を中心にした実証がなされているた

(5) 文倉平次郎『幕末軍艦咸臨丸』（雄松堂書店、一九三八年）、水田信利『黎明期の我が海軍と和蘭』（雄風館書房、一九四〇年）、奥山英男「幕末の軍事改革について」（『法政史学』一九九号、一九六七年）、篠原宏『海軍創設史』（リポポート、一九八六年）、藤井哲博『長崎海軍伝習所』（中公新書、一九九一年）、安達裕之「安政元年の海軍伝習」（『佐賀県立佐賀城本丸歴史館研究紀要』第二号、二〇〇七年）、金沢裕之「咸臨丸米國派遣の軍事的意義」（『慶應義塾福沢研究センター』『近代日本研究』二六、二〇〇九年）、神谷大介『幕末期軍事技術の基盤形成』（岩田書院、二〇一三年）等。

(6) 小川亜弥子『幕末期長州藩洋学史の研究』（思文閣出版、一九九八年）、坂本保富『幕末洋学教育史研究』（高知市民図書館、二〇〇四年）、羽場俊秀「長崎海軍伝習所と佐賀藩」（『近代西洋文明との出会い』所収、思文閣出版、一九八九年）、沼田次郎『幕末洋学史』（刀江書院、一九五〇年）など。

め、長崎遊学Ⅱ「海軍」伝習参加のイメージで捉えられてきたと言わざるを得ない。果たして参加を希望すればどの藩であれ許可されたのか、幕府伝習生と諸藩伝習生の伝習内容は全く同様のものではなかったのか、具体的な参加分野や期間、人数など、依然として明確にされていない課題が多く残っているのが現状と言える。

(3) 問題所在と分析手法

研究成果が豊富にあるにもかかわらず、再検討の余地が残るのは、従来の研究がオランダ教師の報告書・日記⁽¹⁾に依拠したために教える側の視点に偏っている。あるいは、勝海舟が編纂した『海軍歴史』を、日本海軍成立後の編纂過程で付け加えられた説明への批判的検討が不十分なまま利用した結果、「長崎海軍伝習(所)」という呼称も含めて、勝の史観に影響される点が多いなどの問題点が存在するためである。また、伝習が行われた長崎に関心が集まり、伝習政策の主体である幕府の意図や考え方が等閑に付されてきた。このような問題意識を踏まえ、本論文では幕府内部の議論が分かる新出史料やこれまで本格的利用されなかった史料を積極的に用いることにする。

(4) 主要史料の紹介

伝習をめぐる幕府内部の議論を示す主要な史料は次のものが挙げられる。海防掛目付方の意見書の草案を含む山梨県立

⁽¹⁾ 従来引用されてきた文献は①J. A. van der Chijs: *NeeJands Streven tot openstelling van Japan voor den wereldhandel* (Amsterdam, 1867) ②『長崎県史』史料編第三卷所収「シャイス日本海国のためのオランダの努力」③カッテンディーケ著・水田信利訳『長崎海軍伝習所の日々』(平凡社、一九六四年)④ポンペ著・沼田次郎・荒瀬進共訳『ポンペ日本滞在看聞記』(雄松堂書店、一九六八年)がある。

文学館所蔵「乙骨耐軒文書」⁽⁵¹⁾、海防掛勘定方の意見書草案が含まれる陽明文庫所蔵「葦名重次郎文書」⁽⁵²⁾、長崎奉行所から老中への伺書が含まれている慶應義塾大学三田メディアセンター貴重書室所蔵「長崎伝習小記」、幕府内の評議書の写しの一部が残る東京大学史料編纂所蔵「勝海舟関係史料」がある。とりわけ頻繁に引用する「乙骨耐軒文書」・「葦名重次郎文書」・「長崎伝習小記」について、ここで敷衍しておきたい。

まず、「乙骨耐軒文書」について紹介する。同文書は幕末期の漢文学者乙骨寛(号、耐軒。一八〇六年～一八五九年)が書き残した七六三点の文書群である。史料の多くは乙骨の漢文学者としての足跡を表すものであるが、乙骨が徒目付を務めていた頃の海防掛目付の上申書草案など、幕政関係の文書が二〇〇点近く含まれている。同文書は原蔵者である永井菊枝氏より一九八九年に山梨県立文学館へ寄贈されて以来、山梨県立文学館に所蔵されている。同文書のなか、《評議書草案・上申書等》として分類されている史料が約二二五点残っており、その中に長崎伝習に関わる史料が五点ほど含まれている。この伝習関係の記録は、乙骨が海防掛徒目付として海防掛等の評議に陪席しそこでの評議内容に基づき作成された目付方の上申書の草案である⁽⁵³⁾。史料の性格上、最終的な採択可否は分からない場合が多い。しかし、諸藩の伝習参加申請の実態やそれに対する幕府内部の意見が分かる史料として有意義なものと言えよう。

同文書は山梨県立文学館から発行されている『資料と研究』に一部翻刻されている。しかし、翻刻上のミスや年代推定

(51) 同文書の概略は、吉田英也・清水琢道・遠藤秀紀「乙骨耐軒文書」『資料と研究』第三輯(山梨県立文学館、一九九八年)、後藤敦史「

海防掛の制度に関する基礎的考察」『乙骨耐軒文書』の紹介を兼ねて、(『日本歴史』七三二号、二〇〇九年)参照。

(52) 安達裕之「幕末における幕府の蒸気船・洋式帆船導入関係資料の所在調査と総合目録の作成」(科学研究費報告書、二〇〇四年)。

(53) 前掲後藤「海防掛の制度に関する基礎的考察」、五八～五九頁。

の相違があり、全文翻刻でない点などから、本論文では引用者が改めて翻刻したものを提示する。また、「乙骨耐軒文書」を活用した研究として後藤氏の論考がある。しかし、後藤氏は「乙骨耐軒文書」を海防掛の制度解明のために使用しており、長崎伝習関係の分析は全く行っていない。

次に、陽明文庫所蔵の「葦名重次郎文書」について紹介する。安達氏は、「幕府勘定方の有司である葦名重次郎の文書は、外務省引継書類に九点一三冊があるが、陽明文庫蔵の四一点四七冊は、従来、ほとんど世に知られておらず、しかも過半が幕府による蒸気船・洋式帆船導入関係の文書であるから、陽明文庫蔵本の存在が明らかになった意義はきわめて大きい。陽明文庫の性格からしてきわめて異質な葦名文書が文庫の有に帰した経緯は詳らかになしえず、また陽明文庫と外務省に分有されるに至った経緯も謎である」と説明している。

安達氏も指摘したように、「葦名重次郎文書」が陽明文庫・京都大学・史料編纂所に分散・所蔵されている経緯は不明である。しかし、引用者が三カ所の「葦名重次郎文書」を調査した結果、同史料は以下の点から長崎伝習を再検討するうえで有意義なものと考えられる。まず、内容的に、翻刻史料には全く言及されていない、長崎へ派遣する幕府伝習生の従者の参加許可の議論や諸藩参加をめぐる幕府内部の意見が分かる史料という点である。また、記録者の「葦名重次郎」は、前述の「乙骨耐軒文書」記録者の乙骨と同格で、海防掛の勘定方の記録掛であったとみられる。すなわち、「乙骨耐軒文書」が海防掛の目付方の意見を示すものに対し、「葦名重次郎文書」は海防掛の勘定方の意見を示しており、一つの案件をめぐる目付方と勘定方の双方の意見が分かる点からも非常に有意義な史料である。下書きという史料の制約上、最終的な採択可否は分からない場合もあるが、目付方の意見に相反する勘定方の意見が分かる貴重な史料と言えよう。

陽明文庫所蔵文書を用いたものとして安達氏の最近の論文があるが⁽²⁶⁾、咸臨丸の修復を題材にしており、長崎「海軍」伝習を全面的に扱ったものではない。三カ所に分散されている「葦名重次郎文書」の中で、本論文では主に陽明文庫所蔵のうち、「外国立会御用係書類」（図書番号二四四・三九三）を用いる。

続けて、慶應義塾大学三田メディアセンター貴重書室所蔵の「長崎伝習小記」と「長崎在勤日記」について紹介する。右の二つの史料は、第二次伝習期の総監督役を命じられた木村喜毅（芥舟、図書守、撰津守）が残した当時の記録である。昭和五年一〇月に子息の木村浩吉氏より慶應義塾へ寄贈された。史料の目録については横浜開港資料館編『木村芥舟とその資料』に「木村撰津守（芥舟）遺稿」として紹介されている。

まず、「長崎伝習小記」（二冊）の内容は、前々任者の永井尚志時代における伺書や江戸からの指令が半分以上を占める。実際「長崎在勤中日記」第一巻の安政四年閏五月一日の記録に、「友太郎、永井御用留四冊持参」と書かれていることも合わせて考えると、同史料は作成者の木村が業務把握のため自分用のメモとして永井時代の「御用留」を参照し要点のみ写したものとみられる。安政年間における永井尚志の関係史料がない中、木村が写した「長崎伝習小記」は、長崎での伝習開始の背景や金銭面の議論など永井時代の伺書や指令が分かる貴重な史料と言える。

次に、「長崎在勤中日記」について詳述する。同日記は計三冊であり、その構成は、第一巻が安政四年四月九日～同年六月七日、第二巻が同年六月八日～同年八月三〇日、第三巻が同年七月一日～同年九月三〇日となっている。約六か月間にわたって、奉行所からのやりとり、伝習の様子、天気までもがほぼ毎日その日の出来事が詳細に記されている。六か

(26) 安達裕之「咸臨丸と浦賀乾船渠」（『海事史研究』六九号、二〇一二年）

月分しか残存しないものの、伝習の実態を把握する上で非常に貴重な史料と言える。第二巻と第三巻は一部重なる箇所があるが、第二巻は業務日誌の性格が強く、第三巻は私事のメモが多い。同史料の内容の中で、安政四年六月頃の時間割や正規伝習生の名簿および重点学習分野の記載は特に興味深い。

同史料に対し『幕末軍艦咸臨丸』に「長崎伝習小記」の言及はあったものの、先行研究において本格的に同史料を用いた研究は皆無に等しい。因みに、活字版の『木村撰津守喜毅日記』（慶應義塾図書館編、塙書房、一九七七年）に収録されている時期は長崎伝習を終えて江戸に帰った安政六年以降からとなっており、長崎伝習時代は翻刻対象外となっている。すなわち、「長崎伝習小記」と「長崎在勤中日記」は未翻刻史料である。両史料ともに短文で難読文字が多いため引用時の誤読もあると思われるが、最大限活用することを試みた。

長年の研究の蓄積により、オランダ側の史料も日本語訳がほぼ揃っている⁽¹⁹⁾。以上の史料を組み合わせることで、従来

⁽¹⁹⁾ 【1】 J. A. van der Chijs: *Neelands Streven tot openstelling van Japan voor den wereldhandel*, Amsterdam, 1867 ↓ 訳出は『長崎県史』史料編 第三巻 所収「シャイス 日本海国のためのオランダの努力」と、小暮実徳 全文翻訳『一滴』一九号（二〇一一年）所収、シェイス著『オランダ日本開国論』付属資料Ⅱ「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」がある。本報告では後者を主に使用する。【2】 第二次伝習の司令官の回想録である W. J. C. Ridder Huijssen van Kattendijke: *Uitbreksel uit het dagboek van W. J. C. Ridder Huijssen van Kattendijke gedurende zijn verblijf in Japan in 1857, 1858 en 1859*, s. Gravenhage, 1860 がある。↓ カッテンディーク著・水田信利訳『長崎海軍伝習所の日々』（東洋文庫二六、平凡社、一九六四年）を利用する。【3】 第二次伝習時の医官の回想録である J. L. C. Pompe van Meerdervoort: *Vijf Jaren in Japan (1857-1863)*, Leiden, 1867-1868 がある。↓ ホンペ著・沼田次郎・荒瀬進共訳『ホンペ 日本滞在聞記』（雄松堂書店、一九六八年）【4】 商館長であった Curtius 氏の報告書を集め翻訳した、ドンケル・クルチウス著・フオス美弥子編訳『幕末出島未公開文書』（新人物往来社、一九九二年）、【5】 Fabius 氏の航海日誌や報告書類を翻訳した、ファビウス著・フオス美弥子編訳『海国日本の夜明け』（思文閣出版、二〇〇〇年）、【6】 フオス美弥子「ファンディンブルックの伝習」（『日本洋学史の研究』X、創元社、一九九一年）など。

の視角から一歩進み、日蘭両側の意図や齟齬を時期毎に比較し、明らかにすることが可能であろう。

また伝習全期がカバーされているわけではないものの、出島に出入りした諸藩生の氏名と伝習分野が分かる「日記繰出目録」（安政二年八月～三年十一月分、長崎歴史文化博物館所蔵）と、長崎奉行所での動きが分かる「長崎在勤中日記」（安政四年四月～九月分、慶應義塾大学三田メディアセンター貴重書室蔵、作成者は木村喜毅）を新たに活用することで、藩別の伝習参加分野を具体的に明らかにする。

（5）本論文の構成

第一章では、日蘭における「海軍」開始をめぐる思惑の齟齬を明らかにする。商館長クルチウスと船将ファビウスの共通の目標は、伝習の提供や協力を通じた対日貿易関係改善にあったことを明らかにする。一方、「海軍」の概念さえ定着されていなかった当時、幕府有司間における「海軍」の認識、とりわけ教育の在り方に関する意見の相違について究明する。なお、伝習を行う場所問題や留学に関する幕府内部の議論も検討する。

第二章では、三回にかけて行われた幕府伝習生の人選を再検討し、派遣元の江戸幕府の意図を明らかにする。長崎「海軍」伝習と同時期に行われた講武所・蕃書調所・軍艦操練所の動向と合わせ考察することで、一連の改革のなから長崎「海軍」伝習の再評価を試みる。

第三章では、時期ごとに変わっていた時間割を比較し、その教育内容を追うことで幕府伝習生の教育実態を再検討する。

第四章では、阿波藩・津藩・土佐藩の事例を中心に、諸藩の「直伝」参加申請に対する海防掛目付方と海防掛勘定方の議論を検討し、参加分野や目的によって諸藩の参加を制限しようとしていた幕府内部の意図と、その基準を見出す。

第五章と第六章では、長崎における伝習の全体像を提示した後に各藩の事例を検討する。「直伝」と「又伝」、併用の事例を検討する。主な軸を幕府に据えた論文であるため、各藩の藩政に沿った検討ではないものの、可能な限り各藩から長崎「海軍」伝習への参加者・時期・修学分野などの実態を明らかにする。取り上げた事例は、佐賀藩・福岡藩・熊本藩・長州藩・田原藩・中津藩・鯖江藩・川越藩などである。その実態を明らかにすることは、幕府伝習生と諸藩伝習生の異同性の解明にもつながる。

第七章では、長崎奉行所の地域事業の一環として行われた諸伝習とその軸を担った伝習掛地役人の伝習参加様態や関与を明らかにし、「直伝」のみならず「又伝」の意義と限界を新たに位置づける。また、商館付医師ブルックとポンペによる伝習も具体的に提示する。

第八章では、幕府伝習生に同伴していた従者や門人など「周辺の人達」の実態を提示する。激論を経て「直伝」参加が許可される事例や、非正規伝習生でしか居られなかった事例など多様なケース分析を通して、個人における長崎遊学経験が持つ意義について考察する。

最後の補論では、伝習中止決定をめぐる幕府内部の動向を再考する。

第一章 日蘭における「海軍」伝習をめぐる思惑の齟齬

はじめに

長崎「海軍」伝習開始について、オランダの船将フアビウス (Fabius) の様々な助言が日本の近代海軍への礎となったとの勝海舟の評価と⁽²⁰⁾、オランダ側のスンビン号の寄贈という事実が大きく評価され⁽²¹⁾、当時のオランダの意図が日本近代化への寄与・貢献であると当然視しているように思われる。むろん、ある程度は事実であるが、スンビン号の献上の背景には「当時東インドの蒸気船は余剰になっており、その修理の費用も政府「オランダ本国」を悩ませていた。そこでそれを修理するよりは日本に献上してしまおう」という目論みがあったことを勘案すると、従来のオランダ側の善意的な要素を過大評価してきた見解を見直すことが必要であろう。小暮実徳氏によってオランダの幕末対日外交政策の意図の一部は指摘されたが⁽²²⁾、伝習を題材にしてオランダ側と幕府内部の相違を論じた研究は皆無に近いと思われる。

*本論文では『』は刊行史料を、「」は未刊行史料を意味する。未刊行史料の引用の際、括弧内の注記、句読点、傍線、記号などはすべて引用者によるものである。なお、史料引用時に付けた番号は各章ごとに改め、脚注は連番にした。但し、前掲資料が分かり難い場合、改めて書誌事項を記したこともある。

(20) 勝海舟『海軍歴史』(原著一八八九年、原書房一九八七年復刻)、三六頁。

(21) 藤井哲博「フアビウスの建言と幕府海軍の創立」『日蘭学会会誌』通号二五(一九八八年)。

(22) 小暮実徳「幕末期のオランダ対日外交の可能性―オランダの対外政策の基本姿勢を理解して」(『日蘭学会会誌』通号四七、二〇〇〇年)六一頁。

そこで、本章では、教育の在り方、留学、伝習場所、伝習期間、伝習内容などをめぐる日蘭両国の当事者の意図や思惑の齟齬に焦点を合わせ考察する。ここで日蘭両国の当事者の範囲とは、オランダ側は出島に滞在していた商館長クルチウス (Curtius) ・ スンビン号船将ファビウス (Fabius) ・ 第二次教育団長カッテンディーケ (Katten Dyke) に限定する。幕府の当事者や有司の範囲は、老中阿部正弘政権の政策決定過程において主要な人物とみられる、長崎奉行の水野忠徳、勘定奉行の松平近直、海防掛目付方、長崎在勤目付の永井尚志、老中の阿部正弘を中心とする。言及する関係者の相互関係については本文末の【第4章-図1】を参照されたい。

第一節 伝習実施に対する商館長と船将の思惑

本節では、出島に滞在していた商館長クルチウスとスンビン号船将ファビウスとの間で行われていた意見の調整と共通の思惑について検討する。

商館長クルチウスが植民大臣に提出した報告書には、伝習にかけていた彼の意図が克明に記されている。その内容は、「一、あらゆる面で日本にオランダの優秀性を示す。二、状況に応じて非礼にならない方法で、日本の弱点と遅れを気付かせるようにする。三、日本における外国語としてのオランダ語の優先的地位を確保する。四、日本人の向学心を刺激して、政府にそれを認識させるように努める。〔中略〕七、日本人に気づかれないよう

に、オランダへ依存させるようにする。八、以上の方針に従いながら、オランダの利益の努める」⁽²⁵³⁾ことを共通の目標として掲げていたと報告している。

また、ファビウスもクルチウスとの共通の目標を実現させるため、「午前中に、昨日ドンケル・クルチウス氏に頼まれた意見書を今日の日付で作成した。私は日本人がたやすく解せるような表現を用い、私が行使できる職権枠内で、彼らの蒸気船欲求を鼓舞するとともに、その渴望の炎が燃え続けることを念じて書き綴った。海軍とはどんなものであるかを説明し、彼らはずっと単刀直入にオランダと交渉すべきであると告げた。さらに、われわれの優秀性を指摘し、オランダの無償の尽力に対する報酬として、現在列強国がしきりにねだっている優先権をわれわれに保障するように願っていると記した」⁽²⁵⁴⁾と書いている。幾度にもわたり長崎奉行に意見書を提出していた真意が垣間見える。

さらに、ファビウスは以下のことを考えていたと記している。日本におけるオランダの地位を保持する最善・最上の道は「日本人の信頼を勝ち得ること」にあり、なお「勝ち得た影響力を通して」、「日本人の学問、教育施設、蒸気船、鉄道、電信への渴望をあおり、彼らの目的達成のためへの援助を惜しまず、説得に励み」、「日本人が求める知識のすべてを、忍耐強く伝授し、優れた学術書を提供することにより、オランダ語知識普及の対策を実施すべきである」、「日本人にオランダ語の単語について質問されるたびに、私は勝利感を味わっている。

⁽²⁵³⁾ドンケルクルチウス・フォス美弥子編訳『幕末出島未公開文書…ドンケル・クルチウス覚え書』（新人物往来社、一九九二年）一一四頁。

⁽²⁵⁴⁾フォス美弥子編訳『海国日本の夜明け…オランダ海軍ファビウス駐留日誌』（思文閣出版、二〇〇〇年）、二八頁。

したがって、現在当地の日本人は海軍用語、砲術用語、蒸気機関の部品名にオランダ語を用いている。これはド
ンケル・クルチウス氏が採用し、今なお用いている戦略である」⁽²⁵⁾と記している。

日本におけるオランダの影響力の拡大を通じ、政治的友好関係の維持と貿易額の増加を図るクルチウスとファ
ビウスのとの共通の目標は、ファビウスの短期滞在中の予備伝習の提供によって、日本人から相当な信頼感を得
るなど、一定程度効果を發揮していたようにみえる⁽²⁶⁾。

そして、オランダの優位的地位の確保に「伝習を梃^{てい}に」⁽²⁷⁾しようとしたクルチウスとファビウスの共通の思
惑は、教育を担当するペルス・ライケンやカッテンディーケにも伝えられていたようで⁽²⁸⁾、カッテンディーケ
も伝習成果をまとめた報告書で、次のように記している。「オランダ政府は日本に海兵隊の一部を貸与し、この
国にただ海軍を創設させる貢献以上の高い目的を指すことである。すなわち私は日本人に西欧諸国民の優越を
証明し、そうすることで、彼らが長い間従っている鎖国制度を完全に諦めさせ、そして商業関係を結ばせ、オラ
ンダとの交易を拡大させるように仕向けることを意図している」⁽²⁹⁾との記述からも、日蘭貿易上の利益拡大の
ため伝習を手段として活用していた思惑が如実に表れている。日本の「海軍」創設におけるオランダ側の助力

⁽²⁵⁾ 前掲『海国日本の夜明け』、五八〜五九頁。

⁽²⁶⁾ 前掲『幕末出島未公開文書』、一一四〜一一五頁。

⁽²⁷⁾ 前掲『海国日本の夜明け』、二六二頁。

⁽²⁸⁾ 前掲『海国日本の夜明け』、二六一頁。

⁽²⁹⁾ 小暮実徳訳「シェイス著『オランダ日本開国論』付属資料Ⅱ「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」(『一滴』一九号、二〇一
一年)、七一頁。

は、伝授そのものが本来の目的ではなく、むしろ副次的な任務の一環であったと言える。

第二節 幕府有司間の伝習の在り方に対する温度差

当時幕府内部でイメージされていた「海軍」とはどのようなものであり、幕府有司等は西洋式海軍をどこまで理解していて、どの範囲まで導入しようとしていて、その際、従来の船手組の活用や改革などはどのように考えていたであろうか。この問題は、本論文の全体に関わる前提であり、重要な先決課題でもあるが、管見の限り、関係する史料が見当たらない。よって、史料の都合に合わせて、「海軍」教育の在り方の議論に焦点をあて、長崎「海軍」伝習に抱いていた有司間の思惑の齟齬の一部を明らかにすることにしたい。

その検討の際、史料に頻出する「海軍」という表現の解釈には注意を要する⁽²³⁾。商館長クルチウスや船将フアビウスが使った「海軍」とは、大概当時の欧米における近代式軍事力の総称としての意味であったとみられが、諸藩・幕府を含む日本側の史料で「海軍」が出てくる場合、必ずしも商館長や船将と同じ使い方ではない。近代の海軍の定義を「国家の所有に属した恒久的な組織で、国家の支出により維持される海上を活動の舞台とする軍事力」⁽²⁴⁾とするならば、まだ組織的な整備はむろん、概念さえ定着していなかった安政年間の史料を読む際、「海軍」という用語を一般名詞として使うのは不適切であろう。

⁽²³⁾ 「水軍」と「海軍」の差異のことも検討を要する点であるが、今後の課題とする。

⁽²⁴⁾ 青木栄一『シー・パワーの世界史①海軍の誕生と帆走海軍の発達』（出版協同社、一九八二年）、二六頁。

当時、幕府に西洋式海軍に関して様々な助言を行ったファビウス船将の意見書にも海軍の定義について示した箇所はない。ただ、ファビウスは西洋式海軍の創設のために必須の要素として、軍艦や大砲などの装備面、階級や任務などの組織面、専門的な教育面、とりわけ士官の養成を強調していた。よって、「装備、組織、教育」という三つの要素を総合したものが、ファビウスが想定していた西洋式海軍の根幹とみなしてもよからう。以下、ファビウスが助言した三大要素について、幕府側の史料の都合上、装備と組織は簡単に検討し、教育面とりわけ教育の在り方を中心に取り上げる。

注文すべき軍艦の種類について、ファビウスは、ヨーロッパでは蒸気船が主流である状況を紹介し、幕府も「水かき捻付の」蒸気船推進機関のものを注文すべきであると助言していた⁽²³⁾。これに対し、当時交渉を担当していた長崎奉行の水野忠徳は、「猶又右一条蒸気船船将次官より申立候由ニ^而、〔中略〕右書面熟覽仕候処、帆前之軍艦と捻仕掛蒸気コルフエットとの利害得失を述、帆前之方ハ御見合ニ相成、捻仕掛蒸気軍艦を専ら御備之方可然旨、去ル二日差出候書面ニ申立候趣、尤ニも相聞、〔中略〕兼^而御注文之船々、今般船将帰帆之節、捻仕掛蒸気船並同製之コルフエット之方ニ相改、数艘持渡候様相達候方ニ可有之哉と奉存候」⁽²⁴⁾と、老中に上申を行った。つまり、ファビウスの助言通り、最初注文しようとした「帆前之方」は保留にし、代わりに「捻仕掛蒸気軍艦」数隻を注文したほうが良いと提案していた。軍艦の種類に関する水野の返答は、幕府内で同意を得てい

⁽²³⁾ 前掲『幕末外国関係文書』七卷、一八四〜一八六頁。

⁽²⁴⁾ 前掲『幕末外国関係文書』七卷、二六九頁。

たと考えられる⁽³⁴⁾。

組織面の改革について、フアビウスは階級に基づく指揮系統の確立や、能力に沿った士官と下等士官の配分の必要性を強調していた。しかし、幕府側の対応としては、臨時的な措置として、浦賀組と井上左太夫・田付四郎兵衛の両鉄砲方の与力を士官に、江川太郎左衛門組の手代を与力次席の扱いで士官見習にするよう命じたことに止まり⁽³⁵⁾、他の組織的な改革は行わなかった。また、「阿蘭陀蒸気船伝習として、当地より被遣候者共儀ハ、諸向よりの取人等にて、自然行違模通り兼候儀も可有之哉ニ付、都^而大船製造懸りニ^而取扱候様可被致候、尤右之趣、伝習として相越候もの共并長崎奉行・永井岩之丞へも可被達置候事」⁽³⁶⁾との指示があり、統轄部署として大船製造掛に任せようとした動きも注目されるが、伝習関係単独の専門部署ではなく、以前から担当していた大船製造業務に伝習関係人事や経費などの事務が追加される形であったと考えられる。そして、その大船製造掛の顔ぶれも、既存の海防掛の目付方と勘定方から兼職させる形であったとみられ、組織的な改革には該当しないと思われる。

(1) 長崎奉行水野忠徳の認識

「海軍」およびその伝習に関する水野忠徳の考え方が読み取れる史料としては、オランダ商館長と交わした意

⁽³⁴⁾ 勝海舟『開国起原』（宮内省蔵版、一八九三年）、一〇六三〜一〇六四頁。

⁽³⁵⁾ 前掲『幕末外国関係文書』一二卷、二二一八〜二二三頁。

⁽³⁶⁾ 前掲『幕末外国関係文書』一二卷、二二二一〜二二二三頁。

見書があげられる。嘉永六年六月三日のペリーの来航の直後、幕府は七艘から一〇艘ほどの艦船をオランダから輸入することを決めたが、水野忠徳はその交渉役に命じられていた。幕府から艦船の注文を受けたオランダ商館長クルチウスは、嘉永六年九月一三日に長崎奉行水野に提出した意見書で、「海軍一体之儀ニ付、別段相心得候廉無之候得共、御政府に於て欧羅巴様之海軍御発起之御旨意有之候ハ、阿蘭陀士官並右ニ携候匠工之師、日本若年之人江左之術伝授仕候儀專要ニ奉存候」とし、「第一 地理学、第二 星学、第三 欧羅巴流算術、第四 度学、第五 測量学、第六 航海学、第七 帆製作、第八 綱製作、第九 砲術、第十 銃砲之鑄造、第十一 船中ニ於て小銃及びピストン打、大砲之訓練、第十二 大凡蒸気機械、第十三 大船製造、第十四 兵家之法則」⁽³⁸⁾と記し、幕府側がヨーロッパ式の海軍を建設しようとするならば、オランダ士官や専門職人たちを招いて一四課におよぶ諸分野について専門的な教育を受けなければならないと助言した。

専門的かつ体系的な教育の実施を理想とするクルチウスの意見に対し、水野はどのように考えていたのであるうか。クルチウス宛の安政元年閏七月の水野の意見書をみてみたい。

【史料1】⁽³⁸⁾

〔前略〕申立之通、其国之理学を精究し、蘭語等可学、夫ニ付学校取建無之^而ハ不叶段は、至当之論ニ候得共、窮理之学ハ、数年之日月を待されは通しかたく、海軍之実備ハ、当今一日を後るへからず、当然

⁽³⁷⁾ 前掲『幕末外国関係文書』二卷、四一三〜四二〇頁。
⁽³⁸⁾ 前掲『幕末外国関係文書』七卷、二一〇〜二一一頁。

之順序ニ従つて其道を学び、形理内外共に全きを求めは、譬へは、日暮て道猶遠き如く、運用之術ハ容易ニ不遂して、居なから時機を失ふへき間、只今倒行逆施之方便を以、学校之營築、窮理之精学を後にし、一通り皮膚之筋合口授を受る上ハ、直に実物運用之教を受んとす、只是等之事我国絶無之業を開く事故、学校取建之一事も、衆議容易ニ難決、船将之論を聞ハ、只其業之広大なるに悩んで、却而深切之厚志に背き、空敷機会を過すの恐有之間、不得止事猶亦此議ニ及ひ候、且先つ実物ニ就て、稍其一端を得ハ人皆必ず其術之善を信せむ

傍線部の内容から、水野は「海軍」導入を時勢上これ以上遅らせることはできないと認識していたとみえる。ただ、「海軍」を備える必要性には共感しているものの、その教育の在り方についてはクルチウスが提案したように、諸学問を基礎から体系的に習う理想的な学習の手順を踏むやり方ではなく、必要とされる技能的な要素を短時間で習得できるやり方を望んでいたことが読み取れる。

「海軍」伝習の実施にあたって水野の構想が示されているもう一つの史料がある。安政元年閏七月、水野が老中に差し出した伺書である。

【史料2】 (39)

〔前略〕軍艦御購入并蘭人御手当共多分之御入用ニ有之、此節禁裏御造營を始、内海御台場御築立、其外

(39) 前掲『幕末外国関係文書』七卷、二七一〜二七二頁。

御入用一時ニ差湊候折柄、可相成丈減省致し、御都合能相整候様仕度、諸事厚く勘弁を加取計候義ニ候得共、外国之振合等引証仕申出候趣、事情不得止之義故、強^而御入費之筋^{而已}一途ニ難申述場合ニ御座候^而、阿蘭陀ニおき候^而も、此御手当向御治定不相伺候^而ハ、伝法人^人連渡申間敷哉と奉存候、昨年来たるしや^や重墨利加再三渡来、已ニ江戸近海迄も颯入傲慢之所業ニ及、粗願意を達候も、畢竟軍艦大砲之御備無之故、無御拋御取扱ニ相成候義可有御座哉、実以恐入候次第、当今之御時勢たとへ海岸御備御充実相成候共、海軍之御備相立不申候^而ハ、永世外夷之兵鋒を押へ、御国威廓開之期も無之、〔中略〕此度船将之申立御取用相成、軍艦新調并渡来伝法之儀共、阿蘭陀^江被仰付候ハ、御国威御挽回之御趣意貫徹可仕、

傍線部を中心にとみると、財政的に厳しい事情を熟知しているが、異国船が内海に侵入する傲慢な行動で侮辱されないためには軍艦を注文し、その操縦法を習得して江戸湾周辺に配置させることが急務であると訴えていることが読み取れる。

以上の検討から、水野は異国船が頻繁する状況に危機感を持ち、海岸防禦力の一層の強化を図るため、西洋と同様、軍艦と大砲を完備させる必要があると認識していたとみえる。ただし、「海軍」伝習のやり方については、極力実用的かつ短期間で可視的効果が得られるものを望んでいたと言えよう。

(2) 勘定奉行松平近直の認識

松平近直の場合、単独の意見書や上申書はなかなか見当たらず、勘定方全体の意見として記されているものが多い。松平近直は、安政期において勘定方を代表していた人物であることから、勘定方の評議書から彼の立場を見出してみたい。史料引用において後述する内容と重複する箇所が多いため、ここでは要点のみ引用する。

まず、伝習場を江戸に移転させ伝習を拡充すべきであると訴えた永井尚志の上申に対し、「大意、会計府〔勘定方か〕にては不必然と申趣に有之候」^(註10)と、勘定方の反対により先送りになっていたことが判明する。

阿部老中阿部正弘の厚い信頼のもとに^(註11)、海防掛目付方同僚を味方にしていた永井尚志は、江戸での軍艦操練所の創設に向け尽力したが、なかなか進展しなかった。その背景には「閣参を初、諸役人、軍艦之事は更に心得候者無之、何を嘶候ても豊者と語候故」^(註12)とあるように、おそらく勘定方の消極的な雰囲気があったと思われる。また、別の章で後述するが、諸藩や幕臣従者の長崎「海軍」伝習参加の申請に対しても、取締り上の懸念を理由とし、極力許可しない姿勢を見せていた。

全般的に評価すれば、松平近直の「海軍」事情に関する立場は、海防力強化のための最低限の軍艦保有には賛成するものの、長期的かつ専門的教育機関の設立には消極的なものであったと言える。

^(註10) 『来簡と資料』（勝海舟全集 別巻）（講談社、一九九四年）、二四六頁。

^(註11) 前掲『来簡と資料』、一〇六頁。

^(註12) 同上、一〇八頁。

(3) 海防掛目付方の認識

諸藩の伝習参加をめぐる議論の詳細は別の章で後述するが、ここでは一部を切り取り紹介する。

まず、海防掛大目付の跡部良弼の意見書を取り上げる。作成年代は安政三年二月のものだと推定される。伝習参加の許可を求めていた阿波藩からの申請に対し、跡部は、「航海術之義者、諸般新創之事柄故、如何様ニも蘭人端的之指授無之候而者、何廉抄取かね可申哉、就而者、夫是迫切之心入事实無抛次第相聞、且諸藩追々相願ハ、御國中講習之義盛ニ相成、不遠海軍御全備ニ可相成奉存候」^(註)と述べている。すなわち、航海術は全く新しい分野であるゆえオランダ人からの指導を受けなにかぎり中々学習できない事情を考えると、熱心に学習しようとする諸藩に関しては講習参加を許可すべきであること、跡部は考えていたと解釈できる。なお、講習の参加希望者が全国的に増え盛り上がりを見せれば、遠くないうちに「海軍御全備」に役に立つと見込んでいたことも分かる。つまり、跡部が「海軍」伝習に抱いていた構想は講習の拡散を通じて海岸防禦力の強化に連結することを期待していたと言えよう。

次に、長崎に引き続き伝習生の派遣を要請する永井尚志の上申に対する海防掛目付三名の鶴殿長鋭・一色直温・津田正路の議論書を取り上げてみたい。作成年代は安政四年六月のものだと推定される。その内容は、「書面別昏とも一覽勘弁候處、海軍御取建者、新創之御事ニ候へ者、御手重に無之、御成業抄取候御運ニ無御座候而者、折角之御趣意相貫兼可申候、「永井の」申立見込之条、至極尤相聞」^(註)とある。つまり、海軍の創設は新しい事

(註) 前掲「乙骨耐軒文書」四六一文書、五〇九丁。

(註) 前掲「乙骨耐軒文書」四六八文書。

業であるため、あまり慎重にならずに速やかに実行に移すつもりでないと、せつかくの趣意を貫き通すことはできないとの〔永井の〕意見は至極尤もであり、陸軍三兵の内騎兵は延期するとして、それ以外は了解されたので、それなら〔新規の伝習生を長崎に派遣すること〕承認すべきであると意見を述べていた。

さらに、江戸で軍艦操練所創設を建議した永井尚志の上申に対する海防掛目付方の評議書を取り上げる。作成年代は安政四年四月のものと推定される。その内容は、「伝習人氣弛等無之様、別段地所御撰を不待、講武所中、太鼓稽古場を仮教授局ニ御取定、被成下、右ニ而修業仕度与の趣、申立之条、尤相聞、元方海軍之義者講武所中江御組込可然義与も奉存」(4)とある。前半部は、長崎で培ってきたせつかくの伝習の成果を無駄にしないように、講武所内の太鼓稽古場を仮の教場にした形でも継続させたいと願う永井の上申書の引用である。その後半部が目付方の意見であるが、江戸での継続伝習を願う永井の意見に全面的に賛同し、一方「海軍」は講武所の一部として属させるべきと認識が窺える。ここで目付方が言う「海軍」とは、組織としての一部局、もしくは軍艦操縦術のような武芸を指す意味としても解釈できる。すなわち、あまり負担にならない範囲で、長崎で学習した新武芸「海軍」術を存続し海防強化に繋げようと認識していたと思われる。

(4) 老中阿部正弘の認識

老中首座であった阿部正弘の「海軍」に関する認識は、時期によって変動していたようにみえる。例えば、伝

(4) 前掲「乙骨耐軒文書」四六七文書、一〇二丁。

習開始直前の安政二年七月二十九日に老中から永井尚志への指示書の内容をみると、「船軍御創制ハ不容易大業ニ候処、今般阿蘭陀献貢之蒸気船ヲ以、運用其外伝習方之儀ハ、彼国王ニおゐて格別之心入ニ有之、悉ク伝習研究致度」⁽⁵⁶⁾と書いていて、「海軍」とは表現されず、「船軍御創制」と記されている。また、安政二年八月二十四日に老中から大船製造掛へ出された指令書でも、「此度長崎表^江被遣候面々、御軍艦起立^ニ而、海外万国^江関涉いたし候御用柄、国家之御為、当今第一事業講究いたし、往々一廉御用相立候様可相心掛候儀^者勿論之儀ニ付、平生清廉潔白にいたし」⁽⁵⁷⁾と書かれている。伝習に参加する人々への心得を伝達している内容であるが、ここでも「海軍」とは表現せず、「軍艦起立」と表されている。表現は「海軍」ではなく「軍艦」創設であるものの「国家」のため取り組むべき急務として長崎「海軍」伝習を位置づけていることが注目される。

一方、安政三年一〇月二十八日に、老中から海防掛へ出された留学生の派遣をめぐる指示書の内容をみると、「海軍御創業ニ付^{而者}、何も外国之通路相開ケ候期運到来之御時節ニ付、外国^{任か}来之義、是迄之重き御国禁^二者候得共、当時下田表^{江者}、外国之官吏越差置候位之義、兎角御手後不相成様、時勢ニ従ひ、御变革被遊候方、御為可然、其外品々便利之義も有之候ニ付、弥咬啣吧^江伝習人被遣候方ニ評決相成申候」⁽⁵⁸⁾とある。つまり、「海軍」創設については、いずれ外国との通路を開き往来するようになる時期が到来するはずなので、たとえ今までは固く禁じられてきたこととはいえども、当今下田に外国の官吏の滞在を認める程でもあるから、手遅れになる前

(56) 前掲『幕末外国関係文書』一二巻、二一八頁。

(57) 前掲『幕末外国関係文書』一二巻、三五八〜三五九頁。

(58) 前掲『幕末外国関係文書』一五巻、一九七〜一九八頁。

に時代の趨勢に従って改革すべきである。そのほか種々便利なこともあると思うので、バタヴィアに伝習生を派遣することになると書かれている。ここでは明確に「海軍御創業」と表現されている。教育面で「海軍」専門学校の創設を意味する可能性もあり、組織面での「海軍」創設を意図した可能性も考えられる。いずれにせよ、以前の段階より西洋式近代海軍の概念に近づいた認識を示したものと思われる。伝習事業の実施を通じて、その成果を基に、次第に永井尚志の意見に同意する姿勢を見せていたと考えられる。

(5) 長崎在勤目付永井尚志の認識

フアビウスが提案する西洋式海軍について、一般的に最も理解していた人物は永井尚志であると考えられる。例えば、土佐藩からの参加申請をめぐる目付方の評議書で、永井の意見が引用されている。その内容は、「海軍御取建被仰出、伝習御開相成候義ニ御座候得者、諸家ニ而も同様領海有之者者別而之事、国力応し海軍取建、蘭人伝習をも請可申段御達相成候而も可然」^(註)である。ここで永井が使った「海軍」の意味は、組織と装備と教育の完備の三要素の総称と置き換えても十分意味が通る。

組織の面での指揮系統確立の問題について、フアビウスの意見書で、「其為第一肝要といたし候義は、相当之軍令有之、下は上を尊敬し、且は下知有之候は、早速夫に従ひ可申事に候、軍船の指揮役は部下の船人に兼て規則を教示し、其意志を励み、己を敬従いたし候様取計候儀、決して怠間敷事、此為には階級厳威、義理廉直、最肝

(註) 前掲「乙骨耐軒文書」四〇九文書、四六三文書。

要に有之候」⁽⁵⁰⁾とし、上下の指揮命令関係樹立の重要性を強調していた。

フアビウスが提言した指揮系統確立の重要性について真剣に考えていた人物は、永井が唯一であったように思われる。次の史料からその様子が推測できる。伝習開始直前の安政二年八月に永井は次のような伺書を差し出した。「永持亨次郎は、元より配下之事に候得共、矢田堀景蔵・勝麟太郎両人之者は頭支配も有之、其以下之者も同様之儀に御座候処、諸勤向等は私進退仕候義に付、勤名目其俣に据置候ては自然不都合之筋可有御座候間、伝習御用出役杯相唱候様被仰付度奉存候」⁽⁵¹⁾と上申ししていた。つまり、伝習生幹部に任命されている三名中、永持亨次郎は永井の配下であるため問題ないが、矢田堀と勝は小十人組でそれぞれの組頭の支配下にあり、多様な組から集めた伝習生たちを元の配属に据え置いたままでは、永井が仕切るには様々な困難が予想される。そこで、臨時的に「伝習御用出役」のような称を付けてほしいと上申ししていた。現場の指揮系統を一律化することで、フアビウスの助言にあった上下の指揮命令関係の樹立を図ろうとしていたと考えられる。

しかし、同年一月の勘定奉行らの評議書では、「矢田堀景蔵勝麟太郎其外御目見以下之者共、伝習御用出役杯と相唱候様被 仰付度との趣に候得共、右は当八月、「永井」岩之丞え御渡し被成候御書付之内、蒸気運用伝習御用之者多人数にて、右之内ニは自然如何敷儀は勿論、指揮等相拒候様之儀も有之候は、同等に不及、速に帰府可申渡旨被仰渡、其段銘々えも相達置候上は、別段出役等の名目に改不申候共、差支筋は有之間敷儀之処、

⁽⁵⁰⁾ 前掲『海軍歴史』、五五頁。
⁽⁵¹⁾ 前掲『海軍歴史』、四七頁。

右被仰渡と行違に相伺候儀と相聞候間、支配向同様之心得にて取扱可申旨被仰渡候方に可有之⁽⁵²⁾と答申された。つまり、現場で永井の指揮を拒む者はすぐに帰府させる措置をとれば、名目を改める必要はなく、長崎奉行所の支配向と同じように仕切れば済む問題であるとし、この段階では命令や指揮系統の問題についてそれほど深く考えていなかったように読み取れる。

また、永井は最も早い時期から専門的教育機関の確立が必要であると認識し、その実現のため奮闘していた。例えば、長崎伝習開始から半年も経っていない安政三年三月に、次のような伺書を老中に差し出していた。「江府ニ於^而も海辺便利之地へ海軍教授所御取立伝習帰在之者、其所長之業前課ヲ分、教授致候様、右学校候へ者、多人数諸藩者共も入学被仰付候可然⁽⁵³⁾」と、江戸周辺に諸藩からも入学できる海軍教授所を設けることをいち早く提案していた。勘定方の反対により初期移転案は却下されたが⁽⁵⁴⁾、江戸に戻った後、すぐ軍艦操練所の創設に向け奮闘し、同時に海外へ日本人留学生を派遣しようと尽力していた。最も積極的に「海軍」創設に取り組んでいた永井の考え方の根底には、「海軍一条に付、種々富国強兵之策相立度、焦思腹考致居候⁽⁵⁵⁾」と、「海軍」創設を「富国強兵」の一つの策としてみなしていたことも注目される。

(52) 前掲『海軍歴史』、四八〜四九頁。

(53) 慶應義塾大学三田メディアセンター貴重書室所蔵「長崎伝習小記」、二〇丁。

(54) 前掲『来簡と資料』、二四六頁。

(55) 前掲『来簡と資料』、一〇七頁。

第三節 教師交替案にみる日蘭双方の認識の相違

史料上の制約のためか、教師交替の意図や依頼内容に関して明確に論じられた研究は皆無に等しい。幕府は当初から教育期間を約四年と見込んだ上で開始していたのであろうか。その答えを日蘭双方の記録であるフアビウス駐留日誌と「長崎伝習小記」から明らかにしてみたい。まず、安政二年教育開始前の教師選出・志願の状況を確認してみよう。西暦一八五五年八月一四日火曜日のフアビウス駐留日誌の記録を取り上げる。

【史料3】⁽⁹⁸⁾

このペルス・ライケン氏の人選が、私の観点とまったく合致しているので、爽快な気分になった。これに勝る人選は望めない。全員が志願者である。このうちの何人かはここ数か月いないに軍役を終える者たちである。残留者にオランダで両親・配偶者手当を定期的に給付する条件のもとに、次の二年間出島に残留する心構えできている志願者である。全残留要員が決定した。上記の下士官と隊員が編成する派遣隊分隊は、功績高いG・C・C・ペルス・ライケン少佐を隊長に仰ぎ、幕僚の任務に適したA・スグラウエン中尉とエーフ中尉が隊長を補佐することになる。

ここで注目される点は、傍線部のように、「次の二年間出島に残留する心構えで」契約していたことである。幕府内部で行われた様々な議論のなか、伝習依頼期間に関するものは、管見の限り見当らない。強いて挙げるなら、安政二年七月二九日の永井宛の老中達に、「伝習行届、差支も無之様相成候ハ、自然右船浦賀表^江相廻候様ニも可相成敷、伝習熟達

(98) フォス美弥子編訳『海軍日本の夜明けーオランダ海軍フアビウス駐留日誌ー』（思文閣出版、二〇〇〇年）、一三四頁。

之模様ニ寄、猶其節長崎奉行申談、伺越候様可被致候」との指示がある。具体的な期間の言及はなく、軍艦を操縦し浦賀に廻せるレベルに達したら、そこで次のことを考えようとしていたものとみられる。伝習期間に関しては、幕府内部では目途を立てることができず、漠然と早期帰府を望んでいたものと思われる。しかし、ファビウスの駐留日誌からは、教師やファビウスなどが、伝習開始前からすでに二年を第一次伝習期間の目途にしていたことが判明する。

では、滞在二年後はどのように考えていたのであるうか。日蘭双方の動向が分かる史料が揃っている。まず、安政三年九月七日付の老中から長崎奉行所への指示書を取り上げる。

【史料4】⁽⁸⁷⁾

〔前略〕一、蘭人交代之義^者、航海・測量・帆前運転・蒸気器械扱方・海軍之指揮等ハ勿論、陸軍三兵も兼心得候もの并造船家・鑄鉄師共、當時在留之もの右格別研究いたし精撰之人物差渡し候様、尤水夫之義、塩飽島のもの追々事馴候様子ニ付、一船丈之人数之半減程ニ^而可然哉、右伝教之人之内夫々兼学之ものも可有之候間、無益ニ多人数差渡し候^{而者}および申間敷候義、得^与長崎奉行相談、かひたん^江可被申渡候、尤右之もの共渡来次第當時之伝教人^者御暇被下候積可被心得候事、但、在留伝教之蘭人共之内、伝習方差支無之丈之もの残置、其餘^者模様次第帰帆為致候ても可然哉、勘弁之上、程能可被取計候事、〔後略〕

老中からの指示書は、元来は安政三年七月二三日の長崎奉行所からの伺書に対する返答である⁽⁸⁸⁾。しかし、

⁽⁸⁷⁾ 前掲「長崎伝習小記」、五二丁五五丁。

残念ながら伺書の原史料は見当たらず、推測に過ぎないものの、オランダ人教師の契約延長や交替問題に関する裁可を伺うものであったと思われる。それに対する返答として注目される点は、傍線部のように、既存の科目の「航海・測量・帆前運転・蒸気器械扱方・海軍之指揮等」に加え、陸軍三兵や造船・鑄鉄のことが指導できる人物を要望し、また現在滞在中のオランダ人たちを可能な限り残し再契約する方法を考えていたことである。次に、フアビウス駐留日誌から動向を考察してみよう。

【史料5】

(69)

十月二十一日 火曜日

オランダ領事官は二人の奉行と二人の幕府大目付と会議を行った。新しい交渉の先駆け、あるいは前提の交渉会議とみなせる。奉行たちはペルス・ライケン氏と派遣隊士官たちがもう一年、つまり二年間の代わり、三年間駐在できるように要請した。また、日本政府は二組の派遣隊、つまり觀光丸とヤパン号での派遣隊が得られる可能性、そして、それが可能である場合、工兵隊の砲術士官一人、歩兵隊の士官一人、砲術知識を備えた砲兵隊士官一人が得られるかと尋ねた。一言に要約すれば、専門分野に長けている者を得る可能性についてである。これは、奉行たちが現行の伝習に満足していることを裏付けている。

(69) 「長崎伝習小記」の端書に「辰七月廿三日町便さし立、九月七日左之御書取御下有之、九月十九日来」と記されている。
(69) 前掲フォス美弥子編訳『海軍日本の夜明け』、三四七頁。

協議が行われた「十月二十一日」は、和暦で換算すれば安政四年九月四日である。史料上の日付通りであれば、江戸からの指示を待たず長崎での会議が先に行われたと考えられるが、内容をみる限り、前掲の老中の通達に基づいて交渉に臨んだものとみられる。フアビウスの記録から読み取れる会議における奉行所の要求は、傍線部のように、現在の滞在中のペルス・ライケンらの「一年」延長を希望し、新派遣団において「工兵・歩兵」分野の士官の派遣が可能か否かを打診するものであった。この要求内容は、前掲の老中の指示書の内容と合致していると言えよう。フアビウスの西暦一八五七年一〇月三日の日誌に、「日本政府は工兵隊と砲兵隊の士官を各一名求めている。工兵士官は城塞構築のためではなく、単なる教育のためで、若い士官を派遣することが賢策と考える」⁽⁹⁰⁾とある。工兵隊士官・歩兵隊士官の招聘の要請は「日本政府」すなわち幕府の要望と記録していることから、長崎奉行と目付は幕府の指示を受けてから交渉に臨んだものと考えられる。

幕府の要望を伝えた後の交渉過程が分かる史料の二つを取り上げる。一つ目は、安政三年九月晦日に永井が老中に差し出した伺書とみられ、永井が長崎奉行と相談しオランダ商館長に伝えた内容を報告している。

【史料6】⁽⁹¹⁾

^(安政三年)
辰 九月晦日左之通、鎮台〔長崎奉行所〕荒尾石刃へ懸合、在留甲比丹〔商館長〕へ申渡

昨年以來滞在之指揮役其外とも懇切教授有之、海軍諸業追々開ケ候ニ付^{而者}、猶又教授之為左之人數被差

⁽⁹⁰⁾ 前掲フオス美弥子編訳『海軍日本の夜明け』、三五四頁。
⁽⁹¹⁾ 前掲「長崎伝習小記」、五七〜五九丁。

送度、和蘭政府^江厚く申越候様致度候、銘々受用物等之義、当方来着之上、双方申談可相定、尤當時滞在之指揮役士官之内交代不致居残候者有之候得^者、尚御都合宜敷存候、

人数書

ゲニー士官 一人

築城心得候者之由

炮隊士官 一人

但、大砲鑄造心得之者

造船方士官 一人

總計 三人

外ニ

コンマンドント 一人

士官 三人

公用方士官 一人

医官 一人

機関方士官 一人

機関方 二人

内一人水夫頭
同格一人

下等士官

二人

大工 一人

帆縫 一人

セルジャンド 一人

水夫 八人

火焚 四人

マリニール 一人

太鼓方 一人

但し喇叭吹笛

総計貳拾八人

式廉

参拾耆人

すなわち、幕府の要望を取り入れ、築城の知識がある「ゲニー士官」・「砲隊士官」・「造船方士官」を別途に加え、総勢三二名の教師を招聘するようにしたと交渉結果を記している。

二つ目の記録は、安政三年一〇月五日に長崎奉行所から老中に提出された伺書の前半部に該当する。

【史料7】 (52)

① 明年^者御談船も持渡御船数相増候、伝習事件急遽ニ可相成ニ付^{而者}、教授蘭人も人数相増不申候^{而者}、届兼候趣、甲比丹申出候、人数減之義、達^而申談候^{へ者}、給料之多少又^者多人数滞在を嫌候様酌取候^{へ者}、氣配ニも拘り可申、伝習差当不都合も可有之候間、海軍為教授此度御呼寄候者二十八人^与相定、② 外ニ造船家・鑄鉄師等^者、在留之指揮役歸国之上ならてハ^与之挨拶難出来、騎兵之義、当地不便ニも有之、先見合、右之外ニ築壁・炮隊・造船家御呼寄之積、甲比丹へ申渡、〔後略〕

すなわち、傍線部①では、保有する船も増えるので教師も増員しなければ行届かなくなる懸念があることと、人数を減らしてくれるよう強く要望すれば、給料問題や大勢の外国人の滞在を嫌っていると認識され、そうなると雰囲気にも影響を与え、伝習に支障を来しかねないとの商館長の申し出を受け、今度の教師は二八名を呼ぶことに合意したことを報告している。そして傍線部②では、築城・砲隊・造船術を教える教師の招聘可否は現在滞在中の隊長が帰国してから確定されることと、騎兵の件は長崎の不都合〔訓練場の狭さか⁽⁵³⁾〕で一旦見合わせたことを報告している。

この伺書に対する老中の返答は、翌年の安政四年二月二三日、「蘭人交代之義ハ書面之通、可被取計候」とあり、長崎奉行所の交渉通りに進めるよう承認されたとみられる。

(52) 前掲「長崎伝習小記」、六〇丁。
(53) 前掲「長崎伝習小記」、三八丁。

第四節 伝習場所選定の議論

長崎が日蘭貿易上の窓口であったことを考えれば、伝習の場所に関する議論は行われることなく、長崎にすることが合意を得ていたように思われがちである。しかし実際は、場所の選定問題は度々議論されていた事案の一つであった。

安政元年九月三日、老中は長崎奉行に、「伝習の者ハ長崎へ御呼寄せの方可能候」⁽⁵⁹⁾と、伝授者の教師を招き入れ長崎で学習させると暫定的に結論付けていた。しかし、翌二年六月に、長崎へオランダ船が入津した時、場所の選定をめぐる議論が再燃した。例えば、安政二年六月七日付の勝海舟から尾張藩士の間瀬権右衛門に出された書簡によれば、「然処長崎表へ可差出哉之御評議も有之候処、其儀ハ相止、江戸表ニ逗留之筈、乍去役所も不定」⁽⁶⁰⁾と、安政二年六月の時点でも伝習の場所が確定されないままであったことが窺い知れる。

その背景には、伝習場を長崎ではなく浦賀を推す目付方の意見があったからと思われる。目付方が伝授の場所に長崎ではなく浦賀を指示している理由としては、「江戸近ニて万事御便利も宜、彼方於ても格別ニ難有相心得、且伝習方御経費等も不相懸、時宜ニ寄御身柄之御役人御見置等にも諸般御都合ニ可相成、右御呼寄相成候海路直様航海之修行も出来候義ニ付、(中略)松平薩摩守製造之琉球船御借上之上、一同供人数等極々相減し為乗組、早々彼地^江被遣、航海術伝習ながら浦賀迄御取寄相成候ハ、御失費も無之、且諸般御手廻之御弁利ニも相成

⁽⁵⁹⁾ 『水戸藩史料』上編乾巻(吉川弘文館、一九一五年)、四六九頁。

⁽⁶⁰⁾ 土井康弘「尾張藩士間瀬権右衛門が勝海舟から入手した情報(注と文献・資料)」(『一滴』一二号)、一六〇頁。

候方可然」⁽⁶⁹⁾と記している。つまり、浦賀にすると江戸に近くて諸事の便宜を図りやすく、オランダ側にとつても良からうし、伝習にまつわる費用もそれほどかからなくて済む上、ときにより身分の高い役人が見に行くにも都合がよく、また長崎から浦賀に来ることでもただちに航海の練習にもなる点を挙げていた。

しかし、安政二年六月二八日の評議で出された勘定方の意見は、「下田浦賀^江紅毛人乗組相廻し候儀ハ、品々差支有之、不可然候間、習熟之上、日本人ニ^而御廻し之積り」⁽⁷⁰⁾であった。つまり、勘定方は下田・浦賀にオランダ人が来ることになる⁽⁷¹⁾と諸支障が生じることを懸念していた。その代わり長崎で修業させた後、上達すれば日本人の自力で運転させて江戸に戻らせることを提案していた。

安政二年七月二六日、老中に提出した徳川斉昭の意見書によれば、「一、蘭夷を浦賀へ御呼寄之儀、大小目付見込出格之評議何分面白くハ存候へ共、下田の外新ニ浦賀の例を開き候ハ、墨夷其外へひゞき可申且又墨夷渡来混雑等之患御勘定奉行の見込無抛候間、先々修行人崎陽〔長崎〕へ被遣候方と存候」⁽⁷²⁾とある。つまり、徳川斉昭は、伝習場を浦賀に設けるという目付方の意見より、オランダ人を浦賀に呼び寄せればアメリカやその他の国との関係にも影響することを危惧し長崎を推す勘定方の意見に同意した。これにより、伝習の場所は長崎に確定することになった。

しかし、伝習開始後も度々移転を主張する意見が提起されていた。安政三年五月三日、老中宛ての永井の伺書

⁽⁶⁹⁾ 前掲『幕末外国関係文書』一二巻、五二頁。

⁽⁷⁰⁾ 『村垣淡路守公務日記』(『幕末外国関係文書』附録三巻)、二九九頁。

⁽⁷¹⁾ 前掲『水戸藩史料』上編乾巻、四七六頁。

には、「遠隔之地^二而^一八十分習業難出来^二付、下田浦賀等之近地へ御引移し相成候、海軍も御鼓舞有之候様致度伺^一」⁽⁶⁹⁾とある。安政二年十一月に開始されてから一年もしないうちに、現場の総監督である永井から伝習場の江戸移転が提案されていたことが注目される。しかし、安政三年九月一九日の答書では、「伺之趣者許多差支も有之候間、別紙之相伺候方^江相達し候通可被心得事」と、永井の移転の建議案は却下された。却下された事情に關しては、安政三年七月四日付の勝海舟宛岡田新五太郎書簡に、「先達永井君より伝習人江戸近く之地^江引移度旨伺書は相下り、小子評議案取調候処、「中略」大意會計府〔勘定方〕にては不可然と申趣に有之候」⁽⁷⁰⁾と記されていて、勘定方の反対があつたことが判明する。

フアビウスは、伝習場として長崎港を推した理由は、「要害能き長崎の港は、水の干満能く、至極丈夫の防禦勝手よき港にて候、斯る港なれハ、蘭語にてウエルフ^{造船所}と唱候船打建所營候に究竟の所に候」⁽⁷¹⁾とし、西洋式海軍の建設を視野に入れた上、地形的な面を重要視していたとみられる。一方、幕府内で浦賀より長崎を支持する意見が多かったのは、危険度が増しかねない江戸周辺を避けるためとみられる。場所の選定をめぐっても双方の思惑の相違が窺える。

⁽⁶⁹⁾前掲「長崎伝習小記」、四七〜四八丁。

⁽⁷⁰⁾前掲『来簡と資料』、二四五〜二四七頁。

⁽⁷¹⁾前掲『幕末外国關係文書』七卷、一九〇頁。

第五節 留学の議論

日本人を海外へ留学させ技術を習得させるべきとの提案は以前からあったが⁽¹²⁾、その必要性について本格的に議論されたのは、安政元年六月スンビン号の献呈と共に、伝習開始をめぐって長崎奉行水野忠徳と船将ファビウスが意見を交わした過程であったとみられる。ファビウス船将は、留学に関して、「欧羅巴に渡来し、執行有に於てハ、必其業遂候事ハ顕然に候」⁽¹³⁾と提案し、日本人学生をヨーロッパへ派遣し技術を習得させれば、日本で西洋式海軍を創る上で、効果が顕著に表れるであろうと述べていた。

幕府内部で海外派遣か国内招聘かをめぐる本格的な論議は、安政元年閏七月二十日、老中に差し出した水野の伺書から窺える。その内容は、「御国法おゐて難相成、殊ニ被遣候人々御撰も不容易候上、遠海懸隔病災其外故障候共、急速御引替難届、其上被遣候者限り之伝習ニ^而、事柄狭く、当方^江御呼寄ニ相成候得ハ、手広伝習相届、執行之様子ニ寄、御引替等之御差支も無之候得ハ、御費用相増候共、当時之処連渡之積被仰渡候方可然哉と奉存候」⁽¹⁴⁾と述べている。つまり、祖法上の渡海の難しさや、派遣する学生の選抜の困難さ、病気発生の場合迅速に交替ができない点、派遣された人に学習が限られるなどの弱点が存在する。外国人教官を招聘した場合、費用は相当にかかる。しかし、学習対象の拡大、交代の容易さなどを考えると、留学生を派遣するより外国から教師を招いた方が良いと述べていた。その後、外国人教師の国内招聘の利点を主張した水野の提案が採用された。

⁽¹²⁾ 例えば、江川太郎左衛門の提案がある（前掲『幕末外国関係文書』二卷、一六〇文書）。

⁽¹³⁾ 前掲『幕末外国関係文書』七卷、一九三頁。

⁽¹⁴⁾ 前掲『幕末外国関係文書』七卷、二七二頁。

伝習開始後も留学生の派遣を唱える主張が度々提起されたが、それを時系列で検討してみよう。まず、安政三年四月二五日付勝海舟から知人の岡田新五太郎に出された書簡によれば、勝は長崎でのオランダ教師の教え方について、「此方より聞候事は決して教不申、順序通りを日々少々宛教し候のみ」であると不満げに語り、「此地伝習も存外果行不申、当惑不少、彼邦^江留学之策起り不申候ては、とてもひらけ候と申場合に到り難き歟」⁽⁷⁵⁾と記している。勝の書簡に対する安政三年五月一四日の岡田の返信には、江戸の評議で出た留学反対派の五つの論理が次のように挙げられている。

【史料 8】⁽⁷⁶⁾

一、学人不残用立無糺之積之处、風土、飲食異候得ば、生て帰る者、十人にて六、七人に不過。是難被行一。

一、海外に出て不帰者一人あれば、唱る者連坐之罪可有之。是人之不唱所存にて、百人に尅人不帰者あれば、一旦行れ候ても後不被行可相成候得共、其実は不帰程に思込たる者ならざれば其技十分ならず、安^陪仲麻呂今日に幾人も可有之候間、十人に五人は不帰見込みならでは不被行候故、最初百人遣て、帰国五拾人と見越置程ならでは、彼之所長は我に得がたくと存候。此処之決扱、甚六ヶ敷可有之。是二つ。

一、国秘を洩すを恐る。是三つ。

⁽⁷⁵⁾ 『書簡と建言（勝海舟全集二）』（講談社、一九八二年）三二二頁。
⁽⁷⁶⁾ 前掲『来簡と資料』、二四三～二四四頁。

一、数ヶ国^江頼み学生を渡す時は、其国之請乞ば不得不許。一国にても是亦同様なるべし。是四つ。
蘭人^江頼める計よりは、東西洋諸国に留学さするかた、万々の益あるべしと存候。

一、邪教之伝染を恐る。是五つ。

つまり、全員の無事生還を保障できない憂慮と、死亡者を出した場合の責任所在や、不生還者続出のリスク、さらに情報漏れの恐れ、留学先の選定問題、異教に伝道されることへの懸念が指摘されている。

そして、安政三年七月四日の勝海舟宛岡田新五太郎書簡をみると、「先達永井君より伝習人江戸近く之地^江引移度旨伺書は相下り、小子評議案取調候処、其内閣老方より同様御書取相下り候に付、両様取束評議相成申候。大意、会計府〔勘定方か〕にては不可然と申趣に有之候。其節、試に評議案両様に相認め、一は留学生被差遣、半人数は御用立候見込可然、且蘭人は下田、浦賀よりも浜御殿地之方可然と申旨意に評議取調候得共、仲間〔勘定方か〕逆も不被行、其上にて気配をも破り不可然と皆々留守申候間、不差出候得共、四、五年之内にて必定可被行儀歟と奉存候」⁽¹⁷⁾とある。この記録によつて、伝習場の江戸移転を主張する永井の提案を審議する際、留学生派遣の論議も行われていたこと、そして勘定方の反対により却下されたことが分かる。広範囲の学習が専門的に要求される「海軍」伝習の難しさを現場で実感していた永井尚志により、国内伝習のみならず留学生の海外派遣を唱える提案がされていたと考えられる。

(17) 前掲『来簡と資料』、二四五～二四七頁。

次に、安政三年八月頃の動向について検討したい。安政三年八月、伝習生を海外へ派遣する留学案に関して審議するように老中阿部正弘から海防掛へ指示があつた。次の史料がその内容となる。

【史料9】⁽⁸¹⁾

海防掛^江

覚

蒸気船運用其外為伝習長崎表^江蘭人御呼寄、追々伝習受候者被差遣候処、同^所二^而は、従来之仕来も有之、彼是事六ヶ敷、究屈之義^而已^二付、手広ニ修業も難相成、稽古人ニ於^而も、日数相掛り候内ニは、帰心難止場合も有之、逆も十分ニ修業行届申間敷、航海術等之義は、猶更之義ニ候間、一向二年少壮健之者相撰、総督一同之^者引纏、咬啣^江被差遣候は、罷越候者も決心いたし、航海術を始十分ニ修業出来可致、後来之弊害を懸念いたし候^而ハ、際限も無之、いつ迄も居すくまり相屈候俟、伸候期ハ有之間敷、最早彼是之議論ニ不拘、伝習人咬啣^江被差遣方ニ可有之哉、利害得失篤と勘弁いたし、可被申聞候事、

その内容は、冒頭では、長崎で伝習を実施してみたところ、長崎には従来の慣例もあり難点が多く、面積も狭

(81) 前掲『幕末外国関係文書』一四卷、九〇七〜九〇八頁。(元の出典は『開国起原』と「勝海舟関係史料」(東京大学史料編纂所所蔵)三三五冊、七二〜七三コマ)

いたため十分な練習も難しく、伝習生のなかには月日が経つにつれ、ホームシックにかかった者もいて十分に伝習が出来ているとは言い難い現状が書かれている。そして、その現状を打破する効果的な代案として、最初から年少の壮士を選び、総督の指揮の下で、「咬啗吧」⁽⁹⁰⁾のバタヴィアに派遣すれば、行った者たちも覚悟を決めるので、効率的な学習ができると提案されている。そして、将来の弊害を心配すれば限りがなく、いつ迄もこのまま進まなくなり、実力を伸ばせる機会はないわけで、様々な議論に拘らず、伝習生をバタヴィアに派遣すべきか否かについて、長所短所を考えて意見を聞かせてほしいと述べられている。伝習生を海外へ派遣する留学案に関する各部署の審議内容を確認できる史料は他には見当らなく、次に提示する安政三年一〇月五日に出された永井尚志の伺書が唯一のものとみられる。

【史料 10】⁽⁹⁰⁾

辰十月五日町便さし立、巳二月廿三日伊せ殿御下、四月二日来ル、

当地伝習之義、年々莫大之御入費も相嵩、且外国船入津之節、蘭人多人数出崎之節^者、品々取扱向混雑可仕、殊に伝習人も時々帰思動候意味も有之、確實修業相成兼、且外国之形勢経見仕候者無之、臆度のみニ^而誤伝も不少、旁留学生被遣、習業之余、海外之形勢実践探索仕り、事実委細申上候ハ、外国事務御取扱之御都合ニも可然旨、申上、

⁽¹⁹⁾ ジャカタラ (オランダ語の Jacatra から) … インドネシアのジャワ島の古称、バタヴィア。(『日本国語大辞典』)
⁽⁹⁰⁾ 前掲「長崎伝習小記」、六二〜六三丁。因みに、『海軍歴史』(原書房、七五頁)にもほぼ同様の記録がある。

つまり、長崎での伝習にかかる費用の面や、異国船の入津時の伝習掛の通詞までも借り出される繁忙さと、伝習生のホームシックの問題などによって学習に妨げになる点などがあり、そのうえ、渡航歴のある者がいないため教わったことを誤って理解することも少なくない。「このような面を勘案すると」留学生を派遣すれば、海外の事情を直接見聞でき、それが外国事務の取扱にも役に立つと述べ、留学生の海外派遣を積極的に支持していたことが分かる。

では、最終的にはいかなる決定が下されたのであろうか。安政三年一〇月二八日に、老中から海防掛へ、以下のように通達された。

【史料11】(81)

海防掛^江

覚

咬啗吧^江伝習人被差遣候儀、利害得失篤と勘弁いたし、被申聞候様相達候趣、一同厚勘弁を加へ、評議致被申聞候次第、夫々事理有之、尤之事^者候得共、海軍御創業二付^{而者}、何も外国之通路相開ケ候期運到来之御時節二付、外国^{往か}来之義、是迄之重き御国禁^者候得共、当時下田表^{江者}、外国之官吏越差置候位之義、兎角御手後不相成様、時勢二従ひ、御変革被遊候方、御為可然、其外品々便利之義も有之候二付、弥咬啗吧^江伝習人被遣候方ニ評決相成申候、就^{而者}、不生怠惰様、年季を限り、先五年程も被遣置候方可有

(81) 前掲『幕末外国関係文書』一五卷、一九七〜一九八頁。

之候、右^江差遣方并邪教害を始取締向、且異人へ申談方等、何れも一同篤^与被熟談、勘弁いたし、手続等早々取調可被申聞候事、但、人物撰方、触案之義も、別紙之通^ニ而可然哉、是又一応勘弁いたし、可被申聞候事、

触書案

長崎表^江蘭人御呼寄、蒸氣船運用其外伝習被 仰付候得共、御国内限り^ニ而者、迎も十分之修業難行届候^ニ付、航海其外諸術為研究、有志之輩、先五年程も咬嚙吧迄可差遣候間、御旗本御家人并惣領次男三男厄介之内、右之通り向々^江可被相触候、

まず、冒頭部をみると、史料上は見当たらないものの、各部局からの評議書が老中の手元には届いていたと推測される。その内容を検討した結果、様々な異論があり夫々一理あるものの、「海軍」創設については、いずれ外国との通路を開き往来するようになる時期が到来するはずなので、たとえ今までは固く禁じられてきたとはいえども、当今下田に外国の官吏の滞在を認める程でもあるから、手遅れになる前に時代の趨勢に従って改革すべきである。そのほか種々便利なこともあると思うので、バタヴィアに伝習生を派遣することにすると書かれている。次に、留学生を派遣するに当たって具体的な準備として、五年ぐらいの期限（年数）を決めて派遣すべきであるが、派遣の方法や、異教の害への対策をはじめとする諸監督の件、外国人との会話の仕方などを一同で熟談・了解のうえ、手続きなどについて速やかに取調べて報告するようにと促している。その上、派遣する伝習生の

人選の基準については、下段の触書案で具体的に挙げられている。国内では十分な修行ができないので、航海および諸術の研究のために、五年ほど有志者をバタヴィアへ派遣するので、そのことを旗本・御家人の長男・次男・三男・厄介に至るまで通知するようにと示したのである。

この記録によれば、老中の判断により、留学生をバタヴィアへ派遣する方針が決まったようにみえるが、その後はどうようになっていったのであろうか。

安政三年一月八日の岡田新五太郎宛の勝海舟書簡には、「先達中より此事〔留学〕は精々申立、既に永井も同意にて伺書か何か差出申候、如何いたし候哉、いまだ被行不申哉」⁽⁸⁸⁾と書かれていて、【史料10】の内容のごとく、永井が留学生の派遣に賛同する上申書を提出したものの、一二月になってもまだ実行される気配がないことを心配する勝の心境が表れている。岡田に宛てた翌年の安政四年二月二三日の勝の書簡でも、「留学之事、大監察及び其他^江も殿敷申立候へ共、何之返答も無之、如何之事に候哉、当今右〔留学〕を捨候ては別に良策は有之間敷敷」⁽⁸⁹⁾とあり、まだ留学案は実行に移されていないことが窺える。勝と共に誰よりも留学の実現を望んでいた人物が永井尚志であったと思われるが、安政四年二月六日、改めて留学生の派遣を主張する上申書を次のように差し出していたことが分かる。

⁽⁸⁸⁾前掲『書簡と建言』、三六頁。
⁽⁸⁹⁾前掲『書簡と建言』、三一頁。因みに、年代推定は安政四年二月二三日のものとした。

【史料12】 (84)

勢・但 二公〔伊勢守・但馬守〕已二月六日町便

海軍諸業伝習之義、一昨年来、一通り^者出来仕候へ共、莫大之御物入有之程十分二^者

行届兼候間、猶勘弁仕候処、何れも其御地〔江戸〕近々御引移し方御抄取可宜奉存候得共、其義難相成、

此上^者当所〔長崎〕方御据置相成候義ニ御座候ハ、別段御仕法取定有之可然奉存候間、右等之義^者、近々

私義帰国候上、委細可奉申上候得共、海軍諸業御速成之□□^{〔促進〕}_者、昨十月中申上候、和蘭^江留学生被差遣方

御上策^与奉存候、尤右ニ付^{而者}、彼方〔オランダ〕政府へ之御懸合向其外夫々御手数も可有之、幸此節和蘭

商船入津出帆差急仕候趣御座候得^者、急、留学生被遣候義^与御座候ハ、当所奉行方其段甲比丹へ相達、商

船帰便ニ彼方政府へ被仰出候ハ、御都合可然奉存候間、此段猶又可申上候、以上、

二月 永井玄蕃頭

この史料は、安政四年三月四日に永井の引率のもと第一次伝習生を江戸に戻すことが決められた後、安政四年二月に出された永井の伺書である。冒頭部では、長崎で一年余り伝習を受けたものの、投資した莫大の費用に比べ、満足できる伝習の効果は表れていないことから、今後の効果的な学習方法を検討した結果、伝習場を全て江戸に移転したほうが進捗すると思うものの、そうさせるには難点もあることから、長崎に据え置いたまま当分は

(88) 前掲「長崎伝習小記」、七三丁。

継続させたほうがよいと述べている。続いて、「海軍」の様々な業を早く習得する方法は、安政三年一〇月にも上申したように（【史料10に該当】）、オランダに留学生を派遣することが最も良い対策であると述べている。しかし実際留学生を派遣しようとするれば様々な交渉や手続き等で時間がかかるが、留学を実現させる意向があるなら、その指示を長崎奉行に出してくれば、長崎奉行から商館長に伝え、ちようど現在滞在中のオランダ船を通じ、留学生派遣の意向を都合よくオランダ政府に伝えられると提案している。

この史料は、「海軍」伝習の在り方をめぐる永井尚志の考え方が凝縮されているものとして注目できよう。つまり、永井は、伝習場を江戸に移転させ本格的に伝習を行うとともに、当分は長崎にも並行させ、なお一部の学生は留学させるよりも精度の高い教育を受けるといふ、三つを併用する形で「海軍」伝習を持続させ、かつ学習の効率を高めようとしていたと見受けられる。

先行研究では『海軍歴史』に依拠し、江戸での軍艦操練所の創設について、長崎「海軍」伝習開始の当初からの意図が軍艦操練所の設立を目標にしたものであったとみなしてきた⁽⁸⁵⁾。とりわけ神谷大介氏は、軍艦操練所の開設とともに、長崎での「教官招聘方式」から「留学方式」への転換が軌を一つにしていたと指摘した⁽⁸⁶⁾。しかし、少なくとも永井は、長崎伝習継続・留学生派遣・軍艦操練所開始という三者の併用の実現に向け尽力していたとみられる。

⁽⁸⁵⁾ 前掲篠原書五二頁、前掲藤井書一五〇頁、前掲神谷書一七九頁。

⁽⁸⁶⁾ 神谷大介『幕末期軍事技術の基盤形成』（岩田書院、二〇一三年）一七九頁。

しかし、永井が抱いていた三つ併用の「海軍」講習拡充案は、安政四年五月以前には、いずれも幕府内の同意を得ていない事案であった。一つ目の長崎での継続伝習の件は、継続伝習のためには学生の新規派遣が必須条件となるにもかかわらず、「長崎伝習小記」によれば「其方帰府之上、追^而可被達候事」と回答されていた。二つ目の江戸での伝習の拡充もしくはは継続に關しても、安政三年三月、老中に差し出した永井の伺書に、「江府ニ於^而も海辺便利之地へ海軍教授所御取立、伝習帰在之者其所長之業前課ヲ分教授致候様、右学校候へ^者、多人数諸藩者共も入学被仰付候可然」⁽⁸⁸⁾とされ、江戸周辺に諸藩からも入学できる「海軍教授所」を設けることを提案していた。しかし、同年九月一九日の回答では、「海軍御取建之義、其方帰府之上、猶実地熟考いたし相伺候様可致候」と、永井が江戸に帰ってから改めて検討するとされた、いわば保留事項とされていた。さらに、三つ目の留学生を海外へ派遣する件も幕府内の全面的な同意は得られていなかった。

しかし、幕府内部の同意を得ていない状況においても、永井は今後の構想を教官ペルス・ライケンに話していたことが次の記録から確認できる。

【史料 13】⁽⁸⁸⁾

一八五七年一月三十一日〔和暦、安政四年正月六日〕、伝習所総督〔永井尚志〕は分遣隊司令官〔ペルス・ライケン〕に次のように伝えてきた。^①一八五七年三月末に觀光丸は、伝習所総督と最も進んだ伝習生と

⁽⁸⁷⁾ 前掲「長崎伝習小記」。

⁽⁸⁸⁾ この史料に限り、別途にオランダ語の原文から翻訳した。翻訳は横山伊徳氏のご教示による。

(比較翻訳…前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、五五頁)

共に、分遣隊の助けを借りずに江戸へ出発する。より進んでいない伝習生は長崎で分遣隊の教育を継続して受ける。そして伝習生数は、江戸からの新たな生徒により増加する。^②また自分〔永井〕は江戸に到着後、再び長崎へ、恐らく相当早く帰還しなければならないはずである。それは、永井の考え（を述べるところ）によれば、多くの事柄について自ら知るべく、一八五七年秋、他の若干名の日本人と共にオランダ船でジャワへ、さらにそこから直ちにオランダへ行くためである。それらの事柄において、日本はヨーロッパの諸国と比較して遅れているということを味わされた、と。

内容は二つに大きく分けられる。計画の一つは、安政四年三月五日に観光丸をもって一旦伝習生の帰府と、江戸から新規伝習生の継続派遣の予定を告げている（傍線部①）。自力で運転できるレベルまで達していないため教官側はこの時期の帰還に反対していたが、帰府を強行させた背景には、中国の広東事件などと高まる不穏な国際情勢を案じ⁽⁸⁾、一日でも早く江戸湾に日本所有の軍艦を配備することが急務であると判断したと思われる。

永井が述べた二つめの計画は、傍線部②で記されているように、留学案であった。一旦一旦江戸に戻るもの、直ちに長崎に帰ってきて、ジャワやオランダに行き、ヨーロッパ諸国の実情を見聞・学習し、日本の遅れを埋めようとする構想であった。

⁽⁸⁾ 篠原氏は安政三年のイギリスによる広東焼打事件の影響を一部言及したものの、観光丸の江戸回航の最大の理由は自主的海軍創設にあったと説明した（前掲篠原『海軍創設史』、五二頁）。

しかし、江戸に帰った後も永井は留学案の実現に向け継続して打診を行った。同じ志を持っていた勝海舟に永井が宛てた書簡から、安政四年から翌五年にかけての江戸における議論の行方が読み取れる。勝海舟宛の永井尚志書簡を時系列で挙げてみると、安政四年四月一日の書簡では「留学生論も直に建白、福山侯〔老中阿部正弘〕至極之御気込に御座候得共、決兼、貿易論も同断、扱々困り入候事に候。しかし、留学生論不遠被行可申哉。是非は力を尽候」⁽¹⁶⁾とこのごとく、永井の意見や成果に積極的に賛成の意を表する老中阿部正弘を味方にしつつも、「決め兼ねる」阿部の政治的性向によりなかなか実行にまで踏み出せなかった。

安政四年四月九日の書簡でも「留学生論も御直建白、上にては御志も有之様子に御座候得共、中辺にて兎角さへ候者有之様子にて、不相変因循」⁽¹⁶⁾とされ、同じく安政四年五月十八日の書簡でも「留学論は、帰東後直様建白候処、因循之御下知有之候間、再三議論致候得共、何分即時不被行候」⁽¹⁶⁾、さらに安政四年閏五月八日の書簡でも「留学一条は、建論及再三候得共、未衆意氷解不致、可歎事に御座候」⁽¹⁶⁾と記されていて、膠着状態が続いたようである。結局、「殊ニ執政阿部伊勢守卒去等二而、意外延着致し」⁽¹⁶⁾との言及のように、阿部正弘の死去以降、遅延しがちな幕府内部の議論慣例により、留学は安政年間に実を結ばず棚上げ仕舞いであった。

⁽¹⁶⁾ 前掲『来簡と資料』、一〇四頁。

⁽¹⁶⁾ 前掲『来簡と資料』、一〇六頁。

⁽¹⁶⁾ 前掲『来簡と資料』、一〇七頁。

⁽¹⁶⁾ 前掲『来簡と資料』、一〇八頁。

⁽¹⁶⁾ 前掲『幕末外国関係文書』一六卷、六九一〜六九二頁。

おわりに

以上で検討した内容をまとめると、長崎「海軍」伝習実施において伝習の在り方や方針をめぐって、助言する商館長や船将、諸事案を審議する江戸、現場を指揮する長崎奉行所の役人、それぞれ考え方や目標が異なっていたことが分かる。

まず、商館長クルチウスと船将フアビウスが行った助言自体は、西洋近代海軍システムのように、階級に基づく指揮系統の確立や、能力の沿った士官と下等士官の配分、海軍士官養成の重要性、オランダ語の事前教育などを提案した。しかし、その根底には、伝習の開始を通じ、オランダへの依存度を高めようとする真意があり、必ずしも理想的な教育の実現に向け助力していたわけではない。例えば、少し古い技術の伝授もあった。岡田新五太郎宛勝海舟の書簡に、「承候へば、我船中従事之後十五ヶ年、右之内本国に在り候事纔に三ヶ月、船中は存居られ候如く万事指揮に出候故、甚多忙、読書などの隙、甚稀成り。今教候処は已前士官見習之折学得候処也と申聞候」⁽⁵⁶⁾とあり、当時オランダ教官が伝授した授業の基本は一五年以上前に習得した知識の伝授であったところになる。

かたや、伝習生を派遣する江戸では、少なくとも安政期には、組織的改革は想定していなく、派遣時にも帰府後も元来身分上の支配関係が維持されていて、指揮系統の混乱という問題も浮上したとみられる。なお教育期間も当初から長期を見込んだわけではなく、むしろ短期間で軍艦操縦術を修得し浦賀に回航できるとみていたと思

⁽⁵⁶⁾ 前掲『書簡と建言』、二九頁。

われる。留学や長期的専門教育の実施に対してもとりわけ勘定方は根強く反対していた。勘定方の「海軍」認識は、いわば軍艦保有とほぼ同じ認識であり、長期的な投資を要する「海軍」創設事業に比較的消極的であったと言えよう。要するに、伝習方針やあり方をめぐる江戸と長崎との同床異夢の状態であったことが明らかとなる。

一方、長期的な投資を要する「海軍」事業の拡充に対し慎重派であった松平近直と、最も積極的に推進することを主張する革新派の永井尚志の間で、老中阿部正弘は、比較的中立な立場をとっていたが、「決め兼ね」る傾向もあつたとみられる。しかし、彼は永井尚志が提案した日本人の海外留学派遣にも同意を示し、軍艦操練所開所にも賛成するなど、次第に永井案に寄り添う姿勢を見せていたと考えられる。阿部政権において「海軍」とその専門教育機関の創設は、当初からの一貫した方針のもとで計画されたものではなかったことが分かる。

現場を仕切り西洋式の海軍教育機関の創設の必要性に最も共感したとみられる永井は、オランダと幕府の両側の折衷案で推し進めながら、留学や江戸での軍艦操練所を見据え上申ししていた。永井の行動力や国際的感覚が他の有司に比べ群を抜いたものであつたとするならば、長崎で培ってきた実務経験に加え、フアビウスや商館長に個人的にも色々質問して⁽⁹⁶⁾、その知識があつたからとみられる。第一次伝習に引き続き長崎でも第二次伝習が、江戸の軍艦操練所の新設の事業が実行できるように働きかけた影の立役者は永井尚志であつたと評価できよう。

(96) 前掲『幕末出島未公開文書』一七二頁。

第二章 幕府伝習生の人選とその意図

・講武所・蕃書調所・軍艦操練所との関係性から・

はじめに

ペリー来航前から、海防論では大砲と軍艦を二本柱とする軍備の拡充が論じられ、在来の軍船では西洋船に対抗できないという共通認識はあったが、洋式蒸気軍艦の建造は容易ではなかった。しかし、幕府はペリー艦隊が退去して一週間後の嘉永六年（一八五三）六月一九日に七、八艘から一〇艘の艦船をオランダから輸入することを決め、翌日、長崎奉行の水野忠徳に交渉を命じた。水野と交渉相手となった長崎のオランダ商館長ドンケル・クルチウス (Donkel Curtius) は、軍艦注文に伴い西洋式海軍の創設も必要であると建議し、様々な助言を行ったが、この時点では、水野は西洋式海軍の創設には同意しなかった。その後、安政元年（一八五四）七月五日、オランダ商船が入港し、クリミア戦争勃発のため、期限までに幕府の求めに応じがたい状況を伝えた。そして、その代わりとして、商館長は、碇泊中にオランダ船将ファビウス (Fabius) が造船・蒸気機関・航海術など「海軍」諸術を伝授する旨を水野に申し入れた。水野は改めて商館長と交渉し、九月二日にコルベツト二艘の発注と海軍伝習のための教師団の派遣で合意をみた⁽⁹⁷⁾。

このような経緯で伝習が実現し、幕府伝習生は、第一回が安政二年八月に三七名、第二回は翌三年六月に九名

(96) 以上の内容は、前掲安達「安政元年の海軍伝習」、五く六頁。

、第三回は安政四年五月頃に二四名が、さらにその後も随時派遣された。そして、第一次伝習はペルス・ライケ
ン (Pels Rycken) を指揮官とする二二名の教師のもと、オランダから寄贈されたスンビン号を実習艦として安
政二年一月二日 (西暦一八五五年十二月一〇日、月曜日) から⁽⁹⁸⁾安政四年八月まで、第二次伝習はカッテン
ディーケ (Kattendyke) を指揮官とする三七名の教師のもと、注文船の咸臨丸を実習艦として安政四年九月から
同六年二月頃まで施された⁽⁹⁹⁾。

第一節 安政二年派遣の伝習生人選

(1) 伝習内容による候補者の選定

伝習生の人選の最初の方針は、安政元年二月、長崎奉行の水野忠徳により提示されたが、海防掛や勘定奉行と
評定所一座の意見の不一致により実現されなかった⁽¹⁰⁰⁾。安政二年六月、スンビン号 (後、觀光丸と改名) が寄
贈されると、水野忠徳から代った長崎奉行の荒尾成允は、基本的には安政元年時の水野の意見を踏襲し、水夫や
船大工などは長崎・大坂・浦賀で募集し、士官以上の人選は、一船あたり「御目見以上二^而老人、并与力式人、

⁽⁹⁸⁾ 一八五五年の伝習開始日は諸説あり、藤井氏は西暦で十二月一日 (前掲藤井『長崎海軍伝習所』、三八頁)、篠原氏は和暦で
一〇月二四日 (前掲篠原『海軍創設史』、四四頁)、松浦氏は和暦一〇月三〇日 (松浦玲『勝海舟』、筑摩書房、二〇一〇
年、九三頁) を挙げている。しかしオランダ教師の報告書と『中島三郎助文書』を合わせると、開始日は和暦十一月二日
であった。

⁽⁹⁹⁾ 「長崎在勤中日記」第三卷 (慶應義塾大学三田メディアセンター貴重書室所蔵)。

⁽¹⁰⁰⁾ 守屋嘉美「阿部政権論」青木美智男・河内八郎『講座日本近世史 (七) 開国』 (有斐閣、一九八五年)、九二頁。

同心四・五人」を選ぶよう、老中に上申した⁽¹⁰⁰⁾。それを受けて、江戸でも本格的に議論が始まった⁽¹⁰¹⁾。史料上確認できる人選の議論の主な対象は士官見習以上であるため、本章では長崎地役人や水夫・火夫などは検討対象外とする。

安政二年七月九日に出された指示では、「指揮役士官等身分之階級をも篤と勘弁いたし、成丈年若にて、文学才力相勝れ候もの、又ハ砲術蘭学等相心得、手堅人物相撰早々可申聞候事」⁽¹⁰²⁾と、できるだけ年少者で、文学や砲術、蘭学などに才能がある人を選抜するよう命じられていた。この人選基準をめぐり、評定所一座は、技術力が必要なので、指揮官は船手頭・鉄砲方から各一名ずつ選抜すべきであると主張した。次に勘定奉行らは、総督の任務は長崎在勤目付の永井尚志に命じ、そのほか士官と士官見習には目見以上の者から四名を選び、さらに葦山代官兼鉄砲方江川太郎左衛門の手代からも選抜すべきとした。一方、大小目付方は人選には意見を出さず、伝習を長崎ではなく浦賀で行うべきであると主張した⁽¹⁰³⁾。

議論の末、幕府は七月二九日に、長崎在勤目付の永井尚志を総監督役に、勘定格徒目付の永持亨次郎・小十人組の勝麟太郎・小十人組の矢田堀景蔵の三名を指揮役に任じると同時に、浦賀奉行・江川代官・船手頭・長崎奉行・両鉄砲方（井上左太夫・田付四郎兵衛の両組）に適任者の推薦を命じ、さらに浦賀奉行所の与力は士官、江

(100) 前掲『幕末外国関係文書』一二巻、四九〇～五〇〇頁。

(101) 前掲『村垣淡路守公務日記』安政二年七月七日条、三一〇頁。

(102) 『水戸藩史料』上編乾巻（吉川弘文館、一九一五年）、四七五頁。

(103) 同右、四七五～四七六頁。

川組の手代は与力次席の扱いで士官見習、両鉄砲方の与力は士官として伝習に参加することを指示した⁽¹⁰⁰⁾。最終的に伝習生の人選が確定したのは八月末頃であるが、その直前の八月一〇日付で、老中から永井へ出された指示からは伝習生に期待された学習の在り方が窺える。

【史料1】⁽⁹⁹⁾

〔前略〕蒸気船製造并運轉大炮打方等、此度渡来之蘭人より伝習被 仰付候付、右修業之者共、長崎表^江被差遣候、就^而者、①矢田堀景蔵・勝麟太郎・永持亨次郎ハ一船惣督之心得ヲ以、船々製作・運轉・大炮打方共諸事研究可致、②御鉄砲方并浦賀奉行組与力同心江川太郎左衛門手代共ハ、大小炮共船打^者勿論、陸戦并台場之製作等ニ至迄、惣^而砲術ニ関係いたし候義^者、不洩様修行いたし、③御船手組之もの共^者、船之運轉等悉く研究いたし、④天文方出役之もの^者、航海・測量・分析〔化学〕・窮理〔物理〕之術等、専らニ伝習請、⑤船工・鍛冶職候類^者、右船之器械製作を稽古いたし候、⑥其地〔長崎〕役所附其外之もの共も、右ニ准し銘々請持之業柄、専一ニ伝習請候筈ニ付、蘭人ニおいても其心得ヲ以、可成丈^ケ速ニ熟練いたし候様骨折可及伝習旨申置、於其方〔永井〕^茂、右之趣相心得、銘々格別出精いたし修行行届候様、諸事可及差図候、尤長崎奉行申合、取締向其外不都合之義無之様可被取計候、

すなわち、①から⑥のように所属ごとに担当分野を決め、できるだけ早期に熟練させることが目指された。と

⁽⁹⁹⁾ 前掲『幕末外国関係文書』一二巻、二一八〜二二三頁。

⁽¹⁰⁰⁾ 「勝海舟関係史料」三三二冊（東京大学史料編纂所蔵の写真帳を利用）、二二〜二三コマ。

りわけ②で、伝習生の大半を占める浦賀組・江川組・両鉄砲組からの派遣生に、海上砲術のみならず、陸戦に備えた軍事技術を幅広く修得するよう指示していたことが注目される。

最終的な人選と各々に課せられた重点学習分野は、『海軍歴史』所収の「掛割覚」⁽¹⁰⁰⁾に記されている。幕府の方針を反映する【史料1】と、現地での調整状況を示す「掛割覚」には、少々差異がある。「掛割覚」の記録は【第2章・表1】に提示しておいた。

まず、船手組からの派遣の予定は取り消され⁽¹⁰⁰⁾、西洋砲術師範下曾根信敦（金三郎）の俸の次郎助が加えられた。そして、【史料1】の②では浦賀組・江川組・両鉄砲組に砲術修業が命じられたが、「掛割覚」では、浦賀組与力二名と江川組手代五名は「士官一体」、両鉄砲組一四名は全員「大小銃専務」の修業とされた。「士官一体」は、オランダ語・数学をはじめ船具・造船・蒸気機関・航海・地理・歴史など全般的な学習が要求されるため、洋式軍艦の建造や台場築造に関わっていた浦賀・江川両組の伝習生をあてたのであろう。一方、両鉄砲組は、当初は高島秋帆方式の西洋砲術の普及に猛烈に反対したが、幕府の方針に歩調を合わせ、既に西洋流の取り入れを図っていた⁽¹⁰⁰⁾。この流れを勘案すれば、両鉄砲組にとって長崎伝習は、オランダ人から直接学ぶことで、両鉄砲方流の西洋式砲術の確立を図る手段であったと考えられる。現地の長崎でもその事情が考慮され、鉄砲方の伝習生は「大小銃専務」に配置されたと推測される。

⁽¹⁰⁰⁾ 勝海舟『海軍歴史』（原著一八八九年、原書房一九八七年復刻）、七二〜七三頁。

⁽¹⁰¹⁾ 前掲『村垣淡路守公務日記』安政二年八月一三日条、三三五頁。

⁽¹⁰²⁾ 前掲神谷『幕末期軍事技術の基盤形成』、一四〇〜一四一頁。

しかし、長崎での実際の伝習は、「掛割覚」から窺える構想以上に陸戦を主目的とした砲術系の伝習に集中した⁽¹¹⁰⁾。例えば、「士官一体」の伝習を命じられた江川組の長沢鋼吉や石井修三も、後述する史料で判明するよう、砲術の学習に重点を置いた。また、下曾根次郎助も「砲術斗の修業」であったという⁽¹¹¹⁾。安政三年四月二四日付の岡田新五太郎宛勝海舟書簡によれば、「伝習人も兎角百羅屯〔Pelloton陸軍小隊訓練〕に苦しみ候者のみにて、航海客〔航海士官か〕とも成可申者は至て少く、一船之人數にも足り申間敷哉と心配仕り候」⁽¹¹²⁾という状況であった。そして、指揮役ペルス・ライケンは、幕府伝習生には砲兵・工兵士官を目指している者が数人おり、陸上防衛や要塞の用語などを直ぐ覚え、教官の専門外の水準まで質問したという⁽¹¹³⁾。経験に富んだ江川組の者ではないだろうか。さらに、安政四年派遣の伝習生である沢太郎左衛門（鏝太郎）は、第一次伝習の際の海上砲術の伝習は不十分で、第二次伝習でようやく本格的な伝習を受けたと回想する⁽¹¹⁴⁾。第一次伝習では、陸戦を主目的とした砲術系の伝習の活況に比し、軍艦操縦系の参加者は非常に少なかったと言えよう。

安政二年派遣の伝習生のもう一つの特徴は、目付に転じた永持を除いても、伝習途中に江戸に召還された者が

(110) 小暮実徳全文翻訳「シェイス著『オランダ日本開国論』付属資料Ⅱ「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」（『一滴』一九号、二〇一二年）、六五頁。

(111) 土井康弘「尾張藩士間瀬権右衛門が勝海舟から入手した情報」（『一滴』一二号）、一五六頁。

(112) 『書簡と建言（勝海舟全集 二）』（講談社、一九八二年）、三二二頁。

(113) 前掲小暮実徳訳「シェイス著『オランダ海軍日本分遣隊の歴史』」、五一頁。

(114) 沢太郎左衛門「幕府海軍創立概略附廿一話」（『史談会速記録』、原書房復刻版、一九七六年）、三〇六〜三〇七頁。

七名も存在したことである。先行研究では途中召還者の発生とその契機は見落とされてきた⁽¹¹⁵⁾。

(2) 途中召還とその理由

安政二年派遣の伝習生は、大半が安政四年二月まで伝習を受けたが、七名は七ヶ月で長崎を後にした。まず、下曾根次郎助、長沢鋼吉、石井修三の事例を検討する。

勘定吟味役村垣範正の日記によれば、安政三年四月十九日、講武所の希望により下曾根次郎助と長沢鋼吉の召還が決まった⁽¹¹⁶⁾。次の史料は、その決定を受け、同年五月三日付で永井が老中に提出した上申書である。

【史料2】⁽¹¹⁷⁾

講武所御開御用も有之二付、長沢鋼吉御呼下し相成候処、同人義、小銃取廻し^者熟達致し候へ共、未だ隊伍組立等心得不申候、此度一人達^マ呼下し相成候^{而者}甚心配仕候旨、石井修三義、調^マも行届居候間、一ト先帰府被仰付候様仕度、太郎左衛門手代共一同申出候、右二付、下曾根次郎助、長沢鋼吉義、支度次第帰府可被致、修三義^者、早々御下知御座候様致度、尤鋼吉義^者、運用術も心懸居習業中二付、御用済又々出崎被仰付候様致度旨伺、

⁽¹¹⁵⁾ 下曾根次郎助と高柳兵助の途中帰府の指摘はある（前掲松浦玲『勝海舟』、九六頁）。

⁽¹¹⁶⁾ 前掲『村垣淡路守公務日記』、一一二頁。

⁽¹¹⁷⁾ 前掲「長崎伝習小記」。

この史料によると、安政三年の四月の講武所開設に当たって下曾根と長沢を呼び戻そうとしたが、江川手代は長沢のみの召還では不安なので、石井もこの機会に帰らせたい、また「運用術」も兼学している長沢は江戸での用務が終われば、長崎に戻してほしいと要望した。しかし、この後石井が講武所に勤めた形跡は見当たらず、また仲田正之氏が、安政二・三年に江川塾への幕臣の入門者が急増したと指摘しているので⁽¹¹⁸⁾、石井の召還は、江川塾の教員不足を解消するための処置であったと推測される。

次に、鉄砲方田付組の関口鉄之助は、安政三年五月一五日に下曾根や長沢とともに長崎を出て⁽¹¹⁹⁾、「江戸帰着之上、講武所^江罷出、御用相勤」めた⁽¹²⁰⁾。そして、残り三名は、間接的な史料からではあるが、金沢種米之助は浦賀組⁽¹²¹⁾、高柳兵助は天文方⁽¹²²⁾、福西甚平は鉄砲方井上組⁽¹²³⁾というそれぞれの派遣元の要望により召還されたと思われる。

以上より、伝習生の召還と講武所開設との密接な関係が明らかである。先行研究では講武所と長崎伝習との繋がりは看過されてきた⁽¹²⁴⁾が、長崎伝習より先に開設が構想された講武所で西洋砲術の稽古が本格化するの、

(118) 仲田正之「安政の幕政改革における鉄砲方江川氏の役割」(『地方史研究』一四三号、一九七六年)、二二二～二四頁。

(119) 「長崎航路日記」(上田市立図書館所蔵)。

(120) 前掲「乙骨耐軒文書」四二五文書。

(121) 同右。

(122) 前掲『村垣淡路守公務日記』、一一六頁。

(123) 安政三年六月一三日に石井と金沢とともに長崎を出発したとの記録(前掲「長崎航路日記」)のみであるが、井上屋敷での太鼓指導を期待された召還とみえる。

(124) 安藤直方『講武所』(『東京市史外編』三、一九三〇年)、熊澤徹「幕府軍制改革の展開と挫折」(『維新改革と近代日本

長崎伝習生を呼び戻した後であった。

講武所における砲術稽古の初期の状況が窺える安政三年七月二八日付の勝海舟宛土岐頼旨（講武所総裁兼大目付）書簡によれば、「伝習之義は、最初は下曾根より参候佐野鼎と申者帰り、それが講武所始可申所へとたんに帰り候に付、下曾根門人之内にて尾本久弥と申者よく覚、講武所にて八段込方其外挙動等教へ、一般に相成、其後又〔下曾根〕次郎助、〔長沢〕鋼吉帰り、兩人少々づゝ覚違やら違ひ候所も有之哉、石井脩三帰り不申ては極り兼可申候」⁽¹²⁹⁾とある。講武所の西洋砲術の教育体制が整える前は、長崎から戻った佐野鼎⁽¹³⁰⁾に習うことも考えていたようであるが、程なくしてどこかへ去ったため、下曾根信敦の門下生である尾本久作を立て「八段込方其外挙動等」の伝授を受けたようである。その後、講武所開所に合わせて下曾根次郎助と長沢鋼吉を呼び戻し、兩人は安政三年六月二八日に下曾根と長沢が到着した⁽¹³¹⁾。「次郎助義、近々帰府も可仕、其上者自然門人共へも此度發明之筋迄伝授等出来可仕候」⁽¹³²⁾と、長崎帰りの伝習生による江戸での新技術の普及を期待していたことが読み取れる。

一方で、装填のやり方も八段から一二段に一変するなど⁽¹³³⁾、変化し続ける新技術を導入するためには、伝習

『岩波書店、一九九三年』、前掲仲田正之「安政の幕政改革における鉄砲方江川氏の役割」等。

⁽¹²⁵⁾ 前掲『来簡と資料』、三四八頁。

⁽¹²⁶⁾ 松本英治氏は、佐野が下曾根次郎助に従い長崎伝習に参加し、安政四年一月に砲術師範として加賀藩に出仕したと指摘した（「加賀藩における洋式兵学者の招聘と佐野鼎の出仕」『洋学史研究』二二二号）。

⁽¹²⁷⁾ 前掲『村垣淡路守公務日記』、一八〇〜一八一頁。

⁽¹²⁸⁾ 前掲「乙骨耐軒文書」四六二文書。

⁽¹²⁹⁾ 前掲『来簡と資料』、六三〜四頁。

生を継続して長崎に派遣せざるをえなかった。「書籍而已ニ而者穿鑿も届兼」ねるため、「蘭人直伝請、不分明之廉々質問」⁽¹³⁰⁾すること、最新軍事技術を導入するルートとして長崎伝習に期待を寄せていたと言えよう。

第二節 安政三年派遣の伝習生人選

安政三年派遣生の人選に関して、『海軍歴史』は一二名の名簿を掲げるのみである。【第2章・表2】とともにみていく。藤井哲博氏は、彼らは永持亨次郎の異動の欠員補充、不足していた蒸気機械方の補充、そして開港場を預かる箱館と新潟の奉行所・下田港近郊担当の江川代官関係者と長崎地役人の訓練のため、オランダ教師と協議することなく、永井伝習所総督が独断で増員したと説明した⁽¹³¹⁾。しかし、永井の独断ではなく幕府の判断であつたことを示す史料がある。

(1) 人選の経緯

安政二年の派遣生から七名の途中召還者が発生したため、永井は増員を要請した。その後、安政三年六月五日の幕府評議で増員が承認された⁽¹³²⁾。永井の独断ではなく、幕府内部の承認を経て、安政三年六月から九月にかけて新たに九名が派遣されたのである。

まず、下曾根次郎助が抜けた補充は、彼の父で講武所砲術師範役の下曾根信敦が、松平金之助と尾本久作を推

⁽¹³⁰⁾前掲「勝海舟関係史料」三二冊、六三〜六四頁。

⁽¹³¹⁾前掲『長崎海軍伝習所』、一九〜二〇頁。

⁽¹³²⁾前掲『村垣淡路守公務日記』安政三年六月五日条、一六〇頁。

薦した⁽¹³³⁾。それに対し、海防掛勘定方が安政三年五月に出した意見書では、次郎助の派遣は個人の志願によるものであり、必ずしも充員する必要はないが、下曾根信敦の頼みであることを考慮し、松平金之助のみ派遣すべきとした⁽¹³⁴⁾。しかし、その後の評議で松平と尾本は共に派遣されることになった⁽¹³⁵⁾。二名とも講武所砲術教授方であり、オランダ人の直伝による技術向上を期待していたと考えられる。

江川組の長沢鋼吉分の補充は、安政三年五月に、海防掛勘定方の松平近直と村垣範正が、海防掛目付方の岩瀬忠震・長崎奉行の荒尾成允と川村修就・目付の永井尚志に出した達書から、江川組の柴弘吉と松岡磐吉の派遣が決まったことが判明する⁽¹³⁶⁾。

そして翌六月には、江川組の安井畑蔵と肥田濱五郎に、「右^者長崎表^江蒸気船伝習御用として可差遣旨被仰渡候」⁽¹³⁷⁾と命じられた。両者の派遣経緯を記した記録は見当たらないが、江川組から派遣されていた石井修三が長沢に続いて六月一三日に長崎を発ったので、石井の代わりとして安井と肥田が派遣されたとみられる。

安政二年の派遣に引き続き、三年の派遣時においても、江川組から四名も派遣できた背景には、「当今松平河内・阿部内閣ニ附随シテ其言多ク用キラル、河内斯克テアランニハ何事モ英断ヲ望ミ難カラシ」⁽¹³⁸⁾と言われる

⁽¹³³⁾ 「外国立会御用係書類」一三六コマ（陽明文庫所蔵、図書番号二四四一三九三、頁はマイクロフィルムのコマ番号で代用）

⁽¹³⁴⁾ 前掲「外国立会御用係書類」、一三六〜七コマ。

⁽¹³⁵⁾ 前掲『村垣淡路守公務日記』安政三年五月一八日条、一四四〜一四五頁。

⁽¹³⁶⁾ 前掲「外国立会御用係書類」、一七一コマ。

⁽¹³⁷⁾ 同右、一七六コマ。

⁽¹³⁸⁾ 日本史籍協会編『阿部正弘事蹟』（東京大学出版会、一九七八年復刻）、四六六頁。

ほど、強い発言力の持ち主であった松平近直が台場築造や西洋砲術普及に励む江川組に力を添えたことがあると推測される⁽¹³⁹⁾。

九名のなか、残る三名は、蕃書調所の伊沢謹吾⁽¹⁴⁰⁾、箱館奉行支配調役並の吉見健之丞・伴鉄太郎⁽¹⁴¹⁾である。伊沢謹吾は二年の派遣生の人選時から候補者として名前が挙がっていたようで⁽¹⁴²⁾、二年には採択されなかったため、この際、優先的に推挙されたと考えられる。一方、箱館奉行所では安政二年三月の開港以来、外交と警備のために諸施策を推進し、同三年には武田斐三郎を登用して諸術調所を設け、人材育成に力を注いでいた。しかし、武田一人では限界があり⁽¹⁴³⁾、それを補いつつより専門的な教育を受けさせるため、長崎に派遣することを考えたと思われる。その後、安政四年にも五名を派遣している。

以上の九名の派遣は講武所の開所や各組での呼び戻しによる欠員、そして箱館奉行所の新事業が契機となっていた。一方、安政三年に派遣された残りの三名、榎本釜次郎・岡田井蔵・杉浦金次郎は、前述の九名とは異なる事情をかかえていた。

⁽¹³⁹⁾ 松平近直の江川家の支援に関しては、前掲仲田正之「安政の幕政改革における鉄砲方江川氏の役割」を参照。

⁽¹⁴⁰⁾ 前掲「外国立会御用係書類」、一六四〜六コマ。

⁽¹⁴¹⁾ 前掲『村垣淡路守公務日記』安政三年八月二〇日条、二二〇頁。

⁽¹⁴²⁾ 「蒸気船伝習御用并大船其他御船製造掛御用留」（京都大学文学部内田文庫所蔵）。

⁽¹⁴³⁾ 前掲『幕末教育史の研究（一）』、五八七〜五九三頁。

(2) 随行者の伝習参加をめぐる議論とその推移

まず榎本釜次郎に関して海防掛勘定方の松平近直と中村時万が安政三年一〇月に認めた評議書を取り上げる。

【史料3】(141)

書面永井玄蕃頭申上候、矢田堀景藏儀長崎表江召連候門人堀貞次郎并伊沢謹吾召連候門人榎本釜次郎儀、
いづれも漢学心懸、其上蘭学も心懸候仕候もの二付、蘭人教授之都合二寄、伝習之席江差出稽古為仕度趣
、勘弁仕候処、伝習御用として罷越候もの、門人として召連罷越伝習為致候ハ、追々同志之もの手寄を
求め相越候様ニ而者、御取締ニも拘り、且諸家之家来伝習之儀相願候者、稽古人多人数ニ相成候而者、伝習御
用として罷越候もの、障にも可相成旨ニ而、御差免も無之候処、前文之趣ニ而罷越伝習請候儀、玄蕃頭見
込も可有之候得共、御取締にも拘り候儀ニ付難相成段、同人江被仰渡候方哉与奉存候、

(安政三年)
辰 十月

松平河内守

中村為弥

この史料は海防掛の勘定方の記録掛であったとみられる葦名重次郎の手元に残った海防掛勘定方の評議書の草案である。下書きという史料上の制約のため、評議の対象となる伺書の原本は添付されておらず、最終的な採択可否も不明なものが多し。しかし、随行者の伝習参加の実態やそれに対する勘定方の意見が分かる貴重な史料

(141) 前掲「陽明三九三文書」、一八九〇―一九一〇コマ。

と言えよう。

冒頭部をみると、永井の伺書の原本はないものの、永井経由で、漢学・蘭学ともに素養がある矢田堀景蔵の門人堀貞次郎と伊沢謹吾の門人榎本釜次郎を、授業の都合を見計らい正規の伝習に出席させたいことを請願していたことが推測できる。その永井の請願に対する松平と中村の意見が後半部に記されているが、二人は、従者の伝習参加を認めてしまうと次々と同趣旨の申請が増え、取り締まりにかかわることを懸念し承認に反対した。

二人目の岡田井蔵は、浦賀奉行組与力中嶋三郎助の門人として長崎に来ていた西洋砲術に取り組んでいる人物として、榎本と同じく永井を経由し伝習参加の許可を求めている。これに対して海防掛勘定方の松平近直・中村時万と海防掛目付方の岩瀬忠震が安政三年一月にまとめた意見書が次の史料となる。

【史料4】⁽¹⁴⁵⁾

書面永井玄蕃頭申上候、浦賀奉行組与力中嶋三郎助長崎表^江召連候門人岡田省蔵儀、西洋炮心掛候もの二付、蘭人教授之席都合二寄、伝習之席^江差出稽古為仕度趣、勘弁仕候处、伝習御用として罷越候もの当表二^而召連候門人儀、名前等も不申上召連罷越、西洋炮等修業為致度段、玄蕃頭^江申立、同人見込も有之申上候趣二^者候得共、左候^而御取締二も拘り候間、伝習御用として罷越候もの門人共召連候ハ、其段申上置罷越候様可取斗旨、玄蕃頭^江被仰渡可然奉存候、

^(安政三年)
辰 十一月

松平河内守

⁽¹⁴⁵⁾ 同右、一九四〜五〇〇頁。

岩瀬修理
中村為弥

松平・岩瀬・中村は、傍線部の言及のように、江戸での事前申告なしに長崎に行ってから申請する手順を問題視して反対した。

三人目の杉浦金次郎の事情が分かる史料を次に提示する。右の岡田井蔵と同じく、安政三年十一月、松平近直・中村時万・岩瀬忠震の三人の評議書である。

【史料5】 (146)

書面永井玄蕃頭申上候、箱館奉行支配調役並伴鉄太郎長崎表江召連候門人杉浦金次郎儀、西洋学心掛罷在候二付、蘭人教授之都合ニ寄、伝習之席江差出、稽古為仕度趣、勘弁仕候処、伝習御用として罷越候もの当表ニ而門人共召連罷越候ハ、其段相伺召連罷越伝習人江打交修行為致度との儀、玄蕃頭江申立相当之処、罷立候節其段不申上召連罷越、玄蕃頭江申立候段者、不都合之儀ニ付、以来者当表ニ而召連候段伺済之有無承糺候上、伝習之席江差出度段申上候ハ、御取締も相立可然哉奉存候間、其段玄蕃頭江被仰渡候方与奉存候、

〔安政三年〕
辰 十一月

松平河内守

岩瀬修理

中村為弥

杉浦は箱館奉行支配調役並伴鉄太郎が召し連れた門人で「西洋学心掛罷在」人物で、永井から伝習への参加が申請された。しかし、松平・岩瀬・中村は、傍線部の言及のように、岡田と同じく、江戸での事前申告なしに長崎に行つてから申請する手順を問題視して反対していた。

では、この従者三名の申請は結局どのような処理されたのであろうか。榎本の場合「一時榎本は可呼戻と迄之論にも相成」るほど波紋が広がったが、永井の意見を支持した目付方同僚の力添えにより落着いたという⁽¹¹⁾。

一方、岡田と杉浦については、次の二つの名簿が手掛かりとなる。安政四年三月作成と推定される「御居残御向々」名簿⁽¹²⁾に三名の名前はない。一方、同年六月末頃の作成と推定される「長崎伝習小記」記載の名簿には、三名の名前が他の正規伝習生の後ろに一行あけた後に列挙されている。そしてその後、三名共「機関掛」として活躍していることが確認できる⁽¹³⁾。この二つの名簿以外、三人の承認過程を裏付ける史料は管見の限り見当たらないが、最終的には公式に幕府の認可を得て、六月末頃には正規伝習生の仲間入りを果たしていたと思われる。手続き上の問題があるにもかかわらず、永井が従者三人の伝習参加を請願したのは何故であつたろうか。ある程度増員されたとはいえ、未知の分野を、不馴れの外国語で学習しなければならない現場では、一人でも多くの優秀な伝習生を確保しようと苦心していたとみられる。その打開策の一つが、すでに長崎に来ており、砲術や学問に素質がある従者らを正規伝習生とすることでであつたのではなからうか。

⁽¹¹⁾ 前掲『来簡と資料』、四五四～四五五頁。

⁽¹²⁾ 「海軍伝習方書類その他」(長崎歴史文化博物館藤文庫所蔵)。

⁽¹³⁾ 前掲「長崎伝習小記」。

第三節 安政四年の伝習生の派遣をめぐる

安政四年は二年に派遣した伝習生の帰府と、オランダ人教師団の交代、長崎伝習と併行した江戸での軍艦操練所の開所など、様々な懸案が絡み合っていた時期である。まず、安政四年の伝習生の派遣については、『海軍歴史』に名簿はあるものの、人選の経緯を記す史料がないためか、結果から西洋と同様の海軍士官の入門教育を施す目的で行われたと説明されてきた⁽¹¹⁰⁾。そして、軍艦操練所については、『海軍歴史』に依拠して長崎「海軍」伝習開始時から江戸で自主的な海軍教育を計画していたものとみなされている⁽¹¹¹⁾。本章では、当時の幕府内部の議論を読み直すことで、西洋式の海軍教育機関の創設をめぐる当時の幕府内部の様々な思惑をあぶり出し、従来の評価を改めたい。「長崎伝習小記」を基に重点分野や滞在期間などを入れまとめたものが【第2章・表3】である。

(1) 安政四年派遣生の人選基準と特徴

安政四年の新規派遣について現場を指揮してきた永井が考えた人選基準を示す史料がある。安政三年一〇月五日付で老中に出した永井の伺書で、「御医師子弟等之内蘭学心懸候者、并測量学は都而算術二係候故天文方之者、請取早方同様可然、少年之者数輩御差下可然、鑄鉄師・造船家御呼寄相成候二付而者、公辺御用相勤候職人之内、大工棟梁御鑄物師其以下之者共も、是迄御用相勤候子弟之内相応之人物も御座候ハ、是又御差下相成候方

⁽¹¹⁰⁾前掲『長崎海軍伝習所』、二五〇～二六頁。

⁽¹¹¹⁾前掲篠原書五二頁、前掲藤井書一五〇頁、前掲神谷書一七九頁。

可然⁽¹⁵²⁾と、医師の子弟などのうち蘭字に心懸けている者と、算術の基礎がある天文方、年少者数名、腕前のある職人を選抜するよう提案している。数学やオランダ語の事前教育がないまま伝習を開始して苦勞してきた現場の経験を生かした意見として注目される。

この永井の伺いに対し、安政四年二月二三日付で与えられた指示は、「蘭人交代之義ハ書面之通可被取計候、伝習人被差遣候義^者、其方帰府之上、追^而可相達候事⁽¹⁵³⁾」と、新しい伝習生の選考・派遣は、永井が江戸に着いてから決めるとした。つまり、四年の派遣は、従来から計画されていたことではなく、派遣が実行される直前までも、幕府内部で合意が得られず確定されていなかった事案であったことに注目しておきたい。

では、安政四年の派遣はどのようにして実現できたのであろうか。「海軍御取建^者、新艚之御事^二候^へ者、御手重に無之、御成業抄取候御運^ニ無御座候^而者、折角之御趣意相貫兼可申候、申立見込之条、至極尤相聞⁽¹⁵⁴⁾」⁽¹⁵⁵⁾と、あまり慎重にならず速やかに実施しなければ、せっかくの趣意を貫き通すことができないとして、永井の意見に賛同した目付方の力添えによつたと推測される。安政四年閏五月八日付の勝海舟宛永井書簡では、「出崎之伝習之多人数有之候共、拙之手よりは先十五名申上、其外箱館・浦賀より申上候者も有之、通計廿四・五名に可相成⁽¹⁵⁶⁾」とされ、永井が選んだ一五名と、箱館と浦賀からの申請者を合わせ、合計二四名ほどの派遣を計画し

⁽¹⁵²⁾前掲「長崎伝習小記」。

⁽¹⁵³⁾同右。

⁽¹⁵⁴⁾前掲「乙骨耐軒文書」四六八文書。

⁽¹⁵⁵⁾前掲『来簡と資料』、一〇八頁。

ていたことが分かる。この二四名の内訳を当時の伝習生の活動を記録している「長崎伝習小記」に基づき分析すると、以下のようなになる。【第2章・表3】とともにみていく。

第一に、永井の推薦によるものとみられるのは一三名であるが、永井が提案した人選基準通り、医師や天文方、蕃書調所出身者から構成されている。彼らの多くは「航海其外」「蒸気機関」「測量」に配置され、蕃書調所出身者が多数を占めていた。オランダ語の素養を優先的に考慮されたと考えられる。

オランダ語について、ファビウス船将は事前習得が必須であることを幾度も強調していた⁽¹⁵⁶⁾。それに対し、当時の長崎奉行の水野は、早めに伝習生を選抜し、彼らにオランダ語を学習させておけば、別途に語学専用の学校を設けなくても対応できると判断していた⁽¹⁵⁷⁾。このように水野が考えた背景には、蘭書の翻訳と語学の教育を担う「蘭学館」を設立しようとする動き⁽¹⁵⁸⁾があつたと考えられる。しかし、教授と稽古人選定の審議、場所確保の問題、安政二年の地震発生などで、蕃書調所での稽古の開始が遅れ、長崎に派遣する伝習生の蕃書調所での事前教育は、安政二年には間に合わなかった。しかし、安政四年には蕃書調所でのオランダ語の事前教育が機能していたと言えよう。

第二に、箱館奉行所からは五名が派遣された。その五名の氏名と重点学習分野は、力石太郎(算・詞学)・木暮東之輔(測量・算・詞学)・高橋参郎(造船・算・詞学)・竹川龍之助(蒸気・算・詞学)・沢鉄太郎(無記

⁽¹⁵⁶⁾前掲『幕末外国関係文書』七卷、二〇六頁、二五八頁、二六〇頁。

⁽¹⁵⁷⁾前掲『幕末外国関係文書』七卷、二七〇頁、二七一頁。

⁽¹⁵⁸⁾前掲『幕末教育史の研究(一)』、八〇頁。

載)である。彼らは測量・造船・蒸気機関を分担し、算術とオランダ語はほぼ全員が受講した。そして、長崎伝習終了後は江戸の軍艦操練所に出仕せず、箱館奉行所に復帰したことから、軍艦操練所の要員としてではなく、箱館奉行所の事業のために派遣されたと推測される。

第三に、浦賀奉行所からは朝夷捷次郎・合原操蔵・柴田真一郎の三名が派遣された。彼らの重点学習分野については記録がないが、派遣経緯から、砲術を中心に学習したと考えられる。浦賀奉行の溝口直清と小笠原長常が安政四年五月に老中に提出した伺書には、「組与力・同心共之儀者、去ル卯年中、彼地江伝習為御用被差遣、「中略」右之内砲術伝習之儀者、全重立候者漸々、人之義二付、追々熟達者可仕候得共、全成業与申儀も未難計義ニ御座候間、可相成者、猶又与力・同心共之内、仁物相撰、五・七人砲術、一方之為、伝習差遣申度奉存」(159)と、安政四年の派遣生は砲術に専念させたいと要望していた。その後の評議で「此度者先ツ三人可被差遣候」(160)となつている。浦賀組における安政期の伝習生の派遣の主眼は、浦賀組での砲術教育の担い手を長崎で育成することにあつたと思われる(161)。

その他、小姓組の久保起之助(大小砲・騎銃隊)、二条蔵奉行達之進惣領の白井勇三郎(大小砲)、小普請組小笠原弥八郎組の根津欽次郎(大小砲)の三名も安政四年九月に長崎に到着し伝習に参加した。

(159)前掲『幕末外国関係文書』一六巻、一九五〜一九六頁。

(160)同右、一九五頁。

(161)沢の回想によれば、合原操蔵は浦賀の要務多忙により軍艦操練所の出役教授を断つたという(前掲『史談会速記録』、三一五頁)。朝夷捷次郎も軍艦操練所の出役教授に出仕したのは万延元年である(前掲神谷書、六五頁)。

以上の二四名は安政四年閏五月頃に新規派遣予定者として推挙されていた顔ぶれであるが、その後に書院番から倉橋育之助・小笠原鐘次郎・小笠原静五郎の三名が「騎銃隊」を重点的に学習しよう命じられ、これに加わった。彼らの派遣経緯を知る手がかりとして安政四年九月一七日付の勝海舟宛の永井書簡が注目される。それには「此節講武所にては騎銃隊取調中故、同所教授方之内より騎隊（騎隊）を伝習御遣被成度、当時総裁よりも建白致有之候、ラントフフシール [Landofficier 陸軍将校] は参不申候共、是迄居候セルシヤント [sergeant 下士官] 之如く船軍士にて歩兵隊を心得居候者は参居候事と存候。其者歩兵隊之生熟は如何之噂御座候哉。会得熟達致居候ものに御座候はゞ、是又講武所中より別段歩兵隊受業生も出崎為致候下夕心に御座候」^(註)とある。つまり、講武所では騎銃隊や歩兵隊教育のため、講武所教授の長崎派遣を計画していて、適任者の有無や伝習の可否を打診していた。第一章で指摘したように、第二次伝習の実行を交渉する際、幕府から騎兵隊の指導が可能な教師を招聘したいとの幕府の要望があった。長崎奉行と永井と商館長と交渉する経過で、騎兵の件は一旦見合わせる事となっていた。しかし、第二次教師団を構成・人選する際、幕府の要望が何らかの形で伝えられたとみられる。騎兵隊を専門とする教師の招聘はできなかったものの、「騎兵隊元准尉」を随伴させる形で、幕府の要望に最大限応えようとしていたと考えられる。その「騎兵隊元准尉」が同伴しているとの連絡を聞いたうえ、遅れて派遣された人物が書院番の三名であったと推測される。第二次伝習の教師団長カッテンディーケが残した日記にある、「騎馬の教練は非常に人気を集め、大そう身

分の高い殿様とも言われていた三人が、わざわざそれを習いに江戸からやってきた」⁽¹⁴⁸⁾という記述とも合致する。派遣された三名のうち倉橋と小笠原鐘次郎は、伝習修了後に、講武所内で教育に携わっていることが確認でき⁽¹⁴⁹⁾。

その他、小姓組の畠山邦之助・中山一助・川上万之丞の三名も遅れて長崎に着いたようであるが⁽¹⁵⁰⁾、彼らについては、「長崎伝習小記」に言及がなく、学習内容や滞在時期が不明である。

安政二年と同四年の伝習生の人選を比較すると、鉄砲組からの派遣生は二年には一四名もいたが、四年には一名もなく、さらに四年は西洋砲術および「騎銃隊」が九名であるのに対して軍艦操縦系が一八名もいたことから、四年の伝習は二年に比べ、軍艦操縦系に重きを置いたものであったと言える。そして、人選の基準も、オランダ語や数学などの事前学習を行わなかったために伝習が進捗しなかった安政二年時の経験を生かし、四年の派遣に際しては、できるだけ基礎知識がある人材を選抜したと考えられる。

(2) 軍艦操練所との関係

安政三年三月に永井は、「江府ニ於^而も海辺便利之地へ海軍教授所御取立、伝習帰在之者其所長之業前課ヲ分

⁽¹⁴⁸⁾ 前掲『長崎海軍伝習所の日々』、七四頁。

⁽¹⁴⁹⁾ 前掲『講武所』一一四、一六九頁。

⁽¹⁵⁰⁾ 前掲『赤松則良半生談』、二〇頁、二九頁。

教授致候様、右学校候へ者、多人数諸藩者共も入学被仰付候可然⁽¹⁶⁶⁾と、江戸周辺に諸藩からも入学できる「海軍教授所」を設けることを提案した。しかし、同年九月一九日の回答では、「海軍御取建之義、其方帰府之上、猶実地熟考いたし相伺候様可致候」と、永井が江戸に帰ってから改めて検討すべきいわば保留事項とされた。では、永井帰府後はどのように展開したのか。安政四年四月頃の海防掛目付方の意見書と推定される評議書を検討してみよう。

【史料11】⁽¹⁶⁷⁾

永井玄蕃頭^方海軍教授之義ニ付奉伺候書面被成御下一読取調候処、兼^而被仰渡之次第も御座候得共、伝習人氣弛等無之様、別段地所御撰を不待、講武所中太鼓稽古場を仮教授局ニ御取定被成下、右^二而修業仕度^与の趣申立之条尤相聞、元^方海軍之義^者講武所中^江御組込可然義^与も奉存、〔後略〕

永井は、帰府した伝習生に気弛みが生じないように、講武所内での継続して修業させたいと申し出、目付方は永井の意見に全面的に賛同しつつ、「海軍」を講武所の一部として取り組むべきと考えていたことが読み取れる。

永井は、阿部老中の厚い信頼と海防掛目付方同僚の支持を得て、軍艦操練所の開所に尽力したが⁽¹⁶⁸⁾、「閣参

⁽¹⁶⁶⁾前掲「長崎伝習小記」。

⁽¹⁶⁷⁾前掲「乙骨耐軒文書」四六七文書。

⁽¹⁶⁸⁾前掲『来簡と資料』、一〇六。

を初、諸役人、軍艦之事は更に心得候者無之、何を嘶候ても聾者と語候故⁽¹¹⁶⁾と嘆くように、当初は「海軍」事業拡充への全面的な同意は得難かった。

軍艦操練所は安政四年七月九日に開所されたが⁽¹¹⁶⁾、初期の教育実態は貧弱なものであったと思われる。例えば、長崎伝習に参加せず軍艦操練所で教育を受けた第一世代である荒井郁之助の回想によれば、彼の主な学習場は、軍艦操練所の教室ではなく、矢田堀の私塾と仲間同士の自習であった⁽¹¹⁷⁾。また、安政四年の長崎伝習生であった沢の回想によれば、教授方は教育以外の警備や当直などの任務のため多忙で、大小砲操練の外は何も始まらなかったという⁽¹¹⁸⁾。なお、安政五年二月七日付の勝宛の岡田の書簡に、「講武所中海軍局にては講義・算術・杯教居候様子、いまだ乗船杯は不為致候⁽¹¹⁹⁾」と記され、五年二月頃にもまだ航海実習を行うには至っていないとみられる。

先行研究における軍艦操練所の教育実態の分析は皆無に近いが、第二次伝習の教師団長カッテンディーケが残した日記の「五、六百名の青年に海軍教育を授けている⁽¹²⁰⁾」という記述に起因して、伝習開始直後から「海軍」教育が軌道に乗っていたとの前提の上で語られているとみえる。しかし、沢の回想や岡田の書信などから垣間

(116) 同右、一〇八頁。

(117) 前掲『幕末外国関係文書』一六巻、七一九頁。

(118) 原田朗『荒井郁之助』（吉川弘文館、一九九四年）、三五〜三六頁。

(119) 前掲『史談会速記録』、三〇五〜三〇六頁。

(120) 前掲『来簡と資料』、二五一頁。

(121) 前掲『長崎海軍伝習所の日々』、五八頁。

見られる安政期の軍艦操練所の教育の様子はまだ本軌道に乗っているとは考えにくい。少なくとも安政期の軍艦乗組員の養成という課題は、長崎伝習に頼っていたと考えられる。

おわりに

江戸での派遣意図に光を当てること、改めて安政期の軍備近代化を担った講武所・蕃書調所・軍艦操練所との関係で、長崎「海軍」伝習の位置づけとその変化を指摘したい。

まず、安政二年の第一次伝習においては、講武所や鉄砲組で長崎伝習帰りの者を待つて本格的に洋式銃陣や砲術の稽古が開始されたことから、講武所は長崎伝習を前提にして運営されていたと言える。江戸での需要に合わせて、長崎での伝習実態も、第一次伝習の際には、軍艦操縦術より、むしろ台場・築城・騎兵・歩兵隊訓練のように、明治期には主に陸軍の担当となる軍事技術の習得に集中する傾向が強かった。

しかし、より進んだ安政四年の第二次伝習においては、オランダ語や数学知識がある者を選び、安政二・三年の残留生を軍艦操縦術分野に多く配置させ、その帰還生を軍艦操練所の運用術を担う教授に任命した。つまり、長崎の第二次伝習は、江戸で開所はされたものの教育体制が軌道に乗ってはいなかった軍艦操練所の教育を補う機能を果たしたと言える。実際、安政期における軍艦操練所の教授方の九割は長崎伝習経験者であることを考えると、軍艦操練所も長崎伝習の成果を前提に運営できたと言える。

そして、洋書の翻訳と外国語を駆使できる人材の養成を目的に設立された蕃書調所では、少なくとも安政期に

においては、長崎伝習に派遣する人のオランダ語の事前学習と伝習用の輸入書籍の至急翻訳にあたることが優先課題であったと考えられる⁽¹⁷⁵⁾。第一次長崎伝習期においては、蕃書調所の稽古開始が遅れ、伝習開始に間に合わなかった。しかし、第二次伝習期においては、蕃書調所から多く派遣されたことから、長崎伝習をサポートする蕃書調所の裏方的な役割が一定程度果せたと言える。

江戸の諸教育機関との関係から長崎伝習を捉え直すと、江戸の事情に左右され、長崎伝習の内容や性格が規定された面が見える。一方、長崎伝習以外は教育体制が整っていなかったため、蕃書調所は長崎伝習を準備教育や教材の翻訳で支え、講武所や軍艦操練所は長崎伝習での成果を前提に運営されていた面が強い。すなわち、安政期における西洋軍事教育改革は、長崎「海軍」伝習を軸とし基盤が形成されていたと評価できよう。

(175) 日蘭学会編『江戸幕府旧蔵蘭書総目録』や「長崎伝習小記」等から推測した。

第三章 幕府伝習生の教育実態・時間割の変遷と教育内容の分析を中心に

はじめに

先行研究では、第一次伝習と第二次伝習の教育方針や全体像はほぼ同様なものであったとみなされてきた。それは第二次伝習の開始に関する勝海舟の言及である「新教師来り新生徒到る、其教授之規則・學術之如き大抵前教師の定むる処に同しく」⁽¹⁷⁾という記述を鵜呑みにしたこと起因するであろう。

しかし、実際の時間割は時期ごとに変動していた。本章では新出史料やこれまで本格的に利用されてこなかった史料を積極的に用いることで、時期ごとの時間割を克明に提示し、幕府伝習生向けに実施された授業の実態を時系列で検討していく。

本論に入る前に、伝習時期の区分に関して述べておきたい。教師団の交代を基準にすれば、第一次伝習はペルス・ライケンの指導のもと安政二年一月から安政四年八月まで行われた。第二次伝習はカッテンディーケらの指導のもと安政四年八月から安政六年二月頃まで実施された。しかし、幕府伝習生の入れ替えを基準にすれば、第一次伝習期の途中に学生の切り上げが生じており、その人数の変動によって教育実態も変わったため、より細かい分け方が必要となる。よって、混同を避けるため、第一次伝習期の前半と後半、そして第二次伝習期に分けることとする。

(17) 前掲『海軍歴史』九〇頁。

第一節 伝習場の風景

まず、伝習場の風景や間取りについて検討してみたい。『海軍歴史』に記載された勝海舟の説明によれば、「長崎海軍伝習所は、西役所を以て之を充つ、是、奉行之別役宅にして、監察の此地に在勤為す者、此宅を以て旅館とす、当時永井氏爰に住居す、今、仮に之を教場となして別に教場を設けず、我輩上陸、また此邸中に居す」⁽¹⁷⁷⁾とあり、授業を受ける場所は西役所が仮に充てられ、別の教場は設けていなかったことが分かる。また勝海舟の居所も西役所の一角にあったことも分かる。

この記録を勝海舟が記した伝習場の図面と照らし合わせて確認してみたい。当時の伝習場の図面としては赤松小三郎が描いたものもあるが⁽¹⁷⁸⁾、勝海舟の記録がより詳細であるので、勝の記録を基にした。勝が残した図面の出典は『勝海舟と幕末長崎』所収の勝芳邦氏所蔵「長崎海軍伝習所平面之図」を引用し、【第3章・図1】に示した。その図面によれば、西役所のなかで、一三畳と六畳の二部屋を「塾」に当て、その隣の四畳の一部屋が「自分〔勝海舟〕部屋」で、東には「馬場」が設けられ、「此馬場にて蘭人参り稽古セリ」と記されている。前述の『海軍歴史』の記述通り、西役所を伝習場にし、別途の教場は設けなかったようである。

その後、安政四年七月一五日に松平近直に出した水野忠徳の書簡の中に当時の伝習場の様子が次のように描かれている。「伝習場も見廻候、西ノ書院ニ、勝麟太初メ一同、袴計ニ^而出居、中央には例ノシツホク台〔シツポ

(177) 前掲『海軍歴史』六三頁。

(178) 「長崎航路日記」(上田市立図書館所蔵)

ク（卓袱）台、中国風の食卓」を据置、コーヒ湯桃実など設け、其廻りに曲録を並へ置、鴨居ノ高サ位なる粗末ノ板ニ^而、ケン台ノ大なる如きものを脇にすへ置、蘭士其前ニ^而、右板へ白粉墨にて図取をなしながら、航海の事を説き、伝習輩ハ通詞蘭士の語を御国語にて直に申述候を、銘々筆記す、訓練は西ノ馬場ニ^而、次ノ士官指揮し、松平金之助・尾本文作など、号令郷導^{郷導}となりて修業致ス、蘭船雛形三間計ニ出来をり、帆前等伝習、太鼓をも打候」⁽¹⁷⁶⁾とある。水野の書簡で言う「西ノ書院」とは勝の図面で言う「塾」に該当するであろう。また訓練を行った場所を「西ノ馬場」としているが、おそらく「東」の間違いであろう。安政二年一月伝習開始から約二年が経過していた時点でも伝習場の全体的な風景はさほど変わっていなかったと思われる。

第二節 第一次伝習期の前半…安政二年～安政三年の教育実態

以下、時期別の時間割を基に伝習実態を検討するが、まず伝習開始直後の様子について考察する。主な史料としては、『中島三郎助文書』所収の時間割と勝海舟書簡とオランダ教官の報告書を使用する。

この時期の参加者は、【第2章・表1】で提示した三七名であったと思われる。その三七名は「士官」と「下等士官」のクラスに分けられ授業を受けていたとみられる。具体的に誰が「士官」と「下等士官」のクラスに編成されたのか、またクラスごとの授業の実態はどのようなものであったかを、以下で詳しく検討する。

(176) 前掲『幕末外国関係文書』一六卷、四二二頁。

伝習開始日に関しては諸説ある⁽¹³⁰⁾。しかし、蘭・日両側の史料を対照すると⁽¹³¹⁾、西暦一二月九日〔和暦一月一日〕日曜日に入門式を終え、翌日である一二月一〇日〔和暦一月二日〕月曜日が始業日であったと言えよう。

伝習が始まる直前である西暦一二月八日〔和暦一〇月二九日〕に永井は第一次伝習の教師団の司令官ペルス・ライケンと面会した。その際、永井はペルス・ライケンに、短期間で所期の目的を達成するため、幕府伝習生を分野別に割り当てたことを説明したという。永井が考えていた割り当て案というのは、【第2章・表1】で言うと、『海軍歴史』に記載されている重点分野のことを指すものと推測される。しかし、ペルス・ライケンは永井のやり方に反対したという⁽¹³²⁾。結局、ペルス・ライケンが作成した業務表を永井が承認することで、指導に関する全権は教官側に委ねられたという⁽¹³³⁾。ペルス・ライケンが作成したという「業務表」⁽¹³⁴⁾とは、まさしく『中島三郎助文書』所収の時間割を指すものと考え

(130) 蘭側の記録を重視する場合、西暦一二月一日〔和暦一〇月二二日〕を開始日に（藤井氏、三八頁、五六頁）と、『海軍歴史』に基づき勝が「入門之式を行う」日とした和暦一〇月二四日を基点としている説（篠原氏、四四頁）が多い。新たに徒目付組頭の依田源十郎が語る「十月晦日ニ一統入門」に基づき、一〇月三〇日（小の月で二九日）と見なす説（松浦玲『勝海舟』筑摩書房、二〇一〇年、九三頁）がある。

(131) 参照した史料は『中島三郎助文書』と小暮実徳全文翻訳「シェイス著『オランダ日本開国論』付属資料Ⅱ「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」（『一滴』一九号（二〇一一年）所収）と、土井翻刻資料を参照した。特に「依田にての物語に十月晦日ニ一統入門」（土井康弘「尾張藩土間瀬権右衛門が勝海舟から入手した情報（注と文献・資料）」（津山洋学資料官『一滴』）一二号、一五八頁）とあるが、安政二年一〇月は小の月で二九日が最終日であったことを考えると、依田が言う一〇月晦日は一十一月一日と合致する。

(132) 前掲小暮実徳訳「シェイス著『オランダ海軍日本分遣隊の歴史』」、四八〜四九頁。

(133) 同右、四九頁。

(134) 業務表と翻訳されている単語は原本では「een table van de werkzaamheden」〔仕事の表〕とある。カリキュラムや時間割を意味するとみなしてもよからう。

られる。従来の研究では、第一次伝習初期の時間割については、『海軍歴史』に載せられていなかったためか、詳しく語られてこなかった⁽⁹⁵⁾。第一次伝習に最初から参加した幕臣伝習生の一人である中島三郎助が残した記録に含まれているこの時間割は先行研究でほとんど言及されてこなかったが、西暦二月一日〔和暦一月二日〕月曜日から始動したカリキュラムの一部を克明に表したのと言えよう。安政二年の伝習時から七曜制に基づく授業体制であったこともこの史料で明らかになる。松浦氏は安政四年以前に七曜制は導入されなかったと指摘したが、『中島三郎助文書』所収の時間割によって安政二年伝習開始時から七曜制による伝習であったことも判明する。『中島三郎助文書』所収の時間割は【第3章―表A】で表わした。以下、【表A】と略称する。

【表A】について説明を加えておきたい。この時間割は大きく二つの部分から成っているが、説明の便宜上【表A】①と②に表記した。まず、【表A】①の上段と下段をみると、上段の末尾には「右士官等上十六人^下罷出伝習受候事」と、下段の末尾には「右は下等士官罷出伝習可受事。尤、銘々請持之学科有之候得共、大小炮ハ是非共心掛可申事。但、土屋忠次郎、福岡金吾、小野友五郎ハ西御役所ニ於て士官同様算術伝習可受外、下等士官と違ひ大小炮も伝習受るニ不及事」と記されていることから、上段部は士官クラスの月曜日の日程を、下段部は月曜日の下等士官・水夫・大工・太鼓組等の日程を表すものと考えられる。

時間割【表A】①の上段部をみると、午前と午後に分け、「七人」と「八人」の二クラスに分け、二つの組が同じ時間⁽⁹⁶⁾倉沢剛は「伝習の科目や教授の規則は、だいたい旧教師〔筆者註…第一次教師団〕の定めたところによった」と推測している。藤井哲博氏もオランダ教師団の記録などを参照しているが、第一次教師団の伝習の時の具体的な時間割までは取り上げられていない。

帯に入れ替わりで授業を受ける仕組みであったことが分かる。その一五名の内訳は、矢田堀・勝・永持であろう「船手奉行」三名に、下曾根と、士官と士官見習扱いにするよう指示があった⁽¹⁵⁶⁾。浦賀組与力二名・江川組手代五名・鉄砲方与力四名を合わせると、ちょうど一五名となる。前述の勝海舟が当時描いた間取り図で分かるように、西役所に当てられた教室は一三畳と六畳の部屋で、一三畳の部屋には押入やかまどが含まれた広さであり、実際は約八畳と六畳に、それぞれ八名と七名の学生と先生と通詞が一つのクラスを構成し授業が行われていたと推定される。

時間割【表A】⁽¹⁵⁷⁾の下段部からは、船上で行われた月曜日の授業が提示されている。それをより細かく分けると、午前中は、大小砲訓練を共通に受けながら、下等士官は蒸気器械を勉強し、水夫と大工は帆縫を習い、太鼓組は別の場所で行った太鼓に専念したと思われる⁽¹⁵⁸⁾。また午後には下等士官は蒸気の算術と下等士官運用を、水夫は帆の訓練を、大工は午前中と同様帆縫について学習していたと考えられる。

では、下等士官クラスに参加していたメンバーは誰であったのか。【表A】⁽¹⁵⁹⁾の下段に「但、土屋忠次郎、福岡金吾、小野友五郎ハ西御役所ニ於て士官同様算術伝習可受外、下等士官と違ひ大小砲も伝習受るニ不及事」とされ、右三人は少なくとも士官ではないことが読みとれる。すなわち同三人は下等士官であるが、通常の下等士官とは異なり、砲術参加は免除され、その代わり、士官向けの算術クラスに参加するよう命じられている。よって同三人は下等士官枠に配属されて

(156) 前掲『幕末外国関係文書』一二巻、二一八〜二二二頁。

(157) 前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、五二頁。

いたと思われる。下等士官役に命じられた総人数は「下等士官役三十二人」⁽¹³⁸⁾であつたとみられるが、地役人一名を入れた人数と推定すると、【第2章・表1】で推定した下等士官二名と地役人一名を含めば、計三名となるので、ほぼ合致する人数となる。因みに、藤井氏は地役人や天文方も士官枠に入れているが、当時日本にはヨーロッパ式の能力や実務経験に基づく階級概念がなく、近世的身分秩序を基に臨時的に与力と手代を士官・士官見習に当てる措置を採ったことを考えれば、地役人と天文方は下等士官であつたと判断するのが妥当であろう。地役人の伝習参加実態については別の章で取り上げる。

ファビウスの助言⁽¹³⁹⁾をベースに考案したと思われる「船中章程」によれば、総取締役であるトップに「船手奉行」を置き、その下に士官を組頭にし、下等士官らで構成される四つの組に分け、第一組は「就中蒸気機械」、第二組は「大小銃火薬諸武器類」、第三組は「船并諸道具」、第四組は「薪水食料又は地図・書籍・時計・大工鍛冶書諸道具」の管理の任務を命じた⁽¹⁴⁰⁾。この「船中章程」との規定と、前述の『中島三郎助文書』時間割【表A】⁽¹⁴¹⁾上下段を合わせて考えてみると、総伝習生を四つの組に編成した上、授業は士官クラスと下等士官・水夫・大工・太鼓組クラスに分け進行されたとみられる。

次に、時間割【表A】⁽¹⁴²⁾②の時間割は、士官向けの全体的カリキュラムを記したものである。()の内には各科目

⁽¹³⁸⁾前掲『海軍歴史』、七一頁。

⁽¹³⁹⁾ファビウスは「機械方」・「大砲方」・「船頭又は水夫頭」・「按針役并大工」の四組を提案した(前掲『海軍歴史』、五九〜六〇頁)。

⁽¹⁴¹⁾前掲『海軍歴史』、七〇〜七一頁。

立しなくても済むと判断していた。水野の判断の背後には、蘭書の翻訳と蘭語の教育を担う「蘭学館」（後の蕃書調所）の設立しようとする動きを把握していたからと思われる⁽¹⁵⁶⁾。水野は「蘭学館」が創立されれば、そこで長崎伝習に派遣する伝習生にオランダ語を勉強させることで解決できるものと見込んだとみられる。しかし教授確保や名称および場所などの審議、安政二年の地震発生などで手こずっているうちに、長崎「海軍」伝習が先に開始されたので、「蘭学館」で予備学習は期待できず、二年の派遣生の大半は事前語学準備ができていなかったと思われる。時間割でオランダ語の授業の割合が高かったのは、語学の事前学習が出来ていない伝習生が多かった実情を反映しているものとみられる。

士官向けの授業は、航海系の科目のほか、地理や砲術が二コマ、大小銃訓練が二コマ設けられている。これは、広範囲の学習が望ましいと提案したオランダ側の指導方針が反映されたと考えられる。士官向け授業を受けていた勝海舟が知人に宛てた書簡に「銃隊修行之儀、承申候処、是も無拠修行いたし候へとも、自分之組下と申筋ならて八間二合不申候、航海術ハ時今有益事実之業ニ付、専ら相学ひ候」⁽¹⁵⁷⁾と、航海術習得を優先した勝も最小限の銃隊訓練は受けていたことが分かる。

この時間割【表A】①と②の体制は「ほぼ一年経過した後も、一八五五年一二月九日に導入された教育制度は続けられ

(156) 前掲『幕末教育史の研究（二）』、八〇頁。因みに水野が蕃書調所の設立準備委員に加わったのは安政元年一二月二四日で

長崎奉行から勘定奉行に転じ、委員は兼務した。

(157) 前掲土井翻刻資料、『一滴』（二二号）、一四三頁。

ていた」⁽¹⁹⁷⁾とされ、基本的には安政二年派遣された伝習生は時間割【表A】①と②の体制で勉強したものとみられる。

では、前述の時間割に示された教科が具体的にどのような行われていたものであろうか。まず、全体的な状況について述べておく。伝習場所は、陸上授業は西役所で、船上訓練と船舶業務の教育はスンビン号で行われたため、オランダ教師団の一名の士官と下士官と船員数名が一日二回西役所と船を行き来する際には、スンビン号付属のスループを使ったという⁽¹⁹⁸⁾。次に挙げる史料は、安政二年一月二十九日付の知人岡田新五太郎宛の勝海舟書簡であるが、伝習開始直後の状況が窺える。

【史料1】⁽¹⁹⁹⁾

① 蘭人より伝候学科、殊之外多く、先航海、船造、算術、炮術、船具之学、蒸気器械之学、蘭学等にて日々替々相学候事故、相追れ候様成る心持にて、甚困難之事に御座候。右之内、話承り候事を後日彼より被答候節問いたし候事有之、失念無之様心掛候事故、大に心を用不申候ては氣臆^イ成兼申候。② 右之内、算は、御存之通、小子無算故、大に困苦仕候。此節は割掛〔割算と掛算カ〕は先覚申候。③ 外之学術も、之れまで研究いたし候分は少々は足しに相成申候得共、海陸之相違御座候事故、是又同断当惑之事^{而已}に御座候、

傍線部①で勝が挙げた科目は、『中島三郎助文書』所収の士官向けカリキュラムとほぼ合致している。傍線部②によれ

⁽¹⁹⁷⁾ 前掲小暮実徳訳「シエイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、四九頁。

⁽¹⁹⁸⁾ 同右、四七頁、五二頁。

⁽¹⁹⁹⁾ 前掲『書簡と建言』、二八頁。

ば、とりわけ算術が苦手で苦戦していることを伝えている。傍線部③では、今まで勉強の中心が「陸」向けであったがゆえに、やり方が異なる「海」向けとなり当惑していると記している。勝の別の書簡によれば、高嶋流として継承されてきた日本でのやり方は「大小礮手続之儀、此方〔日本〕ニ^而修行致し候とハ少々相違有之、旧習に牽れ候気味有之候故、初学之方却^而宜哉なと、一統申候由、元来高嶋開祖ニして夫より原書ニ拠り研究いたし候事故、間違之筋ハ有之間敷候得共、西洋日新之学此方ハ十年以上後レ候故敷」⁽²⁰⁰⁾と西洋の新式に比べ少々時代遅れの側面もあつたと状況を記している。

次は、科目別に分けて詳細に検討してみよう。第一に、基礎科目であるオランダ語と数学について取り上げる。教育実施において教官側は通詞の専門用語の通訳の不適切さと伝習生の予備教育の不十分さを大きな難題として指摘していた⁽²⁰¹⁾。まず、オランダ語について、ペルス・ライケンは「専門用語の翻訳は、彼ら〔通詞〕にとつて困難であり、彼らが伝習生にははつきりと説明できる前には、まず彼ら自身が全てを十分理解しなければならなかつた」⁽²⁰²⁾と指摘した。安政二年十二月十二日付の岡田新五太郎宛の勝海舟書簡にも「是〔伝習〕は通詞之手を経候事故、十分には分り兼、込入候事は違ひ候哉と存候事多く、此方などより承り候事は甚六ヶ敷、尤不分明之廉々多く、何分直談出来不申候ては埒明申間敷候」⁽²⁰³⁾と記されており、的確ではない通詞の翻訳に頼らざるを得ないもどかしさが読み取れる。しかし、伝習開始から一年後には相当上達していた模様である。ライケン教官によれば、「低地ドイツ語〔オランダ語〕は、相当進歩した。数

(200) 前掲土井翻刻資料、『一滴』(一二号)、一五八〜一五七頁。

(201) 前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、四八頁。

(202) 同右。

(203) 前掲『書簡と建言』、二九頁。

は非常に多くはなかったが、この教育に出席した全ての伝習生は、十分に読解ができ、多くの単語の意味を学んだ」⁽²⁹⁴⁾という。前述したように、オランダ語教育に四コマを、数学に五コマを当てて教育したことが一定程度成果を出したとみられる。

そして数学について、教官ペルス・ライケンによれば「そろばんなしには、全く取るに足らない計算も出来なかった。そこで当初、彼らに幾何学や航海術を教えることは不可能であった」⁽²⁹⁵⁾という。しかし、数学も一年が経過した時点で、教官の報告書によれば「一年が経過し、多くの伝習生が十分に速習し、算術・平方根・立方根、そして数学の最も難しい諸問題を解いた。全ての伝習生が、この教育の開始時に、全く西欧式の数字や計算方法を知らず、すなわち大きな数の掛算・割算さえも日本式で、彼らの大部分が苦勞し、または全く出来なかったことを考慮に入れば、これは間違いない著しい進歩であった。算術を完全に終了した伝習生は、直ぐに代数の加減乗除を速習した。〔中略〕代数の教育を受けた伝習生は幾何学も学んだ。一八五六年一〇月には、立体の体積測定は則角法、三角法の諸原理まで進展した」⁽²⁹⁶⁾とされ、大きな進歩をみせたと思われる。

天文方の一人として伝習に参加していた小野友五郎が残した記録から当時の数学伝習の実態が分かる。広島県立文書館所蔵の小野家文書「本邦洋算伝来」⁽²⁹⁷⁾とは、小野が明治二十九年一月に書いた記録であるが、安政年間に学習した科目

⁽²⁹⁴⁾前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、五一頁。

⁽²⁹⁵⁾同右、四八頁。

⁽²⁹⁶⁾同右、五一頁。

⁽²⁹⁷⁾広島県立文書館所蔵小野家文書「本邦洋算伝来」明治二十九年一月（請求記号 八九〇九一五五五）一丁。因みに、別件で「

や進み具合について詳細に記されている。まず、「右之順序ニ⁽²⁰⁸⁾而幕臣諸藩士傳習人ハ皆生徒と成て、算術ハ何課科ニよらず教授を受け、航海術ハ専門之者、数学ハ傳習人之授業之程度ニ從て教授を受けたリ」⁽²⁰⁸⁾とあり、算術は専攻を問わず皆の必須科目になっていたことと、航海術は専攻する人のみ伝習を受けたこと、数学は学習能力に合わせて受けることになっていたことが読みとれる。そして、その順次というのは、算術の場合、「加減乗除↓分数↓比例↓開方式↓通常数学(通常問題原理)↓高等数学(求積曲線等原理)」の順で、航海術の場合、「方針↓舟行↓六分儀・時辰儀・平三角・孤三角↓陸地用・平盤・直線儀・圓器・分度」⁽²⁰⁹⁾の順とされている。しかし、高等数学まで理解できる人は小野を除くすると殆どいなかったようで、「尋常稽古人ハ専ら筆算の熟達を務め修学急がすして連日出席甚多し」⁽²¹⁰⁾と、大体の人は筆算の熟達に集中していたようである。すでに数学に長けていた小野⁽²¹¹⁾は、「教師蘭人在館ニ於て予が輩ハ特別左之科目之教授を受たり。高等数理 微積二分 力学等」⁽²¹²⁾と、微分・積分・力学の特別授業を受けていたという。そして、「稽古人をして多くハ教師蘭人より直伝ニてハ了解難き不明之廉あるを以て、取締主任永井玄蕃之命を受け、同人

本邦洋算伝来一下書き」(請求記号 八九〇九一五五八)もある。

⁽²⁰⁸⁾前掲「本邦洋算伝来・下書き」、三丁。

⁽²⁰⁹⁾前掲「本邦洋算伝来」、三丁〜四丁。

⁽²¹⁰⁾前掲「本邦洋算伝来」、一二丁。

⁽²¹¹⁾佐賀藩の中牟田倉之助も「小野・福岡の二人は、年もとつてみたが、和算の素養があつたので、和蘭教師の提出する問題を、通詞が説明すると、直にそれを会得して、容易に解決するのが常であつた。到底我等の企て及ばぬところと思つた。小野は天文台に關係してゐたらしかつた」(前掲『中牟田倉之助伝』、一四六頁)と評価している。

⁽²¹²⁾前掲「本邦洋算伝来」一一〜一二丁。

旅館ニ於て或ハ夜間□□「判読不能」を設け、不明之廉を教授せり」⁽²¹³⁾と記されていることから、永井尚志の監督のもと、放課後の数学の勉強会を小野が担当していたとみえる。

第二に、艦船操縦関連の蒸気機関、船具、造船、航海、地理科目について取り上げる。

まず、蒸気機関の知識の習得には⁽²¹⁴⁾、「一八五五〜五六〔安政二〜翌三〕年冬に、スンビン号機関が修理のために開けられた。それにより伝習生は、全てを正確に記録する機会を得た」という。実物を見ながら得た知識を基に、「ハイヘンス (Huijens) の設計図に従った蒸気機関の模型や、ヘデー号実寸二四分の一の機関模型と、スンビン号実寸の六分の一の機関模型のような、彼らにより製作された様々な木製の模型」を内部の細部まで正確に作る事ができたので、教官ペルス・ライケンはかなり進歩したと評価した。

次に、索具の知識については⁽²¹⁵⁾、「当初伝習生にとつて、全ての索具の名称を覚えることは非常に面倒で」、「当初この教育には十分な手段を欠いていた」という。しかし教官ペルス・ライケンは、「職人と分遣隊〔オランダ側〕船員によつて、伝習所総督の住居〔西役所〕裏広場に、実寸一〇分の一フリハット艦索具の模型を製作させた後に、それは改善された」という。それにより檣（マスト）・桁（ヤード）・帆（セール）等を用いる全ての操作が、実施できるようになった」、「一八五六〔安政三〕年春に行われたスンビン号の索具脱着と再装備は、伝習生の指導に大きく貢献した。水夫業務、同じくスループ船による帆走・漕艇・操作の訓練は、日本人水夫により非常に良く実施された。製帆職人は、伝習

⁽²¹³⁾ 前掲「本邦洋算伝来」、七丁。

⁽²¹⁴⁾ 以下の段落の引用は前掲小暮実徳訳「シエイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、四九頁。

⁽²¹⁵⁾ 以下の段落の引用は、同右、五〇頁。

所総督の住居〔西役所〕で、製帆の教育を行った。スンビン号の帆の修理・寸法合わせ、そして様々なスループ船索具とフリハット艦索具模型の製帆が、これに役立った」という。よって、索具分野も一年後には「大変良い進歩をした」と評した。

さらに、造船に関しては、最初に手掛けた教師団の移動時に使う八挺櫓スループ船の制作に日本人大工を参加させたという。これは教官ペルス・ライケンの提案によるもので、ヘルフィン船匠の指導下で行われたという。これは長崎のスループ船造船業設立のきっかけとなり、日本での西欧式造船の最初であったという⁽²¹⁶⁾。そして「どのように船は構成されているか、そして全ての部分の名称は何であるか」⁽²¹⁷⁾を教えたという。伝習生の「自ら造船したい」希望に沿って「搭策具を装備した八挺櫓スループ船」を作ったという。なお「分遣隊〔オランダ教官側〕大工は、約六〇トンのカッター船建造に着手した」ことで幕府伝習生も佐賀伝習生も「同容積のカッター船建造を始め」成果を出したという。

なお、航海術についてみると、「最も進歩した伝習生は五人だけであった。彼らは幾何学において、航海術の理論を理解するには十分進歩していなかったが、全く実践的教育も受けた」⁽²¹⁸⁾とし、他の分野より苦戦したようである。「大型船の操作について、一八五六〔安政三〕年一〇月には伝習生の進歩はほとんどなく、そこでスンビン号大抵長崎湾に停泊していた。一八五六年は一四回だけ巡航がなされ、それは最も長い巡航でも、僅かに七二時間であった。〔中略〕しかし

⁽²¹⁶⁾ 以上の内容の引用は、同右、四七頁。

⁽²¹⁷⁾ 同右、五〇頁。

⁽²¹⁸⁾ 前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、五一頁。

当面、巡航は、野母岬と五島列島を超えることは出来なかった」⁽²¹⁹⁾という。

安政三年四月二五日付岡田新五太郎宛勝海舟書簡にも五島沖の航海演習の実態について語られている。「五、六日前、五島沖江運用御座候。出入三日にて帰船。洋中昼夜、少許之間をねむり、甲板上に立つづけ、扱々船乗は難渋千万成るものに御座候。とても江戸の官途之貴人などには辛抱無覚束候。小子などは兎角船暈相発、くるしみ候事に御座候。隋弱成る事と残念に存候へども、無致方候。御一笑可被下候。江戸之人々などは鼻先にて一日二日之辛防^{シヅメ}は出来可申と存候得共ども、大洋之航海はよほどなれず候ては参り不申事と存候。短夜眠り不申候さへつらき事成るに、食物悪敷と船動揺いたし候事故、甚難渋に御座候。これに馴れ候事も一つの学問に御座候」⁽²²⁰⁾と記されている。甲板に立ち続けることの大変さや、船酔いに苦しんだことなど、馴れることだけでも大変な道のである航海を体験した勝の報告から航海演習の難しさが窺える。

また教官ペルス・ライケンによれば、「地理学や歴史についても、日本人伝習生は大きな熱意を示した」という⁽²²¹⁾。実際、小野友五郎が残した「長崎伝習覚書」⁽²²²⁾にも、ヨーロッパ主要国家の首都や人口、面積などについて記録があるので、「海軍」教養科目として世界各国の地理や歴史について教授されていたとみられる。

⁽²¹⁹⁾ 同右、五〇頁。

⁽²²⁰⁾ 同右。

⁽²²¹⁾ 前掲『書簡と建言』、三三頁。

⁽²²²⁾ 前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、五一頁。

⁽²²³⁾ 広島県立文書館所蔵小野家文書（請求記号 八九〇九―五六〇）。

第三に、砲術関係科目について取り上げる。時間割【表A】をみると、砲術二コマ、大小銃訓練二コマと設定されている。しかし実際は、設けられていたコマ数以上に砲術修業に集中しているようである。ペルス・ライケンによれば、「砲術と築城学について、伝習生は海軍士官として必要な程度教育された。この諸分野についてほとんど知識がなかったが、幕府伝習生の中には、砲兵・工兵士官になるものが若干いた。司令官は彼らに、彼らを工兵士官にすることは、自らの職務外・知識外であり、また彼らはあらゆる予備教育を逸していることを伝えた。しかし彼らはこれらの分野について出来る限り学びたかった。彼らは大抵全て、上手く絵が描けたことにより、様々な陸上防衛、要塞部分名称、そして必要条件について直ぐに熟知した」という⁽²²³⁾。

そして、「騎兵隊の武器に関しても、これは日本では非常に不向きであったが、大きな関心が示された。艦砲・陸砲・臼砲訓練を、伝習生は俊敏かつ正確に実施した。機会があれば、彼らは、弾丸・榴弾による砲火・射撃訓練を受けた。そして週に二度、陸上で空砲による砲火や射的の小銃訓練が行われた。小銃取扱い訓練は、兵士・小隊・大隊訓練の課程からなり、多くの伝習生は歩兵になることが決まっていた。そこでその課程と同時に、兵棋を用いた大隊訓練の授業を利用した。それを教えたのは分遣隊「海兵隊カ」下士官であった」という⁽²²⁴⁾。

その他、太鼓組の伝習については、「鼓手教習は、激しいものであった。それは一〇乃至二人全員に太鼓が渡され、二等海兵ヘフタイにより毎日教育がなされたことにより、一日中彼らのうるさい楽器を耳にさせられたからであった。鼓

⁽²²³⁾ 前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、五一頁。

⁽²²⁴⁾ 同右、五一頁。

手は日本人から高位の人物と見なされていたので、日本人は上述の海兵を、常に最高位の下士官と同一視していた」⁽²²⁵⁾と記されている。前述したように、太鼓組は別の場所で一日中太鼓に専念したとみられる。

第三節 第一次伝習期の後半その一…安政四年三月～同年六月の教育実態

安政四年三月四日に第一次伝習生の大半が帰府した。安政四年閏五月六日付岡田新五太郎宛勝海舟書簡に「当地御船〔觀光丸〕出帆後は、生徒人少、寂莫^{（莫か）}たる事にて、当惑之一にて候」⁽²²⁶⁾と記されているように、三七名以上いた伝習生が一举に一四名に減少した。よって、この時期は、残留生に合わせた新しい時間割が編成され、それをもとに授業が行われたとみられる。この時期の時間割は、長崎歴史文化博物館所蔵の藤文庫にある史料であり、それを【第3章―表B】で表わした。以下、【表B】と略称する。

時間割【表B】の内容分析に入る前に、この史料に関する従来の見解について敷衍しておきたい。この史料を使った研究は沼田次郎氏と羽場俊秀氏の研究がある⁽²²⁷⁾。しかし両氏とも同史料が第一次伝習期の始終である一八五五年一月から一八五七年九月までの課程をカバーしているものと解釈している。しかし、引用者は第一次伝習の終盤期のなか、安政四年三月から同年六月末（西暦一八五七年四月から七月）までに当てはまる史料と解釈する。その理由は次の分析からである。

⁽²²⁵⁾ 同右。

⁽²²⁶⁾ 前掲『書簡と建言』四三頁。

⁽²²⁷⁾ 前掲『幕末洋学史』、前掲「長崎海軍伝習所と佐賀藩」。

まず、【表B】の両端の記述をみてみよう。左上段の端に「安政四年三月七日水曜ニ発」と、右上段の端には「三十一・四三・五二・閏五七・六六」と書かれている。安政四年の場合、一月が二九日ある小の月が、一・三・四・閏五・七・一〇月で、三〇日までである大の月が、二・五・六・八・九・一一・一二月であった。「安政四年三月七日水曜ニ発」とされた、安政四年三月七日を西暦に換算すれば、一八五七年四月一日の水曜日に該当する。そして安政四年三月から六月までを西暦に合わせ当てはめると、「三十一・四三・五二・閏五七・六六」とは、それぞれ月ごとの最初の日曜日に該当する。つまり、この数字は西洋式の曜日に不馴れな状況で、曜日の間違いのないように、確認がてら、月ごとの第一日曜日を一つの基準として記入したものと推測される。

二つ目の根拠として、日本側の記録にある「安政四年三月七日水曜ニ発」したとの記述が、ペルス・ライケンの報告内容と完全に合致しているからである。ペルス・ライケンの報告書によれば、「一八五七〔安政三〕年四月一日、居残り伝習生との授業は、観光丸の出發により実践的教育の手段がほとんど完全に欠如してしまったので、新たな規則に沿って開始された。フリハット索具の模型は、当時良い役目を果たした」⁽¹⁸⁵⁾と記している。

以上の理由から、時間割【表B】は残留生向けに安政四年三月から六月までを想定した新カリキュラムを克明に表すものと言えよう。以下で、時間割【表B】を詳しく見てみよう。まず時間割【表A】との比較で、類似点と相違点を考えてみたい。

第一に、算術とオランダ語の割合が変わっている点である。時間割【表A】では算術が週五コマであったが、【表B】

⁽¹⁸⁵⁾前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、五六頁。

の時間割では週六コマに増えた。一方、オランダ語は【表A】では週四コマ設けられていたが、【表B】では全く見当たらない。残留生向けの時間割【表B】で、オランダ語のコマが設けられてないことが、オランダ語を勉強しなくても支障がないレベルになっていることを示すものとは考えにくい。何故なら、通詞の都合を理由に休講が頻発⁽²³⁾していたからである。別の時間を設けて勉強していた可能性があったと思われる。

第二に、金曜日と土曜日の欄に□で区分されている科目があるが、おそらく【表A】時期と同様、同じ科目を二つの組が交替しながら受けることを表す意味と推測される。よって少なくとも二つ以上の組が存在していたことが分かるが、下等士官と士官に分けると、それぞれ四人と一〇人になる。一方、安政二年派遣生と、安政三年途中参加者に分けると、それぞれ五人と九人になる。

第三に、前述のように、教官ペラス・ライケンが「居残り伝習生との授業は、観光丸の出発により実践的教育の手段がほとんど完全に欠如してしまった」と指摘したように、「運用」の授業は「水曜之節⁽²⁴⁾斗御船」で実習することになっていたとみえる。

第四に、練習船がないためか、【表A】に比し【表B】には「築城」と「リーニー」、「バタイロン」、「銃陣」、「稲佐訓練」など陸上で訓練科目が新設もしくは強化されていることが目につく。まず、「築城」はこの時期初めて設けられた授業ではなく、前述したように、幕府伝習生の中の一部の要求に応じ、基礎的な知識は教えたようであるが、時間割【表A】には科目として築城コマはないので、安政二年十一月伝習開始直後はなかった科目と考えられる。安政三年三年

(23) 前掲「長崎在勤中日記」参照。

三月一七日付岡田新五太郎宛勝海舟書簡に「拙、此節別に築城之学相始申候」⁽²³⁰⁾とあり、同年四月二五日付岡田宛勝書簡に「私事築城之事を船将に学候」⁽²³¹⁾とあるので、少なくとも三年四月頃までは築城は正式な科目としてではなく、勝が個人的に質問した分野と考えられる。しかし、時間割【表B】の段階ではそれが正式科目として含まれている。次に、「リーニースクール [Line、リニイ、利仁意とも表記、歩兵の整列展開、銃の操作などの散兵訓練]」、「バタイロン スクール [bataijon、抜隊龍とも表記、大隊訓練]」、「銃陣」、「稲佐訓練」教科は、【表A】の時期にも「大小銃訓練」と「砲術」などが開設されていたが、【表B】時期にはより具体的に細分化されている。

一方、この時期には、コットル船の造船にも成果が出始めていた。実は、コットル船の造船建議はすでに安政三年正月、長崎在住目付永井尚志は老中阿部正弘に小型船製造の伺書を提出していた。その伺書の内容は、コットル船一艘を製造し実物をもつて学習できれば諸事の理解が捗るとのオランダ教官の進言と、雛形のみでは十分な伝習ができない限界を伝え、実物の製造の承認と、予想経費として「二千金」支援を願うものであった⁽²³²⁾。永井の伺書に対し、翌月に出された勘定奉行と勘定吟味役の評議書をみると、部署柄支出に厳しい勘定方が案外永井案に全面的な賛成を表している。そしてその理由として、「格別之金高にも無之処、及断候ては、気先きを挫き候場合も有之候間、金式千両を目当高と致し」⁽²³³⁾と述べている。さほど負担にならない「金式千両」の支出を断つては、学習意欲を挫けることに繋がりがかねないことが述

(230) 前掲『書簡と建言』、四七頁。

(231) 前掲『書簡と建言』、三三頁。

(232) 前掲『海軍歴史』、七四頁。

(233) 前掲『海軍歴史』、七五頁。

べられている点は面白い。

しかし実際の進捗状況はさほど進まなかったとみられる。岡田宛勝書簡によれば、安政三年四月の段階では「当地にてコットルと申船、全経十間内外之もの打建に相かゝり申候。当年中に出来いたし可申哉、未だ材木を取集居候。材払底にて困り申候」⁽²³⁴⁾とある。続く同年七月の書簡でも「コットル、漸く此節材木寄集申候。存外蘭人も不功者に御座候。乍去、出来は可致、型式^{型式}は成申間敷敷。いまだ成業を不見、容易に口は開かれ不申候得共、恐くは充分之出来には参申間敷と奉存候。是迄雛形其の外の手際を以て推し申し候事に御座候」⁽²³⁵⁾とされ、なかなか進んでいないことが分かる。しかし、安政四年閏五月六日付の書簡で「此程兼て打建相掛居候コットル、水卸相済、両三日前、雨天中、蘭人、小子乗組湊内乗試候処、甚簡便、走方宜敷、廻転等も容易、此前水卸、桅立之手続等、尤簡易、大に感佩仕候。しかし、船動は甚敷覚申候。此後運用之科は、此船^船は港内并近傍乗出候て、実事を以て教授致し候由、蘭人申聞候」⁽²³⁶⁾とされ、伺いを出してから約一年半ぶりによく実現されたことが分かる。

教官ペルス・ライケンの報告によれば「資材不足から、頻繁に遅れが生じたが、その間カッター船の建造は進められていた。必要な木材はごく稀にはあったが、長い間待った後、更にまだ水に漬けられていない状態で運ばれた。最も小さな釘も作らなければならなかった。また船匠道具も不足していた。カッター船から完全な戦艦を作りたいとの伝習所総督の要求に譲歩して、これに穴があけられ、長崎で鑄造された金属製六ポンド砲四門と一ポンド旋回砲四門用に整備された

⁽²³⁴⁾前掲『書簡と建言』、三二頁。

⁽²³⁵⁾前掲『書簡と建言』、三四～三五頁。

⁽²³⁶⁾前掲『書簡と建言』、四三頁。

」⁽²³⁷⁾との記録と符号する。

第四節 第一次伝習期の後半その二…安政四年七月～翌八月の教育実態

前述したように、時間割【表B】は、安政四年三月七日から、とりあえず同年六月までの進行を想定した上、編成されたカリキュラムを示すものとみられる。暫定的に六月までと見込んで作成されたものであったとみるなら、六月以降はどのように対応していたのであろうか。六月以降の時間割が、伝習総監督者となった木村喜毅が記録した「長崎伝習小記」から確認される。記録した時期は伝習引き継ぎが終わった六月二二日前後と推測される⁽²³⁸⁾。「長崎伝習小記」の時間割を【第3章―表C】で表わした。以下、【表C】と略称する。本節では、類似の時間割である【表B】と【表C】を比較することで、安政四年八月までの教育実態を考察していく。

【表B】と【表C】の間では教師団および学生の入替えはないため、【表C】はおおむね【表B】と同様な内容であるが、【表B】では科目毎の通詞の記載がある点と、火曜日の午前中の科目に一部変化がみられる。

まず、通詞の変化について検討する。「伝習掛通詞」は【第7章―表4】で示したように、正式な顔ぶれは、「長崎伝習小記」と『海軍歴史』に共に記録のある一五名とみられる。しかし、「伝習掛通詞」は伝習の通訳の担当のみならず、他の掛を兼任しており、条約交渉や外国船の入港時には、伝習掛通詞でも他の業務に駆り出されたことが「長崎在勤中日

⁽²³⁷⁾前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、五四頁。

⁽²³⁸⁾前掲「長崎在勤中日記」第一巻を参照。

記」から確認できる。とりわけ優秀な通詞の場合、外国船の入港時に動員・移動されることも多かったため、【表B】と【表C】においても通詞の入れ替わりが確認されるのは、そのためと思われる。

次に、火曜日の午前中の授業を比較してみると、【表C】に「七月廿七日カメートキユンテ〔幾何学〕」が追加されている。「長崎在勤中日記」の安政四年七月九日の記録には、「一、午前運用伝習船将・通詞又之丞出ル、フーク一冊伝習人へ貸し置、運用之義以後者コツトル⁽²³⁹⁾ニ而実践と修業可然、席上講義者今日より相止可申旨申聞候」⁽²⁴⁰⁾と、続く同月一三日の記録には、「一、運用・築壁伝習二科了局相成ニ付、以後者一月三度位メートキユンデ〔幾何学〕一科、コンマント〔艦長〕へ相頼可申旨、麟太〔勝麟太郎〕申聞候事」⁽²⁴¹⁾と記されている。つまり、「運用」と「築壁」の二つの科目が終りそうなので、今後は「運用」授業は室内での勉強が中止し船での実習に集中することを、「築壁」科目は、その時間に「築壁」の代わり、「幾何学」を設け、月三度程度教わるように、勝海舟が艦長に頼んだことが推測できる。前述のように、教官の報告書にも「幾何学において、航海術の理論を理解するには十分進歩していなかった」⁽²⁴²⁾とされ、勝書簡にも「メートキユンデ [meetskunde=geometry 幾何学]、ステルキユンデ [steilkunde=algebra 代数] は到つて六ヶ敷、これには困り申候。何分漸々に力付き不申候ては一時に被得候術には無之、殆当惑仕候」⁽²⁴³⁾とのように、他の分野

⁽²³⁹⁾ [蘭]Kotter・カッター 船舶と陸上との交通や小荷物の運搬に使用するもので、短艇（端艇）とよばれる小舟艇の一種。

⁽²⁴⁰⁾ 前掲「長崎在勤中日記」第二卷、七月九日条。

⁽²⁴¹⁾ 前掲「長崎在勤中日記」第二卷、七月一三日条。

⁽²⁴²⁾ 前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、五一頁。

⁽²⁴³⁾ 前掲『書簡と建言』、四七頁。

より苦戦した科目のようである。伝習生が少人数になったこともあり、学生の水準や需要に合わせ、航海術の進歩にかかせない学習として幾何学の勉強を、勝から教官に提案し開設された科目と考えられる。

以後、「運用」の授業は「長崎在勤中日記」第二巻の七月廿二日条には「一、立山へ運用之義、明廿三日方八日目毎二有之積ニ達書、其外へも遣し候」と、実習予定を立てていたことが確認できる。実際の運用実習記録を抽出してみると、七月二三日〔金曜日・悪天気で取り止め〕、同月二十八日、八月八日、同月一三日、一五日、二〇日、二二日、二九日、九月一九日、二七日、二八日で確認できる。

また「築壁」科目は、「長崎在勤中日記」第二巻の七月廿七日条には「一、コンマント今日方メートルキューンテ〔幾何学〕相始候、通詞吉十郎ニ罷出」とあり、実際七月二七日に幾何学授業が開始され、七月二九日、八月一四日、同月一日、同月二一日、九月二六日と、元々「築壁」にあてられていた火曜日と木曜日のコマを活用し、月に約三回程程度の間行われていたことが確認できる。

このように、この時期の学習は残留生の要望や水準に合わせて進められた学習であったとみられる。

第五節 第二次伝習期…安政四年八月～安政六年二月の教育実態

第二次伝習期の学習内容を検討する前に、第一次伝習から第二次伝習への交代の状況を述べておく。

オランダ教官側の記録によれば、ヤパン号（後、咸臨丸）が長崎に到着したのは、一八五七年九月二一日（月曜日、日本暦の安政四年八月四日）であったが、蒸気船の受け取りの承認が出るまでの約六週間、出島で待つ

状況になっていたという。

木村喜毅が記録した「長崎在勤中日記」によれば、日本暦の安政四年八月から九月の間は、第一次・第二次教師らが共に伝習に参加していて、徐々に交代に移行することを図っていたことが窺える。例えば、安政四年八月九日〔西暦一八五七年九月二六日、土曜日〕には稲佐調練の見学のため「新来教師二人」が参観して、同年八月一四日と一六日にも旧教師による授業に出て参観していたことが確認できる。その後、同年八月二六日〔西暦一八五七年一〇月一三日、火曜日〕の記録に「麟太郎出島へ相越候処、逐々帰国支度等も有之、来月二・三日之頃方伝習相休度旨、船将申聞候由」⁽²⁴⁴⁾とあり、第一次教師団は帰国準備のため、九月二・三日頃からは指導業務から手を引きたいとの申し出があったことが分かる。オランダ側の記録によれば、一八五七年一〇月二八日〔水曜日、安政四年九月一日〕に旧分遣隊は業務を停止し、翌一月一日〔日曜日、安政四年九月一五日〕、ペルス・ライケン中佐は、ファン・カッテンダイケ大尉に業務を受け渡し、オランダ商船アンナ・デイグナ号 (Anna Digna) に乗り込んで、翌朝に長崎を去ったと記されている⁽²⁴⁵⁾。『海軍歴史』にも第一次教師団の帰国日を「安政四年九月一六日」⁽²⁴⁶⁾と記されており、合致する日付とみられる。

一方、「長崎在勤中日記」の記載によれば、旧教師団の帰国は安政四年九月一六日の月曜日のように、「今暁六時御詔船へ相越、伊賀袴野羽折腰弁当も用意いたし候、伝習人不残御小人目付三人罷出、甲比丹士官三人来ル

⁽²⁴⁴⁾前掲「長崎在勤中日記」第三卷。

⁽²⁴⁵⁾前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、五九頁。

⁽²⁴⁶⁾前掲『海軍歴史』、八七頁。

、新指揮役不快之由不来、伊王島邊迄相越、旧船将ヘルスレーケン始へ告別、ペルス方自分へ船中方伝言いたし候」⁽²⁴⁷⁾とある。そして、新教師団による伝習開始は翌々日である九月一八日の水曜日の記録に、「今日方伝習始リ、午前砲術ハアントロウン・吉十郎、算術エムブロン・庄五郎、午下航海ウエツセル・栄左衛門、船具カッテンレーキ」⁽²⁴⁸⁾とあることから、この日から第二次伝習が本格的に始まったとみられる。

第二次伝習の全体像は、オランダ教官の記録によれば、「授業は冬は九時、夏は八時に開始された。それぞれ一二時また一一時に終了した。その後、授業は、再び冬は二時、夏は四時に再開され、二時間後に終了した」⁽²⁴⁹⁾とされている。時間割【表D】とも合致する内容であることが分かる。因みに、第一次伝習開始時における授業の様子について勝海舟が述べた回想によれば、「其教授の時間朝八時に始め十二時に終る、午後は一時より四時に到る、是陸上の教示なり、又時々艦上に就て其運転諸帆の操作等実地演習あり、悉く暗記せしめて敢て書記せしめす」⁽²⁴⁹⁾とある。勝の言及に基づく、中島の記録に比し、午前と午後でそれぞれ一時間ずつ多かつたことになる。しかし、第一次伝習時の時間割である【表A】によれば、午前の授業は九時から一二時、午後は三時から五時まで行われていたとされていることから、授業時間に関しては第一次と第二次はおおむね同様であったと考えられる。

「長崎伝習小記」や『海軍歴史』によれば、第二次伝習のため、最終的に長崎滞在が認められた教師は計三七

⁽²⁴⁷⁾前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、六一頁。
⁽²⁴⁸⁾前掲『海軍歴史』、六七〜六八頁。

名とされているが、実際の教育に重点的に携わったとみられるメンバーは、【第3章表2】に提示した通りであろう。

次は、時間割を基に第二次伝習期の実態について検討する。第二次伝習期の時間割は、『海軍歴史』に記録されているものであるが、それを【第3章表D】に示した。以下、【表D】と略称する。その以前の時間割と比較しながら検討していく。

【表D】の特徴の一つは、全体的には、それ以前に比べ、科目の数が増加していることである。例えば、「算術」とは別に「点竄(代数学)」が設けられていて、【表A】にはあったが、【表B、C】段階では消えていた「地理」や「蘭語」も新たに加えられている。これらの科目の配置は、レベルが異なる伝習生を考慮した配分と考えられる。第一次伝習から参加し引き続き残った「残留組」と、第二次伝習から参加することになった「新入生組」の授業を、併記したものと考えられる。時間割には表れていないが、「長崎在勤中日記」の安政四年七月一八日の記録に「留学生(残留組か)ハ運用上陸也」とあり、また同年九月二八日の記録には「麟太郎ハルカス [barkas, 長いボート] 運用方帰来ル」とある。二つの記録はそれぞれ日曜日と土曜日のことであり、おそらく勝海舟をはじめとする残留生の一部は、近距離で、ボートをもつての練習なら、正規伝習の時間以外、自由運用練習が許されていたと考えられる。

そして、「騎兵調練」、「築城」、「白鹿屯調練、抜隊籠、リニー学、散兵、歩兵調練」の増加や新設が目立つ。

次は、教官カッテンデーケの記録と日本側の記録と時間割【表D】を照合しながら、教官が担当した科目を具体的に検討してみよう。【第3章表2】とともにみていく。

第一に、カッテンディーケ (Kattendyke) 司令官が受け持った科目は、「索具 (綱索取扱い) 週三」、「大型船の運用 (演習) 週三」、「規定 (規則) 週二」、「地理 週二」であった⁽²⁴⁹⁾。これを時間割【表D】と併せてみると、「索具」は【表D】の「船具」に、「規定」科目は【表D】の「下等士官心得」に該当するものと考えられる。

第二に、トロイエン (Troijen) 一等士官が担当して科目は「艦砲術 週五」、「構造 (造船) 週五」、「船上大砲訓練 週六」、その他、歩兵訓練監督も兼務を命じられた。特に騎兵・砲兵・歩兵訓練は、日本人に好まれたという。ミニエイ銃 (minie-geweer) の試射に、射撃場が宛がわれていたという⁽²⁵⁰⁾。

第三に、ウィッヘルス (Wichers) 二等士官が担当した科目は、「操舵術 (運転術) 週五」、「数学と代数 週五」、「帆船とスループ船における訓練 (操帆術) 週九」と、その他、器具・海図・天文台 (観測所) ・報時球 (羅針盤) 等の任務も同時に任せられていた。これを時間割【表D】に合わせてみると、「操舵術」は【表D】の「航海」に、「操帆術」は【表D】の「船中帆前」該当するものとみられる。また初心者向けではなく中級クラス以上の学習者向けの数学クラスとみえる代数の「点竄」も担当していたとみられる。さらに、ウィッヘルスは幾何学・代数・測角法・三角法の基礎と航海術初歩以外にも、図形幾何学を教え、等高線自画器 (プランセット) を用いた測量も一八五八年一月に

⁽²⁴⁹⁾ 以下教師の担当科目と時間については、水田訳『長崎海軍伝習所の日々』(二六〇―二七頁)と小暮実徳訳「シエイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」(五九―六〇頁)の両方を利用し、教師の名前は『海軍歴史』などを参照した。ただし、両訳史料には多少の表現の差がある。例えば、一週間あたり担当する科目について、翻訳が「週三時間」と「週三授業」とで異なる。該当するオランダ語は「3 Lesson per week」とあるが、『海軍歴史』の時間割と照合してみると、「時間」と理解したほうが合致するものの、本論文ではコマ数(回数)と解釈しておく。

⁽²⁵⁰⁾ 前掲小暮実徳訳「シエイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、六五頁。

初めて教育したという⁽²⁵¹⁾。

第四に、ウムフロローヴェ (Umbgrove) 主計士官が担当した授業は「算術 週九」という。上級クラスと思われる「点竄」はウイツヘルス (Wichers) が、初心者向けのものと思われる「算術」はウムフロローヴェが主に担当していたと考えられる。「ウムフロローヴェ氏は、対数やこの使用を含めて、比例・分数・根の開方・算術、幾何学数列により、伝習生に算術を教育した」⁽²⁵²⁾との記録もある。安政四年の新派遣生の一人の赤松大三郎の回想によれば、「西役所でウヰヘルス (Wichers) やロンブロー (C.J. Umbgrove) などの和蘭教師から教授を受けることになった」⁽²⁵³⁾とあることから、両教師が主に数学授業を担当していたと考えられる。

第五に、ポンペ (Pompe) 衛生士官が担当して授業と時間は、「物理学」、「化学」、「解剖学」、「救急法(繃帯術)」をそれぞれ週ニコマずつ、計ニコマを担当していたとされている。しかし、時間割【表D】にはポンペによる医学系の伝習は全く反映されていない。第二次幕府士官・下等士官向けの「海軍」伝習の主要内容を示す【表D】には、分析学・「窮理術」・「火器製造」・「解体術」・「巻木綿」のような科目が言及されていないことは、少なくとも『海軍歴史』の編集者である勝海舟の目線からすれば、これらの科目は「海軍」伝習の科目ではないとみなされてきたとも言える。

第六に、ハルデス (Hardes) 機関士官が担当した科目と時間は、「蒸気理論 週六」であり、その他、彼は飽之浦工場

⁽²⁵¹⁾ 同右、六一頁。

⁽²⁵²⁾ 同右、六一頁。

⁽²⁵³⁾ 前掲『赤松則良半生談』、三九〇四〇頁。

建設および蒸気機関監督兼任も命じられていた。【表D】と照合してみると、「蒸気」科目は月・金・土曜日に設けられている。

第七に、「普通学教師」はオランダ語と算術教育に週十一、騎馬に週一〇コマずつ担当したと記されている。「普通学教師」とは、オランダ語は「schoolmeester」であり、水田信利氏の訳では「普通学教師」、小暮実徳氏の訳では「軍人以外の教師担当」とされており、『海軍歴史』には「学校騎兵教授役」と書かれている。一名の人が担当したものとみなすべきか、二人の教師の担当分を合わせて記したのか少々不明確であるが、騎馬伝習に関して「騎兵隊元准尉は、武器訓練の教育を行い、日本人に特に気に入られた。非常に高位の日本人三名が、このためにわざわざ江戸からやってきた。日本政府は、この教師に馬を贈った」⁽²⁵⁴⁾と記されていることを参考にすると、騎馬伝習を担当した人が「元」准尉であると紹介されており、現役軍人ではないことから「軍人以外の教師」か「学校騎兵教授役」に表記されていた可能性が考えられる。よって、オランダ語と算術と騎馬の教育を担当したのは、「騎兵隊元准尉」の一人であったと思われる。「騎兵隊元准尉」が行ったオランダ語の教育は、「教師は、八歳から一五歳の二五人乃至三〇人からなる稽古通詞への授業」⁽²⁵⁵⁾であった。通詞が足りない状況を補うため⁽²⁵⁶⁾別のクラスでの特別指導であった可能性もあるが、年少通詞養成コース授業に、新規伝習生の初級者が一緒に参加していたことも考えられる。

第二次教師団に「騎兵隊元准尉」を入れたのは、カッテンディーケらの工夫であったと思われる。第一章と第二章で指

⁽²⁵⁴⁾ 前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、六七頁。

⁽²⁵⁵⁾ 同右、六七頁。

⁽²⁵⁶⁾ 同右、六一頁。

摘したように、第二次伝習の実行を交渉する際、幕府から騎兵隊の指導が可能な教師を招聘したいとの要望があった。長崎奉行と永井と商館長と交渉する経過で、騎兵の件は一旦見合わせる事となっていた。しかし、第二次教師団を構成・人選する際、幕府の要望が何らかの形で伝えられたとみられる。騎兵隊を専門とする教師の招聘はできなかったものの、「騎兵隊元准尉」を随伴させることで、幕府の要望に最大限応えようとした結果にみえる。

第八に、海兵隊下士官による「歩兵訓練また理論 週十五」、⁽²⁵⁷⁾「歩兵訓練概論 週三」が設定されていた。時間割【表D】で言えば、「歩兵・手銃・散兵・抜隊竜・白鹿屯訓練・リニー学」を含めた訓練の指導に当たっていたと思われる。

その他、「太鼓訓練 週十二」と記録があるが、時間割【表D】には一切記載がない。よって、時間割【表D】も時間割【表A】同様、士官向けのカリキュラムを主に示しているものと言えよう。士官枠ではない太鼓組、大工、水夫、機械工・火夫らは別の場所でそれぞれ授業を受けていたと思われる。例えば、「船匠長は造船所業務を管理し、日本人はその場所で午前午後と、造船工としての訓練を受けた」⁽²⁵⁷⁾とあることから、船大工らは船大工頭のもとで造船所作業管理・船大工の訓練を受けたとみられる。また、「製帆職人長も同じく製帆屋根裏で業務を行い、その場所で船のため、絶え間なく仕事をした。掌帆長と甲板長は、水夫と共に毎日働き、船上で、または訓練時に別行動をとった。至る所への士官の配置は不可能であり、彼らに多くの事が委ねられた。彼らは日本人下士官と水夫の編成、さらに船の良好な維持に大きく貢献した」⁽²⁵⁸⁾との記録から、水夫らは掌帆長と甲板長のもとで仕事を教わったと考えられる。

⁽²⁵⁷⁾ 同右、六一頁。

⁽²⁵⁸⁾ 同右、六一頁、六七頁。

そして、「機械工（機関工二人）と火夫は、毎日、鮑ノ浦工場で機関士官の下で働き、また必要に応じて船でも働いた」⁽²⁵⁹⁾との記録から、機械工・火夫らは鮑ノ浦工場や船で技能を習ったと思われる。

さらに、「看護兵は常に衛生将校の下で働き、更に日本人に自動インク供給印刷機の取扱も指導した」という⁽²⁶⁰⁾。地役人向けの授業と考えられるが、インテルマウンという人がポンペ医官に助力しながら、印刷機の取り扱い方を教授したようである。

一方、第一次伝習時に比べ、第二次伝習時には航海演習回数が多かったとみられる。カッテンディーケの報告によれば、「一八五七く五八年（安政四く五年）の冬の間は、帆走訓練、スループ船や大船・小銃を用いた訓練だけしか出来なかった。一八六八年三月以来、長崎湾内外で、多くのスクーナー船が帆走した。ヤパン号「後、咸臨丸」により天草、対馬、五島列島、平戸、下関、そして九州を回って鹿児島まで至る五日間から一二日間の諸巡航が行われた。とりわけ、鹿児島藩への訪問は、一八五八年五月と七月に二回、ヤパン号で訪問していた」と記されている⁽²⁶¹⁾。『薩藩海軍史』によれば、咸臨丸（＝日本丸）が鹿児島藩の山川に入港したのは、安政五年三月一五日のことで、同月一九日に長崎に向い出航したと記されている⁽²⁶²⁾。この日付を西暦に換算すると、一八五八年四月二日から五月二日に該当する。また、同年五月一三日に再び咸臨丸をもって山川に入港し、四日後の

⁽²⁵⁹⁾ 同右。

⁽²⁶⁰⁾ 前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、六一頁。

⁽²⁶¹⁾ 同右、六三頁、六八頁。

⁽²⁶²⁾ 公爵島津家編輯所編纂『薩藩海軍史』（薩藩海軍史刊行會、一九二八年）、一〇一〇と一〇一九頁。

一七日に出航したと記されている⁽²⁶³⁾。西暦に換算すると、一八五八年六月二三日から同月二七日となる。前述のカッテンディーケによる一八五八年五月と七月の二回にかけ鹿児島を訪問したとの言及とも、ほぼ符号するものとみられる。その後の巡航実習の例は、一八五八年一月に、ヤパン号（咸臨丸）とエド号（朝陽丸）で北方の航海を行い、筑前の川津（河内湾）と福岡の湾を訪問したことが言及されている⁽²⁶⁴⁾。

以前より第二次伝習期に航海演習が比較的活発に行われたのは、保有船の数が増えたことも関係していたであろう。第二次伝習期に保有していた船は、鵬翔丸と咸臨丸と朝陽丸であった。まず、鵬翔丸とは、『海軍歴史』によれば、安政四年三月四日に永井の引率で江戸に戻る第一次伝習生の船として観光丸が使われてしまい長崎に練習船が無かったため、急遽、安政四年、長崎に入港したオランダ商船テレジア号（Theresia）を購入して改名したものと説明されている。この鵬翔丸で、安政五年五月一日、伊沢謹吾・望月大象・榎本釜次郎・春山弁蔵・飯田敬之助・柴弘吉らが帰府したとされている⁽²⁶⁵⁾。伝習生の帰国日が記されている「長崎伝習小記」を基に作成した【第2章・表1・2・3】と『海軍歴史』の記述を合わせてみると、安政五年五月一日に長崎を發つた顔ぶれは、安政二年からの伝習生は、中島三郎助・飯田敬之助・望月大象・春山弁蔵、安政三年から参加していた伝習生は、伊沢謹吾・榎本釜次郎・柴弘吉となる。

⁽²⁶³⁾ 前掲『薩藩海軍史』一〇三〇頁、一〇三四頁。

⁽²⁶⁴⁾ 前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、七一頁。

⁽²⁶⁵⁾ 前掲『海軍歴史』、九一頁。

次に、朝陽丸とは、『海軍歴史』によれば、「安政五戊午年五月三日⁽²⁸⁶⁾ 蒸気三桅船エド号長崎に入る、此艦、和蘭へ求め、咸臨丸同一之形を以て造製^ヲを依頼せし所なり、当年咸臨丸を江戸に廻し、此地〔長崎〕伝習艦に乏しき処、幸ひにして、此艦〔エド号〕入津、大に教授に便なり、後、命名して朝陽艦と称す」⁽²⁸⁷⁾と記されている。この朝陽丸で、安政六年正月五日、「航海士官には安井畑蔵・伴鉄太郎・松岡盤吉^盤・吉見健之丞、機関士官には杉浦金次郎・岡田井蔵、其他猶三・四名」が帰府したと記されている⁽²⁸⁸⁾。この記録も【第2章・表1・2・3】と照合してみても合致している。

ペルス・ライケンとカッテンディーケが共に強調していたことは、指揮役を務める海軍士官の養成であったが、「海軍士官形成にまで到ったかは疑わしい」⁽²⁸⁹⁾とし、三年半の教育でその課題が達成できたとは言えないと評価している。

カッテンディーケの報告書の内容の一部を挙げてみると次のようになる。「私が日本海軍の急速な発展に対して思う唯一の問題は、概して海軍士官の実践的訓練にほとんど関心が持たれていないこと、そして我々のところでは、この用件の大きな重要性について、それほど詳細に規定されている内部業務の詳細に関わることを、全くひどいことには、それを知ることさえも、低級なこととみなしているようなことである。彼らは索具、帆やス

⁽²⁸⁶⁾ 講談社版『海軍歴史』(二二七頁)によれば、この日付は間違いで、正しくは九月三日であるという。

⁽²⁸⁷⁾ 前掲『海軍歴史』、九一頁。

⁽²⁸⁸⁾ 前掲『海軍歴史』、九二頁。

⁽²⁸⁹⁾ 前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、七九頁。

ループの取り扱いでさえ、そして当然掃除をも、掌帆長に委ね、号令もほとんど暗記しようとしなかった。船を帆走させ、針路を変える等を嫌がり、また出来ない伝習生もいた⁽²⁷⁰⁾と、また「私は多いに骨を折って、役割編成、船の各々の職掌、海上と停泊地の業務、指揮する士官への指示を、士官に熟知させていたにもかかわらず、私はこれを決して、彼らが決められた業務を実施するまでに持つて行けなかった」⁽²⁷¹⁾と酷評していた。「海軍」士官として全体を把握する責務の認識の無さを厳しく問題視していたと思われる。

その要因を、「海軍」士官として配属された幕府伝習生の多くが、個人の能力に相応する選抜ではなく、「ただ彼らの社会的高位がきっかけで長崎に派遣され」たこと、なお「後にいわば要職に、そして恐らく指導的地位を占めるための推薦に役に立つ資格を得るために、伝習生の大部分が江戸から長崎に来たこと、そして彼らの僅かだけが海軍勤務を目指していたこと」⁽²⁷²⁾にあると考えていたようである。

「海軍」士官に当てられていた幕府伝習生に対しては酷評であったが、砲術士官や機関士官に関しては、「砲列は、彼らの士官が直接監督し、良好な状態であった。そして機関室は、ほとんど全く申し分なかった」⁽²⁷³⁾と述べ、好評であった。多くの伝習生が「海軍とは何も関係ない職に就いている」⁽²⁷⁴⁾とカッテンディーケが指摘

(270) 同右、七六頁。

(271) 同右、七七頁。

(272) 同右、七六頁、七八頁。

(273) 同右、七六頁。

(274) 同右、七八頁。

したように、三年半にかけて長崎で行われていた長崎「海軍」伝習は、「海軍」関係の仕事に就くための教育場としてより、新時代に合う新技術を身に着ける教育場としての役割が大きかったのではなからうか。この評価に関しては別の章で論じたい。

おわりに

第二章で、江戸の事情に左右され、長崎伝習の内容や性格が規定された側面がみえると評価したが、第三章で分析した実態からみても、同様のことが言えよう。すなわち、講武所の開所の初期段階において、長崎伝習での成果を前提にして運営されていたことから、第一次伝習は、軍艦操縦系の訓練より西洋砲術系の学習に重点が置かれがちであり、オランダ人教師の対応も学生の需要に合わせていた側面もみえる。

一方、長崎の第二次伝習は、長崎伝習の成果に頼っている軍艦操縦所を軌道に乗せることを考慮し、第一次伝習に比し、保有する艦船の数も増え、軍艦操縦系の学習が強化された。江戸の需要・事情により、途中引き上げや途中派遣など定員が随時変動していたため、その都度、残留の学生のレベルに合わせた時間割の変更を強いられた側面もみえる。

第四章 諸藩の伝習参加に対する幕府内部の議論と長崎の実態

はじめに

序章でも述べたように、長崎伝習については、軍事史からは近代海軍の嚆矢として、また洋学史及び藩政史では近代文明導入の先駆的な事例として注目されてきた。しかし藤井哲博氏に代表される先行研究は、伝習実態に対する理解が不十分のまま、幕府伝習生および「員外聴講生」や諸藩伝習生が全く同じカリキュラムで学習していたと説明されてきた。この藤井氏の見解は藩政史研究や洋学史研究でも踏襲されている⁽²⁷⁾。しかし果たして、申請をすればどの藩でも制限なく参加でき、また伝習内容についても幕府伝習生と諸藩伝習生の間に差はなかったのだろうか。

本論文では、上記の様な先行研究における二つの前提を再検討したいと考えており、この第四章では諸藩の参加申請をめぐる幕府内部の議論の検討過程を取り上げ、幕府はどのような場合に諸藩の申請を認め、どのような場合には申請を却下したのかを検討する。続いて第五章と第六章では、諸藩伝習生の具体的な参加実態をクラス別に分けて検討し、幕府伝習生との間に伝習内容の差があったのかどうかを検討していく。

⁽²⁷⁾ 小川亜弥子『幕末期長州藩洋学史の研究』（思文閣出版、一九九八年）、坂本保富『幕末洋学教育史研究』（高知市民図書館、二〇〇四年）、羽場俊秀「長崎海軍伝習所と佐賀藩」（『近代西洋文明との出会い』所収、思文閣出版、一九八九年）など。

第一節 伝習参加諸藩の概要と参加基準に対する先行研究の理解

諸藩からの伝習参加について、『海軍歴史』に、佐賀藩四七名、福岡藩二八名、熊本藩五名、薩摩藩一六名、長州藩一五名、津藩一二名、掛川藩一名、福山藩四名と記されている。しかし、『海軍歴史』には具体的にどのような基準で許可されたのか、参加時期と学習分野については全く言及されていない。

では、諸藩の参加基準は如何なるものであったろうか。安達裕之氏の研究から一定の示唆を得ることができる。安達氏によれば⁽²⁷⁶⁾、伝習参加許可は長崎奉行所の「権限内」と「権限外」の二パターンに分けられる。すなわち従来から長崎に聞役或いは陣屋を置く九州諸藩と長州藩からの申請は、長崎奉行所の「権限内」で処理でき、それ以外の藩から申請があつた場合は長崎奉行所の「権限外」とされ、老中の指示が必要となると説明されている。

安達氏は明確な史料の根拠を提示していないが、推測するに安政元年二月に長崎奉行水野忠徳が老中に宛てた伺書がその根拠となっているのではなからうか。この伺書には、「軍艦蒸気船運用方并右船之製造修復方等、両家〔佐賀藩・福岡藩〕始近国諸家におひても、家来共え稽古為致度段申出候は、私共限承届、手附并家来共、又は地役人等為立合、御取締向為心得、夫々執業為仕候様相心得可申哉」⁽²⁷⁷⁾とあり、水野は佐賀藩と福岡藩をはじめ長崎周辺諸藩の申請を、長崎奉行所の権限で承諾し、伝習に参加させる事を想定していたと考えられる。

⁽²⁷⁶⁾ 安政二年第一次伝習の開始前、安政元年の夏、フアビウスにより短期間の伝習が行われた。予備伝習とも言われるこの伝習については、安達裕之「安政元年の海軍伝習」『佐賀県立佐賀城本丸歴史館研究紀要』第二号（二〇〇七年）に詳しい。
⁽²⁷⁷⁾ 前掲『開国起原』一〇四二頁。

第二節 長崎奉行所の「権限内」の諸藩の申請事例

長崎周辺諸藩の事例をみると、佐賀藩と福岡藩は派遣人数や日数調整などすべてのやりとりを、長崎奉行所との交渉のみで済ましていた⁽²⁷⁸⁾。薩摩藩の場合も、「蒸気御船并蘭館^江も差越、蘭人^江伝習等仕度、御奉行所^江願立申候処、御免相成⁽²⁷⁹⁾」との記述から考えて、長崎奉行所に参加の申請をし、承諾を得ていたことは明らかである。

また安政二年一月九日、長州藩国元にいる前田孫右衛門が長州藩の長崎聞役から得た情報を基に江戸在勤の坪井九右衛門に宛てた書簡から伝習開始直後の長崎近隣諸藩の伝習参加状況が窺える。

【史料1】⁽²⁸⁰⁾

〔前略〕扱又、蒸気船乗前、蘭人直伝習一件聞役猶右之^達、^{運心}中方も追々聞繕ひ仕らせ候処、^①肥後并肥筑之御三家^方者^著追々御人数被差越、直伝習之御手入相成、蘭館出入被差免候由之处、追々被聞召候や^様う、御手入一件之御物入誠に莫太之事ニ候得共、左程御造作を被入候所詮^茂無之、稽古方余程不運ひ之様子ニ相聞、〔中略〕^②且脇々ハ御願相成候^而も御断相成候得とも、肥筑尚肥後此御方之儀^者肝要御手当御蒙り候事ニ付、随分御願相成候得^者可被差免との事、御奉行所内噂^茂有之由申越候、〔後略〕

⁽²⁷⁸⁾ 「阿蘭陀国蒸気船渡来之記」(鍋島報効会寄託、佐賀県立図書館鍋島家文庫、【裏表紙のタイトル】安政二卯年 廿一番、阿蘭陀蒸気船暎咭喇船渡来之記、御右筆所) 九一〜九二丁、佐賀藩の記録である『松乃落葉』に筑前藩のやり取りも報告されている(杉本勲他編著『幕末軍事技術の軌跡 佐賀藩史料 松乃落葉』思文閣出版、一九八七年、一六六〜一六七頁)。

⁽²⁷⁹⁾ 東京大学史料編纂所所蔵「大日本維新史料稿本 五百二十九」六一頁(マイクロフィルム番号AN四三、七〇七コマ)
⁽²⁸⁰⁾ 山口県立文書館所蔵「両公伝編年史料」「軍制(西洋学御引立一件沙汰控 綴込イ印)」一〜五丁。

傍線部①には、「肥後并肥筑」すなわち熊本藩・佐賀藩・福岡藩の三藩は「直伝」参加が許可されずで「蘭館」へ出入りしていることが書かれている。また、傍線部②には、長崎での風聞として、他藩は「直伝」参加の願いを出しても断られるが、佐賀藩・福岡藩・熊本藩・長州藩の場合、「肝要御手当」すなわち長崎および相州警衛を担っているため、許可される可能性があると噂されていると伝えている。

以上の佐賀藩・福岡藩・薩摩藩・長州藩の記録からはいずれも承諾を得た結果のみ確認できる。長崎奉行所の「権限内」にある諸藩はすべて許可されたか否か、長崎奉行所と諸藩の間でどのようなやりとりがあったのか、なお奉行所内ではどのように評議されていたのかなど、究明すべき課題が多く残っている。しかし、右の事例から、少なくとも軍役に務めている明確な名分を持つ長崎周辺諸藩は、幕府に別途の伺いを立てることなく、長崎奉行所の「権限内」で承認されていたことが明らかとなるであろう。

以上の検討から安達氏の指摘は実態を反映した妥当なものといえるが、安政元年に行われた短期伝習を対象としたものであり、安政二年以降の事例については「例外が多かった」と簡単に記されるに過ぎない。そこで、本論文では、長崎奉行所の「権限内」で処理できず、江戸の老中の承認が必要とされた長崎奉行所の「権限外」諸藩の例を検討に加えることで、諸藩の伝習参加に対する幕府の考え方や基準、制限の意図や変遷などを見出すことを試みる。

第三節 幕府内部の政策決定過程の概要

個別事例の検討に入る前に、諸藩の伺書が幕府内部でどのように処理されていたかを理解するため、政策決定

過程の概要について敷衍しておきたい。藤田覚氏の研究⁽²⁸¹⁾を基にしながら海防掛目付方の研究を主とする後藤敦史氏の研究を合わせ、全体図を【第4章―図1】のようにまとめた。

藩から幕府に差し出された伺書・願書などの処理の過程は、將軍の裁可を経るか否かによって異なるが、基本的に次の手続きで処理されたとみえる。藩から伺書が提出されると、月番老中は、伺書の写を作成させ、担当の勘定奉行に下げて評議を命じた。勘定奉行所では、担当部署の係員が先例や最近の事例を調査して意見を奉行に具申し、それに基づいて勘定奉行は吟味役と連名で、評議結果を老中に提出する。これを受け取った老中は、勘定奉行らの評議に従って老中の見解を記し將軍に提出し裁可を得るか、もしくは藩に下達する仕組みであった。また、先例や規定により処理できる案件は、奉行らの意見が尊重されたが、それでは処理できない重要案件の場合は、幕府の重要案件の決定には、寺社、町、勘定の三奉行、および大目付と目付の加わる評定所一座が意見を出し合い、それを基に老中が政治判断を行ったと説明されている⁽²⁸²⁾。

この仕組みを伝習参加申請の事例に当てはめると、諸藩から伺書を老中に提出すると、月番老中が評定所一座および海防掛勘定方や目付方などに諮問させる。各部局で評議を行い、部局ごとの意見を老中に提出すると、それを基に老中が各藩や長崎奉行所に下達したものと考えられる。

諸藩の伺書や長崎奉行所の伺書がどのように処理されたかは、老中の手元の諸史料の写の作成を担当していた

⁽²⁸¹⁾ 藤田覚「幕府行政論」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座第六卷』東京大学出版会、二〇〇五年)。
⁽²⁸²⁾ 同右、一〇一～一〇八頁。

奥右筆の史料群を見つけると、様々な疑問が明確になると思われるが、管見のかぎり安政年間のものは見当たらない。ここでは、一部の過程のみ示している史料であるものの、諸藩申請に対して幕府内部における各部署の意見が分かる議論が分かるものとして、次の史料を用いている。海防掛目付方の意見書の草案を含む山梨県立文学館所蔵「乙骨耐軒文書」⁽²⁸²⁾、海防掛勘定方の意見書草案が含まれる陽明文庫所蔵「葦名重次郎文書」⁽²⁸³⁾、長崎奉行所から老中への伺書が含まれている慶應義塾大学三田メディアセンター貴重書室所蔵「長崎伝習小記」および幕府内の評議書の写しの一部が残る東京大学史料編纂所蔵「勝海舟関係史料」である。東京大学史料編纂所蔵の「大日本維新史料稿本」も用いる。各史料の概要については序論を参照されたい。史料上の制約により、検討対象は、阿波藩・津藩・土佐藩・川越藩・鯖江藩に絞ることにする。

第四節 長崎奉行所の「権限外」の諸藩の申請事例

(4-1) 阿波藩の事例

阿波藩は、安政元年から「直伝」参加の申請をし続けていたと思われる。次の史料は阿波藩の再度の申請に対する海防掛目付方の評議書である。文書の流れは、阿波藩士の伝習参加の許可を求める伺書が老中に届き、老中から海防掛目付方へ下問に付せられたことに対し、目付方が評議した草案とみられる。

⁽²⁸²⁾ 以下、同文書の引用時には目録番号のみ記す。

⁽²⁸³⁾ 「葦名重次郎文書」の「外国立会御用係書類」を使用する。頁はマイクロフィルムのコマ番号。

【史料2】 (385)

別紙松平阿波守伺之趣取調候処、蒸氣船乗方稽古として長崎表江被差遣候内、陪臣身分之もの御座候由、依之同人家来之義も彼地江差遣蘭人直伝為受申度との趣、右者牧野備後守内、小野友太郎事を名指候義も可有之候得共、此者ハ、足立左内手附手伝相勤候二付、伝習人数中江御差加相成候訳ニ而、普通家来見合ニ可仕筋二者有之間敷、尤一昨寅年中、同人〔松平阿波守〕方同断之義、初度相伺候砌、藤堂和泉守方も同様願意申立候処、①直伝受候義者難相整、長崎表ニ而先達中伝授受候もの有之、右之者より伝授うけ候者不苦旨、両家共被仰達置候、②然処、同断之趣相願候二付、右両家振合之通御聞濟可然段評議申上、都而右筋者区々不相成様御扱有御座度、殊ニ阿波守儀者、内海御台場御預之上、自領海岸者勿論、大坂近海御警衛迄心得罷在、防禦筋品々心入方申立候次第、尤相聞候間、氣乗不相控様、旁以願之ケ条御許容被為在候方可然哉奉存候、左候へ者、伺之趣者不苦、長崎奉行・永井岩之丞御承り合セ不取締無之様、家来江申付、伝授可為受旨被仰達、其段長崎奉行・永井岩之丞江も被仰渡置可然奉存候、私共評議仕、此段申上候、

〔安政三年九〕二月

甲斐守〔海防掛大目付、跡部良弼〕 民部少輔〔海防掛目付、鶴殿長銳〕

丹波守〔海防掛大目付、土岐頼旨〕 邦之輔〔海防掛目付、一色直温〕

肥前守〔海防掛大目付、筒井政憲〕 修理〔海防掛目付、岩瀬忠震〕

右近将監〔海防掛目付、大久保一翁〕

冒頭部をみると、阿波藩は、伝習参加者のうち小野友五郎を例に挙げ、陪臣身分でも参加していることを先例に挙げ、再度願書を提出したものとみられる。

傍線部①からオランダ人からの「直伝」は許可できないが、すでに伝習を受けた者から習うことは構わないと、阿波藩と津藩すでに伝えたことが読み取れる。実際、長崎奉行所に届いた阿波藩と津藩に関する指示書に、両藩は「御国地為御警衛、外国造之軍艦製造」の直伝を受けたいと願っているので、直伝は許可できないが、「先達而蒸気船渡来之節長崎表ニ伝授受候ものも有之候間、右之ものより伝授受候儀者不苦候旨（28）」と伝えたので、それを踏まえたうえ対処するように命じていることが分かる。長崎奉行所への指示の内容と、【史料2】の傍線部①の内容が一致している。なお、参加趣旨や名分が「御国地」の警衛のための場合、幕府内部の議論で「直伝」参加を許可しない方針が取られていたものとみられる。

傍線部②をみると、継続して申請する阿波藩と津藩に対し、とりわけ阿波藩が、自領の海岸のみならず、江戸湾内や大坂近海の警衛まで取り組んでいる点を評価し、参加を許可する方針が変わっていることが分かる。

一方、阿波藩の参加をめぐる勘定方の意見書は見当たらない。しかし、安政三年一月の勘定奉行松平近直と勘定吟味役中村為弥の意見書で、「且諸家之家来伝習之儀相願候節、多人数ニ相成候而者、伝習御用として罷越候もの稽古之障ニも

(28) 「手頭留」六卷、六四〇五丁。因みに、同史料は『長崎幕末史料大成(三)』にその一部が翻刻されているが、全文の翻刻ではないため、本論文での引用は、長崎歴史文化博物館所蔵の原本を用いた。

可相成哉^与、多分^者御差止ニ相成候程之儀ニ候」⁽²⁸⁷⁾と記されていることが注目される。必ずしも阿波藩に限定した意見ではないものの、相次ぐ諸藩からの直伝参加申請に対し、勘定方は、幕府伝習生の伝習に支障を来たすことを危惧し「当分の間」諸藩士の参加を制限しようとしていた。阿波藩の場合、おそらく勘定方の反対により、直伝参加の許可を得ることは難しかったと思われる。この勘定方の方針に加え、阿波藩士の長崎滞在の事例が確認できないことと、管見の限り阿波藩の申請が止まったとみられることを合わせて考えると、阿波藩から「直伝」の参加者はなかったものと推測される。

(4-2) 津藩の事例

阿波藩と同様、津藩も「尤一昨寅年中、同人〔阿波守〕方同断之義初度相伺候砌、藤堂和泉守方も同様願意申立候処」⁽²⁸⁸⁾と記されているように、安政元年から「軍艦製造」に関する「直伝」参加を繰り返した申請していた。しかし、既に学んだ日本人から習うことは許されたものの、「直伝」は許可されなかった⁽²⁸⁹⁾。次の記録から、安政三年六月段階で「直伝」は未だ承認されてなかったことが判明する。

【史料3】⁽²⁹⁰⁾

^(安政三年)
辰 六月七日、伊勢守殿、立田録助を以、御下ヶ老通

⁽²⁸⁷⁾ 「外国立会御用係書類」(陽明文庫所蔵)、一九六コマ。

⁽²⁸⁸⁾ 前掲「乙骨耐軒文書」四六一文書、二一〇三丁

⁽²⁸⁹⁾ 前掲「乙骨耐軒文書」四六一文書、一〇丁。

⁽²⁹⁰⁾ 前掲「外国立会御用係書類」一九一コマ。

藤堂和泉守家来内意

伊勢守

藤堂和泉守家来とも長崎表^江差遣し、入津之和蘭陀人^江便、軍船法・炮術等稽古為仕度旨、四月廿日御内慮伺書差出置候処、只今ハ御沙汰不被成下候、然ル処、当春^江家来共之内五人ハ長崎表^江差遣し有之候二付、早々御沙汰被成下候様仕度旨、猶又各様迄御内慮相伺候様、国許方申越候、以上、

〔安政三年カ〕六月五日

藤堂和泉守家来

□^(不明) 本八郎右衛門

この史料は、津藩江戸留守居から老中阿部正弘へ提出された津藩の申請書が、審議のため海防掛勘定方に廻されたものを、勘定方の書記役がその申請書の内容を写した草案と思われる。よつて津藩の申請史料の原本ではないが、津藩の申請の趣旨や状況が読み取れる興味深い内容である。傍線部に注目してみると、津藩は安政三年春に五名を長崎に派遣した上、幕府の許可を催促していることが分かる。

津藩の申請に対する幕府内部の審議案として確認できるものは、勘定方の意見書のみである。後述する土佐藩への指示と同じものである（【史料5】に該当）、要点のみ引用する。安政三年十一月の勘定方の意見書には、「是迄外夷御警衛向被仰付候諸家家来之内、伝習として罷越候向も有之候得とも、諸家家来一統稽古御聞濟相成候てハ永井玄蕃頭手ニ

附伝習御用として罷越稽古仕候もの、障二相成候間、追_而伝習請候ものより稽古いたし候_而も苦ケ間敷儀」⁽²⁸²⁾と記されている。許可された事例はいずれも「外夷御警衛」すなわち海防を仰せつけられた諸藩であることが明記されており、参加名分が「自領」に止まらず「御用」のためであることが重要視されたと言えよう。そして、永井の指揮下で伝習中の幕府伝習生に支障を来たすことを憂慮し、直伝参加の許可はひとまず見合わせるよう伝えるべきであるとまとめた。

津藩は、「海軍」伝習の諸藩直伝参加の許可が下りた記録は見当たらず、議論の流れから、見合わせになかった可能性が高いと推測される。

藤田覚氏によれば、諸藩から提出される伺書・願書の様式は切り紙が用いられ、差出者は印も花押も捺さず、年号も記さなかつたという。最初は切り紙で願い出て、認められることを前提として正式な願書の提出を許可されると、堅紙に年号を記し、花押を捺した願書が提出される。なお、却下の時は、伺いや願いは「内伺」や「内願」とされたという⁽²⁸²⁾。この説明に即し右の【史料3】をみると、二行目に「藤堂和泉守家来内意」と記されていることが注目される。「内意」と書かれていることから、津藩の申請は却下されたものと考えられる。

史料上は「海軍」直伝講習への参加を承認されたことがなかなか確認できないものの、津藩は、許可を得る前から長崎に藩士を派遣しておき、何等かの伝習に参加することを考えると、何らかの形で「直伝」に参加した可能性も十分考えられる。具体的な活動実態については、第六章で後述する。

⁽²⁸²⁾前掲「外国立会御用係書類」一九一〜三三〇頁。
⁽²⁸³⁾前掲藤田「幕府行政論」、一〇四頁。

(4-3) 土佐藩の事例

土佐藩は次に史料から、安政三年一月一六日に初めて伝習参加を申請したものと思われる。

【史料4】 (293)

土州家来蘭人直伝願

拙者家来之もの六・七人計、長崎表へ差遣、炮術並海陸戦法等ニ相係、当時有用之事件、於同所阿蘭陀人江致面会、直伝を受申度、外国人へ親をいたし候様不容易義ニ御座候得共、方今急務之義ニ付てハ、出格之訳柄を以、何卒御聞濟被下候様仕度、依御内慮奉伺候、以上、

(安政三年) 辰 十一月十六日、

松平土佐守

土佐藩は、家来六・七人を長崎に派遣し、砲術および海・陸戦法等についてオランダ人から直接学ばせたいと考えている。外国人と親しくすることはあつてはならない事であるが、上記の様な事を習得することは緊急の課題であるので、是非許可して貰いたいと、まず幕府の内々の見解を尋ねてきた。この土佐藩の申請に対し、海防掛勘定方と目付方の双方から意見書が出されている。まず、勘定方の評議書を次のように取り上げる。

【史料5】 (294)

(293) 前掲『幕末外国関係文書』一五卷、二四八頁。元出典は「外交紀事本末底本所引 諏訪氏筆記 聞集録」と書かれている。
(294) 前掲「外国立会御用係書類」一九二〜一九三コマ。

書面松平土佐守申上候、同人家来・藤堂和泉守家来長崎表入津之和蘭陀人より炮術并海軍戦法稽古為致度旨相願候趣、一覽取調候処、是迄外夷御警衛向被仰付候諸家家来之内、伝習として罷越候向も有之候得とも、諸家家来一流稽古御聞濟相成候てハ、永井玄蕃頭手ニ附伝習御用として罷越稽古仕候もの、障ニ相成候間、追而伝習請候ものより稽古いたし候而も苦ケ間敷儀ニ付、書面之趣者、伝習御用之ものとも障ニも相成候間、先ツ見合、右伝習を請候もの共右稽古いたし候様、土佐守江被仰達、和泉守家来被仰渡可然奉存候

(安永二年)
辰 十一月

〔作成者記載なし、勘定方と推定〕

勘定方の論理は、これまで諸藩藩士のなか直伝参加が認められたのは、「外夷」警衛を命じられた藩の藩士である。その他の藩の藩士まで伝習参加をみとめると、すでに参加している伝習生の稽古に支障をきたすので、いずれ伝習を受けた者から教授を受けることとし、当面の伝習参加は見合わせるよう土佐藩に回答したいとの意見を述べている。

一方、目付方の評議書は、次に挙げるものとなる。

【史料6】(295)

別帑被成御下候松平土佐守方奉伺候書面之趣并松平河内守はしめ評議とも一覽勘考仕候所、〔中略〕土佐守領分者、元来南海筋之御藩屏ニ而是迄大船製造をも相目論見、国元五十五ヶ所之炮台新規築立ニ取掛り罷在、警備筋厚心懸、阿波守与者對抗唇齒之地勢ニも御座候ニ付、右願之趣御許容被成遣候方、此上御警衛向励之為可然奉存、尤追々

(295)前掲「乙骨耐軒文書」四六六文書、一丁～三丁。

長崎表諸家稽古方相殖候義ニ付、玄蕃頭^江差支之有無御尋之上、御下知可被下候方可然義と奉存候、私共評議之趣、右之通御座候、御下之書面相添返上、此段申上候、以上、

〔安政三年カ〕十二月

〔作成者記載なし、目付方と推定〕

すなわち目付方は、土佐藩は南海筋の警備に重要な役割が期待されており、大船製造を計画し、領内に五五ヶ所の砲台を設置するなど海防に務めていて、阿波藩とも密接な関係にあるので、直伝への参加を許可しても良いと考えるが、追々希望者が増えているので、永井が差支えないと判断するなら認めても良いのではと述べている。

このように、土佐藩の申請に対し、勘定方は許可を反対し、目付方は賛成する、正反対の結論を出していた。では、老中の判断はいかなるものであったのであろうか。老中の指示を記したものは見当たらないが、次の史料の冒頭部の内容から、老中は目付方の意見を採用し、最終的な意見を老中が永井に求めた流れがあったと考えられる。その永井の考え方を検討してみよう。

【史料7】⁽²⁹⁶⁾

松平土佐守家来共長崎表^江為伝習差遣候義、永井玄蕃頭見込之趣相糺し、猶以取調可申上旨、去ル〔安政三年〕十
二月中別帑御書付を以被仰渡候ニ付、同人〔永井〕見込之趣相尋候所、海軍御取建被仰出伝習御開相成候義ニ御座
候得^者、諸家^ニ而も同様領海有之者^者別^而之事、国力応し海軍取建、蘭人伝習をも請可申段御達相成候^而も可然、伝習

⁽²⁹⁷⁾前掲「乙骨耐軒文書」四〇九文書、一〜四丁。

相願侯者者大小家とも御聞届相成候方当然二も可有之哉、尤願次第悉御聞届与申候而者際限無之候得者、高之多少或者願立之趣意二より相当之人数を限御申聞相成候共可然哉、〔史料8に続く〕

この史料は安政四年二月の海防掛目付方の評議書の前半部に該当するが、永井の考え方が傍線部で示されている。つまり、永井は、領海を持つ藩の伝習参加に理解を示した上で、藩の規模を問わず承諾すべきと思うが、しかし全ての藩を対象に「直伝」参加を許可したら際限がないので、石高の多少か、申請の趣旨により適切な人数に限って許可すべきではないかと述べている。永井が出した意見に対する目付方の意見は、次の史料から分かる。【史料7】の後半部に当たるが、便宜上、分けて提示する。

【史料8】⁽²⁹⁷⁾

右見込之趣いづれも尤相聞、如何様二も海軍傳習之義、諸家一統江改而被仰渡候方有之度御座候へとも、^④公儀傳習御用頓而御成功見据相立可申其比迄者、先々差向願出候家々丈者、都度御取調相成御許容可否被仰達可然、多少二より人数を限可申敷之義者、一体家々有志之所者一同候へ共夫是存寄之次第も御座候二付、人数組多少區々二有之候者自然之姿二而然るを^⑤一概高並を以て被仰付方御座候者いさ、か御不都合之義哉奉存、所詮衆人混雜不及さへ候得者宜敷筋二候間、願立之趣意二より取極候方諸向可然、尤、右者願向之人数高に応し斟酌差加候ハ、相当減し方付可申夫々御治定之次第を以て御聞済相成候ハ、御聞済定員丈者人物替々に差繰遣し候義も不苦候旨

(297) 前掲「乙骨耐軒文書」四〇九文書、五丁。

被仰達、將又伝習二付、流弊之筋有之間敷段者、玄蕃頭含申上候通、屹度被仰渡置、同段之義二付、通詞其外江可申渡筋等是亦奉行被仰渡可然奉存候、左候得者土佐守伺之趣者家来三・四人為伝習差遣不苦、永井玄蕃頭・長崎奉行相談可申旨、且右二付心得方別帑御達案之通被仰達、其段奉行・玄蕃頭へも被仰遣、諸家伝習之義二付御取締筋之義、是亦御達案之趣を以、長崎奉行へ被仰渡候方可然奉存候、私共評議仕候御達案式通相添此段申上候、已上、

〔安政四年カ〕三月

民部少輔〔海防掛目付、鵜殿長銳〕 伊賀守〔海防掛目付、岩瀬忠震〕

邦之輔〔海防掛目付、一色直温〕 半三郎〔海防掛目付、津田正路〕

長崎奉行・永井玄蕃頭・岡部駿河守江御達案

諸家家来其表へ差遣し置、蘭人海軍伝習うけ候義二付、教師蘭人江引合筋不都合之義無之様可致者勿論、通詞其外右筋携り候者江無益之贈答如何敷義有之候而者、以之外之事二候、不取締之筋有之候ハ、伝習差留、其段可被相届候、尤通詞等へも心得違無之様、屹度可申渡候事、

伝習相願候諸家江

同文言

右之通長崎奉行・永井玄蕃頭・岡部駿河守江相達し候間、可被得其意候、

松平土佐守江御達案

長崎表^江海軍伝習として家来差遣置候二付^{而者}、外諸家臣同学相稽古者共申合候趣も有之哉、惣^而蘭人^江引合
向不都合之義無之様并通詞其外とも相馴染候上^者諸事如何敷義等有之間敷、もし右様之品も有之候ハ、
糺明をとけ伝習差留も可申付候間、兼^而より万端取締方情々申合置候様相心得可被申、此段相達申候、

史料の冒頭部をみると、目付方の評議では、永井の意見に同意しながら、全ての諸藩向けに改めて基準を示す必要があるとしながら、現在の現実的な基準を傍線部で提示している。傍線部②のように、幕府伝習生がある程度熟達の目途が立つまでは諸藩の参加を制限すべきであると述べている。基本的には幕府伝習生の学習を優先させ、そのため諸藩の直伝参加は制限しようとしていたことが注目される。そして、人数制限の基準として、藩の石高を基準にすることは不適切であるとし、「願立之趣意」を考慮し審査すべきであると述べている。そして、土佐藩の申請に対する目付方の結論として、参加者を「三・四」名に減らさせたうえ許可するとしている。参加する際、不祥事なことがないよう注意事項を伝達させ、取締を強化するよう、別の案まで提示し添えている。

では結局、土佐藩はどのように処理されたのであろうか。目付方の意見通りに許可することになったのであろうか。次の二点の史料が手掛かりとなる。

一つ目は、『佐々木高行日記』の記録である。同史料は土佐藩出身の佐々木氏の日記のみならず、参考史料として往復の書簡や旧藩士の日記などを佐々木氏の日記と共に抜粋している記述が多い。土佐藩の伝習参加に関する記録も同じ形式となっていて、安政三年十一月の佐々木氏の日記の次に、その日の出来事の参考史料として、次のように記されている。

【史料9】 (298)

(参考) 一、十一月十二日、我藩ニテ藩士ヲ長崎ニ遣ハシ、砲術並海陸戦法ヲ蘭人ニ

受ケシメントス、之ヲ幕府ニ申ス、其書ニ曰ク、

拙者家来之者六七人計長崎表へ差遣、砲術並海陸戦法等ニ相係ル当時有用ノ事件、於同所阿蘭陀人へ致
面談、直伝ヲ為受申度、外国人へ親炙致シ候儀不容易儀ニ付テハ、出格之訳柄ヲ以、何卒御聞濟被下候
様仕度、依之、御内慮相伺申候、以上、

十一月十二日、

松平土佐守

御書取ニ曰ク、

伺之通可被相心得候、尤彼地ニオキテ長崎奉行・木村図書之得差図、不取締之儀無之様可被心得旨申付遣候様
可被致候事、

諸家々来其表工差遣置、蘭人海軍伝習受候儀ニ付、教師蘭人工引合筋如何之儀無之様可致ハ勿論、通詞其外右筋
携候モノへ、私之贈答飲食振舞等之儀有之候^而ハ、以之外ノ事ニ候間、向後総テ不取締之筋有之候ハ、伝習差
留、其段可被相届候、尤当時伝習罷越居候諸家々来并通詞等ニも屹度可被申渡候、

右之通長崎奉行并岡部駿河守・木村図書工相達置候間、為心得相達置候事、

(298) 『佐々木高行日記』 (佐々木高行著・東京大学史料編纂所編纂、東京大学出版会、一九七〇年) 第一卷、二二七〜二二八頁。

この記録の出典は不明であるが、前半の願書の内容は前掲の【史料4】と、後半の書取の内容は前掲の【史料8】の内容がほぼ合致している。とりわけ「書取」欄に、安政三年一月の土佐藩の参加申請に対し「伺之通可被相心得候」と、許可されたと記されている。【史料8】に比し、右の【史料9】では、長崎現地の担当者の氏名が永井玄蕃頭から木村図書に代っている点である。安政四年三月に永井は長崎を発ち江戸に帰ったので、【史料8】の提案後、土佐藩は許可を得ていた流れを反映したものであろう。実際、海防掛目付方の評議書のなかでも、【史料8】と同じ内容のものに、担当者の氏名のみ、永井から木村に書き加えられている草案が残っている⁽²⁹⁶⁾。よって、右の【史料9】の内容は、意外と信憑性が高いものと思われる。

そして、現地の担当者である木村が記録した「長崎在勤中日記」の安政四年閏五月二七日に、「立山〔奉行所〕を差越候由、松平土佐守家来伝習御書状書面共駿河守を廻し来ル」⁽³⁰⁰⁾と記されている。一文のみで難読であるものの、【史料9】と合わせて考えると、木村の手元に江戸から土佐藩士の参加を許可する「書状・書面」が長崎奉行所から廻されてきたことを指す内容と解釈できよう。

以上から、評議の流れや手続き上、土佐藩の申請は通ったものとみて良からう。しかし、実際の例としては、細川潤次郎のように長崎で日本人から学んだ事例⁽³⁰¹⁾を除けば、「直伝」に参加した土佐藩の伝習生は確認できない。

⁽²⁹⁶⁾前掲「乙骨耐軒文書」四六三文書。

⁽³⁰⁰⁾前掲「長崎在勤中日記」第一卷、八三丁。

⁽³⁰¹⁾高知市民図書館所蔵「徳弘家史料」のなか「安政三辰年二月 当開控」（B四六資料）から安政三年時点で細川は長崎で地役人等から砲術を学んでいたことが確認できる。

(4-4) 川越藩の事例

川越藩から長崎伝習へ参加者がいたことは、先行研究でほとんど指摘されてこなかった。しかし、布施賢治氏の研究で安政四年長崎に派遣された金子精之助が取り上げられ、蘭学修業のための遊学と説明されている⁽³⁰²⁾。

一方、『維新史料綱要』と「大日本維新史料稿本」⁽³⁰³⁾から金子精之助の事例を調べてみると、安政四年二月三〇日に「幕府、川越藩主松平直侯ノ願ニ依リ、藩士金子精之助ノ長崎ニ於テ蘭人ニ就キ、諸術ヲ伝習スルヲ許ス」⁽³⁰⁴⁾と記されている。次に願書の内容から許可されるまでの流れを提示する。

【史料10】⁽³⁰⁵⁾

正月朔日

一、上御屋敷方左之趣申来之、

①堀田備中守殿方御呼出ニ付、罷出候所、去廿四日被差出置候金子精之助蘭人方伝習之義、御願書^江書添式通相添、御用人金子文蔵を以御渡之被成候、以上、

十二月廿四日

三上多平次

⁽³⁰²⁾ 布施賢治『下級武士と幕末明治川越・前橋藩の武術流派と士族授産』(岩田書院、二〇〇六年)、一八二頁。

⁽³⁰³⁾ 東京大学史料編纂所所蔵「大日本維新史料稿本 七百六十九」、一四頁(マイクロフィルム番号 AN九一、二三三コマ)

⁽³⁰⁴⁾ 前掲『維新史料綱要』二巻、四七五頁。

⁽³⁰⁵⁾ 元の出典は「川越藩記録高輪三番」という。該当史料が見当たらず、「大日本維新史料稿本」マイクロフィルムから引用した。

② 私家来金子精之助与申者、用向有之、此節長崎表へ差遣置候所、幸之義二付、西洋諸術蘭人与伝習為受申度奉存候、此段相願申候、以上

書添

③ 書面之趣不苦候、尤彼地ニおみて長崎奉行并木村図書得差図、不取締之儀無之様可心得旨、申付候様可被致候、長崎奉行并木村図書江相達置候事、

同

④ 諸家家来其表へ差遣置、蘭人海軍等伝習為候儀二付、教師蘭人江引合筋如何之儀無之様可致者勿論、通詞其外右筋携候者江私之贈答飲食振舞等之儀有之候而者以之外之事二候間、向後都而不取締之筋有之候ハ、伝習差留其段可被相届候、尤当時伝習罷越居候諸家家来并通詞等江も屹度可被申渡候、右之通長崎奉行并木村図書江相達置候間、為心得相達置候事、

〔中略〕

正月廿日

金子精之助

⑤ 右者於長崎蘭人与伝習為受度旨、御願濟相成候上ハ、精之助与長崎奉行始江送物之儀被下候様致度段、岩倉鉄三郎方迄申越候旨申出候、右者金拾壹両被下候間、右二而万端為相濟候様可申遣旨、鉄三郎江申聞之、

⑥ 但、福山侯御家来三人長崎江罷越居伝習致候節之送物、別紙之通二有之候旨、精之助義者忝人

二而減候^而も可然趣申越候二付、上御屋敷共申合候処、福山侯之振惣高拾七両余二相成候二付、右を三ヶ一減二致、本文之通承届可然と申合候義二有之事、

〔中略〕

四月朔日

⑦ 一、長崎御奉行岡部駿河守殿^江三上雄之進罷出、用人園庸平^江面会致し、御家来金子精之助、蘭人方伝習之義、長崎表御奉行所并伝習掛り御目付^江未御諾無之趣申越候二付、御模様相伺度旨申述候所、扣居候様申聞、取調之上申聞候ハ、右^者正月二日御案内之趣、同十一月彼表^江申遣、二月七日承知之旨返書申越候、右之通二付、全彼地御用状見落シニ可有之候、駿河登城留守二付、帰宅之上、今日御咄シ趣申聞、猶又彼表^江申遣候様可致旨申聞之、

傍線部②のところ⁽³⁹⁶⁾に金子精之助の長崎伝習参加の趣旨が書かれている。用向きで長崎に派遣しておいた三上多平次の家来である金子精之助を「西洋諸術蘭人方伝習」を受けさせたいと、安政四年二月二四日に伺書を提出した。

それに対する通知は、傍線部①から分かるように、翌年の安政五年正月朔日、老中堀田正睦に呼び出され、傍線部③と④に該当する「書添式通」を貰い、正式許可を得たものと考えられる。傍線部③と④の内容は、前掲【史料8】およ

⁽³⁹⁶⁾ 『分限帳集成』（『埼玉県史調査報告書』埼玉県県民部県史編さん室、一九八七年）や、前掲『下級武士と幕末明治』、同氏「安政期川越藩における高島流砲術の採用」（『埼玉地方史』四七号、埼玉地方史研究会、二〇〇二年）を参照したが見当たらなかった。

び【史料9】の土佐藩への通達書の内容とほぼ同じものである。傍線部③と④のような下知は幕府の許可を得た諸藩に出された許可状・承諾状とも言えよう。

しかし、傍線部⑦をみると、伝習参加の許可を得た後、安政五年四月朔日になるまで伝習に参加できないままであったことが分かる。それを問い合わせたところ、「彼地〔長崎奉行所〕御用状見落シニ可有之候」と、奉行所の手違いにより数ヶ月間待たされたことが記されている。

この記録でもう一つ注目されるのは、傍線部⑤に書かれているように、伝習参加の許可を得た謝礼の言及である。金子精之助は岩倉鉄三郎⁽³⁰⁾に贈物の用意について相談している。他藩の先例として、福山藩は三人に対し一七両であったので、川越藩の場合、「老人ニ而減候而も可然」、「右を三ヶ一減ニ致、本文之通、承届可然と申合候義ニ有之事」とされ、福山藩の三分の一の謝礼を用意しようとしていたことが読み取れる。第七章で後述するように、福山藩の場合、安政四年四月頃、長崎で伝習に参加していたことが確認できるが、この内容からも福山藩から少なくとも三名の藩士が長崎で伝習を受けていたことが裏付けられる。

(4-5) 鯖江藩の事例

鯖江藩士の長崎伝習参加の検証も、先行研究で指摘されていない新たな事例である。鯖江藩の事例に関して、『海軍歴

⁽³⁰⁾金子は蘭学も心得ており「高島流師元附属」として岩倉鉄三郎に仕えていたという(前掲『下級武士と幕末明治』、一八二頁)。

史』や『水路部沿革史』には記載がない。

一方、『維新史料綱要』安政四年七月二〇日に、「幕府、鯖江藩主間部詮勝下総守ノ願ニ依リ、藩士喜多山佑吉ノ蘭学修業ノ為、長崎ニ遊学スルヲ聴ス」⁽³⁰⁸⁾と記されている。その詳細を「大日本維新史料稿本」から次に挙げる。

【史料11】⁽³⁰⁹⁾

一、^①七月廿日、左之通申渡之

御用人^江

喜多山佑吉蘭学修行之儀、御老中久世大和守様^江御伺相成候処、御書取を以御差込相済并御書付一通御渡相成候間、其段相心得候様、長崎表佑吉方^江達之儀、宜取計可被申旨、

一、^②六月七日、左之通御番頭申出之

喜多山佑吉

私儀軍学為修業、父儀兵衛より御届申上、御当地^江罷出、松平左京大夫様御家来寺村泰助方^江止宿修業罷在候処、右泰助方少々差支之儀御座候ニ付、此度御寄合安房守様御嫡子御書院番久永石見守様御組松平仲様^江御門入、右御屋敷^江止宿仕候旨、

⁽³⁰⁸⁾前掲『維新史料綱要』二巻、三八三頁。

⁽³⁰⁹⁾東京大学史料編纂所所蔵「大日本維新史料稿本 七百六十九」、一四頁（マイクロフィルムリール番号 AN九一、一三三コマ）。元の出典は「鯖江藩用状」と記されているが、『間部家文書』にも関連史料の記載はなく、該当史料は見当たらない。

③、六月八日、左之通御用番久世大和守様御退出_江被差出候旨、御用人持出之、

下総守〔藩主間部詮勝〕様御家来喜多山佑吉_与申者、長崎表蘭通詞御用書物和解掛名村八右衛門方江入門、蘭学為修行被差遣置候処、和蘭陀船將_江便、軍法炮術等直伝請候_而も不苦儀_二御座候_ハ、其筋_江御達置_二相成候様御頼被成度、此段各様迄御内慮相伺候様被仰付候、以上、

御名御家来

波多野魁治

④、七月九日、先月八日御用番久世大和守様_江喜多山佑吉儀、長崎表蘭通詞御用書物和解懸リ名村八右衛門方_江入門、蘭学修行之儀_二付、御内慮窺差出置候処、今日御留守居御呼出_二付、御書取を以御差_江相濟并御書付_テ通御渡相成候旨、御用人持出之、

④ 書面之趣不苦候、尤彼地_二おゐて長崎奉行并木村_江書得差_江、不取締之儀無之様可心得旨申付候様可仕候、尤長崎奉行并木村_江書_江相達置候事、

⑤ 諸家家来其表_江差遣置、蘭人海軍伝習受候儀_二付、教師蘭人_江引合筋如何之儀無之様可致_者勿論、通詞其外右筋携候者_江、私之贈答飲食振舞等之儀有之候_而者、以之外之事_二候間、向後都_而不取締之筋有之候_ハ、

、傳習差留其段可被相届候、尤当時伝習罷越居候諸家家来并通詞等_江、屹度可被申渡候、

右之通、長崎奉行并木村_江書_江相達置候間、為心得相達候事、

喜多山佑吉は鯖江藩における「軍備練習之節教官」として銃の指導に携わっていた⁽³⁰⁾。修業のため、彼の父の喜多山儀兵衛が倅を「名古屋上田帯刀方^江軍学示談ニ付、差遣申度」⁽³¹⁾と、遊学申請をするなど、長崎に来る前から「軍学」修業に励んでいたものと考えられる。右史料の一つ書きの傍線部②の内容と合わせて考えると、名古屋遊学を経て、長崎に派遣されたものとみられる。

四つ目の一つ書きが、喜多山の長崎伝習参加の願書の趣旨である。つまり、喜多山佑吉を蘭学修行のため長崎に派遣し、通詞の名村八右衛門に入門させたが、「軍法炮術等直伝」も受けるように頼みたいと用人を通じ、安政四年六月八日に老中久世大和守に伺書を提出していたことが分かる。因みに、喜多山の長崎における動向は、地役人による私塾の事例を詳しく取り上げた第七章を参照されたい。

この内容のみでは、喜多山の長崎遊学の目的は蘭学学習から現地滞在中に「軍法炮術等」へ広がったようにもみえる。しかし、第八章で述べるように、土井康弘氏が翻刻した喜多山の書簡と照合すれば、蘭学勉強とは建前上の理由で、真意は「軍法炮術等」の直伝参加であったが、敷居が高くて交渉が上手く行かず、藩主を介した交渉へと方向転換をしたと考えられる。

この伺書に対する処理結果が、一つ書きの一つ目と四つ目から分かる。すなわち、安政四年七月九日に「書面之趣不苦候、尤彼地ニおゐて長崎奉行并木村図書得差図、不取締之儀無之様可心得旨申付候様可仕候、尤長崎奉行并木村図書^江相

⁽³⁰⁾ 間部家文書刊行会編『間部家文書』第四卷（鯖江市役所、一九八六年）、五一二頁。
⁽³¹⁾ 前掲『間部家文書』第四卷、五一六頁。

達置候事」との「書取」が渡され、同年七月二〇日に、許可の旨が本人にも知らされた。一つ書き四つ目の傍線部②と①の内容が、前掲の川越藩と土佐藩の通達書と同じ形式であることから、鯖江藩も幕府から許可状・承諾状を得たとみえる。

その後の状況が分かる史料が、【第5章・表1⑬】でも示したように、「長崎在勤中日記」中の記録にみえる。同史料の安政四年八月二二日に、「立山〔奉行所〕と岡部下総守家来伝習伺済之写」⁽³¹²⁾が来たと記されていて、同月二六日には、「間部下総守家来伝習之義伺済之趣」⁽³¹³⁾の連絡があったと書かれている。家来の人名や参加分野などは記されていないものの、右【史料11】と照合すると、喜多山佑吉の参加に関する連絡と言えよう。よって、第二次伝習期の総監督であった木村の手元に廻されてきたが長崎奉行所内の評議の流れからすれば、鯖江藩の藩士はクラス2の参加が許可されたとみられる。

第五節 諸藩の参加動向

前節では諸藩の参加をめぐる海防掛目付方と海防掛勘定方の意見について検討した。しかし、双方とも草案という史料上の制約から最終的な決定については確認できないことが多い。そこで、本節では、実際長崎に滞在していた人達が国元に送った書簡から当時の長崎における諸藩の参加実態の状況を前節の評議書の内容と照合し検証していく。

⁽³¹²⁾前掲「長崎在勤中日記」第二卷、五七丁。
⁽³¹³⁾前掲「長崎在勤中日記」第二卷、五八丁。

(5-1) 津田真一郎の書簡にみる安政三年の状況

次に挙げる史料は、安政三年二月五日に津山出身の津田真一郎が国元の〔津山藩の儒者か〕馬場致遠に宛てた書簡である。当時の長崎における諸藩の参加状況が分かる史料として注目される。因みに、津田の伝習参加の実態は別の章で検討し、ここでは諸藩の参加状況に焦点を当てる。津田真一郎とは、津田真道と同一人物で、安政四年には蕃書調所の教授手伝並に任命され、文久二年には西周とオランダへ留学した。明治初期には福沢諭吉・森有礼・西周・加藤弘之・西村茂樹らと共に明六社を結成していた人物である。

【史料12】 (314)

〔前略〕爰ヲ以テ薩筑前後肥ノ四家ハ已論^{無補也}、掛川太田侯、田原三宅侯ノ士、官准ヲ得て来学ブ、此他、宇和島伊達侯ノ臣モ既ニ官許ヲ蒙リシヨシ、藤堂侯家来モ客冬当所へ来居リシモノ今春ハ必官ニ請テ来ラント云テ一先帰国セリ、不日方々来ルベシ、雲州侯御家来杯モ蘭館へ参候者有之候ヨシ、思フニ追々天下ノ侯伯其子弟ヲ送り来サン、我国モ甚シク他藩ニ後レザランヤウアリタキモノナラズヤ、僕等ガ如キ魯質ニテハトテモ十分ナル事ハ出来ザドモ、諸藩ノ人ニ約略比行スル位ノ事ハ勉強セバ企及ベキ歟ト存候、

冒頭部には、書簡を書いた安政三年二月の時点で参加が許可された諸藩の情報を伝えている。「薩筑前後肥ノ四家」すなわち薩摩藩・福岡藩・熊本藩・佐賀藩の四藩と、さらに、掛川藩（太田撰津守）と田原藩（三宅対馬

(314) 木村岩治「津山藩記録にみえる津田真道」(大久保利謙編『津田真道…研究と伝記』、みすず書房、一九九七年)、二七二頁からの引用。

守)の藩士も許可を得ていたことが分かる。その外、宇和島藩(伊達遠江守)も許可を得ていると聞いていると伝えている。

興味深いのは、津藩の藩士の事情について書いている箇所である。傍線部のように、藤堂藩の藩士は安政二年の冬頃、長崎に来たものの、「どうやら直伝への参加許可は得ずに来ていたようで」一旦藩に戻り、必ず許可を得て、近いうちに出直すことを、津田は聞いていたようである。さらに、「雲州」松江藩の藩士も出島の蘭館に出入りしながら勉強している噂を、津田は耳にしていたことが分かる。最後に、積極的に長崎へ藩士を派遣している諸藩に遅れをとらないためには、津山藩も奮闘すべきであると訴える津田の心境が読み取れる。

津田が入手した諸藩の参加状況に関する情報はどれほど正確なものであったろうか。安政三年二月の海防掛大目付の跡部良弼の意見書の記述と比較することで検証してみよう。跡部の意見書で諸藩の申請状況について言及した箇所を見ると、「一昨寅年七月、伊達遠江守・伊東修理大夫方同模様之伺書被成御下候ニ付、私共評議仕申上、其節長崎奉行承合、差支無之候ハ、渡来之蘭人方伝授受不苦旨御差函相成、去卯六月中、三宅対馬守方も是又此度再願仕候」⁽³¹⁵⁾と記されている。すなわち、安政一年年七月に、宇和島藩と飢肥藩から伝習参加を願う伺書の提出があり、安政二年六月に、田原藩から二度目となる申請があったと記されている。これらの申請に対し目付方は、長崎奉行に現地の学習の混雑状況や都合などを問い合わせたうえ、奉行から支障がないと応答をもらえば参加させても構わないと返答していたと書かれている。

⁽³¹⁵⁾前掲「乙骨耐軒文書」四六一文書、五〇九丁。

津田の書簡と跡部の言及と前節で検討した阿波藩・津藩・土佐藩の事例を照合してみよう。阿波藩と土佐藩は全く指摘されていない。宇和島藩と田原藩は、津田書簡と跡部の意見書に共に言及されており、許可済みで参加されていたと考えられる。津藩は、津田の書簡から、許可を得る前から長崎に来ていたが、どうやら正式な許可が現地では取れなかったのか、一旦藩に戻ることにになり、近いうちに再び来ると言い残していることが分かる。前節の【史料3】で安政三年春に五名を長崎に派遣した上、幕府の許可を催促していた内容とも符合する。

(5-2) 喜多山佐吉^(佐)の書簡にみる安政四年の状況

次に取り上げるものは、鯖江藩出身の喜多山佐吉(佐吉とも)が、師匠の上田仲敏に宛てた書簡である。その内容に、「当春〔安政四年の春〕当地へ蘭学為修行罷越候者、夥敷御座候、扨追々不知仕候処、直伝ニ出申候ニハ中々不容易、入用金ニ而甚当惑仕候、是ハ別段ニ御座候へ共、土州公、藤堂公、紀州公藩等より罷越居申候者之咄承候処、月々千疋ツ、蘭人へ御仕向被成候由御座候」⁽³¹⁶⁾と記されている。安政四年の春の時点で、蘭学の修業のため、大勢の人々が集まっていることと、容易に実現できそうにない「直伝」参加の状況について書いている。「月々千疋ツ、蘭人へ御仕向被成候由」との風聞を、土佐藩・津藩・紀州藩士から得ていたことから、土佐藩・津藩・紀州藩からの参加者も、安政四年に、伝習に参加するため滞在していた事実が分かる。

⁽³¹⁶⁾ 土井康弘「尾張藩士間瀬権右衛門が勝海舟から入手した情報」『一滴』(津山洋学資料官、一二号)一四七〜一四八頁。

おわりに

以上の長崎奉行所の「権限外」の諸藩の参加事例の検討を通し、出願時期とその趣旨・分野により許可の可否に差が生じたことが判明した。すなわち、西洋砲術習得のための参加なら許可されやすかったが、軍艦製造・航海術の伝習出願の場合、国元の海防に活かすためなら容易に許可されなかった。

では、何故、出願内容・分野により対応の差が見受けられるのであろうか。まず、砲術については、嘉永六年九月二五日付の大目付への老中達から当時の方針が窺える。その一部を引用すると、「就中砲術之儀者、異国船防禦之要術ニ付、四芸同様修行可有之候、諸流之内西洋打方之儀者、近年開け候事ニ付、いまた習熟致し候者も少く候処、今般内海為御警衛、西洋法ニ寄、御台場御取建相成候者、其法術をも手広く可被成置御趣意ニ候間、其心得を以、西洋打方習熟之もの江申談、諸流同様稽古可致候」⁽³¹²⁾と記されている。つまり、このように異国船防禦に必須とされた西洋砲術を広めようとする幕府の方針と、指導者の稀少な状況のもとで、諸藩から西洋砲術伝習の申請は容認されていたと言えよう。

一方、軍艦製造や航海術に関しては、かつてキリスト教禁止並びに海外貿易制限を理由に諸藩の大船製造が禁じられてきたのを、安政元年九月一五日付の老中達で解禁した⁽³¹³⁾。解禁の布達に対し、柳間詰の大名から大船の建造の目的は国元の海防のためか、それとも国元と江戸表の海防のためかとの質問が出た。それに対し、老中阿部正弘は「江戸近海警衛

⁽³¹²⁾ 前掲『幕末外国関係文書』二巻、四六六～四六七頁。
⁽³¹³⁾ 前掲『幕末外国関係文書』二巻、四三〇頁。

御手当被 仰出候御趣意、在所之儀二者無之」⁽³¹⁹⁾と、江戸湾の海防のためであり、国元のことではないと回答した。江戸湾の警衛体制の構築を最優先し諸藩に協力を呼びかける老中阿部の方針が、軍艦製造や航海術の伝習参加を願う諸藩に対しても許可基準の元となったものと考えられる。つまり、国元の海防のための出願していた阿波藩と津藩に対しては、容易に許可しなかった。

さらに、出願時期にも目を向ける必要がある。まず、目付方は諸藩の参加について、「公儀伝習御用頓而御成功見据相立可申其比迄者」は制限すべきと主張していた。この論理を捉え直せば、幕府伝習生がある程度成功を収めた後なら、諸藩の申請が通りやすくなることの暗示とも考えられよう。阿波藩・津藩は、安政三年まで繰り返し出願していたが、なかなか通らなかつた。一方、土佐藩・川越藩・鯖江藩は安政四年に申請し比較的スムーズに通つた。安政四年は第一次伝習を受けていた幕府伝習生の大半が帰府していた時期であるので、目付方の表現通り、幕府伝習生の学習がある程度成功を収めたと判断された後は、通りやすい時期になったとみられる。

时期的な要因のもう一つは、勘定奉行松平近直の失脚が考えられる。松平河内守近直は、「当今松平河内・阿部内閣ニ附随シテ其言多ク用キラル、河内斯克テアランニハ何事モ英断ヲ望ミ難カラシ」⁽³²⁰⁾と言われるほど、強い発言力の持ち主であつたとみられる。阿部政権のキーパーソンである松平近直は、前述した評議書で読み取れるように、増加する諸藩の参加を警戒した人物である。彼が反対する限り諸藩の直伝参加は容易に許可されなかつた。しかし、松平近直は「福

⁽³¹⁹⁾ 前掲『幕末外国関係文書』二巻、五五四頁。
⁽³²⁰⁾ 日本史籍協会編『阿部正弘事蹟』（東京大学出版会、一九七八年復刻）、四六六頁。

山侯卒去後、無幾程河内守転役〔田安家の家老〕⁽³²⁾と、安政四年六月一七日の阿部正弘の死去後、後ろ盾を失ったように表舞台を去った。なお松平の後任として永井尚志が勘定奉行に転じた。前述したように、永井尚志は伝習開始初期段階から諸藩にも伝習参加機会を提供すべきであると主張していた。諸藩参加に積極的な立場であった永井が勘定奉行職に就いたことは、諸藩の許可基準緩和に少なからず影響したと考えられる。

以上の検討を基に、従来のイメージのように長崎に遊学した全員が「直伝」に参加できたわけではなく、実際は幕府伝習生と諸藩伝習生との間では厳然たる線引きが存在しており、幕府伝習生の学習を最優先視する方針が貫かれたといえよう。そしてその実態の裏側には、新時代を担う幕臣人材の不足とその焦りから幕臣人材をある程度育成するまでは諸藩士の参加を制限しようとしていたとも思われる。本章で検討した諸藩参加をめぐる一定の基準が、実際、どのように適応されていたか、もしくは変遷していたかについて、クラスごとに分類し、第五章と第六章で検討する。

第五章 諸藩の「直伝」参加の実態(1) ・〈学習形態Ⅱ〉を中心に・

はじめに

第四章でも指摘したように、洋学史及び藩政史では各地域における長崎「海軍」伝習参加事例を近代文明導入の先駆的なものとして意義付けし、幕府伝習生と同様な内容で学習してきたとみなされてきた。本論文では大きな前提として幕府伝習生と諸藩伝習生の間では学習内容や参加分野は異なるものと評価する。具体的にどのような学習していたかを提示する作業として、第五章から第八章にかけ、諸学習形態を提示する。多様な学習形態を表したものが【第5章-図1】である。

ここで大前提となる長崎における伝習の全体像の【第5章-図1】について断っておく。

まず、管轄主体を軸に大きく分けると、幕府主導の「海軍」伝習と、主に奉行所主導の地域事業関連伝習を含む出島伝習に区分できる。メインの幕府伝習生の「海軍」直伝を〈学習形態Ⅱ〉とし、諸藩伝習生のなか「海軍」直伝の参加許可を得た事例を〈学習形態Ⅲ〉に分類した。

なお、オランダ海軍分遣隊の正式伝習ではないが、多くの諸藩の人々が習ったことが確認できる商館付医師ブルックによる指導を〈学習形態Ⅲ〉に、長崎の地役人や通詞を対象にしたブルックによる指導を〈学習形態Ⅳ〉に、地役人や通詞の指導による私塾系指導を〈学習形態Ⅴ〉に、幕府伝習生の従者が中心となる様々な勉強会を〈学習形態Ⅵ〉に称する。

さて、『海軍歴史』の記載事例を含め、本論文で新たに加えた事例を【第5章―表1】で提示した。その際、利用した主要な史料は、津藩からの参加者である柳檜悦が残した記録をもとに編纂された『水路部沿革史』と、出島に出入りした諸藩生の氏名と伝習分野が分かる「日記繰出目録」と、第二次伝習期の伝習総監督である木村喜毅が記録した「長崎在勤中日記」と、「大日本維新史料稿本」である。伝習の全期がカバーされるわけではないものの、藩別の参加分野を具体的に知ることができる貴重な史料と言えよう。

第一節 幕府伝習生と諸藩伝習生の学習実態の差

学習形態ごとの具体的な実態は、各章で検討するが、伝習を受けるにあたって、幕府伝習生と諸藩伝習生の間に存在していた大きな障害について述べておきたい。

先行研究では、諸藩の伝習参加について、全体像が欠けていたため、諸藩の長崎遊学者の全員が幕府伝習生と同じ「海軍」伝習に参加したものとみなされてきた。しかし、その実態をみると、幕府伝習生と諸藩伝習生とは、伝習を受ける船や日数が異なっていた。

まず、幕府伝習生向けの「海軍」伝習は、第三章で詳しく述べたように、士官・下等士官・水夫・大工・太鼓等に小分けされ、月曜日から土曜日まで、艦上と陸上の両方で指導を受けていた。また、オランダ語や数学も基礎から修得できるようにカリキュラムが組まれていた。

かたや、諸藩伝習生に当てられた伝習日は毎日ではなく限定されたものであった。『海軍歴史』によれば、「船中二之

日・七之日は諸藩家来稽古日に定め」、「五・十之日は御役所に於て諸藩家来稽古日と定め」⁽³²²⁾と記されている。すなわち、諸藩の伝習生は二と七のつく日は船で、五と一〇のつく日は西役所「座学」で伝習を受けることになっていた。

また、諸藩の伝習生では、保有の練習船がない場合、艦上の訓練を受けるには限界があった。その実態について、佐賀藩からの参加者である中牟田倉之助の回想によれば、「初め幕府が海軍伝習の事業を起すや、各藩の子弟をも等しく收容したりと雖、主とするところは、幕府派遣の学生なりしが故に、藩生は、実物教授の際、伝習觀光丸に参乗するに止まり、航海演習の際には同乗する能はざりき。随つて各藩生は各々自家の伝習船を有せざるべからざりし」⁽³²³⁾と記されている。つまり、学習形態[□]への参加が認められていた佐賀藩でさえも、幕府伝習生のような毎日伝習ではなく、少ない伝習日数でしか参加できず、練習用の船がないかぎり航海術の習得に支障が生じる状況におかれていたことが読み取れる。

なお、毎日かつ終日制で、オランダ語や数学も教科に含まれていた幕府伝習生向け授業と異なり、伝習の日数が少なかった諸藩生向けの授業で学習成果を得るためには、諸藩伝習生は自主的な事前学習が前提となっていたと思われる。授業は通訳付きで行われていたが、通詞にとっても専門外の内容の通訳であったためか、通詞による誤訳も多かった状況を勘案すると、諸藩においては、オランダ語が出来る人材の確保有無が伝習効果を左右する大きな要素となっていたとみられる。次節では、諸藩伝習生のなか幕府から「海軍」直伝の参加許可を得て参加した事例である学習形態[□]の諸例とその特徴について考察する。

⁽³²²⁾前掲『海軍歴史』、七二頁。

⁽³²³⁾前掲『中牟田倉之助伝』、一三四頁。

第二節 学習形態口に参加した諸藩の事例と実態

(2-1) 佐賀藩の事例

佐賀藩は、最も多くの伝習生を派遣し、長崎伝習帰りの人を中心に藩内で「海軍所」を設立し独自の教育に取り組み、かつ幕府伝習生が江戸に帰った後も継続してオランダ人から習うなど、長崎「海軍」伝習を最も上手く活用していた藩であった。

佐賀藩の伝習実態について、安政二年七月に長崎に派遣され⁽³²⁴⁾、主に航海術を学習していた中牟田倉之助の回想録によれば、「大広間の一室に卓子と腰掛とを排列し、幕生前列に位し、各藩生背後にあり。蘭人の教官、壇上に立ち、蘭語を以て講義すれば、通詞通訳し、学生をして筆記せしむ。午前八時に授業を開き、午後四時に終る。随時伝習艦に就きて運用の動作・速力の加減・帆具・綱具の操作等の実習を行ふ。之には筆記を許さず」⁽³²⁵⁾と記されている。また、「赤松〔赤松良則〕とは私宅に往来したことは無かつたけれど、共に航海科であったから面識はあった。幕人の伴鉄太郎にも面識はある」⁽³²⁶⁾と記した。

中牟田の回想を、第三章で提示した、安政四年七月一五日の松平近直宛水野忠徳書簡での描写と比較してみよう。水野が目にした伝習場の風景は、「西ノ書院ニ、勝麟太初メ一同袴計ニ^而出居、中央には例ノシツホク台〔シツポク(卓袱)台、中国風の食卓〕を据置、コーヒ湯桃実など設け、其廻りに曲録を並へ置、鴨居ノ高サ位な

⁽³²⁴⁾ 中牟田は翌三年一二月に一旦藩に戻り、再び五年正月に長崎に派遣された。(前掲『松乃落葉』参照)

⁽³²⁵⁾ 前掲『中牟田倉之助伝』、一二五～一二六頁。

⁽³²⁶⁾ 前掲『中牟田倉之助伝』、一四六頁。

る粗末ノ板^二而、ケン台ノ大なる如きものを脇にすへ置、蘭士其前^二而、右板へ白粉墨にて図取をなしながら、航海の事を説き、伝習輩ハ通詞蘭士の語を御国語にて直に申述候を、銘々筆記す[」](³²⁷)というものであった。水野の描写には前列と後列の区別は入っていないが、諸藩伝習生である中牟田の記録には、「幕生前列に位し、各藩生背後」と区分されている。その他は大差ないことから、場合によって、幕府伝習生と諸藩伝習生が共に授業を受けていたものもあつたと考えられる。週二〜三回程度実施されていた諸藩伝習生の授業が、毎日行われていた幕府伝習生の授業と重なる日の風景であつたと思われる。

しかし、幕府伝習生と諸藩伝習生が同じ教室で共同の授業を受けることがあつたとしても、あくまでも幕府伝習生が優先されていたとみられる。その事情や実態について、『中牟田倉之助伝』では、次のように語られている。「初め幕府が海軍伝習の事業を起すや、各藩の子弟をも等しく收容したりと雖、主とするところは、幕府派遣の学生なりしが故に、藩生は、実物教授の際、伝習觀光丸に参乗するに止まり、航海演習の際には同乗する能はざりき。随つて各藩生は各々自家の伝習船を有せざるべからざりしが、我が佐賀藩は、帆船飛雲丸を以て先づ之に宛て、更に藩の工匠を長崎に招致し、和蘭教官の指導を受けて晨風丸といふ帆船を造れり。佐賀藩にて造れる洋式船舶の嚆矢なり。既にして、安政五年、和蘭に注文したる軍艦電流丸の到着するや、之を埠頭に繫留して伝習艦となしたり[」](³²⁸)と記されている。伝習の効果をより高めるためには藩で練習艦を調達する必要があつた

(³²⁷)前掲『幕末外国関係文書』一六卷、四二二頁。

(³²⁸)前掲『中牟田倉之助伝』、一三四頁。

とみられる。

一方、佐賀藩の伝習実態を窺わせる時間割が、佐賀藩の記録の『松乃落葉』に残っている。『松乃落葉』に記載されている時間割は【第5章・表2】に示した。この時間割は、「安政五年午正月十九日伝習方課業式日左之通」と記されていることから、安政五年正月に派遣された佐賀藩の伝習生が取り組んだ諸教科を示すものとみられる。この時期の幕府伝習生の時間割である【第3章・表D】と佐賀藩の時間割の【第5章・表2】を比較することで、佐賀藩の伝習の実態とその特徴を分析していく。

まず、双方の時間割は時間の区切りが異なる。幕府伝習生向けの時間割は四つの時間帯に区切られているが、佐賀藩の記録では午前と午後の二つのみの設定となっている。

大きく異なる点として、「分析学」・「窮理術」・「火器製造」・「解体術」・「巻木綿」という科目が、佐賀藩の時間割には月曜日から土曜日まで毎日入っている反面、幕府伝習生向けの時間割には一切反映されていないことが見て取れる。「分析学」・「窮理術」・「火器製造」・「解体術」・「巻木綿」の科目は、第二次伝習教師団と共に来日した軍医ポンペが、出島で指導していた医学系伝習の教科である。幕府伝習生向けの時間割では、出島伝習の科目が対象外とされていることは、捉え直せば、『海軍歴史』の編集者である勝海舟の目線からすれば、これらの科目は「海軍」伝習の教科外とみなされていたとも言えよう。

一方で、曜日ごとに午前と午後の授業を比較してみると、両時間割に共通する課目が多い。同じ時間帯の教科もありつつ、異なる時間帯に同じ教科を学んでいる場合も多い。おそらく、諸藩と幕府の伝習が交代で行われる

課目と、同時に授業を受ける科目が存在していたことを示すものと思われる。

さらに、佐賀藩の時間割には、金曜日に「歩兵調練」が二回あることを除けば、一日に二回記録された課目はほぼない。反面、幕府伝習生の時間割には、同じ日に同様の科目が二回以上記録されていることが多い。例えば、水曜日・金曜日・土曜日に「騎馬調練」の項目が二回ずつ、金曜日には「地理」が三回、「蒸気」が二回記録されている。例えば【第3章・表A】では□で囲い、二つ以上のグループが交代で同じ教科を習うことを表している。【第3章・表D】では、囲い表記の代わりに、同教科を幾度も記録することでそれを表したためとみられる。

(2-2) 福岡藩の事例

福岡藩は、安政元年の夏と安政二年の八月から一〇月までの予備伝習に家来二二名および水主一〇名と船大工四名を派遣するなど⁽²²⁶⁾、積極的に長崎伝習に参加していた藩の一つである。しかし、その活動が記されているまとまった史料が見当たらず、断片的な記録から考察するしかない。福岡藩士の学習形態[□]への参加の実態を知る手がかりは、現在のところ、「長崎在勤中日記」の記録しか見当たらない。

⁽²²⁶⁾ 「筑前伝習名前…(番頭)立花五蔵・(石火矢頭取)伴新・(船手頭)大塚五郎太夫・(石火矢頭取)西川吉郎左衛門・(側役長崎住居)河野禎造・(石火矢頭取)原勝太郎・(船頭)山路仁右衛門・(小役無体船頭目見以下)松尾惣平・大原伝作・森十左衛門・小島伝次郎・磯山勝七・上田佐平・久我宅平・中山半八・塩川長次・山田与七・西村利平・川崎勘七・山崎祐・金子才吉・永野延助と、水主十人、船大工四人」(前掲『松乃落葉』卷三、一六六〜一六七頁。)

「長崎在勤中日記」の安政四年六月一七日に、「一、立山〔奉行所〕方松平美濃守〔福岡藩〕家来伝習聞届之義申来」と書かれている。続く同年同月二六日には、「一、松平美濃守聞役方書面差出、右ハッテラ〔bateira²⁾、短艇〕打建為得学、家来老人・大工老人、宿場江罷出候^而も可然哉之旨、問合書一通、持参、受取、支配向へ下ル」とある。短艇（ボート）の建造のやり方を習うため、藩士と大工を派遣したい意向が長崎奉行所に伝えられ、その打診が行われていた模様である。それ以上の具体的な実態は史料上の制約から不明であるが、予備伝習から積極的に藩士を派遣し参加していたことを考えると、無理なく許可され、船の建造等に取り組んでいたと推測される。

第二次伝習の際の幕府伝習生向けの時間割である【第3章・表D】からも分かるように、以前にはなかった「騎馬調練」の授業が新たに設けられていた。カッテンディーケ教官の回想録で「騎馬の教練は非常に人気を集め、大そう身分の高い殿様とも言われていた三人の人々が、わざわざそれを習いに江戸からやってきた」⁽³³⁰⁾と言及されるほど、騎馬調練は人気を博した授業であったとみられる。その「騎馬調練」の授業に、福岡藩からの参加者もいたとみられる。

【第5章・表1②】の一七と一八番で挙げた「滝田茂吉」と「安田善一郎」が騎馬調練に参加するため長崎に来た人物とみられる。二人については、『海軍歴史』には記載がなく、『水路部沿革史』には両人の氏名と帰藩

⁽³³⁰⁾ 前掲『長崎海軍伝習所の日々』、七四頁。

時期（安政四年四月）まで記載されている。「滝田茂吉」は「滝田紫城」と同一人物と考えられる⁽³³¹⁾。滝田紫城について研究した檜垣元吉氏がまとめた年譜によれば⁽³³²⁾、滝田は、長崎に行く前に「藩士江戸定府・永井太郎（青崖）に就いて和蘭学を学」び、「馬術師範安田善一郎を同伴して」、「安政五年二月二十八日、和蘭騎兵伝習の為に長崎に赴く。三月朔日着」した。長崎では「師範蘭人センチュール」に習い、「凡そ六十余日」学習した後、「七月六日」帰藩したという。この年譜により、滝田は、第二次オランダ教師団の一員であった馬術家センチュールが教える西洋馬術の伝習に、藩の馬術師範である安田善一郎とともに、安政五年三月から約六〇日間、伝習に参加していたことが分かる。年譜の記述と『水路部沿革史』の記録が一致している。

檜垣氏は、滝田紫城の長崎派遣は騎乗の習得のみが目的ではなく、その背景には藩の西洋的軍備拡充の意図があり、滞在期間中も絶えず軍事的関心を注いでいたことは、帰藩する際に嘉永五年の後藤貞芳訳『騎隊操範』⁽³³³⁾九巻を筆写してきたことにも表れていると指摘した⁽³³⁴⁾。

⁽³³¹⁾ 伝記によれば、彼の名が懋吉でそのふりがなが「もきち」であるとされている。よって、同一人物とみなした。伝記記録は、檜垣元吉「滝田紫城伝・福岡藩の洋学」、『史淵』七七号、一九五八年）を参照。

⁽³³²⁾ 前掲「滝田紫城伝・福岡藩の洋学」、七七〜七八頁。

⁽³³³⁾ 原本はその凡例によれば「プロフィシヨネール・オップ・デエキセル・シチーン・エン・マヌーフレス・デル・カファレリ
（アムステルダム版「一八一五年刊）」

⁽³³⁴⁾ 前掲「滝田紫城伝・福岡藩の洋学」、七四頁。

(2-3) 熊本藩の事例

熊本藩は、相州警衛を担っていたこともあり、安政二年から直伝参加のため長崎に藩士を派遣していた。しかし、長崎での実態を示す直接的な史料は非常に少なく、他藩の聞役による書簡などを通じて、その一部の活動が確認できるのみである。あり合わせの史料から熊本藩の伝習生の実態を追っていく。

まず、安政元年（嘉永七甲寅）九月一三日、豊後岡藩の長崎御用達商人の石本卯之助が、長崎で仕入れた情報を国元へ送った書簡に「松平薩摩守様・細川越中守様・松平美濃守様御家来、蒸気船乗方其外為伝習、右船乗組之阿蘭陀人^江応対之儀、御向々様〔長崎奉行カ〕方御願ニ付、御免相成申候」⁽³³⁶⁾と記されている。この書簡から、安政元年の段階で、細川越中守の熊本藩も長崎奉行所から伝習参加の承認を得ていたことが分かる。次の史料から、安政二年の段階で長崎伝習に藩士を派遣していたことが分かる。

【史料1】⁽³³⁶⁾

一、阿蘭陀^江御頼之蒸気船^者、急ニ出来兼有合之船一艘彼方方献上致ト申事^二而、当六月^一敷外蒸気船共ニ貳艘入津致し、ヒストン筒杯も持渡候由、右乗方芸古願相济候由^二而、肥前薩摩筑前長州等方参り、御国^方池邊啓太芸古乗被仰付、門人太田黒岩太小佐井才八蘭医奥山世叔川尻御船頭頭一人大工老入敷被仰付、表向御達ハ於長崎御用有之との由也、千里内ハ乗方支不由杯評判有之、何程ニ候哉、

⁽³³⁵⁾ 後藤重巳校訂『石本卯之助書翰・豊後岡藩御用達書簡』(別府大学附属博物館、一九九一年)一三七〜一三八頁。

⁽³³⁶⁾ 細川家編纂所編『改訂肥後藩国事史料』卷一(一九三二年)、七一七頁(元の出典は「嘉永六年以降 異国船渡来一件」)

この史料は年月日が不明であるが、内容から安政二年の六月頃のものだと推定される⁽³³⁷⁾。蒸気船の乗り方の稽古願の噂を聞き付けた「肥前薩摩筑前長州等」すなわち、佐賀藩・薩摩藩・福岡藩・長州藩から早速何名かが来ており、熊本藩からも、池邊啓太をはじめ、太田黒岩太、小佐井才八、蘭方医の奥山世叔、川尻御船頭頭一名、大工一名を派遣していたことが分かる。池邊啓太・小佐井才八・奥山世叔の三名は【第5章・表1③】でもその存在が確認できる。【史料1】は安政二年の熊本藩の伝習生の実態が分かるものとして注目される。

その後、長崎における諸藩の伝習参加の状況を伝えた長州藩内部の記録から、安政二年十一月頃の熊本藩の伝習実態が窺える。第四章と第七章でも引用している史料のため、できる限り重複を避け取り上げる。

【史料2】⁽³³⁸⁾

〔前略〕肥後并肥筑之御三家方者追々御人数被差越、直伝習之御手入相成、蘭館出入被差免候由之処、〔中略〕稽古方余程不運ひ之様子ニ相聞、尤肥後筑前方被差越候御人数者不人才の様子ニ而、稽古不運ひ之事も有之哉ニ相聞、肥後人共者余リ之不運与立腹致候而、就中人数引取候様ニ相聞申候、〔後略〕

この史料から、安政二年十一月の時点で、熊本藩・佐賀藩・福岡藩の三藩から藩士を派遣していたことが分かる。また、莫大な費用をかけているものの、オランダ語を習得している人材が不足していたためか、熊本藩と福岡藩

⁽³³⁷⁾ 安政元年に長崎奉行を通じ長崎在住のオランダ商館長に軍艦注文を依頼したが、希望する時期まで届けることが難しいことを告げていることから、安政二年六月にフアビウス船将による予備伝習が始まる直前の状況を表すものと推定した。

⁽³³⁸⁾ 山口県立文書館所蔵「両公伝編年史料」「軍制（西洋学御引立一件沙汰控 綴込イ印）」一〜五丁。

の伝習生は上手く進捗せず、とりわけ熊本藩の場合、国元に戻りかねないと噂されていたことが窺える。

しかし、安政三年から安政四年七月まで長崎での熊本藩の藩士の活動は確認できない。ブルックの報告書に「私はまた幕府の役人、筑前、薩摩、Kōma(熊本)、肥前、Satshū(勢州＝津)各藩が派遣する百五十人に医学の伝習をするように依頼された」⁽³³⁹⁾とあるものの、具体的な他の記述は全くない。前掲【史料1】で言及されていた熊本藩の蘭方医の奥山世叔が、一時的にブルックを訪問したことを指すこととも考えられる。

熊本藩の伝習生が持続して伝習に参加していたかは不明であるが、安政四年後半になると、再び熊本藩士の動向が確認できる。まず、「長崎在勤中日記」の安政四年七月二十九日の記録に、「一、細川越中守家来方伝習之家来長崎形運用伝習、且ハルカス打立、小炮場^{不明}罷出伝習受取旨、願出差出、立山〔奉行所〕方口扣之義懸合来ル」と記されている。そして「手頭留」の安政四年一月二十九日に、「細川越中守於当地致製造候バツティラ船当湊内ニおゐて同人家来運用稽古為致度、且又追ては国許領海^江も為乗廻申度、右之節別紙絵図面之通、旗印為相用度段、同人家来届出候間、得其意支配之もの^江も可申渡候、尤書面は写取可相返候」⁽³⁴⁰⁾と記されている。長崎の伝習に参加した結果、小船を製造できるまで実力をつけたのか、それとも伝習以前の藩内の実力者の成果の表れかについては不明であるが、熊本藩の伝習生は、安政四年七月以降、長崎で積極的に伝習に参加していたとみえる。

⁽³³⁹⁾ フォス美弥子「ファンデンブルックの伝習」(有坂隆道編『日本洋学史の研究』創元社、一九九一年)二二二頁。
⁽³⁴⁰⁾ 前掲「手頭留」九卷、九七丁。

熊本藩の伝習生が、他藩のように、ブルック指導の学習形態^③や、地役人指導の学習形態^④の場を併用しながら継続し長崎に滞在しながら学習していたか、或いは藩に戻りそこで工夫していたか史料からは確認できない。

(2-4) 薩摩藩の事例

薩摩藩は、近代海軍の分野で活躍する人材を輩出した藩として有名であり、長崎伝習にも多くの藩士を送っていた。しかし、案外、当時の実態が分かる史料は稀少である。『薩藩海軍史』の記録から選別し、他の史料と照らし合わせながら、実態を追ってみる。

【史料3】 (341)

① 安政三年丙辰四月三日、御用之儀仕舞次第出崎被仰付、御軍賦役木脇賀左衛門同列、四月十七日出立、同二十一日著崎、二十三日長崎立山御奉行役所にて誓詞被仰付、別紙出崎被仰付候に付き、此節は砲術調練專致稽古、来春御著城前に引払罷帰候様被仰付候事、② 翌安政四年丁巳五月六日、長崎出立、八日阿久根へ著候処、引取候儀は御沙汰の上相決候様、於江戸御沙汰被仰出候段、御側役三原藤五郎より問合相達候間、引返し再出崎、③ 同十二月二十九日御側御用人伊集院周右衛門より帰府候様被仰出候旨問合有之、④ 安政五年戊午十二月十七日、長崎発、廿二日著府、⑤ 伝習半年余(安政三年秋頃)、其状況に就て勘考するに、艦の運用或は測量等多端の事業、二人にて完全就業成就する由も難得、限りある月日を徒に経過

(341) 公爵島津家編輯所編纂『薩藩海軍史』(薩藩海軍史刊行會、一九二八年)所収「沖一平覚書」、九四四〜九四五頁。

するは実に無益なり、当時数名を派遣せしめ、各科業を分担して伝習するに若かず、我輩は砲術に関する一切を主とし、一日も早く卒業する事専らならず、其趣国元へ進達せしに、則允許ありて、^⑥川南清兵衛、五代才助（航海・測量）、加治木清之丞、鎌田諸右衛門（運用）、本田彦次郎（太鼓）へ出崎被仰付、各自分担して伝習せり、^⑦四年十二月、磯永孫四郎、成田彦十郎、税所四郎左衛門出崎、吾輩には右へ次渡し帰国被仰付。安政五年戊午二月、木脇、本田と長崎を發し、二十七日帰著、同二十九日二の丸調練所へ被召、斉彬公へ謁し蘭人より伝ふる所之状況委細上申の後、小銃の手続等入御覽、亦散兵の大鼓符号御聞に奉入候。以来調練教諭御委任被仰度、爾後御式日毎罷出教示いたし候、

この史料は、薩摩藩の伝習生として諸藩向けの「海軍」伝習の直伝に参加していた沖一平（直次郎、直治郎とも）が残した記録の一部が『薩藩海軍史』に所収されているものである。この記録から薩摩藩からの藩士の派遣時期、重点学習分野、帰藩の時期などが分かる。津藩伝習生の柳檜悦が残した記録を基に編纂された『水路部沿革史』とも比較できる内容が含まれている。

まず、沖の動向を中心に時系列で整理してみよう。安政三年四月三日に長崎伝習の指令を受けた木脇賀左衛門と沖の二人は、同三年四月長崎に入り、翌四年五月六日まで、約一年間滞在し専ら砲術調練に集中していた（傍線部①）。安政四年五月に一時帰藩するも、長崎に引き返していた（傍線部②）。安政四年一二月に沖らには帰藩命令が下り、翌五年二月に藩に帰る（傍線部③、⑦）。しかし、傍線部④をみると、最終的に帰藩した時期は

安政五年一二月である。おそらく安政五年二月に帰藩したのち、何らかの理由で再度長崎へ引き返し安政五年一二月まで滞在していたものとみられる。

この記述を、【第5章・表1④】五番の沖の欄の記録と照らし合わせてみよう。まず、長崎入りの時期について、「日記繰出目録」に沖直次郎らが「砲術等伝習」のため出島出入りが許可されたのが安政三年四月二三日と書かれているが、右の【史料3】の傍線部①の内容と合致する。この記録から、安政二年から安政三年八月頃まで、沖らは、学習形態□で主に砲術伝習を受けながら、ブルック指導の学習場にも出入りし蒸気船製造方などの学習も同時に受けていたと考えられる。ブルック指導の学習場については第六章で後述する。

次に、薩摩藩士の長崎伝習参加開始時期もしくは帰藩時期と、重点学習分野について検証してみよう。右の【史料3】の傍線部⑤に、多岐にわたる専門伝習に取り組むには藩からの増員派遣が必要であると藩に訴える沖平の意見が述べられている。沖の訴えが通じたのか、傍線部⑥・⑦には、沖以降に派遣されて人数や時期、分野、帰藩後の動向などが記されている。「川南清兵衛、五代才助（航海・測量）、加治木清之丞、鎌田諸右衛門（運用）、本田彦次郎（太鼓）」に分担を決め長崎へ派遣している。この記述を【第5章・表1④】一番の記録と照合すると、「日記繰出目録」に「川南清兵衛門外五人、同断之事〔伝習御免二付、誓詞之事〕」とあることから、少なくとも安政三年八月下旬には長崎に到着していたとみえる。続けて、【史料3】の傍線部⑦から、安政四年一二月に「磯永孫四郎、成田彦十郎、税所四郎左衛門」の三名が長崎に向け藩を出ていたことが分かる。この記述も、【第5章・表1④】と照合すると、『水路部沿革史』によれば、磯永・成田・税所の三名の到着時期

を、「巳十二月ヨリ」と、沖・木脇・本田の帰藩時期を「午二月十八日帰ル」と記されており、【史料3】の⑦と符号する。担当分野も、記入のある事例を『水路部沿革史』の記録と比較してみると、一致することが多いことから、沖の記録を収録した【史料3】は信憑性のあるものと言えよう。

【史料3】の最後の記述からは、安政五年二月に藩に戻った沖らの藩内での動向が分かる。すなわち、長崎で直伝を通じて習得した小銃や散兵の技を披露し、藩内で西洋式砲術訓練の指導役として活躍していたと記されている。

(2-5) 長州藩の事例

長州藩の長崎伝習参加に関する先行研究は山口県文書館所蔵の史料等を豊富に使った小川亜弥子氏の研究に代表される⁽³⁴⁾。小川氏の研究は、実証性が高いものの、長州藩内の洋学の展開と普及に重点が置かれているため、長崎遊学者全員に直伝参加者であることを前提としていて、派遣の是非をめぐる藩内の議論などは検討されず、長崎伝習自体の実証においては必ずしも正確ではない点がある。

先行研究では、安政二年の段階から長州藩士も諸藩「海軍」直伝クラスである学習形態[□]のクラスに参加したとみなしている。しかし本論文では、一つのクラスに限らず諸学習場を併用していたと思われる。

時期別に追っていくと、安政二年から安政四年までは、五名以内の少人数を長崎に派遣し、主にブルック指導の学習形

⁽³⁴⁾ 小川亜弥子『幕末期長州藩洋学史の研究』（思文閣出版、一九九八年）

態Ⅲと地役人指導の学習形態Ⅳの場を併用する形で西洋兵学を重点的に学習させていた。すなわち、長州藩の伝習生が学習形態Ⅲのクラスに参加したのは安政五年以降であり、その分野も軍艦操縦術より陸戦に重点をおいた砲術伝習であったとみえる。以下でその具体的な動向を検討する。

安政四年八月下旬から、江戸から幕府伝習生が新たに派遣され、新造軍艦ジャパン号に乗った新教師団も到着したことにより、第一次伝習より科目も大幅に増設され、特に歩・騎・砲の三兵の大小隊操練や、築城・地形・代数等の諸科の設けによって、海陸并用の伝授が可能となった。これを知った長州藩の長崎聞役は藩のほうに改めて伝習生の派遣を要請したが、許可されず、北条源蔵に兼任の指示を与えるのみであったという⁽³¹³⁾。

しかし、安政五年に入ると、それまで直伝の増員派遣に消極的であった長州藩の対応に変化が現れる。特に五年六月に兵庫警衛を命じられ、さらに京畿警護の重任を担うことになり、海防に注力することを決断した長州藩は、伝習生派遣にも積極的な姿勢を見せることになる。

安政五年八月六日、桂右衛門・山田七兵衛・戸田亀之助・藤井百合吉・梅田虎次郎・郡司千左衛門の六名を長崎伝習生として選抜したという。すでに長崎に滞在していた北条源蔵等の三名に、右の六名を新たに加えて総勢九名となった。その上、また新たに来原良蔵・道家勝次郎・香川半助・野村弥吉・正木市太郎・粟屋与三・戸倉豊之進・長嶺豊之助・中島治平の九名が選抜されて加わることになり、来原良蔵が伝習生頭取役に命じられたという⁽³¹⁴⁾。

⁽³¹³⁾ 末松謙澄『防長回天史』第二編（私家版、一九一一年）三九四頁。
⁽³¹⁴⁾ 前掲『防長回天史』、四一―頁。

「軍制」史料からは、長崎に着いてから各専修を決め、海軍・銃陣・大隊小隊の操練に分担するが、人数が足りず、来原良蔵が藩に「足軽中間三十名」の増員願を出したが、許可を得られなかったことが確認できる⁽³⁴⁶⁾。

以降、改めて西洋銃陣操練と軍艦運用術の伝習のため、藩生の増派を願ったところ、受け入れられ、六年二月九日、林秀太郎・井上小太郎・兒玉友之亟・横山三吉郎・木梨平之進・和智虎太郎・佐世八十郎・江木清次郎・井上忠太郎・檜崎八十槌・河北庄之助・福井源太郎・宍戸小弥太が、銃陣練習員として派遣されることになった⁽³⁴⁶⁾。

以上の検討と【第5章・表1⑤】と照合して結論を述べる。長州藩の伝習参加について『海軍歴史』には一五名の氏名のみ記載されていて、派遣時期や伝習分野は不明であった。しかし、他の史料との照合により、その一五名の派遣時期と参加分野は、安政五年に「西洋銃陣操練と軍艦運用術」⁽³⁴⁷⁾の伝習のため長崎に滞在していたことが判明する。また、「日記繰出目録」により安政二年と翌三年の伝習初期段階における長州藩伝習生の参加実態を補うことができる。なお、安政六年以降「銃陣練習」のために派遣されたメンバーについても『海軍歴史』には入っていない。長州藩の直伝参加実態は、【第5章・表1⑤】に示されているように、安政五年以降に大勢の伝習生を派遣し、西洋銃陣操練を主要目的としていたものと考えられる。

⁽³⁴⁶⁾ 山口県文書館所蔵「両公伝編年史料」「軍制（安政二年～六年）」五一～五四丁。

⁽³⁴⁷⁾ 前掲「軍制」六四～七〇丁。

⁽³⁴⁸⁾ 前掲「軍制」五一～五四丁、六四～七〇丁。

(2-6) 田原藩の事例

田原藩について取り上げられた文献をみると、【第5章・表1⑩】で示した通り、『海軍歴史』には言及がなく、『水路部沿革史』には、「村上与市」が、「砲術・造船・船具」を学習していたと記されている。そして、「日記繰出目録」の安政三年正月一二日に、「三宅対馬守様御家来、村上与市、船乗方砲術等為伝習、蒸気御船西御屋敷出嶋江罷越二付、役々達之事」と記されている。村上与市という人が、船乗方砲術等について、蒸気船と西役所と出島の三ヶ所に入りしながら学んでいたことを記しているものと考えられる。

この記述を、安政三年に長崎滞在中であった津山藩士の津田真一郎が知人に宛てた書簡と照合してみよう。その書簡には当時における長崎に状況が記されていて、第四章で詳しく引用した。ここでは関連箇所のみ引用すると、「掛川太田侯、田原三宅侯ノ士、官准ヲ得て来学ブ」⁽³⁴⁶⁾と記されている。安政三年春頃において許可を得て長崎伝習に参加している藩について言及している箇所であるが、掛川藩（太田撰津守）と田原藩（三宅対馬守）の藩士も許可を得て参加していると伝えている。長崎の当時の情報を伝えている津田真一郎の書簡の内容は、【第5章・表1⑩】で示されている記述と時期が重なることから、おそらく田原藩の場合、実際、直伝参加の許可を得ていたと思われる。田原藩に関する他の史料が見当たらず、参加範囲の特定は難しいが、諸藩向けの直伝クラスである学習形態^㉑とブルック指導の学習形態^㉒の場を両方活用していたと推測される。

⁽³⁴⁶⁾ 木村岩治「津山藩記録にみえる津田真道」（大久保利謙編『津田真道…研究と伝記』みすず書房、一九九七年）、二七二頁。

(2-7) 中津藩の事例

中津藩は、【第5表1⑫】で示した通り、『海軍歴史』や『水路部沿革史』には記載されていない事例である。しかし、「長崎在勤中日記」の安政四年六月一〇日に、「奥平大膳大夫家来、当地伝習伺済之御書付、紀伊殿〔老中、内藤信親〕御下候由、石見守〔長崎奉行、荒尾〕・自分〔目付、木村〕連名之御書取岡部〔長崎奉行〕方廻し来ル」と記されている。他の史料が見当たらず、具体的な参加者の人名や分野は不明であるが、第四章で言及したように、「長崎在勤中日記」記載の土佐藩の審議過程から類推すると、右の「長崎在勤中日記」の安政四年六月一〇日の記録内容は、幕府内部の審議を経て、中津藩の藩士の長崎伝習参加を許可する「書取」が長崎奉行所に届いたことを記したものと読み取れる。この記録に基づいて考えると、中津藩の場合、幕府から許可を得て直伝に参加していたと推測される。

(2-8) 鯖江藩の事例

鯖江藩士の参加申請については、第四章で詳しく言及したため、本節では概要のみ紹介する。鯖江藩内で銃の指導に携わっていた喜多山佑吉は、名古屋藩の上田帯刀のもとで修業を積んだ後、長崎へ派遣されていたとみられる。詳細は別の章で後述するが、長崎での学習実態を要点のみ述べておく。喜多山は、名古屋の師匠である上田帯刀の紹介状を持参し、長崎伝習に参加中であつた勝海舟を尋ね、伝習参加を交渉したが断られた。しかし、帰藩せず、「伝習掛地役人」や「伝習掛通詞」のもとへ通い、オランダ語と西洋兵学の学習に励む。その一方で、正式に長崎伝習の許可を求め、藩主を介し老中に伺書を提出していた。

結局、安政四年七月九日に老中から許可状を得た。喜多山は、諸藩向けの直伝クラスである学習形態Ⅱへ参加しながら西洋「銃」術の修業に励んでいたものと考えられる。

(2-9) 川越藩の事例

川越藩士の金子精之助の参加申請については、第四章で詳しく言及したため、本節では概要のみ紹介する。金子精之助は絵図・算術・測量の技術のみならず、オランダ語の知識も兼備していたという⁽³⁴⁹⁾。

第四章で前掲した史料によれば、金子の長崎遊学の目的は「諸術」とりわけ砲術系の修業にあったものとみられる。その旨を記した伺書を安政四年一二月二四日に提出し、翌五年正月朔日に許可を得た。早く許可されたものの、奉行所の手違いにより、安政五年四月朔日になるまで伝習に参加できないまま待機状態であった。安政五年九月長崎で病死⁽³⁵⁰⁾するまでの短期間の間、金子精之助は、諸藩向けの直伝クラスである学習形態Ⅱで西洋銃術の修業に励んでいたものと考えられる。

おわりに

以上より、幕府から正式な許可を得て諸藩向け「海軍」直伝である学習形態Ⅱに参加していた事例について検討した。

⁽³⁴⁹⁾前掲『下級武士と幕末明治』、一八二頁。
⁽³⁵⁰⁾同右。

簡単にまとめると、まず、佐賀藩の場合、一部の教科は幕府伝習生と共に授業を受けるかたわら、ブルックやポンペによる「分析学」・「窮理術」・「火器製造」・「解体術」・「巻木綿」なども習い、月曜日から土曜日まで、多様な分野にわたり参加していた。

そして、福岡藩の場合、佐賀藩ほどではないものの、「バッテリー [bateria、短艇] 打建」の伝習にも打ち込み、「騎馬調練」の参加生もいて、藩の西洋的軍備拡充において伝習の成果を積極的に活用しようとしていたと考えられる。

熊本藩の場合、競争関係にある長州藩の報告書にみえる実態は、佐賀藩に比べ効率的に成果を収めていなかったようである。しかし、安政四年後半には、小船の製造や運航までできるほどの実力をつけていたことから、ある程度継続的に長崎伝習に参加していたと推測される。

薩摩藩の場合、初期には西洋砲術に専念する伝習生を派遣したが、安政四年頃には航海・測量、運用、太鼓など、専門分野を振り分け学習させ、帰藩後も長崎伝習の経験者を藩内の西洋式砲術調練の指導役などに起用していた。

長州藩の場合、学習形態Ⅱへの参加は、安政四年後半頃から本格化したとみられる。特に五年六月に兵庫警衛を命じられ、さらに京畿警護の重任を担うことになり、長崎伝習を通じ西洋銃陣操練を重点的に習うことを目指し多数の伝習生を派遣した。

田原藩の場合、「村上与市」一名が「船乗方砲術等」伝習として学習形態ⅡとⅢの両方に出っていたとみられる。

中津藩の場合、具体的に参加者の人名や分野の特定は不明であるが、老中レベルでの審議を経て許可済みの書類が安政四年六月に長崎奉行所に届いていることから、学習形態Ⅱへの参加が許可されていたと考えられる。

鯖江藩の場合、安政四年六月八日に「軍法砲術等」の直伝参加を申請し、約一か月後、老中の下知を得て、同年八月には長崎にも書類が届き、その後、砲術を中心とする学習形態Ⅱに参加できたと推測される。川越藩の場合、安政四年二月三〇日に、銃関連伝習への参加が許可されたとみえる。

第四章で提示したように、第一次伝習を終えた幕府伝習生の大半が帰府する安政四年三月以前までは、学習形態Ⅱへの参加は、佐賀藩・福岡藩・薩摩藩・熊本藩を中心とする比較的限定された範囲内で行われていたものとみられる。そしてその後、幕府伝習生の第二次伝習が始まる安政四年九月前後に、砲術を中心とする諸藩の申請の許可が増えていたと考えられる。

第六章 諸藩の「直伝」参加の実態(2) ・〈学習形態目〉を中心に・

はじめに

本章では諸藩伝習生の長崎での諸学習形態の一つとしてオランダ商館付医師ファン・デン・ブルックによる指導である学習形態目について検討する。ブルックによる指導に関する研究は安政元年に予備伝習時期を対象にした安達裕之氏の研究が詳しい⁽³⁵²⁾。安達氏はファビウスによる授業を「海軍伝習」とし、ブルックによる授業を「技術伝習」とした。

しかし、本論文では、ブルックによる授業の位置づけを、オランダ側が考えた正式な伝習ではなく、ブルック個人の行為であったみなしている。オランダ派遣隊による学習形態「・ロ」とは区別するため学習形態目と称するものの、同じ重さで扱ってはいないことと、正式伝習であった商館付医師のポンペの伝習とは区別する意味で、ブルックの指導は伝習と表現しない点を断っておく。

さて、本章で使用する主な史料は次の通りである。まず、全般的には『長崎医学百年史』を⁽³⁵³⁾、ブルックの時代に関しては、彼がオランダ東インド総督に提出した一八五六年二月一日(安政三年二月四日)付の「一八五六年度業務報

⁽³⁵¹⁾ 前掲安達「安政元年の海軍伝習」。

⁽³⁵²⁾ ポンペに関する基本史料は、ポンペ著、沼田次郎・荒瀬進共訳『ポンペ日本滞在看聞記：日本における五年間』(雄松堂書店、一九六八年)である。研究論文としては、沼田次郎『幕末洋学史』(力江書院、一九五〇年)所収の第三章の第三節「長崎におけるポンペの医学伝習」、長崎大学医学部編『長崎医学百年史』(長崎大学、一九六一年)所収の第三節「ポンペの医学開講」が挙げられるが、後者の『長崎医学百年史』の記述がより正確かつ詳細である。

告書」⁽³⁵³⁾を基本とする。次に、日本側の史料として、長州藩の記録の一部である「出島伝習日割」(三年九月下旬から一〇月上旬分)と、出島出入りの状況を記した記録である「日記繰出目録」を照らし合わせながら検討する。そして、津藩からの参加者の一人であった柳権悦が残した記録をもとに編纂された『水路沿革史』と、第二次伝習期の総監督役であった木村喜毅が書いた「長崎在勤中日記」をも参照する。

第一節 ブルック授業の概要

ブルックが指導する授業は、奉行所の要請によって開始された。ブルックの記録によれば、奉行所から通詞と地役人と町医者を対象に「化学、物理学、幾何学、そしてさらに炭鉱と製鉄に関する知識やその他日本人に必要な分野の学問の伝習」の指導を要請されたという。その要請を受けた際、ブルックは「当時私は日本政府がこの命令を下したのだと解釈していた」⁽³⁵⁴⁾ようで、「日本政府が上記の学問の常時伝習を意図しているものと仮定し」、「上記の学科の伝習に十人の日本青年を参加させるべき案を提起した」⁽³⁵⁵⁾という。そして「上述の伝習要請は、日本政府がそれを奨励してはいるものの、単に民間個人のものであったことを知った」⁽³⁵⁶⁾と記してい

⁽³⁵³⁾ フォス美弥子「ファンデンブルックの伝習」(有坂隆道編『日本洋学史の研究』創元社、一九九一年)。本論文では「ブルックの報告書」と略称する。

⁽³⁵⁴⁾ 前掲「ファンデンブルックの伝習」、二二八頁。

⁽³⁵⁵⁾ 同右。

⁽³⁵⁶⁾ 前掲「ファンデンブルックの伝習」、二二九頁。

る。

この記録から長崎奉行所とブルックとの間で伝習に対する意思の相違があったことが窺える。奉行所は、ペルス・ライケン等の指揮下で西役所と艦上で行われる「海軍」伝習を正式伝習とし、それとは別途に、化学、物理学、幾何学、および地域や大名らの需要に合わせ、炭鉱と製鉄に関する知識の指導をブルックに頼む計画であったとみられる。つまり奉行所が提案し管轄していた出島伝習の開始の目的は、長崎地域の事業の担い手の養成であったと考えられる。そして、参加者の範囲は通詞や地役人、町医者者を基本対象者としながら、奉行所の許可のもとで、諸藩からも一部は参加することになったと考えられる。

しかし、最初ブルックは「日本政府」が「常時伝習を意図しているものと」思い込んでいたようである。後になつて「日本政府」の要請ではなく、「民間個人」向けの指導であると分かったという。ブルックも書いたように、ブルック指導の授業は指導対象も目的も授業日数も、学習形態「・口の「海軍」伝習と大分異なるものであった。結論を先に言えば、ブルック個人の商業活動の一環の性格が強かったと言えよう。

個人的な指導に近いといえども、ブルックの授業に参加するためには、諸種の制限があった。ブルックによれば、「大名な他の藩の家臣や医師が出島訪問中、あるいは長崎湾に外国船が停泊している時には、彼は出島に受講に来ることを禁じられて」⁽³⁵⁷⁾いたと記されている。そして「上役人、目付、通詞が欠けたり」との理由で、

⁽³⁵⁷⁾同右、二〇五頁。

「所属する藩が違くと、二組のグループは同時に出島に入ることができな」かったという⁽³⁵⁸⁾。

出入りが許可された藩士であっても、「彼らの出島訪問時間の大半が各方面への挨拶回り、煩雑な訪問手続き、上役人との面接、出島の門での検閲などに費やされて」⁽³⁵⁹⁾いたという。「週一・二回の配分で一回あたり三時間ほどの受講が許された」⁽³⁶⁰⁾と記されていることから、諸藩士の通訳を主に担当する「小通詞の慶太郎と栄左衛門」⁽³⁶¹⁾を紹介し、訪問者が持参してくる質問リストを基にその質問に答える形で行われる断続的もしくは単発的な学習であったと考えられる。

第二節 ブルック授業の参加実態

では、ブルック授業の実際の様子は具体的に如何なるものであったのであろうか。安政三年には、ブルックのもとに集まる諸藩伝習生が急激に増えたようである。ブルックの報告書によれば、「通詞が不在の時や、奉行所に差し支えがある時以外は、私は一年を通して毎日伝習を行った」、「昨年出島入島を許可された八人の医師の他に、今年長門藩主の侍医の一人が私のところに通うことを許可された。私はまた幕府の役人、筑前、薩摩、

⁽³⁵⁸⁾ 同右、二一七頁。

⁽³⁵⁹⁾ 同右。

⁽³⁶⁰⁾ 同右、二二三頁。

⁽³⁶¹⁾ 同右、二二〇頁。

Koema(熊本)、肥前、Seishu(勢州＝津)各藩が派遣する百五十人に医学の伝習をするように依頼された」⁽³⁶²⁾と記されている。ブルックの言う「百五十人」という訪問者の数字は、別の日に同一人物が訪問した場合でも一名としてカウントした可能性があるとみられ、必ずしも実際の参加者と合致する数字ではないと思われるが、かなり人気を集めていたことは窺い知れる。

以下では藩別の出入り状況を具体的に検討してみたい。ブルックの指導の基本的なスタイルは訪問者の質問に答えるものであったとみられる。

第一に、福岡藩の藩士向けの教授内容を検討してみよう⁽³⁶³⁾。まず、藩士の中には、長崎湾防衛のための番所の防衛強化策や要塞構築技術に関する助言を求めた人がいたという。安政二年の時にすでに要塞構築技術に関するあらゆる質問を福岡藩士から受け、ブルックはそれに答えていたが、安政三年にも同質問に対し、最初はより専門性の高い「オランダ人海軍派遣隊将校(ペルス・ライケンカ)」に情報を得るべきであると助言したようであるが、ブルックに質問することが藩主⁽³⁶⁴⁾の希望であると藩士に言われて、知っている限りの情報を提供したという。具体的には、ブルックの手元にあった、セヴァストポリの図面を元に、長崎湾とセバストポリ湾の比較し、湾や町を防衛するにはただ要塞を築くだけでは不十分であることと、あらゆる分野の専門技術を通じている将校の助言が絶対に必要であることを認識させたという。要塞構築には、左官職、石工職、石炭採掘職の技術知識が必須であ

⁽³⁶²⁾ 同右、二二二頁。

⁽³⁶³⁾ 以下、特記しない限り、筑前藩士への授業内容は、前掲「ファンデンブルックの伝習」、二二三～二二五頁。

⁽³⁶⁴⁾ 翻訳文には「将軍」の要求と記されているが、福岡藩の藩主を意味することと思われる。

るばかりでなく、穴の掘り方、地盤のゆるんだ水底や陸上での石の積み方、水中地雷の仕掛け方などについても精通する必要があると説明したという。

そして、大砲製造に専念している人がいて、彼は製図に従って模型を製作する技術知識を求めていたという。溶鉱炉による溶鋼法について教えながら、「ほとんどの日本人は平面図、縦断面図、横断面図の理解に苦しみ、遠近図を好んでいる。私は彼らが分かりにくい製図をいくつも遠近図に描き替え」て、説明したという。

また、砲弾と弾丸製造工場について勉強している人に対しては、デルフト陸軍造兵廠の弾薬製造所を見学した時のブルック自身の記憶を辿って、その工場の概要を説明し、その鑄造所と英国の鑄造所の図面と説明書を与えたという。

さらに、時計師の藩士からは、時計のぜんまいの作り方、精鋼法、その他時計一切に関する質問を受け、手元にある『時計便覧』の本を参照しながら答えたという。

また、銃器製造家の藩士にはベルギー旅行中に見たことのある銃器製作所について説明し、銃砲穿孔所について勉強する藩士たちには、銃砲穿孔所と鑄造所の工程を説明しているユージン中將の著書の中の実物十分の一大の図面を提供したという。その後、彼らはこの図面に倣って精巧な模型を作り上げ、出島に持って来て、ブルックに見せたという。

第二に、津藩の藩士からは主に火薬製造と写真術に関する質問を受けたという。まず、火薬製造については「Seishu藩主〔勢州〕が派遣した家臣は⁽³⁶⁾、火薬製造に必要な硝石処理法、炭の焼き方、硫黄の純化法に関する質問から入っていた。私の分析用として、自分たちで作った硝石を少量持参した。分析した結果、今度もまた硝石の含有塩素が過剰なた

(36) フォス美弥子氏は、その家臣とは堀江鉄次郎と特定し、長崎住人の上野彦馬に舎密学と写真術を教授したと推定した。

めに、火薬を湿らせていることが分かった。一見すると、彼らの火薬は良質なようだが、焼却後にたくさん黒粉を残している。それでこの火薬を使って発射した武器はたちまちひどく汚れてしまう。日本で製造された火薬につきものの欠点である。火薬に関する伝習への申し込みが日ごとに増えているので、私は原料の取り扱い方について簡単な説明文を書くことにした。彼らがこれを日本語に翻訳させればよい。硝石処理法の日本語訳は出来上がっているが、他の翻訳ができるのを待っている。さしあたって私の講義の日本語訳の複写を貰えるように頼んでおいた。日本人は自分が習得した知識をみな独り占めしてしまって、この家臣のようになかなか他人に明かそうとしないので、私はこの措置を取ったのである。彼らはことに近隣藩の家臣にそんな態度をとっているようである。後日私自身もこれらの複写によってどの物質をどう扱ったかチェックすることができようであろう」⁽⁹⁸⁾と書かれている。ブルックは、津藩士への指導を契機に、増大する火薬原料についての日本語の説明文を作り、これを他藩とも共有する心算であったようであるが、その一方で、知識を他藩と共有したがる津藩士の競争意識も垣間見られる。

そして、写真機操作に関しては、「最近この藩士たちは、昨年脇商契約人ランヘが当地に搬入したダグレオテイペを出島に持ってきた。うまく操作できなかったので、私の指導を受けにきたのである。商船が出航した後で援助すると約束しておいた」という。写真術に関しては津藩士のみならず、医師のSOMEと圭齋も同様に写真術全般に関する伝習を要請したという。ブルックはその「懇請に応えて、東インド総督府が送ってきた全然役に立たない説明書やScientific藩主のダグレオ写真機に付いていた貧弱な説明書などよりもはるかに優れた、詳しい解説書

⁽⁹⁸⁾前掲「ファンデンブルックの伝習」、二二二～二二三頁。

を作成しようと奮闘し」⁽³⁸⁷⁾たという。

第三に、松江藩の藩士への対応をみると、「Isome藩〔出雲〕の家臣が私の説明書に従って製作した溶鉱炉の模型を持って来た。大通詞藤兵衛が送った製図に従って作り上げたのである。彼らが設計について教示を求めたので、私は他の弟子なりにしたように、長崎の町で反射炉と火薬庫の木製模型を製作させるように助言した」⁽³⁸⁸⁾という。他には記録されていないことから、一回きりの訪問であったとみられる。

第四に、薩摩藩の藩士については、「薩摩藩の家臣は主としてロープ、タール、磁針、耐火煉瓦などの製作・製造法について尋ねた」⁽³⁸⁹⁾とのみ記されている。

第五に、佐賀藩の藩士に関しては、「現在のところ肥前藩の家臣は出島に来る度に、磁化法について質問をしている。実験を何度も繰り返した結果、やつと出来上がった三個の馬蹄型磁石を持ってきた。これらは理想的な硬度を備えていた。私は磁気電池とエリアスの輪で保磁力を再生した。これらの磁石は磁気をよく保持している。彼らがこれまでに作った磁石の磁気は数か月経つと衰退していたものである。彼らはさらに私の電磁気誘導機を写生して、私から必要な説明を聞き、自分たちで電磁気誘導機を製作した。機械の精巧さにかけてはヨーロッパ製に少しも劣らない。しかし磁力だけは私が持っているアルンヘムのベツケル製作の機械よりはやや虚弱である。それは単に

⁽³⁸⁷⁾前掲「ファンデンブルックの伝習」、二二三頁。

⁽³⁸⁸⁾同右、二二二頁。

⁽³⁸⁹⁾同右。

磁気が若干弱いというだけでなく、接極子が柔軟性に欠けているから」⁽³⁷⁰⁾であったと報告している。

福岡藩と津藩の訪問の記録に比し、一文のみの事例もある。例えば長州藩については、「今年は長門藩主の侍医の一人が私のところに通うことを許可された」⁽³⁷¹⁾と、安政三年に新生となった長州藩の医者がいたとのみ言及されている。

以上で、ブルックの報告書を元に、安政三年頃、ブルックの授業に参加していた主要な藩である佐賀、福岡、薩摩、出雲、津各藩の参加実態が明らかになり、その他、長州藩の医師も顔を出していたことが確認できる。以下では、ブルックの授業の実態を日本側の二つの史料をもって照合してみる。

第三節 日本側の史料からみたブルック授業参加の実態（1）

日本側の史料の一つとして、安政二年八月から翌三年九月まで、出島に出入りした諸藩の訪問者名簿を記した「日記繰出目録」を基に、藩別の動向をまとめてみたい。【第5章・表1①〜⑬】に提示した順に沿って叙述する。

第一に、佐賀藩の場合、【第5章・表1①】で示したように、出島に出入りしていた伝習生の訪問の痕跡を時系列にまとめると次のようである。安政二年一二月四日に、医師の楢林蒼寿が「蘭医〔ブルック〕対談として出島出入」している。翌三年二月二二日に、川副与八が「船之運用并製造法等伝習」のため訪問した。同三年五月二二日に、

⁽³⁷⁰⁾ 同右、二二二頁。
⁽³⁷¹⁾ 同右。

中野助太郎外六人が「船之運用製造法等伝習」のため、続く同三年七月二十八日には、石井茂左衛門が出入りしていたことが分かる。「此儀此後も度々有之ニ付、以来略之」の記録を考えると、実際の訪問回数は、記入回数を上回っていたと考えられる。佐賀藩の伝習生の場合、案外、学習形態Ⅱへの依存度は他藩に比し低いようにみえる。おそらく、佐賀藩の伝習生は、学習形態Ⅱをメインとしていたため、その分、学習形態Ⅲへの参加比率は低かったものと推測される。

第二に、福岡藩の場合、【第5章・表1②】で示したように、同藩の藩士の出島訪問の痕跡を時系列にまとめると次の通りである。安政二年の場合、九月二七日に、医師の河野禎造が「蘭医（ブルック、以下同様）為対談出寫」に出入りし、翌一〇月一七日に、「伴新外十老人、かひたん（クルチウス商館長）并蘭医対談」のため出入りしていた。また同年十一月二日に、医師の岡正郎、「蘭医対談」のため訪問していた。そして、翌三年の場合、二月一日に、前田玄造が「蒸気船運用其外」伝習のため出入りし、翌三月四日に、伴新のほか九名が伝習のため出島を訪ねていた。続いて、同年四月二日に、浦志幸二のほか一名が「西洋武備質問」のため訪問していて、同四月二五日に、大塚五郎兵衛のほか七名が、伝習のため出入りしている。同年六月一七日に、金子才吉が伝習のため訪問しており、同六月二九日に、医師の河野禎造が「外科蘭人方伝授」のため訪問し、七月二日には白井謙次郎が出入りしている。また八月四日に、久佐孫兵衛のほか二人が「西洋大小銃伝習」のため出入りし、八月一四日に、原伝次郎が「西洋武備之儀質問」のため出入りしていたことが分かる。

福岡藩の場合、佐賀藩に比べて、ブルックの元へ通う頻度がかなり高い。出入りした人のなかには、医師も二名いて、

本業の医術系の伝習を受けていたことも考えられる。その他の訪問内容の摘要をみると、「西洋武備」の質問や、「西洋大小銃伝習」の項目が多い。前述のブルック自身の報告書でも福岡藩士の指導内容や報告の分量が多かったが、「出島繰出目録」からも福岡藩士が頻繁に出入りしていたことが確認できる。「特に島津藩製煉所、黒田藩武器製作所等は、ブルックの指導によるものだった」⁽³⁷²⁾との評価のように、福岡藩は藩内事業拡充において、ブルックから助言を得られる出島伝習に頼る部分が大きかったとみられ、他藩に比べ、頻繁に通っていたとみられる⁽³⁷³⁾。

第三に、薩摩藩の場合、前述したように、ブルックの報告書では、ブルックを訪ねてきた薩摩藩士について、「薩摩藩の家臣は主としてロープ、タール、磁針、耐火煉瓦などの製作・製造法について尋ねた」⁽³⁷⁴⁾と、簡単な言及しかないが、【第5章・表1④】で示したように、「日記繰出目録」によれば、活発に出島伝習に参加していたとみられる。その記録を時系列に挙げてみると、次のようである。

安政二年八月二三日、「薩州家中、木脇賀左衛門外老人、蒸気船乗方并製造方炮術等尋問之儀、御免二付、誓詞之事」、同年九月二六日、「薩州家中、木脇賀左衛門外式人、蒸気船乗方其外尋問として紅毛蒸気船^江罷越に付、役々達之事、此後も度々罷越二付、以来畧之」、同年一〇月二三日、「薩州家中、長崎源吾外老人、蒸気船

⁽³⁷²⁾ 前掲『長崎医学百年史』、二一〇頁。

⁽³⁷³⁾ ブルックは筑前藩の使者から要塞に関する助言を求められた際、それはオランダ人海軍派遣隊将校の専門分野なので、彼らから情報を得るべきであると忠告したが、使者たちは將軍【藩主カ】が私本人に質問することを希望されているので、派遣隊将校に尋ねるわけにはいかないと答えたという（前掲「ファンデンブルックの伝習」、二二三頁）。ブルックに対する筑前藩の信頼度が窺える。

⁽³⁷⁴⁾ 同右。

製造方伝習御免ニ付、同断〔誓詞〕之事」、同年一〇月二六日、「薩州家中、木脇賀左衛門外五人、蒸気船製造方尋問として蒸気御船ニ^而伝習相始候迄之内、出嶋出入、且蘭書持出入、役々達之事」、同年十一月二七日、「薩州家中、木脇賀左衛門外五人、蒸気船製造方尋問出寫出入、達之事」、同年十二月一〇日、「薩州家中、木脇賀左衛門外五人、船将蘭人^江為尋問兩日之間出寫出入、達之事」、翌三年二月五日、「薩州医師、相良蜻州、蘭医稽古として出寫出入、役々達之事」、同三年二月一七日、「薩州家中、長崎源吾、蒸気船製造方為尋問蘭船雛形出寫持出入、役々達之事」、同三年四月二三日、「薩州家中、沖直次郎外老人、炮術等伝習御免ニ付、同断〔誓詞〕之事」とある。

出島へ出入りしていた記録のうち、安政二年一〇月までの記録は、幕府伝習生が長崎に到着する前の予備伝習への参加に関するものと思われる。安政二年八月から一〇月の予備伝習の段階で、薩摩藩から少なくとも「木脇賀左衛門外五人」が「蒸気船製造方尋問」を行っていたことが分かる。

薩摩藩の場合、学習形態[□]への参加実態が窺える、第五章で引用した【史料4】と、右の「日記繰出目録」から窺える出島出入の実態を合わせて考えると、安政二年から安政三年八月頃までは、学習形態[□]の場で主に砲術伝習を受けつつ、ブルックから指導を受けながら蒸気船製造も学んでいたものとみられる。

第四に、長州藩の事例を、【第5章・表1⑤】を参照しながら、「日記繰出目録」に沿って検討してみよう。まず、安政二年の動向をみると、同二年十一月頃、長州藩から伝習生として派遣されていた人は五名で、派遣順であれば、蘭学

家の西洋学師の松島瑞益（後子剛藏）、続いて福原清助・氏家音熊、楊井裕二、北条源藏であった⁽³⁷⁵⁾。この五名は「右去冬〔安政二年の冬〕西洋兵学伝習ニ付、北條源藏其外蘭館出入御願濟ニ相成、其後追々伝習無滞相調候」⁽³⁷⁶⁾という。この記録と【第5章・表1⑤】で提示した「日記繰出目録」の記述を照らし合わせると、安政二年一〇月二二日～二四日に、「長州医師、松嶋瑞益、西洋兵学筋尋問として出寫出入御免」、翌三年二月一四日に、「長州家中、楊井裕二外三人、西洋兵学筋尋問之儀御免」、同三年九月一日に、「長州医師、青木周弼、蘭医対談として出寫出入御免ニ付、誓詞之事」とある。

ブルックの報告書に、安政三年から「長門藩主の侍医の一人が私のところに通うことを許可された」⁽³⁷⁷⁾と指摘されているが、「日記繰出目録」の記述から考えれば、松嶋瑞益と青木周弼が該当者とみられる。因みに、松嶋瑞益という人物は、第七章で述べるように、地役人の私塾でも勉強していて、他藩士との交流も重ねていたとみられる。

長州藩の場合、第七章でも述べるが、安政四年頃までは、事前学習をせず学習形態□のクラスに参加するより、「伝習掛地役人」が指導する学習形態△の場合などで基礎的な勉強をした上、参加しようとしていた。すなわち、実力を付ける前までは、ブルックが指導する出島の授業に参加し、それを主軸にしていたと言えよう。この頻度は、後掲する、安政三年九月下旬から一〇月上旬までの諸藩の出島伝習の日程を記した【第6章・表1】によって、長州藩も週二回程度の頻度で出島に出入りしていた事実もと合致する。

⁽³⁷⁵⁾前掲『防長回天史』、三九七頁

⁽³⁷⁶⁾前掲「両公伝編年史料二三〇一 長崎伝習生（『西洋学御引立一件沙汰控 綴込イ印』）」、八二～八三丁。

⁽³⁷⁷⁾前掲「ファンデンブルックの伝習」、二二二頁。

そして、その顔ぶれに対しても、安政三年五月には帰藩指示が出された。安政三年六月二日には揚井・北条が帰藩、同年八月一〇日に福原・氏家が帰藩し⁽³⁵⁸⁾、結局、安政三年八月に長崎に滞在していた長州藩伝習生は、松島瑞益の一名であつたとみられる。

一方、安政四年は新たにクラス2の派遣生がなかったのか、『水路部沿革史』には、長州藩の伝習生に関しては全く取り上げられていない。

長崎伝習参加に積極的ではなかった長州藩が、安政五年後半から急遽、主に西洋式銃陣術の習得を目指し、大勢の藩士を学習形態Ⅱの場へ派遣する。その動向に関しては第五章を参照されたい。

第五に、津藩の場合、諸種の史料から、伝習開始の初期の段階から積極的に伝習に参加しようとしていたとみえる。例えば、第四章で述べたように、津田真一郎の書簡でも、安政二年の冬から長崎に来ていて勉強に励む様子や正式な許可を得て出直すことを試みる津藩士の事情などが書かれていた。また、「海軍」直伝の参加が許可されていない段階においても、津藩の伝習生は、長崎で何らかの形で熱心に参加していたことが窺える。その津藩伝習生の参加の実態は「日記繰出目録」と、後述する長州藩の史料から確認できる。両方ともブルックが指導する授業へ参加したものと考えられる。ここでは、津藩の伝習生の実態を、【第5章・表1⑥】で示したように、「日記繰出目録」を基に時系列で検討する。

安政二年一〇月二日に「藤堂和泉守様御家来水沼久太夫外三人、西洋流炮術等於当地稽古之儀被御聞濟候、御礼芳致参

(358) 「未定稿 第二編 第〇章、長崎直伝習」(山口県立文書館所蔵、活字原稿)一九頁。この資料は『防長回天史』第二編「長崎直伝習」の草案とみられる。帰国時期については『防長回天史』に言及されていない。

上候ニ^而申出候事」とあり、安政三年八月一六日に「藤堂和泉守様御家来渡邊七郎外式人、西洋武備等伝習御免」、同年同月二八日に「藤堂和泉守様御家来深井半左衛門、西洋武備等、右同断之事〔伝習御免ニ付、誓詞之事〕」、同年九月一八日に「藤堂和泉守様御家来森忠太外式人、西洋武備等伝習御免」と記されている。

出島出入りブルック講義参加とは限らないが、木村喜毅が記録した「長崎在勤中日記」、安政四年四月一三日に「夜、〔中川〕鉄助来、出島藤堂和泉守家来、伝習出役之儀、委細申聞候」、同年閏五月六日に「孫三郎来ル、出島藤堂家中伝習相替無之旨、申聞候」と、わざわざ「出島」伝習と書いていることは、他の「海軍」伝習と区別する意味で書いたものと推測される。

当時の記録であるブルックの報告書や「日記繰出目録」、「長崎在勤中日記」および第四章での議論に基づいて考えると、津藩伝習生の主な伝習場は学習形態Ⅱの場ではなく、ブルックが指導する学習形態Ⅲであったと思われる。しかし、史料上は「海軍」直伝講習への参加を承認されることがなかなか確認できないものの、何らかの形で「直伝」に参加していた可能性は十分考えられる。例えば、後の『水路部沿革史』の記録者であり、長崎伝習修了後の藩での活躍や明治時期まで海軍の測量分野で第一人者としても活躍した柳檜悦の場合、学習形態Ⅲのみの参加であったと断定し難い。因みに、柳関係の先行研究では、長崎伝習時代における柳の活動について、当時の史料に依拠しないまま、勝海舟などと共にオランダ教師から測量術・航海術・数学をはじめ専門教育を受けていたとみなされている⁽⁶⁾。

⁽⁶⁾進士晃「水路部を築いた人々」『天文月報』六四・一一（一九七一年一〇月）、小林瑞穂「海軍水路部における創設者・柳檜悦の頭彰——一九三〇年柳檜悦胸像除幕式を中心に」『海事史研究』六四（二〇〇七年）など。

第六に、大村藩は、『海軍歴史』に記載されていない。しかし、【第5章・表1⑦】で示した通り、「日記繰出目録」から安政二年一〇月一五日に「大村医師、尾本孝同、蘭医対談として出嶋出入、役々達之事」と記されている。おそらく、大村藩から来た医者の尾本の場合、ブルックに医学系の質問や相談のため短期的に訪問したと思われる。

第七に、松江藩を取り上げる。松江藩は、第四章で前述したように、安政三年二月に長崎の実態を藩の知人に伝えていた津田真一郎の書簡で、「雲州侯御家来杯モ蘭館へ参候者有之候ヨシ」と、松江藩の藩士も出島の「蘭館」に出入りしながら勉強している噂が記されている。実際の状況を確認してみると、【第5章・表1⑧】で示した通り、「日記繰出目録」の安政二年一〇月一四日に「雲州〔出雲国、松江藩〕御家来、宮次群蔵、為伝習出寫出入、用達并手代リ老入ツ、附添罷越、且大炮製造図面其外持出入、役々達之事」、同月一六日に「右〔雲州〕御家来、出嶋江罷越候節、西洋流台場雛形其外持出入、切紙達之事、此後も雛形類持出入達有之ニ付、以来略之候事」、同月二〇日に「雲州御家来、宮次群蔵、為伝習出嶋出入、役々達之事」と記録されている。出入りの期間が安政二年一〇月一四日から二〇までの短期間で三回となっていて、藩士の名前も宮次群蔵のみ記録がある。「日記繰出目録」の記録と前述の津田真一郎が伝えた書簡と照らし合わせ考えると、松江藩の場合、宮次群蔵を中心とする少人数で、安政二年一〇月に、短期滞在する間、ブルック授業に通っていたものと考えられる。

第八に、掛川藩について検討する。掛川藩の場合、第四章で前述したように、安政三年二月に長崎の動静を藩の知人に伝えていた津田真一郎の書簡に、「掛川太田侯、田原三宅侯ノ士、官准ヲ得て来学ブ」とあり、掛川藩（太田摂津守）と田原藩（三宅対馬守）の藩士も承認を得て参加していると津田は現地の状況を伝えていた。

掛川藩について取り上げられた文献をみると、【第5章・表1⑨】で示した通り、まず『海軍歴史』には「甲賀郡之丞」の名前のみ記載があり、参加分野や参加期間などに関する記載は一切ない。一方、『水路部沿革史』には、一人の参加者として「甲賀郡之丞」の氏名と、参加分野を「砲術・築城・運用」、帰藩時期を「巳三月帰ル」と記している。そして、「日記繰出目録」には、二つの記載があり、安政三年二月二十八日に、「太田撰津守様御家来、甲賀郡之助外老人、船乗方砲術等伝習御免ニ付、誓詞之事」、同三年二月一日に、「太田撰津守様御家来、小野良右衛門、船乗方砲術等伝習御免ニ付、誓詞之事」と記されている。諸記録を合わせて考えれば、掛川藩（太田撰津守）から承認を得て参加していた人として少なくとも「甲賀郡之助と小野良右衛門」の二名がいたことは確認できる。しかし、その実態が学習形態□への正式参加を意味するのか、短期間ブルックの授業に通ったことを意味するのかは不分明である。

当時の掛川藩の甲賀郡之丞の活動ぶりを確認できるもう一つの史料がある。それは、明治三四年に作成された「叙位裁可書」の中に記されている、広島藩出身の木原適處の履歴書の一部である。これによると、木原は安政二年暮れから安政四年春まで長崎に遊学していたとき、身を寄せていた塾で、甲賀と一緒にあった。具体的には、「通弁名村八右衛門ニ就キ、師弟ノ礼ヲ修メ日夜修学ス、此塾中ニハ掛川藩甲賀郡之丞、筑前臼井氏安部氏、長州ノ青木氏、其他某某等同窓ス、而シテ此甲賀氏ハ門下ノ高足ニシテ師ニ代リ教授ヲ受ケタリ、一、安政四年三月甲賀氏帰藩シテ掛川藩士ニ洋兵式ヲ訓

練スルノ事アリ」⁽³⁸⁰⁾と書かれている。木原については、第七章で後述するので、割愛する。焦点を甲賀に当てると、甲賀は、通詞の名村塾で腕が買われた逸足で、師範代りをつとめていたと報告されている。そして、安政四年三月には藩に戻り、掛川藩内の洋式調練普及につとめたとされている。

先行研究では長崎伝習時代の甲賀の活動について、『海軍歴史』に記載があることから、勝海舟などと共にオランダ教師から測量術・航海術・数学をはじめ専門教育を受けていたとみなしている⁽³⁸¹⁾。長崎伝習修了後にも、軍艦操練所の矢田堀鴻の門下で習うなど、「海軍」畑で活躍にキャリアを積んでいた甲賀の活動を考えると、長崎伝習時代において甲賀の勉強の舞台はブルックの授業と断定し難しい部分がある。しかし、史料上では藩の正式な申請の手続きが確認できないことから、伝習の主な場はブルックの授業の学習形態^目の場であり、何らかの形で「直伝」見学や参加ができた可能性も考えられる。

第九に、福山藩について、【第5章・表1⑩】と共にみていく。福山藩の参加について記載されている文献をみると、まず『海軍歴史』には、四名の氏名のみ記載され、伝習参加分野は記載されていない。一方、『水路部沿革史』には具体的な分野も記録されている。四名が「運用、船具、航海、算術」を手分けして取り組んでいたと思われる。そして、「長崎在勤中日記」の安政四年四月一六日に「為次郎来ル、出島勢州家来伝習出役相替義無之旨、申聞候、今日者写真鏡伝習致仕候由」と、同年閏五月二〇日に「為次郎来ル、今日出島勢州家中伝習相替義無之旨、申聞候」と記されている。

⁽³⁸⁰⁾ 「木原適處特旨ヲ以テ位記ヲ賜フノ件」アジア歴史資料センター、レファレンスコードA1001100088400。

⁽³⁸¹⁾ 石橋純彦『回天艦長甲賀源吾傳（附函館戦記）』（甲賀源吾傳刊行会、一九三三年）。

前述の津藩の事例と同様、福山藩士の事例に対しても、「出島」伝習と表記していることから、学習形態Ⅱの「海軍」直伝講習の参加とは区別する意味で書き加えたものと推測される。福山藩の場合、老中の阿部正弘が藩主を勤めていた藩でもあるゆえ、学習形態Ⅱの参加が許可されなかったとは考えにくい。史料に即して考えると、福山藩士の主な勉強の場は学習形態Ⅲで行われたと思われる。

第四節 日本側の史料からみたブルック授業参加の実態(2)

二つ目の日本側の史料として【第6章表1】に提示した「出島伝習日割」を元に、安政三年のある時期の出島伝習に参加していた諸藩の実態を明らかにしていく。その史料は、安政三年九月二二日から一〇月一日までの出島伝習に参加できた諸藩の日割を示すものである。諸藩の日程とオランダ通詞の苗字姓名のみの記載となっている。一見すると、学習形態Ⅱの「海軍」直伝講習の参加する諸藩の伝習日程表のようにもみえるが、以下の理由からブルックの出島伝習の日割を示すものと推定される。

その理由の一つは、藩別に日の配分にある。【第6章表1】をみると、週ごとに、佐賀藩が二回、福岡藩が二回、長州藩が一回、津藩が二回、薩摩藩が一回と、藩別に異なる日と時刻に配置されている。この配分は、前述したように、出島伝習を受ける際、「所属する藩が違うと、二組のグループは同時に出島に入ることができなく」⁽⁶⁸⁾、その伝習時間は

(68) 前掲「ファン＝デン＝ブルックの伝習」、二二七頁。

「週一・二回の配分で一回あたり三時間ほどの受講が許された」⁽³⁸⁾と指摘したブルックの報告内容と完全に合致している。

二つめの理由として、授業に携わる通詞のなか、幕府管轄の「海軍」伝習クラスで通訳を担当する人物とは異なる顔ぶれが含まれていることである。【第6章表1】に言及のある通詞四名の三週間の担当回数をまとめると、多い順から、西慶が七回、川原と西吉が五回ずつ、楡林が四回で、植村が三回となっている。四名の通詞はいずれも小通詞以下の人であり、「川原」も、『海軍歴史』や「長崎在勤中日記」には記載されていない人物である。

以上の理由から、【第6章表1】は幕府管轄の「海軍」伝習に参加する諸藩の日程を示すものではなく、主に長崎奉行所管轄下で営まれていた、ブルック授業に参加する日程を表すものと考えられる。

この【第6章表1】からもう一つ注目される点は、出島伝習に参加していた藩の範囲である。すなわち、佐賀藩が二回、福岡藩が二回、長州藩が一回、津藩が二回、薩摩藩が一回となっている。これを、前節のブルックの報告書での諸藩の事例と照合すると、佐賀藩・福岡藩・薩摩藩は学習形態ⅡとⅢを併用していたとみられる。そして、長州藩と津藩も、学習形態Ⅲには参加していたことが確認できる。とりわけ、津藩の場合、【第6章表1】と前述のブルックの報告書を照らし合わせると、週二回の伝習は、ブルックのもとで火薬製造や写真術を習ったものを示すものと言えよう。

第五節 ポンペによる出島伝習の継承と変化

「手頭留」の安政四年八月一二日の記録に、「出嶋滞在の外科蘭人当秋商売船にて帰国いたし候につき諸向の伝習あい断候旨申し立て候あいだ、この段申達候右の趣其の意を得支配のものへも申し渡すべく候」⁽³⁸⁴⁾と記されていて、ブルックの帰国に伴い、出島伝習が中止されることを知らせている。この記録から、出島で行われていたブルック授業は、安政四年九月二六日にポンペにより再開されるまで、約二か月間、休講状態であったとみられる。

ブルックが担当した出島での授業とポンペの指導は、重点が医学伝習に移り、体系的なカリキュラムを整備していた点で大きく異なる。ポンペの指導は、第二章でも述べたように、次期教師団の依頼交渉を行う際、医官による伝習も議論されていた内容である点からもポンペ指導は正式な伝習の一環であった。前述したように、ブルックは奉行所の養成により、通詞や地役人、町医者、そして諸藩の伝習生に、需要に合わせて、出島文庫にある書籍を元に多様な質問に答える形であり、個人的な指導行為で、いわば越権行為である側面もあった。しかし、ポンペの場合、着任早々、学生のレベルをテストし、医学の知識が全くないことを見抜き、「西洋において行われている医学教育法、即ち基礎医学と臨床医学の二つの課程に分類し、その全学科、順を追って系統的に教授すべきことを条件として伝習生等に教育を進めることを伝えた」⁽³⁸⁵⁾という。

そして、安政四年九月二六日「西暦一月一二日」、ポンペは海軍伝習の行われている長崎奉行所の西役所に

⁽³⁸⁴⁾前掲「手頭留」八巻、二二四丁。

⁽³⁸⁵⁾前掲『長崎医学百年史』、四〇～四一頁。

において、学生たちを前に就任披露の講演をし、その翌日、ポンペは自ら作った講座時間表に従って、医学の講義を開始したという。この開講演説に出席した人は幕府及び諸藩の派遣した者で、合計一四名であったとされている⁽³⁸⁶⁾。

ポンペの作った講座表は、物理学、化学、繙帯学、系統解剖学、組織学、生理学総論及び各論、病理学総論及び病理治療学、調剤学、内科学及び外科学、眼科学の順で、時間があれば、法医学及び医事法制、産科学を講義することとしたという。ポンペの講義は、順序として最初は物理学、化学、解剖学、繙帯学等を毎日午前中に一時間半、午後に一時間半、合計三時間ずつ講義し、年末まで六週間講義を続けたという⁽³⁸⁷⁾。

ポンペの講義に参加していた諸藩は、越前・武蔵・伊勢〔福山藩か〕・筑前・長門・摂津・薩摩・肥前・神崎⁽³⁸⁸⁾・豊後・肥後・佐渡が挙げられている。しかし、具体的な参加時期については不明であるため、安政年間に参加した事例を特定することは難しい。

講義の進行の具合は、安政五年八月一七日〔西暦一八五八年九月二三日〕までに解剖学の分科である一般解剖学、骨学、靱帯学、筋学、動脈管学の講義が終わり、同月二四日〔西暦九月三〇日〕には繙帯学の講義が終了したという。その後、薬理学の一分科である毒物学の講義を開始し、これを同年十一月二七日〔西暦十二月三一日

⁽³⁸⁶⁾ 同右、四一頁。

⁽³⁸⁷⁾ 同右、四二頁。

⁽³⁸⁸⁾ 『長崎医学百年史』には「神崎」と表記されているが、『幕末洋学史』には「Koesaki (カエシ)」、『長崎県史』には「弘前」と書かれている。

「以前に終わらせ、引き続き生理学を開講したという。毒物学の講義の際には多数の年輩の臨時聴講生が入学したが、講義終了と共にすぐ退学したという。一方、解剖学は神経学、内臓学などの残余の分科を引き続き講義したが、同年一月二八日〔西暦一八五九年一月一日〕、ポンペが新しく定めた講義時間表は、次の通りであった。⁽³⁸⁹⁾。

曜日	午前	午後
月	一般医学	化学
火	解剖学	生理学
水	一般医学	化学
木	解剖学	生理学
金	一般医学	化学
土	解剖学	採鉱学
九時半より十一時迄		

講義表から分かるように、ポンペの出島伝習は医学を中心とする編成であったとみられるが、採鉱学と化学なども入っていることが注目される。

⁽³⁸⁹⁾ 前掲『長崎医学百年史』、四二頁。

採鉱学（鉱山学とも）は、安政五年一月二七日（一八五八年二月二七日）までに長崎奉行の要請により開設され、さらに、佐賀藩の希望もあつて、新しい時間表に繰り入れたという。受講生は二・三名の少年に過ぎなかったたので、やがて夜間に時間を繰り変え、かつ短期間で終了したという⁽³⁹⁰⁾。

ポンペ曰く、「日本は私の見る所では極めて鉱物が豊富である。大名達はみな新しい鉱石を発見したら直ちにそれを調査したいと望んでいる。しかし、私は容易にこの採鉱学の講義を開いて呉れという希望に対して確答を与えることはなかった。私自身この学問について、十分知識を有していないから。しかし、とうとう彼等の請を容れて、希望者に一週二回、夜間に聴かせることにした。幸い出島の文庫には極めてすぐれた文献があり、多くの新しい博物学・鉱物学・地質学・採鉱学の書物があり、立派な地図もあつたので、私はこれらの書物から必要な材料を得て、また学生等にその藩内から種々の鉱石鉱物を持ち来させて、ライデン王立博物館のための一コレクションを作り得た」⁽³⁹¹⁾と記されている。

そして、物理・化学に関しては、この講義には一般医学生以外に砲術家、技師も若干参加した。実験用の機械の不備のため、ポンペが持っていた書物と出島の文庫にあつた文献を利用し、主として図や絵を実験の代わりに用いて行つたという。ポンペ曰く、「日本人は数学者たる素質に乏しく、多くの記号や複雑な公式をみるとそれ

⁽³⁹⁰⁾ 同右、四三頁。

⁽³⁹¹⁾ 各科目の具体的な内容に関しては、沼田次郎『幕末洋学史』第三章の第三節「長崎におけるポンペの医学伝習」（力江書院、一九五〇年）、一一五頁を参照。

だけで落胆」したと評されている⁽³⁹²⁾。

おわりに

先行研究では、諸藩の長崎滞在者⇨幕府伝習生同様の学習者とみされてきたが、本章の実証により、当時長崎で行われていた講習は一つではなく、敷居が高いクラスから個人の講習まで、多様な学習場が存在していたことを明らかにした。

第五章と第六章で検討した諸藩の事例を分けると、佐賀藩・福岡藩・熊本藩・薩摩藩・長州藩・田原藩・中津藩・鯖江藩・川越藩は、学習形態Ⅱの「海軍」直伝講習に参加が許可され、滞在期間中、ブルックの授業にも通っていた藩である。とみられる。一方、大村藩・松江藩・掛川藩・津藩・福山藩の場合、主にブルック授業に出入りしながら勉強していたものと推測される。

「海軍」直伝への参加は、その申請した時期や分野、あるいは参加者の人数により、許可されない場合も多かった。とりわけ、航海術の伝習の参加には敷居を高く設け、自分の領域の海防という名目のみでは許可を得ることが容易ではなかった。その背景には、幕府伝習生がある程度熟達するまで、すなわち第一次伝習を終え江戸に一部の伝習生が帰府する安政四年三月までは、諸藩の参加を制限しようとする幕府有司間の共通の方針が敷かれていたことが挙げられる。

次に、諸藩の伝習参加分野は、学習形態Ⅱの「海軍」直伝講習に参加が許可された藩さえも、その学習内容を見ると、航海術系より西洋砲術系や騎兵術などが多かったことが注目される。

⁽³⁹²⁾ 前掲『幕末洋学史』、一一四頁。

第七章 地役人の「直伝」参加と私塾での「又伝」の実態

・〈学習形態Ⅳ〉・〈学習形態Ⅴ〉を中心に・

はじめに

本章では、幕府・諸藩伝習生向けの「海軍」直伝講習にも参加しながら、それとは別途でブルックにも指導を受けていた通詞や地役人の学習実態と、彼らが諸藩の伝習生を指導していた実態を検証する。一般に言う地役人とは代官までも含めた幅広い層を対象にするが、『海軍歴史』でも「伝習掛地役人」と「伝習掛通詞」とで分けられていて、「手頭留」にも「地役人」と「通詞」が区別されていることから、本論文で言う地役人とは、狭義的な意味の「伝習掛地役人」を指すものとする。

第一節 「伝習掛地役人」の人選とその特徴

伝習掛の地役人の名簿について言及があるのは、『幕末軍艦成臨丸』と藤井哲博氏の研究が挙げられる。とりわけ藤井氏は、地役人も、幕府伝習生と同様、安政二年に「第一期」と同三年に「第二期」に分けて選抜され、特に「第二期」の地役人伝習生は海上警備要員の養成を目的とし、他の伝習生とまったく同じカリキュラムで教育されたと指摘した⁽³⁸³⁾。 「第二期」の地役人伝習生は、長崎地役人番方から六五名、長崎代官所から八名、瀬崎米蔵から一一名の総計八四名であ

⁽³⁸³⁾ 前掲『長崎海軍伝習所』、二四頁。

つたと指摘している。しかし、その典拠が不明で、釈然としない点が多い。

よって、本節では「手頭留」および他の史料も参照し、地役人の人選の在り方とその特徴の再検討を試みる。ここで主に利用する「手頭留」は、原本は長崎歴史文化博物館所蔵、長崎奉行所文書群に含まれている。地役人の任免をはじめ、江戸幕府からの通達、長崎奉行所内の業務連絡が大半を占めている。長崎奉行所内の地役人の人事を考察する上では最適の史料とみえる。因みに、『長崎幕末史料大成』にその一部が翻刻されているが、全文翻刻でないため、本論文では原本からの引用とする。

まず、地役人「第一期生」の人選は、本文末に附けた【第7章表1】にまとめた通り、安政二年一〇月二五日付の記録によると、「伴梅吉郎・吉村虎二・緒方賢次郎・竹内勝三郎・吉田鶴次郎・佐々木門次郎・池邊龍右衛門・児島半太郎・武井茂四郎・中尾若治・竹内卯吉郎、其方共伝習御用中^(塗)切申付候間、諸事永井岩之丞差図を請、入念可相勤候」⁽¹⁶⁾とある。この一一名は、正式な第一次伝習が開始される前、フアビウスが佐賀と福岡の両藩士および長崎地役人に対象にして二・三ヶ月間行われていた予備伝習に参加したメンバーでもあった。幕府伝習生の到着後、右の一一名に「其方共儀、蒸氣御船伝習掛申付候処、出精相勤候二付、褒美為取之候」⁽³⁶⁾とし、改めて「伝習掛」として通達していたことが確認できる。この一一名の人選が藤井氏の分類した地役人の「第一期生」に該当する。

さて、右一一名の辞令が出された安政二年一〇月二五日付の記録には続きがあり、同一一名に加えて、別の一六名に「

⁽³⁶⁾ 「手頭留」(長崎歴史文化博物館所蔵) 七卷、四七〜五〇丁。
⁽¹⁶⁾ 前掲「手頭留」七卷、一三五丁。

右之者共伝習方是迄之通ニ相心得、尤船中当番泊番等相勤候ニ不及候間、得其意可申渡候」⁽³⁹⁶⁾と記されていることが注目される。すなわち、「伝習掛」の一名に加え、実際は、「伝習方」として一六名も新たに加えられたことが判明する。その一六名の名簿は、【第7章表2】に提示した。以下、【第7章表1、2】から読み取れる地役人の特徴を見出し、てみよう。

【第7章表1、2】の注①とは、フアビウスによる予備伝習への参加の有無を表したものである。多くの地役人が予備伝習の段階から伝習に携わっていたことが分かる⁽³⁹⁷⁾。次に、注②は『海軍歴史』記載の「伝習掛之地役人」と合致するか否かを表したものである。「手頭留」に基づき作成した【第7章表2】の「伝習方」を『海軍歴史』の記載と比較した結果、一六名のうち一二名が一致していることが分かる。これにより、藤井氏が指摘していない「伝習方」も「伝習掛」同様、伝習に深く関わった顔触れであることが裏付けるとみられる。注③は「長崎伝習小記」の安政四年六月頃の記録と推定される「現今伝習生」名簿に入っている地役人伝習生との合致の可否を表したものである。

では、「伝習掛」と「伝習方」の任務や役割に差はあったのであろうか。前述のように、「伝習掛」が伝習に専念する立場であったのに対し、「伝習方」は「尤船中当番泊番等相勤候ニ不及候」と史料にあることから、「伝習掛」より負担が少なかったように思われるが、

実際はどうであったのか。伴梅吉郎ら五名が安政二年一二月に奉行所宛に出したとみられる手当引き上げを願う伺書か

⁽³⁹⁶⁾前掲「手頭留」七卷、四七〜五〇丁。

⁽³⁹⁷⁾前掲「手頭留」六卷、一三四〜一三九丁、一八二丁。

ら「伝習方」と「伝習掛」の仕事の範囲が読み取れる。

【史料1】 (398)

私共儀、蒸気船伝習掛被仰付置、御手当銀式匆宛被下之、猶又筆墨料等御出方相成難有奉存候、然処、蒸気船献貢御請取相成候後^者御船当番相立不寝番仕、非番之者も一同毎日早朝より出方仕、船中御取締方并船具調方其外掃除等二至迄夫々取計、非番之ものハ暮ニおよひ引取候儀ニ^而御水主并火燈之者も未た不捌之事故同人共所業も私共心付差廻候ニ^者手数相掛勿論、御船運用之前後^者別^而繁多ニ有之、風雨之節又ハ夜ニ入候時々^者別^而苦勞仕候儀ニ御座候、右ニ付ては衣服其外支度之入用も相掛候儀ニ御座候間、近頃恐多御儀ニ御座候得共、御船御請取已後之儀は御手当銀相応之高御増方被仰付被下候様奉願候、何卒前条伝習方のみニ無御座、桁々相勤候廉を以、願之趣宜被仰付被下候は、猶以一同相励可申候、此段以書付奉願候、以上、

卯十二月

町司 伴梅吉郎

船番筆頭 竹内勝三郎

唐人番 土屋修三

遠見番 嘉悦良三郎

御役所附触頭助 竹内卯吉郎

連署している五名を【第7章・表1、2】で確認してみると、伴梅吉郎・竹内勝三郎・竹内卯吉郎は「伝習掛」で、土屋修三・嘉悦良三郎は「伝習方」であった。「伝習方」と「伝習掛」が共に仕事していたことから、仕事の内容にはさほどの差はなかったと推測される。この史料からは、伝習掛地役人に任されていた具体的な仕事の範囲も読み取れる。幕府伝習生や諸藩伝習生の伝習時に付き添うことを含め、船の徹夜当番、船中の取締りや、船具の整理・掃除、水主や火夫の監督等に至るまで、日々多様な任務に従事していたとみられる。

次に、藤井氏が指摘した「第二期生」について検討してみよう。藤井氏が参照した史料の典拠が不明であることから、確かめることは難しい。一方、「手頭留」に藤井氏のあげた番方の六五名のうち、五二名（記載総人数は五五名）が一致する記録があるので⁽³⁶⁶⁾、それに基づき比較表でまとめたものが【第7章・表3】である。

【第7章・表3】の五五名に対する安政四年四月七日の指示に、「右之者共、西役所并稻佐^而西洋炮稽古有之節々、常式勤向之差支不相成様厚得^得相心、御用隙見斗、蘭人共方伝習致し可申、尤諸事心得方等之儀^者於西役所申渡^而可有之事」⁽⁴⁰⁴⁾と記されていることが注目される。つまり、通常の仕事をやりながらその業務に支障を及ばせない範囲で、オランダ人からの西洋砲術稽古に参加することを指示している。この伝習に参加するように指令を受けた五五名は普段から「異国野戦筒打方并調練」⁽³⁶⁷⁾に励み、「荻野流」⁽³⁶⁸⁾や「自覚流」⁽⁴⁰⁵⁾の砲術に出精していた地役人であったとみられる。彼ら

⁽³⁶⁶⁾前掲「手頭留」八卷、一〇三〜一〇九丁。

⁽⁴⁰⁰⁾前掲「手頭留」八卷、一〇九丁。

⁽⁴⁰⁴⁾前掲「手頭留」六卷、一六四〜一六六丁。

⁽³⁶⁷⁾前掲「手頭留」七卷、一三二丁。

に砲術直伝参加の指示があった背景には次のことが考えられる。「殊ニ砲術之儀は江府ニおゐても専西洋砲御取用有之候」^(註10)とする幕府の西洋砲術奨励の方針と、時期的にも安政四年四月というのは、第一次伝習に参加していた幕府伝習生の大半が帰府していたためオランダ人教師に余裕があったとみられることである。五五名の地役人が参加した砲術直伝稽古は、前述の「伝習掛」や「伝習方」の伝習参加とは異なり、比較的短期であり、かつ分野も限定された訓練であったと考えられる。

以上の検討から地役人の人選とその特徴を纏めると以下のことが言える。第一に、地役人伝習生のなかには、「伝習掛」や「伝習方」の如く、伝習に参加した人や「船中御取締」全般に携わった人もいて、また限定された期間中の砲術伝習のみに参加した人も含まれていた。

第二に、藤井氏の研究での「第一期生」に該当する「伝習掛」一一名のうち八名は、第一次伝習から第二次伝習に至るまで継続して伝習に携わっていた。「伝習掛」地役人の場合、幕府伝習生や諸藩伝習生に比べ、長期参加者が多く、その選抜時期も幕府伝習生の入れ替えに合わせて人選を改めるのではなく、長崎の現地の状況に応じて行われたものと考えられる。

第三に、地役人伝習生の伝習参加分野が、幕府伝習生と全く同様ではなかった。例えば、幕府伝習生に対しては「士官

(註10) 前掲「手頭留」七卷、一三七丁。
(註11) 前掲「手頭留」八卷、一五三丁。

一体之心得も修業致、軍艦製造方重に相心得可被申候⁽⁵⁰⁾と指定され、重点的な学習分野別に振り分けられていた。反面、地役人には「士官一体」を指定された事例は見当たらない。その代わり、地役人の場合、「蒸気機関専務と火焚共取締方」・「軍艦製造方専務」・「帆前運用専務と水夫共取締方」・「太鼓打方専務」・「大小銃之業前専務」が命じられていた。前述のごとく、地役人の場合、本業務に従事しながら隙間を計らい伝習に参加する形であったとすれば、毎日かつ終日伝習に専念する幕府伝習生と地役人が同じカリキュラムやスケジュールで伝習を受けたいたとはみなし難い。佐賀藩伝習生の中牟田の記録⁽⁵¹⁾にも地役人と同教室で一緒に勉強したとの言及がない。

以上の検討により、幕府伝習生は「士官」を想定したスケジュールで授業を受けていた一方、地役人は異国船渡来時の長崎警備向けの本来通常任務と並行して伝習に加わる形であったことが大きな特徴と言えよう。フェートン号事件以降、地役人が長崎警衛担当に加わることとなり、彼らは高島秋帆流の西洋砲術習得にも励むこととなっていた。この時期の地役人の伝習参加も長崎警衛任務の延長線上でのことと言えよう。よって、地役人の人選の時期も幕府伝習生とは別途で行われて、参加分野も幕府伝習生より実践的な授業に多く参加し、なお地域の需要に合わせ出島で別途の授業を受けていたとみられる。このような点を踏まえると、幕府伝習生と地役人とが同カリキュラムで伝習を受けたとする藤井氏の見解は修正を要するであろう。

⁽⁵⁰⁾前掲『海軍歴史』、七二頁。
⁽⁵¹⁾前掲『中牟田倉之助伝』。

第二節「伝習掛地役人」のブルック授業の参加の実態

本節では、地役人の伝習参加の実態として、出島商館附医師ブルックによる出島講習を取り上げる。

ブルックが行った出島での授業は、第六章で前述したように、奉行所の別途の依頼により行われた質問対応式が基本となるものであった。安政二年～翌三年においてブルックが受け持っていた授業は、地役人向けの授業と諸藩伝習生向けの授業の二つがあった。ここでは地役人が参加した授業について検討していく。

『長崎医学百年史』に自然科学に対する知識が深いことでオランダ通詞仲間評判となっていたブルックのもとで諸科学伝習が行われていた事例が幾つか紹介されている。それを時系列で挙げてみると、以下の通りである。

まず、安政二年一〇月二八日、長崎奉行所から商館長クルチウスを通じ、「大通詞品川藤兵衛、小通詞西慶太郎、本木昌造、榎林栄左衛門、小通詞並塩谷種三郎、町医吉雄圭齋等六名に分離（化学）、窮理（物理）、測量、算術、石炭坑、鉄製造方、その他、国益になるべき事を手分けして学習」できるようにブルックに指導を頼んでいた^(註10)。

翌年の安政三年一〇月に次の通達があった。「阿蘭陀小通詞 西慶太郎、同 本木昌造、同 榎林栄左衛門、同並 稲部禎次郎、其方共去卯年中、分離究理^(註11) 側^(註12) 量其外かひたん并外料^(註13) 相心得居候趣、銘々手分致し相学ひ候様申渡置候処、此度御役所附、其外別紙名前之ものとも^江、石炭其外坑業之儀、坑師阿蘭陀人方伝習御用申付候間、其外兼帯諸事誠実二致、通弁一同習熟致し候様、厚く心懸ヶ可相勤候、右之通申渡候間、得其意、坑業伝習掛之もの^江も可申渡候」と記されてい

(註10) 『長崎大学医学部編『長崎医学百年史』(長崎大学、一九六一年)一七頁。

る⁽⁶⁰⁾。安政二年の時に比べ、課せられた科目やメンバーの一部は変更があつたが、基本的に参加者は伝習掛通詞が中心であつたことが分かる。

さらに、安政四年三月一三日の通達には、「町役所附 上原百馬、唐人番 倉田銚三、船番 上原源六郎、町司 牧斐之助、右之もの共鉄^江金を曉^渡付方并金銀流し方等外科蘭人^江伝習御用申付候間、出精いたし研究行届候様厚心掛可相勤候」、「中略」且又右伝習中坑業伝習之儀^者休業之積可心得候⁽⁶¹⁾と記されている。前年に比し、この時の主な参加者は伝習掛地役人であつたことが分かる。

その後、更に安政四年七月二四日の通達には、「御役所附触頭 山本物次郎、御役所附 上原百馬、遠見番 小島平太郎、唐人番 吉田鶴次郎、高炉反射炉製造方其他鍊鉄鑄鉄等之外科蘭人^方伝習御用申付候研究行届候様可致候、尤百馬儀者坑業伝習之方是迄之通可相心得候」と記されている。山本物次郎等四名に対し、高炉反射炉の製造法その他鍊鉄鑄鉄などをブルックに就き学ぶようにと命じていた。小島平太郎〔児島半太郎と同一人物カ〕、吉田鶴次郎、上原百馬、倉田銚三、牧斐之助は、【第7章・表1、2】で確認されるように、いずれも「伝習掛地役人」であることが注目される。この内容から、地役人は幕府管轄の「海軍」伝習への参加のみならず、奉行所が地域事業の一環として広げようとしていた高炉反射炉の製造法その他鍊鉄鑄鉄や炭坑関連学習にまで手を広げて参加していたことが分かる。

⁽⁶⁰⁾前掲『長崎医学百年史』、一八頁。
⁽⁶¹⁾前掲『長崎医学百年史』、一九頁。

第三節 「伝習掛地役人」による私塾での指導

地役人は「伝習掛」の業務以外にも、個人的に運営していた私塾での指導もこなしていた。地役人の私塾で行われた指導に焦点を当て、その特色を考察する

(1) 「又伝」の定義と伝習の内容

当時の史料をみると、「直伝」の対義語として「又伝(習)」という言葉が使われている。広義に解釈すれば、伝習内容を問わず、オランダ人教師から直接的な伝授を「直伝」、日本人からの伝授を「又伝」と区別できよう。【第5章・図1】で示した如く、「直伝」・「又伝」の大分類の一次基準も教授の国籍によるものとした。しかし、史料上での「又伝」の意味は単なる教授者の国籍による区分に止まらず、伝習内容も含めた区分になっているようにみえる。次に挙げる史料がその例になる。この史料は、安政二年十一月九日、長州藩国元にいる前田孫右衛門が、長州藩の長崎聞役から得た情報を基に、江戸在勤の坪井九右衛門に宛てた書簡である。第四章でも挙げているが、できる限り重複の引用を避け、「直伝」と「又伝」をめぐる議論が窺われる箇所を中心に取り上げる。

【史料2】 (410)

〔前略〕 扱又、蒸気船乗前、蘭人直伝習一件聞役座猶右之達^{〔譯〕} 中方も追々聞繕ひ仕らせ候処、肥後并肥筑

(410) 山口県立文書館所蔵「両公伝編年史料」「軍制(西洋学御引立一件沙汰控 綴込イ印)」一〇五丁。

之御三家方者追々御人数被差越、直伝習之御手入相成、蘭館出入被差免候由之処、追々被聞召候様一様やう、御手入一件之御物入誠に莫太之事ニ候得共、左程御造作を被入候所詮茂無之、稽古方余程不運ひ之様子ニ相聞、尤肥後筑前方被差越候御人数者不人才の様子ニ而、稽古不運ひ之事も有之哉ニ相聞、肥後人共者余リ之不運与立腹致候而、就中人数引取候様ニ相聞申候、何分肥前二者手揃ひニ而罷越居候故、随分稽古茂運ひ候由ニ御座候、〔中略〕然処、聞役座方申越候趣二而者、前条申上候様、莫太之御物入有之候而も、其所詮無之、実者原書根深く読込居不申候而者、直伝習茂中々落着ニ入兼候付、先、長崎役方之者江又伝習を請、少シ野取入候而、直伝習之方運ひ宜敷由申越、是茂一理有之事ニ付、先、蘭人直入門致、蘭書根深致研究、其内篤与聞繕ひ候而、莫太之御物入を掛候而茂其所詮有之始終被遂候事之様相見候ハ、程度御造作被入候而も伝習可被仰付、〔中略〕何分原書致出精直伝習之得失篤与聞繕ひ申越候様申越有之候、〔後略〕

傍線部を中心 요약すると、直伝に参加中の「肥後并肥筑」すなわち熊本藩・佐賀藩・福岡藩の三藩の伝習参加実態を例に挙げ、長州藩の対策について述べている。すなわち、莫大な費用をかけ「直伝」に参加しているものの、熊本藩と福岡藩の伝習生はさほど効果が出ていない模様で、才能のある人材を派遣した佐賀藩のみ順調に進んでいると伝えられている。オランダ語の原書を理解できる実力が無いまま「直伝」を受けると、なかなか期待した成果を得ることは難しいので、伝習の効率をあげるための対策案として、長崎地役人から「又伝習」を受けて少し馴染んでから「直伝習」に移るのが効率的であるとの聞役の意見が引用されている。その長崎聞役の意見

に一理あるとした上、より具体的な提案を示している。まず、オランダ人に「直入門」し「ブルックの出島伝習の想定か」、オランダ語を十分に学習しつつ、その間に情報を集め、「伝習之得失」を判断した上、意味のある伝習ならば、たとえ相当の費用がかかるとしても行うべきと決定すること提案している。

【史料2】の最後の傍線部で「又伝習」という表現が確認される。「又伝習」とは、先にオランダ人から学んだ長崎地役人から習うことであり、効率よく「直伝習」を受けるための予備教育に相当するものを意味することが分かる。その「又伝」の科目および指導役については、他の史料から判明する。具体的には、蒸気学は竹内卯吉郎から、砲術は佐々木門次郎から、製艦術は池邊龍右衛門から、運用術は武井安四郎から習得するとの提案であった^(三三)。名前が挙げられた地役人四人は、いずれも【第7章・表1】に該当する「伝習掛地役人」である。

この史料を基に「又伝」を定義してみると、広義的には日本人によるオランダ語・数学・砲術等の様々な勉強会も「又伝」の範疇であろうが、狭義の解釈としては、オランダ人教師の「海軍」伝習に携わっている「伝習掛地役人」や「伝習掛通詞」からオランダ語や「海軍」伝習の基礎教育を受けることを指すものと言えよう。この定義に基づき、以下では、実際の事例から地役人による「又伝」伝授の実態を分析していく。

(三三)前掲「未定稿 第二編 第〇章、長崎直伝習」(山口県立文書館所蔵、活字原稿)七頁。地役人の担当分野や氏名は『防長回天史』には言及されていない。

(2) 「又伝」の事例

(2-1) 広島藩の木原適處・掛川藩の甲賀郡之丞・福岡藩の臼井謙次郎・長州藩の青木周弼

明治三四年に作成された「叙位裁可書」のなかの広島藩出身の木原適處の履歴書から、幕末の安政年間、西洋式兵術修業のために長崎に遊学していた木原の事例と掛川藩の甲賀郡之丞（＝甲賀源吾）、福岡藩の臼井謙次郎、長州藩医師の青木周弼の四名の当時の実態が分かる。

【史料3】⁽¹¹⁾

履歴書 広島県広島市金屋町居住 木原適處 前名 秀三郎

一、〔前略〕安政二年十一月郷土ヲ出テ防州岩国ニ至リ、西洋砲術家有阪惇蔵ノ門ヲ訪フ、時ニ長崎ニ高島四郎太夫ナル者アリ、西洋学ニ通シ砲術ニ精シク能ク人ニ授クト聞キ、是レ我カ良師ナリト、依テ長崎ニ至ル、何ソ凶ラシ此時高島氏ハ幕府ノ嫌疑ニ依リ蟄居ス、故ニ其乞ヒヲ許サザルヲ以テ通弁後名村八右衛門ニ就キ、師弟ノ礼ヲ修メ日夜修学ス、此塾中ニハ掛川藩甲賀郡之丞、筑前臼井氏安部氏、長州ノ青木氏、其他某々等ト同窓ス、而シテ此甲賀氏ハ門下ノ高足ニシテ師ニ代リ教授ヲ受ケタリ、

一、安政四年三月甲賀氏帰藩シテ掛川藩士ニ洋兵式ヲ訓練スルノ事アリ、依テ之レニ従ヒ掛川ニ至リ該藩士ト共ニ実地訓練ニ従事セリ、依テ大ニ得ル所アルモ、尚ホ弘ク學術ヲ修メザレバ我カ志ヲ充ス能ハズ、乃チ掛川ヲ辞シ江戸ニ入ル事ト為セリ〔後略〕

⁽¹¹⁾ 「木原適處特旨ヲ以テ位記ヲ賜フノ件」アジア歴史資料センター、レファレンスコードA10110088400。

冒頭部では木原の長崎遊学動機について説明されている。すわなち、西洋式兵術修業のため高島秋帆を訪ねたが、高島が幕府の嫌疑をうける身となった背景もあり、高島への入門は果たせなくなり、その代わり、長崎奉行所の通詞の名村八右衛門のもとで勉学することになったという。その名村塾では掛川藩の甲賀郡之丞、福岡藩の臼井謙次郎、長州藩医師の青木周弼などと共に修学し⁽⁴³⁾、とりわけ門下の逸足であった甲賀は師範代りを務めていたと書かれている。

この史料のみでは、木原の長崎遊学の元来の目的が「海軍」伝習の参加ではなく、西洋学と砲術に精通した高島への入門を図るものであったと解釈される。しかし、木原の遊学先となった名村塾の塾頭の名村八右衛門は、【第7章・表4】で提示したように、「伝習掛通詞」であった点から、「伝習掛」による「又伝」の事例とみなすことができる。その名村塾に集まっていた諸藩士の遊学実態が分かる史料として興味深いものと思われる。

木原が同窓生として言及した三人の状況を他の史料から確認してみよう。まず、臼井謙次郎は、前述の【第5章・表1②】の八番で示したように、「砲術・築城・運用・船具」を重点的に勉強していた福岡藩の伝習生であり、ブルックの授業に出入りしながら勉強していた。【史料3】により、臼井謙次郎は木原らと共に名村塾でも在籍していたことが分かる。よって、臼井は許可を得た諸藩向けの「海軍」直伝講習（学習形態Ⅱ）やブルックの授業（学習形態Ⅲ）以外にも、名村塾で補充的な学習を受けていたと言えよう。

また、長州藩医師の青木周弼の場合、前述の【第5章・表1⑤】の一八番で示したように、「蘭医対談として出寫出入」が許可されていたことから、ブルックに指導を受けていたことが分かる。右の【史料3】と合わせて考えると、青

(43) 人名の特定は『水路部沿革史』を参照。

木はブルック授業と名村塾での学習を併用していたと考えられる。

そして、掛川藩の甲賀郡之丞の場合、前述の【第5章・表1⑨】で示したように、「日記繰出目録」の安政三年一月二八日条に「一、太田撰津守様御家来甲賀郡之助外左人、船乗方炮術等伝習御免ニ付、誓詞之事」と記されている。つまり、ブルックの授業に参加し、船乗方炮術等について勉強していたとみられる。右の【史料3】と合わせて考えると、名村塾でも勉強していたことが分かる。木原の履歴書によれば、甲賀は安政四年三月には帰藩し、掛川藩内の洋式調練普及にとめたとされている。【第5章・表1⑨】でも示したが、『水路部沿革史』の記録に「巳〔安政四年〕三月帰ル」と記されていることは、右の【史料3】の木原の履歴書の記述とも合致する。

以上のように、甲賀・臼井・青木はブルックの授業に参加しながら、名村塾でも勉強していたと考えられる。木原の場合、出島出入りが許可された諸藩士の名簿でその名を確認できないことから、名村塾のみの遊学であったと考えられる。履歴書での記録を参照すれば、木原は安政四年三月に掛川藩に戻る甲賀に従い、掛川藩に遊学し、掛川藩士と交じり洋式実地調練を受け、その後は江戸に移ったことが分かる。

(2-2) 鯖江藩の喜多山佐吉^{〔佐〕}

鯖江藩から長崎に来ていた喜多山佐吉に関して、第四章でも紹介したが、土井康之氏の研究^{〔佐〕}から興味深い事実が幾

(註) 土井康弘「尾張藩士間瀬権右衛門が勝海舟から入手した情報」『一滴』(津山洋学資料官) 一一号、一二号を参照。因みに、土井氏の翻刻には喜多山佐吉、『維新史料綱要』には喜多山佑吉と表記されている。

つか明らかとなっている。土井氏の成果を踏まえながら一部を補い、伝習クラス諸組の全体図のなかで伝習参加実態を明らかにする。

鯖江藩士の喜多山佐吉は上田仲敏の門人として長崎に派遣された人物である。安政四年三月八日、喜多山が上田に出した書簡から到着後の状況が分かる。安政三年の暮れ頃に長崎へ着き、勝海舟との対面を試みるが、留守や風邪などで都合が合わず、翌年二月一日にようやく対面したという⁽⁴¹⁵⁾。勝との面談時の状況について、「御添書被成下候御儀二付、御門入之儀奉願候処、当時ニ^而弟子取、公辺^江相叶不申候間、相断申候^与被仰聞、甚残念御座候」⁽⁴¹⁶⁾と伝えている。つまり、上田の紹介状を添え、勝に入門を頼んだが、幕府の許可なしに受け入れることはできないと断られた状況が分かる。ここで、喜多山が勝に依頼したのが、勝の弟子としての入門の頼みか、「海軍」伝習の諸藩クラスへの参加のための口添えを頼んだのかは少々不明確である。土井氏は、「どうやら上田そして間瀬も、海軍伝習に参加するには勝に入門すればいいと喜多山が考えていたことである」⁽⁴¹⁷⁾と解釈している。土井氏の説明と合わせて考えると、勝の裁量で承認できる問題ではないと答えている点から、おそらく学習形態□へ参加できるよう力添えを頼んだものと思われる。

その後の喜多山の行跡をみると、勝に頼んだことは実現できなかつたものの、彼は長崎に残り、伝習掛通詞や地役人が運営する私塾に通いながら情報収集と学習に勤しんでいたことが、次の史料から確認できる。

⁽⁴¹⁵⁾前掲土井論文、『一滴』(一一号)、一〇〇頁。

⁽⁴¹⁶⁾前掲土井翻刻資料、『一滴』(二二号)、一四九〜一四八頁。

⁽⁴¹⁷⁾前掲土井論文、『一滴』(一一号)、一〇〇頁。

【史料4】(418)

当地ニ而「ウエーランド」二分ニ朱ト三分ト画MD000XXX式⁽⁴¹⁹⁾、并昨年式之「ペロトンスコール」二分ニ朱、同「バタイルスコール」二分ニ朱ト三分ト画、出刻に相成申候、追々「ソルタート」、二「リニースコール」等出来申候、右無程尊境へ相廻り可申、則江戸表へ今般永井之出帆ニ付、沢山参り申候由ニ御座候、何分蘭学之儀、尊館ニ而御教諭被成下候程ニはかく敷参り兼申候間、名村之外西吉十郎小通長州藩松島瑞益等江入門仕候、西ニ而ハ朝七半時より稽古初り、是ニ而ハ文典後編并頂戴之卒児達度学相習、右婦ニハ松島方へ参り文典前編取調并天文書相習、名村ニ而ハ昼後ウエーランド相習申候、

まず、前半部では、長崎で書物収集の活動が記されている。出島版ができた「ウエーランド〔オランダ語辞書カ〕」⁽⁴²⁰⁾や「ペロトンスコール〔peloton school小隊訓練〕」、「「バタイルスコール〔batailjon school大隊訓練〕」のほか、今後印刷される「ソルタート〔soldaat兵卒〕」、「「リニースコール〔linie school隊列訓練〕」の書物を名古屋の師匠である上田帯刀もとに廻そうとしていることが窺える⁽⁴²¹⁾。

⁽⁴¹⁸⁾ 前掲土井翻刻資料、『一滴』(一一号)、一四八〜一四七頁。

⁽⁴¹⁹⁾ MDCCXX などは、M=1000、D=500、G=100、X=10であるので、1820年を意味する。

⁽⁴²⁰⁾ 土井氏は書籍名については特定していないが、ウエイラント (Weiland) が執筆したオランダ語学習書と辞書を指すと思われる。因みにウエイラントの辞書は最も長期にわたり、最も多く輸入された本の一つであったという(永積洋子『一八世紀の蘭書注文とその流布・平成七年度〜九年度科研究費研究成果報告書』(一九九八年)、三七頁)。

⁽⁴²¹⁾ 前掲土井論文、『一滴』(一一号)、九七〜九八頁。「」は引用者の補充。

そして、後半部では、「何分蘭学之儀、尊館二^而御教諭被成下候程二はかほか敷参り兼申候」とし、上田が自宅で経営していた兵学塾での教授方が優れていると評しながら、通っている私塾とその稽古内容を報告している。傍線部をみると、「名村之外西吉十郎^{小通}長州藩松島瑞益等^江入門仕候」とあるが、「名村」とは、前述の木原の事例でも出てきた「伝習掛通詞」の名村八右衛門である。「西吉十郎」とは、「伝習掛地役人」である。また「長州藩松島瑞益」とは、第六章で指摘したが、安政二年一月頃から長崎に来ていた長州藩の伝習生の第一号にあたる人物である。前述の【第5章・表1⑤】の一六番で提示したように、「松嶋瑞益、西洋兵学筋尋問として出寫出入御免」とされ、西洋兵学に高く関心を持ち精通していた模様である。喜多山は伝習掛通詞や地役人をはじめ他藩の兵学者のところにも通い、終日、オランダ語の文法と兵学研究（史料上の「卒児達度〔ソルダートの当り字カ、soldaat兵卒〕」）と天文学の勉強に勤しんでいたことが読み取れる。因みに、その後の喜多山の活動については、土井氏は消息を見出せないと言及したが^(註2)、他の史料から、補うことができる。鯖江藩の事例について述べた第五章を合わせて参照されたいが、最終的に、喜多山は「直伝」参加が承認された。その結果を踏まえて、喜多山が受けていた「又伝」の意義を考えると、「直伝」参加を図る諸藩士にとっては、伝習内容のみならず、「直伝」に繋がる情報を収集しやすい場としても機能していたと言えよう。

(213) 土佐藩の徳弘庫助

土佐藩からの長崎遊学生の事例として徳弘庫助があげられる。関連史料としては個人所蔵文書と高知市民図書館のものがある。

まず、高知市在住の松田智幸氏個人所蔵の史料のなかに、長崎「海軍」伝習の講義ノートと思われるものがある。その一つは、計八枚のもので、表紙に「直伝」と記されている。内容は、「船中筒類用方并打極丁間表」、「コルテカノン打極丁間表」、「一ポントドライブス打極丁間表」、「実丸打極丁間表」、「三十ホントベキサンスカノン打極丁間表」、「十三ドイム打極」であり、概ね砲術関係のメモと見られる。本文最後に「本国渡来之蒸気船士菅^{ツヤ}之名、スガラーウエン方伝習、安政三辰年 伝習 徳弘」と書かれている。

もう一つの史料は、計二一枚のもので、表紙に「船用六十ホントベキサンスカノン訓練記、直伝」と書かれている。本文は「船用六十ホントベキサンスカノン打方之次第」と記され、細部項目としては「壱番指揮役、第壱の指揮、第一の手数、第二の手数、第二之指揮」などと列挙されている。本文末尾には「安政三辰年 伝習 徳弘」と書かれている。史料上で言及されている「スガラーウエン」とは、第一次伝習時のオランダ人教官の一人であり、彼は「造船学・砲術・小銃訓練」を担当していた⁽⁴²³⁾。

この二つの史料の記述に基づいて考えると、「徳弘」が「スガラーウエン方伝習」を直接受け、その講義を筆記していたと類推できる。しかし、果たして「徳弘」は「直伝」参加者であったのであろうか。検証のためには

⁽⁴²³⁾ 前掲『中島三郎助文書』、七六頁。

作成者の活動に関する検討が必要であろう。

作成者の「徳弘」については、坂本保富氏の研究に詳しい。同氏の研究によると、「徳弘」とは徳弘家の次男の庫助のことであり、安政三年正月、藩庁より砲術修行の目的で長崎への短期遊学が許可され、同年五月には所期の目的を達成して無事に帰藩したという。三ヶ月足らずの短い期間中、精力的に諸師（大木藤十郎・伴梅吉郎・甲賀源吾等）と面会し、西洋砲術に関する最新の知識技術を学び取ったと指摘されている。なお、彼は高島秋帆の長男の高島浅五郎に入門していたので、それによって伝習生同様の扱いを受け、伝習所のオランダ教官や日本人教官たちから、直接西洋砲術に関する知識技術の教示を受ける恩恵に浴することができたと説明されている⁽⁴³⁴⁾。すなわち、坂本氏は、「徳弘」の徳弘庫助はオランダ教官「スガラーウエン右」「直伝」を受けていたとみなしている。

しかし、高知市民図書館所蔵の「徳弘家史料」群のなかで、徳弘庫助が直接記録したものを調べてみると、「直伝」ではなく「又伝」であったと考えられる。

まず、「辰五月 人馬帳」には「拙者儀為砲術修行長崎^江罷越⁽⁴³⁵⁾」とあり、彼の遊学の目的が砲術の修行であったことが確認できる。

(434) 坂本保富著『幕末洋学教育史研究―土佐藩「徳弘家資料」による実態分析―』（高知市民図書館、二〇〇四年）、一六四―一六五頁。

(435) 高知市民図書館所蔵「徳弘家資料」砲術稽古関係史料B41

また、「安政三辰年正月 袖控 上・下」、「安政三辰年二月 当聞控」⁽⁴²⁶⁾と題された史料には、西洋砲術の見聞内容や面談内容などがメモされている。その一部を紹介すると、「弾丸大木ニ^而見物ス」、「二月十六日大木先生に初メテ面会」、「一、和蘭人調練太鼓打ち候処、カンシン也、其迄打ち候太鼓トハシャント替り申候、チョウウシノ合イ候ニハカンシン也、先生ニトロコトントロコトノ之太鼓尋ネ」、「右大木先生之咄し也」、「高嶋先生之咄し也」、「彼地高島浅五郎殿へ入門仕、且、大木藤十郎殿、伴梅吉郎殿、遠州甲賀源吾殿へも度々罷越修行仕候」と記されている。この記録からは、徳弘庫助は高島浅五郎に弟子入りし、「大木藤十郎」・「伴梅吉郎」・「甲賀源吾」のところに通いながら修行していたことが分かる。彼が指導を受けていた先生のなか、大木藤十郎とは、諸藩伝習生の指導役および伝習の際の取締役に任ぜられた人であり⁽⁴²⁷⁾、伴梅吉郎は「伝習掛地役人」であつた⁽⁴²⁸⁾。甲賀源吾は、前節の木原の事例で指摘したように、名村塾で師範代りを務めていた人物であつた。また、「和蘭人調練太鼓打ち候」ことも「右大木先生之咄し」と記録していることから、オランダ人の調練・太鼓のことも、徳弘庫助が直接習つたことではなく、「大木」先生などを通して聞いた内容であつたと考えられる。つまり、彼のメモの基本は「又伝」の記録と言える。オランダ語に対する知識がほぼない状態で、しかも三ヶ月間の短期滞在で、オランダ人の「直伝」において一定の収穫を得ることは非常に難しい。

⁽⁴²⁶⁾前掲「徳弘家資料」砲術稽古関係史料B43、B44、B46。

⁽⁴²⁷⁾杉本勲他編著『幕末軍事技術の軌跡―佐賀藩史料（松乃落葉）』（思文閣出版、一九八七年）一六三頁）、前掲「手頭留」六卷、二〜三丁。

⁽⁴²⁸⁾前掲「手頭留」七卷、一三二〜一三六丁。

以上のことを照らし合わせると、徳弘の「直伝」と記されているノートとは、オランダ人教官に直接学んだ地役人等が筆記したものを徳弘が借りて写したものである。よって、徳弘の伝習参加事例は「又伝」の事例を一つとして位置づけしておきたい。

(2-4) 八王子千人同心の宮崎弥十郎

次に、八王子千人同心組の頭である河野仲次郎が千人同心の一人の宮崎弥十郎を長崎に出向かせた事例を取り上げる。八王子市郷土資料室寄託史料として河野家文書「百羅屯スクール聞書」というものがある。表題の脇に二つの書き込みがあり、上段には「聿〔河野〕云、此レハ十二勢節装填法也」とあり、下段には「安政四丁巳年、弥十郎長崎へ行き、彼地伝習人方日々会面ニヨツテ、改メテ稽古ヲナシ、伝習人ニ聞糺シテ認ルヨシ、面ノアタク蘭人ニ聞タルニハアラズ、宮崎弥十郎」⁽¹⁴⁾と記されている。宮崎弥十郎は安政四年に長崎で行き「彼地伝習人」に毎日会い、稽古を受けたことが分かる。伝授を受けた相手は「彼地伝習人」であり「蘭人ニ聞タルニハアラズ」との言及から、おそらく「伝習掛地役人」であったと考えられる。そして上段の記録と合わせて考えると、現地で稽古を受けたものは「十二節」の装填法であったと推測される。すなわち、八王子千人同心の宮崎弥十郎も「伝習掛地役人」から「又伝」を受けていた事例と言えよう。

⁽¹⁴⁾ 翻刻にミスがあるため、史料の引用は原本からとった。史料の概説は、『八王子千人同心史』（通史編）八王子市教育委員会、一九九〇～一九九二年、五四六～七頁、『八王子千人同心関係文書目録 第二集』（一九八九年、八一頁）を参照。

その他にも、個人の遊学生が、通詞や地役人を塾頭とする私塾の門下生となっていた事例がある。地役人の杉山徳三郎に歩調や姿勢の訓育を受けた伊藤博文⁽⁴³⁰⁾、裏付ける一次史料が見当たらないが、通詞の名村氏から蘭学を教わったとされる前島密⁽⁴³¹⁾、地役人の竹内貞基に教わったとされる前原巧山⁽⁴³²⁾、地役人の大木から西洋式砲術を教わったとされる手島季隆⁽⁴³³⁾の例もある。

おわりに

以上で、「伝習掛通詞・地役人」の伝習参加実態および彼らによる「又伝」の事例を検討した。まず、「伝習掛通詞・地役人」の参加実態をまとめると、彼らは幕府管轄の「海軍」伝習参加以外にも、砲術訓練をはじめ、石炭坑、鉄製造方など諸分野を分担して参加させられていた。その背景には、幕府管轄の「海軍」伝習の進行とは別途に、長崎奉行所独自の地域の人材養成の計画があったものと推測される。外国船の対応業務にも、海防力強化のためにも、通詞や地役人のような地域任務を担える人材の確保と養成は必須課題となっていたと思われる。長崎奉行所の観点からすれば、短期的な「海軍」伝習の進行状況に捉われず、諸分野の伝習を通じ地域需要に合う人材の養成を図ったものと言えよう。

⁽⁴³⁰⁾ 春叡公追頌會編『伊藤博文傳（上卷）』（春叡公追頌會、一九四〇年）、二八頁。

⁽⁴³¹⁾ 平松勘治『長崎遊学者事典』（溪水社、一九九九年）、八八頁。

⁽⁴³²⁾ 前掲『長崎遊学者事典』、二八一頁。

⁽⁴³³⁾ 前掲『長崎遊学者事典』、二八七頁。

次に、諸伝習の参加を通して育成されつつあった「伝習掛通詞・地役人」による「又伝」の事例から、「又伝」の機能も評価してみたい。諸藩士の長崎遊学の多くは、高島秋帆流の西洋砲術の伝授を目的にしており、その延長線上で通詞や地役人を頼ってることがあったことが言えよう。すなわち、長崎「海軍」伝習が本格的に始まる前から、諸藩士の長崎遊学需要と長崎地役人への入門傾向は存在していて、地役人はそれに応える仕掛けが長崎ではすでに形成されていたものとみられる。その基盤や需要が、長崎「海軍」伝習の開始による諸藩士の遊学生が増えたことで、より拡大されたものと考えられる。諸藩にとっては学習の効率を高めるための一手であり、幕府内部の海防掛からすれば、「直伝」参加者の増加により幕府伝習生の伝習に支障が生じる恐れを避ける手段ともなり、かつ外国人との接触を避けながら、一方では諸藩の海防意欲を高める事にもなり、多方面で有効な学習のやり方であったと言えよう。

第八章 幕府伝習生の随行者の学習の実態・〈学習形態〉を中心

はじめに

幕府伝習生に随行した者の名前は『幕末軍艦咸臨丸』に一部記載されている。随行者の参加実態について指摘したのは、藤井哲博氏の研究が唯一である。藤井氏は随行者の実態について、「員外聴講生」のうち数人は、正規伝習生以上に成績優秀であったと指摘するほど、「員外聴講生」の学習能力を高く評価した⁽⁴³⁴⁾。しかし、藤井氏の評価のもとになる史料的な根拠は不明で、実証も不十分と思われる。

そこで、本章では、長崎遊学の事例として、正規伝習生である幕府伝習生の随行者の学習参加の実態について考察する。その成果は【第8章・表1】にまとめている。以下ではまず、幕府伝習生とともに随行者の一部も参加する余地があったとみられる様々な勉強会を取り上げ、次に随行者の事例を具体的に検証する。

第一節 幕府伝習生周辺の勉強会

永井の後任として安政四年七月から伝習総監督を務めた木村喜毅が記した「長崎伝習小記」と「長崎在勤中日記」には、第一次伝習から第二次伝習の移行期にあたる、安政四年七月から九月における様々な勉強会の実態が書き留められている。大別すると、その内容は、幕臣の「直伝」の補習とそれ以外の個人もしくは少人数のレッ

⁽⁴³⁴⁾ 前掲『長崎海軍伝習所』、一七頁。

スンに分類できる。確認できる活動を中心に、以下で詳しくみてみよう。

まず、「直伝」の補習として行われていた数学勉強会がある。天文方の一人として第一次伝習の開始時から参加していた小野友五郎が残した記録からは、当時の数学伝習に関する実態が窺える。小野は、「右之順序ニ而幕臣諸藩士傳習人ハ皆生徒と成て、算術ハ何課科ニよらず教授を受け、航海術ハ専門之者、数学ハ傳習人之授業之程度ニ從て教授を受けたり」⁽⁴³⁵⁾と記している。算術は専攻を問わず全員の必須科目になっていたこと、航海術は専攻する者のみ伝習を受けたこと、数学は学習の進度に合わせて受けたことが読みとれる。

当時、不慣れな西洋式算術の学習には大半の学生が苦勞していたと思われる。勝海舟が知人の岡田新五太郎に書いた書簡を例に挙げると、安政二年一月二十九日の書簡には、「蘭人より伝候学科、殊之外多く、先航海、船造、算術、炮術、船具之学、蒸氣器械之学、蘭学等にて日々替々相学候事故、相追れ候様成る心持にて甚困難之事に御座候。〔中略〕右之内算は御存之通、小子無算故大に困苦仕候。此節は割掛〔割算と掛算カ〕は先覚申候」⁽⁴³⁶⁾とある。また、翌三年四月二五日の書簡にも、「算術には困却いたし申候。何分わかり兼、当惑仕候。算術手に入候へば、航海は左のみ六ヶ敷は無御座候と存じ候」⁽⁴³⁷⁾とあり、苦手な算術に苦しんでいたことが読み取れる。

小野の記録には、「稽古人をして多くハ教師蘭人より直伝ニてハ了解難き不明之廉あるを以て、取締主任永井

⁽⁴³⁵⁾ 「本邦洋算伝来一下書き」(広島県立文書館所蔵の小野家文書)、三丁。

⁽⁴³⁶⁾ 前掲『書簡と建言』、二八頁。

⁽⁴³⁷⁾ 同右、三一～三三頁。

玄蕃之命を受け、同人旅館ニ於て或ハ夜間塾会を設け、不明之廉を教授せり⁽⁴³⁸⁾とある。この記録から、洋算の基礎知識のない者が授業についていけるように、正規の授業の補習として永井玄蕃守の命令によって小野が数学勉強会の指導役を務めたことが分かる。ここで、勉強会の開催場所は「同人旅館」（目付屋敷か）、その時間帯は「夜間」と記されていることに注目したい。正規伝習は昼間に西役所と出島で行われた。それに対し、勉強会は正規伝習が終わった夜、西役所から離れた目付屋敷で行われ、昼間の伝習を補う機能を果たしたものとみられる。

第二次伝習時の光景を伝えるカッテンディーケの記録にも、「彼らは全てを書き留め、夜にそのメモをお互い比較し、話し合っているようであった⁽⁴³⁹⁾」と、個人で復習を行うのみならず、互いのメモを比較しながら夜間に勉強し合う学生の様子が記されている。カッテンディーケの言及と小野の回想を合わせて考えると、夜間の勉強会には、正規の幕府伝習生のみならず、幕府伝習生の随行者も参加できる余地があったものと思われる。現場の総監督役の永井が容認すれば、江戸に別途の伺いを立てなくても参加できるものであったとみられる。

次に、第二次伝習総監督役の木村喜毅のために行われたオランダ語や数学の勉強会と、通詞檜林栄左衛門主催の英語の勉強会が挙げられる。前者は木村喜毅を中心とする少人数の勉強会であったとみえる。木村喜毅が記録した「長崎在勤中日記」によれば、安政四年七月二一日の日記に、「勝麟来ル、象山長歌かり置候、所蔵之砲ヲ

⁽⁴³⁸⁾ 「本邦洋算伝来」（広島県立文書館所蔵の小野家文書）、六〇七丁。

⁽⁴³⁹⁾ 前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、六二頁。

見る精妙驚目也、塾生へ文典教読之義ヲ頼置」と記されている。木村が勝に、勝の塾生の中から、オランダ語の文法の教授ができる者の紹介を頼んでいたことが読み取れる。同日記の七月二二日条には、「夜、勝ノ塾生、荘内人來ル、文典教読、疎野撲実人物至極宜候也」と書かれている。木村の目には素朴で堅実そうな人柄の勝の塾生の「荘内人」が来て、木村と顔を合わせていたようである。そして、七月二三日条に、「夕刻、勝ノ塾生、卯之助來ル、教読」とある。七月二五日条には、「日曜日ニ付、伝習休、夜、卯之助來ル、文典教読いたし候」とある。この「文典教読」会は、七月二三日から週に五回以上の頻度で行われていたことが同日記から確認できる。
(440)。

さて、この木村を教えることになった「勝ノ塾生、荘内人」とは誰であったのか。勝の塾生のなかに、「荘内人」である佐藤与之助がいたことから、木村にオランダ語の指導を行ったのは佐藤と思われる。但し、「長崎在勤中日記」には、七月二三日から九月二三日までは「卯之助」と表記されていて、九月二四日、二五日、二六日、二七日には「与之助」と表記され、二八日には再び「卯之助」と記されている。類似した音であるため、最初の内は、覚え間違いか聞き間違いによる記録ミスと思われるが、一度正しく「与之助」と記されていたにもかかわらず、

(440) 「夜、卯之助來、読」と記されている日は以下の通りである。

- ・ 七月は、二三日、二五日、二六日、二七日、二八日、二九日である。
- ・ 八月は、二日、三日、四日、五日、六日、八日、九日、一〇日、一一日、一二日、一三日、一四日、一五日、一六日、一八日、一九日、二〇日、二一日、二三日、二五日、二六日、二七日、二八日、二九日、三〇日である。
- ・ 九月は、一日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、一〇日、一五日、一八日、二二日、二三日、二四日、二五日、二六日、二七日、二八日である。

わらず、再び「卯之助」の表記に戻ってしまう。「卯之助」も「与之助」も佐藤与之助を指すものと思われる。オランダ語以外に数学の勉強会もあった模様である。「長崎在勤中日記」の安政四年七月二日条に、「欽吾被来、算学之義承置候」とあり、同年七月二日条には、「夜、伊沢来ル、算術稽古いたし呉候也」と記されている。伊沢謹吾が指導する算術の勉強会が開始されていたとみられ、その開催頻度^(註)や他の参加者に言及のないことから、木村個人向けのレッスンであったと推測される。

その他、通詞榎林栄左衛門指導の英語の勉強会も行われていた。「長崎在勤中日記」の案政四年七月三日条に、「榎林栄左衛門稽古之義、用達^江申達、明日同人呼寄候積」、同年七月四日条に、「榎林栄左衛門呼寄逢候、稽古之義等も頼置候」と書かれていることから、木村が通詞榎林栄左衛門に指導を頼んだものとみられる。さらに、同年七月二六日条に、「栄左衛門来ル、ケメウエンサーメ・レルウエース写本持参、稽古いたし候、金平貢丈輔〔木村の用人か〕も罷出」と記されている。「ケメウエンサーメ・レルウエース写本」とは、Van der Pijl's 著述の『Gemeenzame Leerwijs』を指すと考えられる。これはオランダ語で書かれた英語の初学者用テキストである。英語の学習に関心のある初心者が集まる勉強会であったとみられる。開かれた日は、八月二日、八月一四日、八月二三日、九月二四日、九月二五日であった。通詞の都合やテキストの調達に時間がかかったためか、それほど頻繁には行われなかったようである。一方、長崎奉行所内の連絡事項を書き留めた史料と思われる

(註) 「長崎在勤中日記」中に関連記事が見出せる日は、七月二五日、八月五日、八月七日、八月二二日、八月二〇日、八月二八日、九月六日、九月二四日、九月二八日である。

「手頭留」を見ると、安政四年八月二五日の記録に、「英語稽古之もの新規増人申付候筈ニ有之候間、相願度ものともは来ル廿九日迄ニ向々より名前取揃差出可申候」⁽⁴⁴²⁾と記され、英語学習の希望者を募集する旨の通達があったことが分かる。これは、「長崎在勤中日記」に記されている英語稽古の内容や開始時期と符合しているようにみえる。木村個人向けの勉強会ではなく、より幅広く参加者を集め開かれていた勉強会であったと考えられる。

以上の様々な勉強会は、基本的に正規の伝習が急遽休講になった日や日曜日、もしくは平日の夕方や夜に開かれた点と、正規の伝習の行われた西役所だけでなく目付屋敷で行われた点が共通する。勉強会の学習内容が必ずしも正規の「海軍」伝習と直結しないものもある。しかし、多様な勉強会は、正規の伝習に参加できなかった随行者にとつては、新しい西洋学問に触れる機会を得られる貴重な場であったと言えよう。

第二節 幕府伝習生の随行者の事例

(1) 堀貞次郎と塚本明毅

艦長格として安政二年に派遣された矢田堀鴻の随行者の事例を検討してみよう。まず、堀貞次郎の場合、前掲した第二章の【史料3】には「矢田堀景蔵儀長崎表江召連候門人堀貞次郎并伊沢謹吾召連候門人榎本釜次郎儀、漢学心懸

⁽⁴⁴²⁾前掲「手頭留」八卷、二一七丁。

、其上蘭学も心懸候仕候ものニ付、蘭人教授之都合ニ寄、伝習之席^江差出、稽古為仕度趣⁽⁴⁴³⁾と記されている。この史料により堀貞次郎は矢田堀の随行者として長崎に同行したことが確認できる。また、堀も榎本と同様、漢学のみならず蘭学の知識もある点を理由に、正規伝習への参加が願われていたことが判明する。

実は矢田堀鴻は、安政二年に江戸を発つ前、同行者について申告をしていた。その名簿では、「弟子 塚本桓輔・石橋 且・中沢見作、家来 堀尾禎輔・名泉弥吉・高橋昇吉・高橋重吉、小者 甚五郎⁽⁴⁴⁴⁾」となっている。しかし、この事前申告の名簿には「堀貞次郎」の名前は見当たらない。

一方、先行研究では、堀貞次郎は「員外聴講生」として伝習開始初期から参加したとみなされている⁽⁴⁴⁵⁾。しかし、随行者の参加を願う伺書が永井尚志を経由して老中に出された際、それに対する勘定方の見解は、ここで随行者の伝習参加を認めてしまうと同趣旨の申請が増え、御用として派遣された幕府伝習生の学習に支障をきたすことを懸念し、承認に強く反対するものであった。勘定方の評議書の作成時期からして、少なくとも安政三年一〇月時点までは、堀貞次郎を正規伝習生として参加させることは難しかったと思われる。

次に、塚本明毅（桓輔）について取り上げる。塚本の場合、前述した矢田堀が事前に提出した名簿にその名前が入っている。塚本については、近年、同家に伝来した文書を基に評伝が書かれており、その評伝に掲載されている「先祖書」によれば、「安政二乙卯年九月、小十人贅善右衛門組矢田堀景蔵、海軍伝習御用被 仰付候節、若年寄衆^江申上置候上、附

⁽⁴⁴³⁾ 「外国立会御用係書類」（陽明文庫所蔵）、一八九〜一九一コマ。

⁽⁴⁴⁴⁾ 前掲「勝海舟関係史料」三二冊、九九〜一〇〇コマ。

⁽⁴⁴⁵⁾ 前掲『長崎海軍伝習所』、一四頁表。

添、長崎表^{江趣}」⁽⁴⁴⁾⁽⁵⁾とある。この「先祖書」の記述からも、塚本は江戸で事前に申告を済ましてから随行したことが裏付けられる。

塚本の長崎までの旅程や伝習実態について、評伝では、安政二年九月に矢田堀に随行して長崎に赴き、翌三年五月一日に、オランダ人より伝習を受けるべき旨を目付から申渡され、形式的には三年五月から伝習生になったものの、伝習開始以来教育を受けていたと説明されている⁽⁴⁵⁾。つまり、評伝では、正規伝習生と員外生との差は形式的なものに過ぎず、員外生も伝習開始当初から幕府伝習生と変わらぬ伝習を受けていたとみているようである。

しかし、本論文で明らかにしてきた伝習の在り方とは、伝習参加を希望する者ならば誰でも同等な内容を勉強できていたわけではなく、身分や重点学習分野によって許可されない場合もある、いわば階層性のあるものであった。幕府伝習生の随行者であっても、混雑状況や参加希望分野、素質や見込み、申請時期、名目などによって、承認されるのはごく一部であったとみられる。江戸で事前申告を済ましてきた塚本の場合も、安政二年一月から翌三年四月までは、正式な伝習ではなかったと考えるのが妥当であろうが、長崎における塚本の伝習参加の実態が分かる史料が他になく、断定は難しい。ここでは、安政三年五月一日からオランダ人より伝習を受けるよう申渡されたという評伝の記述に基づき、伝習開始から安政三年四月までは非正規伝習生であったが、安政三年五月からは正規伝習生として参加したものと推測しておく。

(44) 塚本学『塚本明毅』（ミネルヴァ書房、二〇二二年）六一頁に掲載されている「先祖書」による。
(45) 前掲『塚本明毅』、五〇頁。

(2) 佐藤与之助と赤松小三郎

次に、安政二年に派遣された勝海舟の随行者の事例を検討する。長崎に向け出発する前に勝が提出した随行者の名簿には、「弟子・安場敬之丞・釜菴庄左衛門・西川要作、家来・岩山旗之助・赤松清次郎・増田謙助・佐藤与之助・大川平次郎、小者・彦助」と記されている。その中で長崎での活動が分かるのは、赤松清次郎と佐藤与之助である。

まず、佐藤与之助について検討していく。安政三年八月六日、友人の真嶋良弥宛の佐藤与之助の書簡に、「私義ハ砲術其外相学度心懸候得共、毎々申上候通、蘭書は高金ニ而手ニ入不申、只書々宛写し取読候迄之事、はかばか敷義無之候、帰江仕候而も御申訳も有之間敷と歎息仕居候」⁽¹⁴⁸⁾と記されている。まず、砲術等を学びたいと思っているが、高価な蘭書は入手し難いので、ひたすら書物を写して読むしかない状況が書かれている。加えて、学習が進んでいないからこのまま江戸に帰ることは周囲の人に申し訳ないと苦悩する佐藤の心境が切実に語られている。

同じく真嶋に宛てた安政六年二月三日の書簡では、長崎から江戸に戻ってきてからの近況を伝えている。それには、「当正月五日師君勝麟太郎様御供ニ而蒸気御船ニ乗船、長崎表出帆、同十四日朝品川表へ無滞淀泊仕候、「中略」私義も着府後、未師君「勝海舟」之塾赤阪ニ罷在候、先日師君より御留主居園田楫兵衛様へ御紙面御遣しニ相成候旨趣、委敷承り及不申候得共、拙事五ヶ年間長崎ニ而蘭学修行不怠相勤候間、宜敷御用ひ被下候様と

⁽¹⁴⁸⁾ 佐藤政養遺墨研究会 編『政養佐藤与之助資料集』(佐藤政養先生顕彰会、一九七五年)「真嶋良弥家文書」、二二〇頁。

の御頼之由ニ御座候、尤拙義ハ晩学之事故、為差読方出来不申候得共、長々師君之塾ニ罷在候間、左様御取計ひ被下置候事と奉存候、難有仕合ニ奉存候」⁽¹⁴⁹⁾と記されている。つまり、師匠の勝が「園田楫兵衛」に紹介状を書き、長崎で五年間「蘭学修行」に努めたことを挙げて、佐藤の就職先の斡旋を頼んだという。勝の依頼が功を奏したのか、その後、佐藤は「公義御軍艦操練所出役蘭書翻訳方相勤候」ことになったと真嶋に書簡で知らせている⁽¹⁵⁰⁾。

以上の検討から、長崎における佐藤与之助の状況を推測すれば、正規の伝習生同様の学習ではなく、勝の塾生として、師匠の勝のもとで書籍の筆写などをしながら「蘭学」修得に勤しみ、その傍ら、前節で述べたように、木村喜毅にオランダ語の基礎的な文法を教えていたと考えられる。

次に、赤松小三郎について検討していく。赤松の場合、下の名前が、清五郎、清次郎、小三郎など様々であるが、いずれも赤松小三郎を指すものと考えられる。

赤松は、勝の塾生の一人として長崎に随行していた。前述したように、勝が事前に申告した名簿に佐藤与之助と共に記載されている。しかし、事前申告者＝伝習参加の許可を得た者という図式が成立するわけではなく、伝習参加のためには別途の申請が必要であったと考えられる。勝海舟の随行者の佐藤与之助と赤松小三郎の場合、彼らの正式な伝習参加のためには、勝海舟からの別途の申請が必要であったと思われるが、その史料は見当たらず

⁽¹⁴⁹⁾前掲『政養佐藤与之助資料集』『真嶋良弥家文書』、二二二～二二三頁。

⁽¹⁵⁰⁾前掲『政養佐藤与之助資料集』『真嶋良弥家文書』、二二四頁。

ない。よつて、赤松も正式に伝習に参加することはできなかったとみえる。

赤松の「長崎航路日記」からは、長崎での活動の一部が窺える。「長崎航路日記」（上田市立図書館所蔵）とは、安政二年九月三日の品川出発から長崎到着までの旅程や緯度経度、伝習場の図面や現地で勉強した内容がペンと鉛筆で記録されたものである。安政三年八月以降の記録は日付が欠けていて、必ずしもすべてが日記形式とは言えないが、当時の実態が窺える貴重な史料と言える。この日記のなかで学習メモと思われる部分の一部を紹介すると、次のようである。

【史料1】⁽⁴⁵¹⁾

○風と汐ニ依て方位ノ加減ハ見極様規則有ル哉

答 ウインドメーター [windmeter 風力計] ニて風ヲ測リ曲リヲ知、〔中略〕

○ *Obledge* [breedte 緯度] *lengte* [経度] 共に測り候器、船中ニて用ひ、テヲトリード杯ニてハ用立申間、コムパスハ幾器用ル哉、

○曇りシ日ニハ如何^レ *lengte* [経度] *breedte* [緯度] ヲ測り候哉、〔中略〕

○カメール [kameel 沈没船などを引き上げるための浮き箱] ト云器、大船ニのミ属スルモノニ哉、

○「スピーゲルホーク」「ナクトウエキセル」「カラートボーク」日影ニて太陽午中ヲ測ル器等用不申候哉、

⁽⁴⁵¹⁾ 「長崎航路日記」（上田市立図書館所蔵）、一〇〇丁〜一〇三丁。

○製図、遠近測量等ニハ何レ器を用ひ哉、

○騎兵ヤーケル〔Jagerライフル銃兵〕隊ハ何様の銃ヲ持哉、如何様の場合ニ此隊ヲ用ル哉、

○手榴弾ヲ投候隊ハ今モ歩隊ニ繰入用ヒ候哉、又ハ歩隊ノ外ニ用候哉、

○レシメント〔Regiment連隊〕の号令ハ其隊ノ將、自ラ数候哉、全隊へ聞へ通り候哉、

ハタイロン〔bataljon大隊〕号令、戦中ニても聞へ通り候哉、

又ハシヒシー〔sectie小隊〕或ハヘロトンpeloton小隊〕の將、唱へ次テ候哉、

○ヘロトン隊、操練ニモヘロトンに不発銃有之哉、

我蘭の操練ニハ一隊ニ二・三人不発者有之、不練ノ故ニ候哉、〔後略〕

メモには、オランダ語や引用は省いたが三角関数をも交えながら、航海・測量・騎兵・歩兵に関することなど多岐にわたる内容が書かれている。この記録のみではオランダ人に直接学んだ内容か、他の正規伝習生の講義録を借りて写したものかは判別がつかない。では、正規伝習生ではなかった赤松が如何にして難度の高い内容を記録していたのであろうか。その勉強方法として、以下の四点が想定できよう。

第一に、小野友五郎指導の数学勉強会に参加し、そこで教わった内容を記録したものである可能性が考えられる。小野指導の勉強会は、前節で述べたように、航海術の要となる数学を苦手とする伝習生が多いことから、永井尚志の監督下で奨励されていたものであった。この類の勉強会には、幕府伝習生の随行者であれば、ある程度

制限なく参加できたと推測される。

第二に、正規伝習生の講義ノートを借りてメモしたものである可能性が考えられる。第二次伝習時の学習状況について、カッテンディーケの報告書によれば、第一次伝習時より授業の数も受講者の数も増加し、教室と通詞の不足が一層深刻な問題となっていたという。とりわけ、外国の船舶が入港した際は、通詞が総動員されるため大部分の授業が休講となり、伝習生の質問を「文書」で回答する形で授業の代わりにしていた^(註1)。対面での授業ではなく書面での質疑応答ならば、非正規伝習生でも比較的容易に正規伝習生と同じ内容を学ぶことができ、第二次伝習時にはその機会が得られやすかったとみられる。【史料1】も質問とそれに対する回答という形式であることから、カッテンディーケの言う授業の代替として行われた書面での回答を写したメモである可能性が考えられる。

第三に、艦長格である勝海舟に同行し艦上で聴講していた可能性も考えられる。艦長格の勝海舟の随行者であり、かつ赤松小三郎のように長崎に行く前からオランダ語や数学に相当な力量があった人材であれば、勝に同行し艦上で聴講することはそれほど難しいことではなかったと推測される。

結局、赤松は、長崎滞在中は非正規伝習生のまま間接的な学習に終始していたと思われる。彼は慶応二年にイギリスの歩兵の訓練方法が記された洋書を翻訳して『英国歩兵練法』を刊行し、幕末の兵術家として名をはせたが、【史料1】のメモの内容から歩兵関連の基礎知識を長崎伝習で学習していた可能性がある。

(註1) 前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、六一頁。

(3) 佐野鼎

続いて、安政二年に派遣された下曾根次郎助の随行者である佐野鼎について検討する。次郎助は西洋砲術師範であつた下曾根信敦（金三郎）の倅である。

佐野について言及された史料としては、まず、安政三年四月六日の勝海舟宛大久保一翁（軍制改正用掛・外国貿易取調掛兼任）書簡がある。それには、「扱、別紙、久貝・池田〔講武所総裁〕より御問合申上候小銃手継之義は、此度薩藩之者并〔下曾根〕次郎助殿被連候者等、其御地〔長崎〕より戻、八段手継并緩急等も相分候に付、構武^{マツ}にても右手継にて相始可申哉と評議之処」⁽⁴⁵³⁾と記されている。つまり、長崎から戻つた下曾根次郎助の随行者が「八段手継并緩急等」を知っていることから、講武所でもそのやり方を導入すべきかを協議中であるという状況が書かれている。この書簡で言及されている長崎から戻つた下曾根次郎助の随行者というのは、次の書簡から佐野鼎であつたことが判明する。

安政三年七月二八日付の土岐頼旨（講武所総裁兼大目付）が勝に宛てた書簡を見ると、「伝習之義は、最初は下曾根より参候佐野鼎と申者帰り、それが講武所始可申所へとたんに帰り候に付、下曾根門人之内にて尾本久弥^{ヒサユキ}と申者よく覚、講武所にて八段込方其外挙動等教へ、一般に相成、其後又〔下曾根〕次郎助、〔長沢〕鋼吉^{ツルギ}帰り、兩人少々々々覚違やら違ひ候所も有之哉、石井脩三^{シウサウ}帰り不申ては極り兼可申候」⁽⁴⁵⁴⁾とある。この書簡と右の

⁽⁴⁵³⁾前掲『来簡と資料』、七〇八頁。

⁽⁴⁵⁴⁾前掲『来簡と資料』、三四八頁。

大久保の書簡を合わせて考えると、講武所の西洋砲術の教育体制が整える前は、長崎から戻った佐野に習わせることも考えていたようであるが、程なくしてどこかへ去ったため、下曾根信敦の門下生である尾本久作が「八段込方其外挙動等」を教えたようである。その後、講武所開所に合わせて下曾根次郎助と長沢綱吉を呼び戻したことを考えると、佐野と尾本は、安政三年六月二十八日に下曾根と長沢が到着するまでの臨時代行役であったとも考えられる。二通の書簡から読み取れる佐野鼎の動向は、まず下曾根次郎助に付き従って長崎に行き、長崎から戻った後、講武所で少々砲術を教えたことが分かる。

長崎に行く前の佐野は、下曾根次郎助の父の金三郎の塾で塾頭を務めていたという⁽⁴⁵⁷⁾。その縁故で長崎行きが実現したと思われるが、出発前に下曾根が提出した名簿では、彼の随行者は「家来 塩田秀司・高橋慎八、小者 貞介」⁽⁴⁵⁸⁾のみで、佐野の名前は記載されていない。長崎での佐野の伝習参加の実態が分かる史料が見当たらないため、断定は難しいものの、随行者として事前に申告されておらず、長崎で参加を申請していた様子もなことから、おそらく正規伝習生としての参加ではなく、放課後に行われた幕臣向けの様々な勉強会などに顔を出すか、もしくは幕府伝習生の授業を傍聴する形で間接的に伝習を受けていたと推測される。

松本英治氏の研究によれば、佐野鼎は加賀藩の洋式兵学者の招聘リストに名前が挙がっていた人物で、その推

⁽⁴⁵⁷⁾ 松本英治「加賀藩における洋式兵学者の招聘と佐野鼎の出仕」(『洋学史研究』二二二号、二〇〇五年)、六四頁。
⁽⁴⁵⁸⁾ 前掲「勝海舟関係史料」三二冊、一〇〇〇頁。

薦理由には「火術^者、下曾根家塾頭也、長崎^ニ而蘭人^ニも相伝之由」と記されている⁽¹⁵⁷⁾。長崎伝習から戻った後、講武所で佐野が短期間指導に携わっていたことについての言及はないが、安政四年十一月、砲術師範として加賀藩に出仕したと指摘されている。西洋砲術を教授できる者が乏しいなか、長崎で学んだ伝習生は正規か非正規かを問わず、その後の就職において長崎遊学の経験が評価されたということが分かる。長崎遊学の経験を重視する当時の認識や時代像が垣間見られる点で注目される。

(4) 岡田井蔵と香山七次郎

安政二年に派遣された浦賀奉行組与力中島三郎助の随行者の事例を検討してみよう。中島三郎助の随行者として伝習参加が申請された人物は二人確認できる。

まず、岡田井蔵は、第二章でも述べたように、これまで派遣当初から正規伝習生であったとみなされていた。しかし、勘定方の評議書に、「浦賀奉行組与力中島三郎助長崎表^江召連候門人岡田省蔵儀、西洋炮心掛候もの二付、蘭人教授之席都合二寄、伝習之席^江差出稽古為仕度⁽¹⁵⁸⁾」と記されていることから、岡田は中島三郎助の随行者として長崎に来た後、長崎において伝習参加を申請していたことが判明する。第二章で既述したように、江戸出発前ではなく、長崎到着後に永井を介して参加を申請するという手順を問題視した勘定方の強い反対により、少なくとも第一次伝習生の

⁽¹⁵⁷⁾前掲「加賀藩における洋式兵学者の招聘と佐野鼎の出仕」、六三頁。

⁽¹⁵⁸⁾前掲「外国立会御用係書類」、一九四〜一九五コマ。

大半が帰府する安政四年三月までは、正規伝習生として承認されなかったと思われる。しかし、激論の末、正規伝習生として幕府伝習生向けの授業に参加することが承認されたとみられる。

中島三郎助の随行者として参加が申請されたもう一人の事例は、香山七次郎である。次の史料は、安政四年二月一〇日に長崎奉行岡部長常と長崎在勤目付永井尚志が連名で老中と若年寄宛てに提出した伺書とその指示を、永井の後任である木村喜毅が概要をメモしたものである。その内容から香山の動向が分かる。

【史料2】

(6)

巳〔安政四年〕二月十日玄蕃〔永井玄蕃頭〕・駿河〔岡部駿河守〕連名

伝習人増人之義、支配向同断義申上、備・伊・但 正月十日町便

中嶋三郎助門弟

栄左衛門次男

香山七次郎

西砲心懸居候者、蘭人稽古之席_江も差出候義も可有之候申上

三月八日、伊勢殿被仰渡、書面差戻し相成、

海防懸御目付_江

書面之趣_者往々取締之義難相立筋二付、書面差戻し候、以後之心得方何れもより達置候様可致候事、

(15)前掲「長崎伝習小記」、七二丁。

伺書の原本ではないため、省略されている内容が多く、推測で埋めながら解釈する必要がある。まず、伺書の内容は、中島三郎助の門弟香山栄左衛門の次男で西洋砲術に取り組んでいる香山七次郎を、「直伝」に参加できる正規伝習生に増員採用を願うものであったと考えられる。中島三郎助の事前申告者名簿に香山の名前は見当たらず、長崎奉行岡部と目付永井の連名で伺書を提出していた状況から考えると、香山も、堀貞次郎や岡田井蔵と同じく、事前申告はせず、長崎に到着した後、長崎の永井を介して許可を得ようとした事例と思われる。

この伺書に対する老中の指示は、安政四年三月八日付の通知で、取締筋上の憂慮から許可し難いというものであった。なお、この指示は、以後の同様の申請に関しても却下することを暗示しているとみられる。

では、不可の理由とされた「取締之義難相立筋」とは具体的に何を意味していたのであろうか。随行者の伝習参加申請に対し、江戸では如何なる議論が行われていたのであろうか。その事情が窺える史料が次に挙げる書簡である。この書簡は、安政四年五月一九日、江戸に到着した永井尚志が長崎にいる勝海舟と伊沢謹吾の兩人に宛てたものである。

【史料3】⁽¹⁰⁴⁾

〔前略〕香山七次郎之儀に付委細被仰越候趣、謹承。右は惣領を次男之積にて書出候処之一件には無之、〔中島〕三郎助も甚心配致、右等之儀も申越候得共、当人身分之事に於ては聊掛合、心配致候筋には無之候間、此段三郎⁽¹⁰⁵⁾へ

〔同右〕

〔前掲〕『来簡と資料』、四五四～四五五頁。

被仰聞度存候。右は、江戸表出立之頃は家来又は弟子之積にて当人之姓名公然顯不申、御地〔長崎〕へ参候上にて公然申出候様にては不都合千万と申事にて、已に伊沢公御同伴被成候榎本生之節其論頻に起り、一時榎本は可呼戻と迄之論にも相成候事之よし、帰東後拙も承知いたし候。其節は榎本之儀は拙申立候通伝習御聞濟相成度、達て同僚共より建白に相濟、以来は右様之儀無之様と申事に相成居申候故、此度〔香山〕七次郎之儀に付ては不相成之御沙汰相成候事と存候。乍去様子見斗、今一応拙より御直申上、同人事は伝習相叶候様致度歎願致候積御座候間、無急度、三郎三郎助限り江は安心之為、荒増御噂有之候てもよろしく御座候。併榎本之節、餘程之大論有之趣に御座候間、〔香山〕七次郎之儀、届・不届は如何有之候得共、何れとも程合見斗再三申上候心得に御座候、〔後略〕

冒頭部では、香山七次郎の申請が却下されたのは、長男であるのに次男と偽ったためではないかと中島三郎助が心配していることに對し、永井は、原因は身分のことではないと伝えている。申請が通らなかつた理由としては、江戸を發つ前ではなく長崎に着いてから申請することが問題視されたという。この論理は、第二章で示した岡田井蔵と杉浦金次郎の申請に對する勘定方の反對の理由と一致している。勘定奉行松平近直は、「元来次三男厄介二而も、罷越候節ハ、願之上御船掛方尚志江相達候筋之所」(註)と述べ、行政的な手続きの問題を重要視していた。さらに、「門人与者乍申、伺濟ニも無之もの召連罷越、伝習之席江差出稽古為致候而者、外々響にも相成、不可然哉与奉存候」(註)と述べ、江戸での事前申告が無い

(註)前掲「外国立会御用係書類」、一九五コマ。
(註)前掲「外国立会御用係書類」、一九六コマ。

長崎での申請を許可すれば、それが先例となり、同様の参加申請が出されることを懸念していた。その結果、【史料3】の二つ目の傍線部に述べられているように、江戸では一時、榎本を呼び戻すという議論が出るほど大論争になっていたのである。

永井はこの問題の帰趨についても記している。榎本に関しては、同僚の目付方の建白により、永井の申し立て通り参加の許可が出たが、今後は江戸での事前申告なしに長崎に着いてから参加を申し込むことがないようにと念を押されたことを報告している。江戸での大論争の帰結は、まさしく【史料2】の「以後之心得方何れもより達置候様可致候事」という指示に表れている。

香山七次郎は、実際は長男であるのにもかかわらず、【史料2】で記されているように何故か次男として申請されていた。実際は長男であったことから、「香山七次郎」は「香山道太郎」と同一人物である可能性が高い。神谷大介氏によれば、浦賀奉行組与力であった香山栄左衛門とその子の道太郎の顕彰碑が、浦賀村に明治一三年八月に建てられたという。その香山道太郎の顕彰碑の碑文によれば、道太郎は天保一一年に浦賀に生まれ、明神崎台場の警衛を担当した後、長崎伝習に参加したという。その後、幕府の「軍艦役」（正しくは軍艦役並）に就任し、維新後は一時静岡藩に出仕するも、巢鴨に帰農、明治元年には新政府に「海軍術教授」として奉職した。同四年、正七位海軍大尉に昇進し、明治一三年二月に病没したという⁽¹⁴⁾。この碑文から香山栄左衛門の子として長崎伝習に参加していた人物が香山道太郎であったことが分かる。したがって、【史料2】【史料3】で登場する「香山七次郎」の実

⁽¹⁴⁾ 神谷大介『幕末期軍事技術の基盤形成』（岩田書院、二〇一三年）、四七〜四八頁。

名は「香山道太郎」であったと思われる。

では、結局、香山の場合、正規の伝習に参加できなかったのであろうか。その後の評議書や記録がなく、詳細は不明であるが、「長崎伝習小記」に記されている安政四年九月から新たに開始した第二次伝習生の名簿に香山の名前は記載されていない。よって、正規伝習生としての参加ではなかったと考えられる。しかし、長崎に滞在していたのは確かであり、香山は正規伝習生ではないものの、様々な勉強会などを通して学んでいたと推測される。

(5) 正木左馬之助と高橋卯之助

鉄砲方から安政二年に派遣された幕府伝習生蜷川藤五郎の随行者として、正木左馬之助と高橋卯之助の二人が確認できる。

まず、正木左馬之助の事例をみると、安政二年八月二四日に、蜷川藤五郎から正木の随行を願う次のような口上書が、松本藩の留守居を介し藩主に出されたとみられる。

【史料4】

(抄)

此度私儀〔蜷川藤五郎〕於長崎表和蘭陀貢獻之蒸気船運用大小砲舟打并陸戦台場之製作等二至迄、都而砲術ニ関係いたし候義者不洩伝習請候様、阿部伊勢守殿被仰渡候、右ニ付、御家来正木左馬之助殿義、兼而門

(抄) 東京大学史料編纂所蔵「大日本維新史料稿本 五百二十九」、四九〇頁(マイクロフィルム
リール番号 AN四三、五二六コマ)。元の出典については「松本藩記録」のみと記されているが、
詳細は不明である。

弟^二而、追々流儀之義^茂熟練且西洋砲術此節修行中之趣、幸之事故、彼地^江私同伴御差遣有之候得^者、万端相談^茂仕、且当人修行^二茂可相成^与奉存候間、可然御取計被成下長崎表^江被差遣候様仕度於私奉願候、尤道中并彼地賄之義ハ、私人数之内^江差加候間、御心配^二者及不申候、此段御含迄申上候、以上、

御鉄砲方与力

蜷川藤五郎

同行を願う趣旨は、門弟である正木は砲術に熟練し、西洋砲術についても修業中であるので、長崎に同行すれば正木の修業の為にもなるということであった。この申請に対して、三日後の二七日に「同人^江流儀之免許状相渡し候間、御差出し有之候様仕度奉存候」との通達があり、その後、「御内慮相伺候処、幸之事故、可被差遣旨被仰出候」と許可されたとみられる。

しかし、長崎において如何なる形で授業に参加していたかが分かる史料はなく、詳細は不明である。おそらく、勝海舟の塾生と同様、砲術を中心とする個人的な勉強会に参加する形であったと推測される。

次に、高橋卯之助の事例をみていこう。次の史料は、前述の【史料2】と同じく、永井が提出した伺書とその指示を、後任者の木村喜毅が概要のみメモしたものである。その内容から高橋の動向が分かる。

【史料5】 (465)

井上御鉄砲方与力

藤五郎家来

高橋卯之助

右之者兼々算術達者ニ仕候ニ付、航海算も修業為致度、蜷川藤五郎願出候、承糺候処、身元も慥成者ニ付、不苦候ハ、諸家家来同様蘭人稽古席へも差出度奉存候、此段奉伺候、

五月廿七日定便、修理へ手紙添、不苦候へ者進達いたし呉候様頼遣候処、

八月八日左之御下知到来、

覚

伺之通相心得不取締之義無之様可被取計事、

願書の趣旨は、高橋が以前から算術に長けていることから、航海算術も修業できるよう蜷川藤五郎から申し出があり、それを永井が身元などを確認した上、諸藩士と同じ授業に参加できるよう願うものであった。ここで言及された「諸家家来同様蘭人稽古席」とは、【第5章・図1】式で分類するならば、毎日行われる幕府伝習生向けの学習形態Ⅰではなく、週二〜三回実施される諸藩伝習生向けの学習形態Ⅱの参加を指すものと考えられる。

(465) 前掲「長崎伝習小記」、四九〜五〇丁。

この伺書のその後の審議の過程は、同史料の朱書きから推測できる。朱書きの「覚」以前の部分をみると、永井尚志から海防掛目付方の岩瀬修理へ書簡を添え、承認されるよう根回しをしているようにみえる。そして、安政三年八月八日に来た「覚」の指示によれば、「伺之通相心得」と、申請が許可されているようにみえる。しかし、次の二つの史料により、高橋の伝習参加をめぐり勘定方と目付方の間で意見の食い違いがあり、錯綜していた状況が読み取れる。

【史料6】 (166)

書面伝習御用として罷越候御鉄炮方与力蜷川藤五郎家来、算術達者二仕候二付、航海算修行為致度旨相願候二付、身元相糺、慥成もの二付、諸家家来同様稽古為致度旨、玄蕃頭申上候趣、勘弁仕候処、小給之者召連候もの、儀二候得者、諸家家来同様之取扱二者難相成、既藤堂和泉守家来伝習稽古之儀相願候節、伝習御用として罷越候もの、差障二も可相成間、追而伝習請もの、方稽古いたし候様被仰渡候程之儀二付 外々響二も相成不可然候間、伺之趣者難被及御沙汰段、玄蕃頭江被仰渡可然奉存候

(安政三年)
辰 六月

松平河内守

川路左衛門尉

水野筑後守

村垣与三郎

この史料は、安政三年六月の勘定奉行と勘定吟味役による答申書である。反対する勘定方の論理は、傍線部に書かれているように、小給の幕臣の随行者であれば、諸藩の藩士と同様な扱いにはできず、以前津藩から藩士の直伝参加の許可を求められた際も、幕臣の伝習生の学習に支障を来す恐れを理由に断った先例があるので、高橋の件に許可を出すことで他にも影響が生じることを懸念し、不可としたいと述べている。このように、勘定方は長崎に到着してから申請する随行者への許可に強く反対する姿勢を見せていた。

しかし、勘定方が強く反対していたにもかかわらず、次の史料によれば、参加を許可する旨の指示が長崎へ出されてしまった模様である。

【史料7】 (467)

〔前略〕先般御鉄炮方与力蜷川藤五郎家来、一季居之もの伝習之儀相願之節、御抱之ものゝ家来等之席_江出候儀者不可然_ニ而談し、御評議_ニて御返上之处、^①御目付方評議御_{採_{採カ}用_ニ而}、伺之通伝習人_江相交稽古いたし候様御下知相濟候_ニ付、〔中略〕、^②御目付方仕出し_ニ泥候へとも、御談之通御尤奉存候、御取締之儀故、御評議被仰出之方可然奉存候、

(467) 前掲「外国立会御用係書類」、八七コマ。

この史料は安政三年一〇月、勘定奉行松平近直と勘定吟味役中村為弥の連名で提出された意見書と思われる。冒頭部では、【史料6】で見たように、勘定方が高橋の伝習参加に反対する返答書を提出していた状況が記されている。ところが、①を見ると、目付方の意見が採用され、既存の伝習生にまじって稽古を受けても良いとする指示が長崎に出されてしまったという。つまり、前掲の【史料5】に朱で記されている「伺之通相心得」との指示が、長崎に届いてしまったことを意味するものと考えられる。しかし、②で勘定方は、目付方の意見に基づいてすでに「可」という指示が出されたにもかかわらず、それを覆すことは困難をまねくことになるもの、もう一度評議すべきであると意見を出していた。

結局、勘定方の意見が採用されたかどうかは確認できないものの、「長崎伝習小記」記載の正規伝習生の名簿（安政四年六月時点）に高橋卯之助の名前がないことから、彼は非正規伝習生のまま、様々な勉強会に参加するなど、何らかの形で学習していたと推測される⁽¹⁴⁸⁾。

(6) 榎本釜次郎と本間郡兵衛

次に、伊沢謹吾の随行者として参加を申請した榎本釜次郎と、伊沢に同行していたとみられる本間郡兵衛について検討してみよう。

⁽¹⁴⁸⁾ 平松勘治『長崎遊学者事典』（溪水社、一九九九年）六六頁で、「長崎に遊学して阿蘭陀通詞名村氏から蘭学を学んだ」とされていることから、高橋は正規の伝習生にはなれず、通詞から学びながら、勉強会で初級オランダ語を教えていたと見られる。

まず、榎本釜次郎の場合、第二章でも述べたように、従来は派遣当初から正規伝習生であったとみなされていた。しかし、勘定方の評議書に、「矢田堀景藏儀長崎表江召連候門人堀貞次郎并伊沢謹吾召連候門人榎本釜次郎儀、漢学心懸、其上蘭学も心懸候仕候ものニ付、蘭人教授之都合ニ寄、伝習之席江差出、稽古為仕度趣」⁽⁴¹⁶⁾と記されていることから、現地の長崎で伊沢の随行者として伝習参加を申請していたことが判明する。

榎本の派遣については諸説あり、例えば藤井氏は、安政二年に矢田堀の随行者として派遣され、翌三年には伊沢の随行者であったと指摘している⁽⁴¹⁰⁾。赤松則良の後年の回想録には、「当時榎本釜次郎は矢田堀と親友で、学問所に在って起居を同じくしてゐたが、矢田堀が命を受けて長崎伝習に赴くといふので、之に頼んで其従者となつて長崎に下り、同地では矢田堀の玄関に居つて、員外の者として共に海軍伝習を受けてゐた」⁽⁴¹¹⁾とあり、矢田堀に随行していたとされている。また『榎本武揚小伝』では、榎本は勝海舟と同時期に長崎に赴き、主として蒸気機関や機械製造について勉強し、またオランダ医官ポンペから化学を学んだと書かれている⁽⁴¹²⁾。いずれにせよ、先行研究において榎本は、「員外の者」であつても派遣当初から正規伝習生と変わらぬ立場で勉強していたとみなされている。

諸説あるなか、本論文では、榎本は矢田堀の従者として安政二年に長崎に同行したが、伝習参加の承認が得ら

⁽⁴¹⁰⁾前掲「外国立会御用係書類」、一八九〜一九一コマ。

⁽⁴¹¹⁾前掲『長崎海軍伝習所』、一四頁表と一八頁表。伊沢の従者であつたことについては『海軍歴史』を根拠としている。

⁽⁴¹²⁾赤松範一編注『赤松則良半生談』（平凡社、一九七七年）、二五頁。

⁽⁴¹³⁾前掲『榎本武揚資料』、三五一頁。

れず、また、矢田堀の推薦で伝習参加を希望する従者が多かったため、急遽伊沢の従者として安政三年に申請し直したものと推測する。また、伝習参加の実態は、第二章で指摘したように、安政四年六月までは非正規伝習生であつたが、それ以降正規伝習生として承認されたものと思われる。

次に本間郡兵衛の場合、彼の活動を記した直接的な史料は非常に少ない。間接的な史料ではあるが、幾つかの記述をつなぎ合わせ、長崎伝習時代における本間の足跡を辿ってみたい。

安政元年、蕃書調所の創立準備過程で勝海舟が作成した、当時における主要な洋学者の一覧表があるが、その表のなかに本間郡兵衛の名も挙げられていて、「玄端塾、酒井左衛門尉家来」⁽⁴⁷³⁾と紹介されている。この紹介文から本間は庄内藩士であり、玄端塾、つまり、蘭方医兼洋学者の杉田玄端の塾に縁があつた人物であることが読み取れる。当時の主要な洋学者の一人として本間の名前が挙がっていたことから、長崎に行く前の段階で、本間はすでに相当なオランダ語の知識を持っていたと思われる。

安政三年七月二八日の勝海舟宛土岐頼旨書簡に、「アベセ、此頃、本間郡兵衛へ少々話かけ候所、今般謹吾一同に其地へ参候事に相成、又埒明不申候。どふか又見付可申候」⁽⁴⁷⁴⁾とある。この書簡からは、土岐が「アベセ」すなわちABCのようなオランダ語の基礎の手ほどきを本間郡兵衛に依頼しようとしていたところ、今度長崎行きが決まった伊沢謹吾に本間も同行することになり、他の人を探さねばならない状況が読み取れる。「謹吾一

⁽⁴⁷³⁾前掲『幕末教育史の研究(一)』、一四二頁。

⁽⁴⁷⁴⁾前掲『来簡と資料』、三四九頁。

同」の意味が少々不明確であるが、伊沢謹吾の随行員に本間も同行することになったと解釈する。因みに、本間利美氏所蔵の資料に本間の長崎行きは伊沢に随行したとの記述がある⁽⁴⁷⁶⁾。土岐の書簡の内容と合わせて考えると、本間は伊沢謹吾の従者の一人として同行したものとみられる。

では、長崎に到着してからの動向はどうであったのか。『長崎遊学者事典』に、「安政三年三五歳のとき勝海舟に請われて長崎に赴き、海軍伝習所の通詞を務めた」⁽⁴⁷⁶⁾との指摘はある。また、『政養佐藤与之助資料集』にも「本間郡兵衛は通訳として、又与之助は海軍伝習生として長崎にあった」⁽⁴⁷⁷⁾と記されている。しかし、長崎奉行所所属の通詞の名簿には本間の名前は見当たらない。

長崎での本間の活動については、上野景範の履歴書の記述が参考になる。上野は鹿児島で生まれ、薩摩藩の英学者として後進の指導にあたりると同時に、同藩で外交専門の実務家として活躍し、維新後は草創期の外務省に入り、英国公使まで務めた。彼の履歴書には、「○安政三年丙辰（十三歳）、同年四月学資三人賦^(二ヶ年米五石 四斗金拾八両)并二銀三拾七枚半ヲ藩ヨリ受ケ、長崎ニ抵リ訳官本間某ニ就キ蘭学ヲ修メ、後英学ニ移ル、○同五年戊午（十五歳）、

⁽⁴⁷⁵⁾ 子孫から本間郡兵衛の安政年間の活動をまとめた下書き原稿を提供されたが、原史料ではない。

⁽⁴⁷⁶⁾ 前掲『長崎遊学者事典』、二二〇～二二三頁。

⁽⁴⁷⁷⁾ 「佐藤与之助・本間郡兵衛・真島雄之助の三人は同郷の誼を以て、江戸に上った当初より交際があり、三人共初は勝海舟塾に於て修業した。三人の中、本間郡兵衛は、兩人より五年も早く天保一四年(1843)江戸に上り、蘭学を修めてその後長崎に行き英学も修めた。兩人が海舟塾に入塾した頃、すでに郡兵衛は塾生に蘭学の教授をしていた。その後、本間郡兵衛は通訳として、与之助は海軍伝習生として長崎にあったが、雄之助は一人江戸に残った」(前掲『政養佐藤与之助資料集』「本間恒輔文書梗概」、一八七～一八八頁)。

同年八月藩主正四位中将島津斉彬公逝去ニ付、藩命ニテ長崎ヨリ帰鹿ス⁽⁴⁷⁸⁾と書かれている。つまり、上野が安政三年に長崎で「訳官本間某」から蘭学の手ほどきを受けたと記されている。その「本間某」とは、安政三年の後半には長崎に来ていた庄内藩士の本間郡兵衛とみて良からう。上野の履歴書にも本間を「訳官」と記している、長崎の通詞のように認識され、通詞が運営する塾で指導を受けたような認識であったと思われる。

しかし、本間は正式な長崎の通詞ではなく、通訳の名目で伊沢に随行していたわけでもない。前述したように、安政元年頃すでに当時の主要な洋学者の一人として名を馳せていたことから、諸藩の藩士からすれば、長崎の通詞であると思いついていた可能性も考えられる。オランダ語の実力者が非常に不足し、かつ通詞の数も足りておらず、授業に支障が出る状況のなか、本間のような人材が長崎に来たことで、本間が指導するオランダ語の勉強会が開かれることとなった可能性も推測しうる。佐藤与之助が木村のオランダ語の指導役になったように、本間も正規伝習生のオランダ語の勉強を手助けする役を任された可能性も考えられる。

第二次伝習時には、オランダ語と算術の教育を強化するため、「普通学教師」⁽⁴⁷⁹⁾が別に用意され、週に一時間の授業が行なわれていた。「教師は、八歳から一五歳の二五人乃至三〇人からなる稽古通詞への授業を持っていた」⁽⁴⁸⁰⁾とあることから、通詞不足を補う措置であったと思われるが、通詞養成のための年少者向けの授業

⁽⁴⁷⁸⁾ 門田明ほか「『上野景範履歴』翻刻編集」(『研究年報』第一一〇号、鹿児島県立短期大学地域研究所、一九八三年)、五頁。

⁽⁴⁷⁹⁾ オランダ語では「schoolmeester」である。水田信利氏の訳では「普通学教師」(『長崎海軍伝習所の日々』、平凡社、一九六四年)、小暮実徳氏の訳では「軍人以外の教師担当」とされている。

⁽⁴⁸⁰⁾ 前掲小暮実徳訳「シェイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、六七頁。

に新規伝習生の初級者も参加し、共に教育を受ける形であったと推測される。実は、伝習開始に伴う通詞不足は予想されていた問題であり、すでに安政二年一二月に老中から長崎奉行に、洋学所を設け通詞の養成を急ぐよう、「通詞之外ニも有志のものハ勝手次第稽古為致、翻訳通弁等出来候様」⁽⁴³⁾命じられていた。第二次伝習における「稽古通詞への授業」の新設が、この安政二年一二月の指示が実行された形であるとすれば、通詞以外の有志者も参加できる稽古であったと考えられ、薩摩藩から来た上野景範も学資金を出して参加していた可能性がある。その「稽古通詞」の授業で本間郡兵衛が補助役を務めていたとすれば、そこで上野と本間が出会っていた可能性があり、訳官の本間から教授を受けたという上野の履歴書の記述と辻褃が合う。

(7) 杉浦金次郎

安政三年に派遣された箱館奉行支配調役並の伴鉄太郎の従者としては、杉浦金次郎の事例が確認できる。杉浦の場合、第二章でも述べたように、従来は派遣当初から正規伝習生であったとみなされていた。重複引用を避けるため、史料は第二章を参照されたい。ここでは参加申請の内容と評議の結果を中心に取り上げる。

第二章の【史料5】によれば、永井の伺書の原本は見当たらないが、永井経由で、「西洋学」に取り組んでいる箱館奉行支配調役並伴鉄太郎の門人である杉浦を、授業の都合を見計らい正規の伝習に出席させたい旨を記した伺書を老中宛てに提出していたことが分かる。

⁽⁴³⁾前掲「手頭留」七卷、一三〇丁。

その永井の請願に対し、海防掛勘定方の松平近直・中村時万と海防掛目付方の岩瀬忠震は、岡田井蔵と同様、江戸での事前申告なしに長崎に行つてから申請する手順を問題視して承認に反対した。

海防掛勘定方・目付方の強い反対により、少なくとも第一次伝習生の大半が帰府する安政四年三月までは正規伝習生として承認されなかったと思われる。しかし、安政四年六月頃に作成されたとみられる「長崎伝習小記」の正規伝習生の名簿に杉浦の名前が入っていることから、その頃からは学習形態「の場に正規伝習生として参加できたと考えられる」。

(8) 齋藤宇太郎と清水卯三郎

次に、第二次伝習の開始に合わせて安政四年後半に派遣された齋藤源蔵の同行者について、伝習参加の様子を検討してみたい。基本史料としては、『明六雑誌』に「平仮名ノ説」を発表するなど、後に仮名文字論者としても活躍した清水卯三郎の自伝⁽⁴⁸⁾を使用する。少々長文であるが、当時の長崎遊学事情がよく表れているので、以下に引用したい。

(48) 清水卯三郎の遺した自伝『わがよのき上』の原本は、毛筆で一頁に一二行ずつ記され、文章は全文

ひらがなで分ち書きにされており、埼玉県立文書館に寄贈されていると言う。本論文では、史料として引用する際は、原文を漢字仮名交じり文に書き改めた、長井五郎『焰の人・しみづうさぶらうの生涯』(さいたま出版会、一九八四年)を使用する。なお、清水の長崎行きを洋学の観点から研究した論文には、高橋勇市「清水卯三郎の長崎行を支えた人びと」(片桐一男編『日蘭交流史…その人・物・情報』(思文閣出版、二〇〇二年)所収)がある。

【史料 8】 (483)

この時は箕作大人の塾は入門の人多く、内弟子、通い弟子にて四十人ばかりに増せり。時に政府は伝習の生徒を増さんという評議の定まると聞こえたれば、己れ、この時をはずすと思ひ、箕作大人にすがり、ひたすら願ひおけり。「中略」ここに到りてなお多くの生徒を遣わさんとて人を選びしがうちに、箕作大人の弟子にて齊藤源三^{〔齊藤源藏〕}という者あり。大人はこれに計り、伴なうことを己れに得させたり。なれども旅の支払い並びに彼処のまかない、すべて己れの身にかかるものは皆己れの持ちにて、少しも齊藤氏にはかけぬ約束なり。己れここにおいておちこちに語らい、少し備え代を整え、齊藤氏を先に江戸を後に長崎に赴けり。この人群は齊藤氏、その子宇太郎、その身内桜井、まかない方なり、並び己れとほかに供人一人、これは職人にて何か学ばん志ある者なりき、合わせて五人なり。げに安政元年^{〔1844〕}の葉月「八月」、今のきく月なり。やがて長崎に到れば齊藤氏には□□□□という寺をその宿に与えり。これより^①齊藤氏ならびに宇太郎は出島に通ひ、オランダのポンペイとかいえる大人につき理学を学べり。己れもこの伝習を齊藤氏に乞うておき、嘗て学るところを忘れぬよう、日々に読みさらうを業とせり。早も長崎に来てより二月余りなり。齊藤氏に乞ひし伝習の許しも未だ沙汰なし。さては覚束なしと思えども、如何にとうながせば、齊藤氏は又その筋に問い、帰りに言うよう、「大名の家来すら紊りに許されず、ましてその外をやといえるそぶりなれば、確かとはえねどいとど叶わぬものと覚されよ。今はいと気の毒のことなれ」と言う。

(483) 前掲『焰の人・しみづうさぶらうの生涯』、六七〜六八、七四、七八頁。

さては心乱れていじらしく、さるにてもここにて知り人となりし勝麟太郎大人にも乞いおきたれば、如何にと訪れほのめかせど、斎藤氏とおなじ言いぶりなればもはや力なし、口惜しけれども遂に思い留まりたり。

(□は原本のまま、「」は引用者の補充)

まず、斎藤源蔵と息子の宇太郎の動向から検討してみよう。【史料8】の傍線部①の記述によれば、宇太郎は父と共に出島商館医師のポンペのもとで「理学」を学んだという。第二次伝習期の正規伝習生名簿と重点学習分野が記されている「長崎伝習小記」を見ると、息子の宇太郎の記載はない。よって、宇太郎の場合、父に同行して出島伝習には参加できたものの、正規と非正規に区分するならば、非正規伝習生であったと考えられる。

一方、父の斎藤源蔵については、「長崎伝習小記」に「分析」と書かれており、『海軍歴史』には「舎密学（化学）」は斎藤源蔵輩数人其教示を受く⁽²⁶⁾と記されている。よって、斎藤源蔵の場合、派遣当初から軍艦操縦術系の学習が目的ではなく、ポンペが指導する出島伝習で化学を中心に学ぶことが期待されていた人物と考えられる。その後の活動が分かる史料は見当たらないが、安政六年正月二六日に長崎を発った勝海舟に長崎の状況を報告した木村喜毅の書簡に、「○木暮、万年も先々勉強いたし居候へ共、何分衆生之服し方如何可有之哉と懸念仕候。斎藤源蔵、根津欽次郎も、当三、四月頃は帰府之義願出申候。尾本も同断。「斎藤」源蔵は此程又々永持

〔享次郎〕より之托しにて、唐茶製法之伝授頗に研究いたし居候。奇哉、此人⁽⁴³⁵⁾と記されている。この書簡から、斎藤源蔵は長崎で茶の製法の研究もしていたことが読み取れる。

次に、清水卯三郎の動向を検討してみよう。【史料8】の冒頭部の内容から長崎に同行することになった経緯が分かる。長崎に行くチャンス逃すまいと、安政三年四月に蕃書調所の教授に任じられた師の箕作阮甫に「すがり」、その師の執り成しで、幕府伝習生として選抜された箕作塾同門の斎藤源蔵に、旅費や滞在費などは自費との条件付きで同行が叶ったという。斎藤源蔵の一行は、息子の宇太郎、賄方の桜井某、職人の供人一人、それに清水卯三郎の五名であり、安政四年八月に江戸を発ったという。

そして、長崎に着いてからの事情も窺える。清水は斎藤に自身の伝習参加の斡旋を依頼し、受理されるまでの間、長崎に来る前に習得していたオランダ語を復習しながら日々を送ることになった。しかし、二か月が過ぎても許可される気配がないことを案じ、その事情を斎藤に尋ねたところ、大名の家来ですら容易に許可が下りない厳しい現実を聞かされる。清水は、長崎で知り合った勝麟太郎にも依頼したが、勝からも斎藤と同様のことを聞かされ、伝習参加を諦めざるを得なかった事情が述べられている。結局、清水の長崎伝習参加の夢は叶わず、安政五年四月（一八五八年五月）に長崎を後にした⁽⁴³⁶⁾。

清水卯三郎のように幕府伝習生を頼って長崎に赴き、間接的にでも伝習に参加しようとしていた者は多数に上

⁽⁴³⁵⁾前掲『来簡と資料』、二七六頁。

⁽⁴³⁶⁾前掲『焰の人・しみづうさぶらうの生涯』、二二〇頁。

つたと推測される。清水のように勉強会に参加することも私塾に通うこともできず、国元の戻らざるをえなかった事例もいたが、稀には勝海舟などに内密に習うことができた場合もあったとみられる。

おわりに

以上、正規伝習生である幕府伝習生の随行者の学習の実態について検討した。【第8章・表1】に示したように、従者のうち塚本明毅・榎本釜次郎・岡田井蔵・杉浦金次郎は、非正規生から正規生に変更され「直伝」に参加していた事例である。一方、堀貞次郎・赤松小三郎・佐藤与之助・佐野鼎・香山七次郎・正木左馬之助・高橋卯之助・本間郡兵衛は、基本的に非正規生として長崎に滞在し、様々な勉強会に参加するか、「直伝」を傍観するか、ノートを借りるなどの形で間接的に伝習の内容を学んでいたと推測される。

正式に「直伝」参加が認められない立場であっても、幕府伝習生への同行を希望したということは何を意味するのであろうか。身分は異なるものの、安政四年に派遣された赤松則良（大三郎）は後年、派遣生に選ばれたことについて、「別段運動らしいことも為なかったのに此選に入ったから非常に嬉しかった。山内六三郎も熱心に長崎行を希望してゐたやうであったが、私達同僚中でも評判の善かったに關らず、遂に其選に漏れて残念がつて居つたのは、如何にも同情に堪へなかつた」⁽¹⁸⁾と語っている。「別段運動」をしなかつたのに選ばれたという赤松の言葉を捉えなおせば、伝習生として選ばれるために「別段運動」のようなロビー活動が一般に行われてい

⁽¹⁸⁾前掲『赤松則良半生談』、二七頁。

たことを指すものと考えられる。「別段運動」をしてまで希望を叶えようとするほど、長崎への派遣に人気があったのは何故であろうか。その要因を考えるうえで、カッテンディーケの次の言葉が参考になる。カッテンディーケは「士官」として選抜された幕府伝習生について、「後にいわば要職に、そして恐らく指導的地位を占めるための推薦に役に立つ資格を得るために、伝習生の大部分が江戸から長崎に来たこと、そして彼らの僅かだけが海軍勤務を目指していて」、多くの伝習生は「海軍とは何も関係ない職に就いている」と指摘していた。カッテンディーケの指摘のように、実際、幕府伝習生の半数以上は、その後「海軍」士官として活躍するより、浦賀奉行所や鉄砲方に復帰したり、講武所での砲術指導や軍艦操練所の艦上砲術指導に携わったりした。幕府の派遣意図はさておき、派遣された個人にとつての長崎伝習参加の意義は、カッテンディーケの指摘のように、次の出世のための経歴作りの一面もあつたと言えよう。実際、幕府伝習生のみならず、随行者のなかでも長崎滞在の経歴は評価された。例えば、佐野鼎は長崎遊学の経歴が買われ、砲術師範として加賀藩への転職が決まった。佐藤与之助も、長崎で五年間「蘭学修行」に励んだことが評価され、「軍艦操練所出役蘭書翻訳方」に推薦された。正規・非正規という伝習の形式より、語学・西洋数学など新技術の修業の最先端の場である長崎滞在という経歴自体が就職時に評価された側面から、新時代へ移っていく流が垣間見られる。

補論 伝習中止決定の背景の再考

伝習中止について先行研究では、井伊政権の保守性に起因するものとの解釈しながら、幕府の指令書にも明確な理由の提示がないため、基本的に「謎」と解釈している。そのなか、伝習中止はオランダ側の主張を受け入れた結果であるとの篠原宏氏の指摘が目を引く。篠原氏は水田信利氏の『幕末に於ける我海軍と和蘭』に依拠し、次のように説明した。すなわち、安政五年（一八五八）四月、和蘭通商事務官ドンクル・クルチウスが条約交渉のため江戸に上った際、「オランダがこれまで日本人に軍事教育を施してきたことについて、英米その他の列強がオランダは日本を使って英米に敵対行為をとらせようとしているから、この際、軍事教育をオランダ政府から派遣することをやめ、単に個人の資格で有志が参加しているというようにするのがよいだろう」と献策した事実を重視し、それが幕府のオランダ伝習の中止を考え始める発端になったと主張している⁽⁴⁸⁸⁾。以下では、伝習中止に関する日蘭双方の記録を照らし合わせ、読み直すことで、先行研究の見解を修正するとともに、伝習中止に至るまでの内部の動きを新たに加えてみる。

安政六年正月十三日、伝習の総監督役の木村図書宛てに老中達で伝習中止を命じる以下のような指示が出された。

⁽⁴⁸⁸⁾ 前掲『海軍創設史』、六二～六三頁。

【史料1】 (1489)

於長崎表蒸氣船運用其外諸術伝習之儀ハ、遠境之儀ニも有之、差支之筋有之哉ニ相聞候ニ付、向後於同所伝習之儀ハ、御差止相成候、尤追^而被 仰出候品も可有之候間、為伝習罷越居候者共一同、此節海陸之内都合次第帰府候様可被申渡、右ニ付、長崎奉行申談、教師蘭人共帰国之儀、相達候様可被存候、是迄教示之儀、骨折候事ニ付、被下物等之儀、不都合無之様、厚く勘弁を加へ、長崎奉行申談取調、早々可被申聞候、

この指示書では、伝習中止の背景について「遠境之儀ニも有之、差支之筋有之哉ニ相聞」と言及されているものの具体的な理由は分からない。また、同日付で、長崎奉行と木村宛に送付された別紙の老中達が以下のものである。

【史料2】 (1490)

於長崎蒸氣船運用其外諸術伝習之儀、御差止相成候段、別紙之通相達候^者、彼是御差支之筋も不少候ニ付、被 仰出候事ニ付、右伝習之儀ニ付^而者、和蘭国王おゐても、厚く心配致し、教師蘭人等をも差渡候儀ニ付、領事官より、品々苦情申立候辞柄も可有之哉ニ付、右説諭方等之儀、厚く勘弁致し、往

(1489) 前掲『幕末外国関係文書』二二卷、四九〇～五〇〇頁。

(1490) 前掲『幕末外国関係文書』二二卷、五一頁。

々御不都合不相成様、篤と申談、御為宜敷様可被取計候事、

この別紙から、急遽中止の通知をすることにより領事官（ドンケル・クルチウス）の機嫌を損なう恐れがあるので、注意を払って説得するように指示していたことが分かる。

では、長崎奉行と木村はクルチウスや教師に幕府の決定事項をどのように伝えたのであろうか。次の史料からその事情が読み取れる。

【史料3】

(16)

未〔安政六年〕二月七日夕、和蘭船將呼出し、直ニ相達し候、

立山〔長崎奉行所〕方者翌八日申へキ事、重て領事館へ相達し事候、

口上之覚

蒸気船運用方等、粗成業之姿ニ相成候ニ付而者、此地伝習之儀者差支筋不少候ニ付、伝習人帰府為致候筈ニ有之、教師一同ニも帰国之用意被致候様存候、乍併被下品其外都合有之、且観光丸御修復製鉄所取建方之手筈、或者医術伝習方に付、巨細及談判候次第も有之候間、猶政府方之御沙汰可有之候条、夫迄之処、日々学科者被建置候様致度、右者江府方御内沙汰之趣も有之候ニ付、先此段為心得通達およひ置候事、

(16) 前掲「長崎伝習小記」九五〜九六コマ。

同じ内容が『海軍歴史』にも記載されているが、右史料の端書欄に長崎奉行所内の動きが細かく書かれている点は『海軍歴史』と異なる。端書の内容から、江戸幕府から通達を受けてから約一か月後の二月七日の夕方、木村は「和蘭船将」すなわちカッテンディーケを呼び出し、江戸からの指示を「口上之覚」以下の内容で伝えたことが分かる。また、長崎奉行は翌日の二月八日に領事館のクルチウスと面会し伝習中止の連絡を伝えたことも分かる。

木村から伝習中止の通知を受け、カッテンディーケやクルチウスはどのように考えていたのであるか。それが分かるものが次に挙げる史料である。長文であるが、カッテンディーケとクルチウス間のやりとりを含め、中止決定に対する日本側との齟齬も分かる史料であるので、取り上げておこう。

【史料4】⁽¹⁹²⁾

1858年6月と7月、条約締結のため江戸に滞在したオランダ弁務官は、オランダの考え方では、オランダ海軍分遣隊を長崎また日本の他の場所に配置し続けることを常には甘んじないと、日本全権委員に注意を促した。そして上述の日本人当局者に、オランダとの新条約実施の下で、オランダで若干名の

(註1) 前掲小暮実徳訳「シエイス著「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」、七二〜七三頁。因みに、句読点の付け方、段落の区分、アラビア数字の表記、括弧などは、小暮氏の翻訳文をそのまま引用したものである。なお、小暮氏の翻訳文は直訳に充実したものであるゆえ、難読の箇所もあるが、基本的に小暮氏の翻訳文をそのまま引用した。

民間人を、日本の業務に獲得するよう急ぎ立てた。この年12月、出島に戻ったオランダ弁務官は、分遣隊のオランダ士官数名と日本人伝習生数名との協議から、日本政府が分遣隊の士官と下士官若干名を、日本の業務に雇用する考えがあると断ぜると思った。

その後彼は、東インド政庁から、当地で志願者がいれば、海軍大臣の事後承認の条件で、分遣隊がもう一年間、日本に残ることは問題ないと伝えられた。

しかしながら1859年3月、長崎奉行はオランダ弁務官に、内々で次の口頭報告を行った。

「蒸気船の操舵等で、良い進展がなされたと思われる。しかし伝習生に様々な問題が起こっている。それ故に彼らは江戸に戻る。そこで教育者も、徐々に出発することになる。現在オランダ政府と士官各氏等への日本政府からの贈物について取り組んでいる。それについて幕府からの通知がなされるまで、観光丸の修理、製鉄工場建設と医学授業、それから全ての諸分野の授業は、その間毎日続けられる。」

この奇妙な措置について、「何がきっかけであったか」と、分遣隊司令官が書いているが、永遠に謎であろう。これには多くの推測がなされる。一番最らしい推測は、1859年初頭から政府の長である老中が、新しいものに耳を傾けることを嫌い、そして幼少の将軍が未成年である間、反動的な精神で政治を行う人物とのことである。

「この老中は、恐らく、それほど多くの卓越した、長崎の日本人が習得した自由主義的原理から生じる

多くの良いものを期待せず、そして克服し難いことが分っている、私から提起された問題に同意しつつ、同時に日本人を既に彼らだけで船で海を渡れるところまで導いたオランダ士官の功績をひどく慇懃に認めながらも、繰り返される苦情に、伝習生召還の機会として飛びついたのである。全ての伝習生は、分遣隊への自国政府の措置に慨嘆し、これをひどく咎めた。その内の一人はほとんど精神的に参つてしまい、分遣隊司令官が、士官の第一の義務は服従であり、彼に分からない諸環境により、恐らく絶對的に要求される当局の措置を性急に非難することではないと気付かせなければならぬほどであった。多くの伝習生は、分遣隊との別離に目を潤ませた。」

第一段落と第二段落には、商館長クルチウスが条約締結のため江戸滞在中に「日本全権委員」⁽¹⁴³⁾と教師団の処遇についても話し合った内容が記されている。すなわち、「新条約」時代においては、従来とは異なる形で個人契約を結ぶ必要があるとのクルチウスの主張に対し、幕府も「分遣隊の士官と下士官若干名を、日本の業務に雇用する考えがある」と答えていたという。この言及を、前述の篠原氏の指摘と照らし合わせてみたい。篠原氏はクルチウスが伝習中止の献策を行ったと指摘したが、この史料により、クルチウスが行

(143) 『幕末外国関係文書』により、クルチウスが江戸に着いたのは安政五年三月一〇日で、長崎奉行岡部駿河守と勘定奉行永井尚志と面会していたことが分かる。(『幕末外国関係文書』一九卷、五一四頁、六四一頁。)

ったのは雇用契約の形変えの注意喚起であったことが明らかとなった。よって、篠原氏の見解は修正する必要がある。なお、幕府の役人から「分遣隊の士官と下士官若干名を、日本の業務に雇用する考えがある」と聞かされたクルチウスは、伝習の継続を予想していたとみられる。クルチウスと同様、カッテンディーケも当分は継続雇用されるものと予想していたようで、カッテンディーケの日記には、「何人も予期しなかったこの奇怪な通告は、我々一同に、かなり不愉快な印象を与えた。何ともなれば結局日本政府は、我々の教育ぶりに不満を感じて、及ぶかぎり速やかに我々を解雇することに決めたものと思ったからである」⁽¹⁴¹⁾と記されていて、予想していなかったことはもちろん、一方的な解雇通知のように感じていたことが分かる。

第四段落は、クルチウスが長崎奉行から「内々」に口頭で聞いた伝習中止決定の理由とその後の手続きについてオランダ語で記録したものの引用とみられる。伝習中止決定の理由に関する説明が、前述の【史料1・2・3】と若干異なっている点が注目される。つまり、【史料1】には「遠境之儀ニも有之、差支之筋有之」、【史料2】には「彼是御差支之筋も不少候」、【史料3】には「此地伝習之儀^者差支筋不少候ニ付、伝習人帰府為致候筈ニ有之」と記され、伝習中止の理由として、「遠境地」で生じた諸種の差支えとしか説明されていない。一方、【史料4】には「伝習生に様々な問題が起こっている。それ故に彼らは江戸に戻る」と記され、伝習を中止せざるをえない要因として「伝習生」の素行が取り沙汰されている。実際、伝習生のなかで問題を起こす事例はあった。例えば、その安政四年七月の松平近直宛水野忠徳書簡に、仲間を誘い

(141) 前掲『長崎海軍伝習所の日々』、一六二頁。

合つて丸山遊郭に出入りする者や、混浴の銭湯に入り込む連中、遊びが過ぎて性病に罹り身体を駄目にした者など、かなり風紀が乱れた状況が記されている⁽⁴⁹⁵⁾。また、安政四年十一月二十八日の勝海舟宛永井尚志書簡に「新学生、古学生と折合不宜哉に伝聞致候」⁽⁴⁹⁶⁾と、新規伝習生と残留伝習生における不仲説が噂されている。なお、この件に関しては安政四年十二月七日の岡田新五太郎宛勝海舟書簡に、「当地も新生徒相揃、大に盛に相成申候。極御内々ながら、右生徒中、大俗物両三輩相雑居、是等新古之生徒を讒し風評書など綴候て監察^江差出、己れ惣督に備らんとにや。これが為に一同動揺不穩。豈計哉、書生中此事あらむとは。尤当地限にて右様之事仕出候は誰にも何共存不申候へども、自然これ等の讒口東都江相響、当節生徒之身持不宜敷などの俗倫盛の処、これより伝習に災を伝へ可申哉も難計、大に当惑仕候」⁽⁴⁹⁷⁾と具体的に記されている。しかし、伝習生のなかに問題児がいたことが、安政六年二月の伝習中止の決定に直接的な要因であったとは考えにくい。【史料4】の記述通り、長崎奉行と木村がクルチウスやカッテンディーケに対して「伝習生」に原因があるように説明したとすれば、中止通知で商館長などの機嫌を損なわないようするため現場で講じられた工夫であったと言える。

しかし、このように説明を受けてもオランダ側は納得していなかったと思われる。第五段落と第六段落は

⁽⁴⁹⁵⁾前掲『幕末外国関係文書』一六巻、四二二〜四二六頁。

⁽⁴⁹⁶⁾前掲『来簡と資料』、一一二頁。

⁽⁴⁹⁷⁾前掲『書簡と建言』、四六頁。

、伝習中止の要因についてのシェイス (Chijs) の見解が提示されている。シェイスは、カッテンディーケの記録 (第六段落) を基に、伝習中止の要因は「新しいものに耳を傾けることを嫌い」、「反動的な精神で政治を行う人物」のせいであると推測している。

契約終了の突き付けのような伝習中止決定の知らせは、クルチウスやカッテンディーケにとって、予期せぬ出来事であったと言える。しかし、安政五年夏以降の幕府内部の動向をみれば、伝習中止は突発的な決定でなく、予定予告されていた動きであったとみられる。以下で幕臣間の書簡からその間の幕府内部の動向を考察してみよう。

まず、安政五年八月一三日の木村喜毅宛岩瀬忠震の書簡に、「伝習引移し之義、此節大ニ議論あり、此程金川開港ニ付、同所へ鎮台其外之地所見分ニ参り、伝習所之場所も取極、先建白致置候、是は是非相貫き申度と奉存候、模様分り次第可申上候」⁽⁴³⁶⁾とある。この書簡から、安政五年八月頃、江戸では長崎伝習の移転について大論争が行われていたことと、岩瀬は神奈川開港に備え伝習場もその付近での選定を推していたことが分かる。安政五年八月頃というのは、クルチウスがすでに江戸を発ち長崎に戻った時期である。よって【史料4】でクルチウスが幕府役人と面会した時点とは、事情が変化していたとみられる。

⁽⁴³⁶⁾ 河北展生・高木不二・高輪真澄・木村直也・細川義・西澤直子「(史料紹介) 木村喜毅(芥舟)宛岩瀬忠震書簡」(慶應義塾福澤研究センター『近代日本研究』五号、一九八八年)。因みに、句読点は引用者が付け直した。同史料紹介文に附けられている注をそのまま引用しておく。「安政五年八月四日、岩瀬忠震・永井尚志・井上清直・堀利熙の各外国奉行(井上・堀は兼帯)と目付津田正路らは、開港場選定のため神奈川付近を視察している。この時岩瀬は、神奈川開港を主張している。」

では、その間の事情とは如何なるものが考えられるのか。一つは、安政五年六月一九日の日米修好通商条約の締結が挙げられる。日米修好通商条約の第三条には神奈川の開港も含まれていた。開港が実現されれば、外国人領事等の送迎や警護のためにも艦隊の配置や操縦士官の確保は必須となるであろう。安政四年に開所した軍艦操練所のみでは足りず、開港に備え、長崎の人員を引き上げようとし、この時期に伝習場の移転が大きく取り上げられていたとみえる。

もう一つは、日米修好通商条約の批准書の交換のための遣米の計画が考えられる。次に提示する安政五年十一月二十一日の勝海舟宛永井尚志書簡からその事情が垣間見られる。

【史料5】

(1496)

然ば、亜行之儀に付、靦縷御書面之趣、御尤至極。右は、被仰越無之共、尊公御宿志は崎陽在勤中も熟知致居候事故、亜行には是非御同行之積、既に亜行名氏手録にも御姓名は掲置申候。併、亜行一条に付ては、乗組人数之处諸局にて彼是之説有之、甚六ツケ敷御意味合も有之候間、尊公之事抔も此節より豫じめ申出候ては整候事も不整景気也。依て、全拙腹中に収め置、先日纔に水野筑耳^江は尊公陪行之談を一寸致置候なり。「中略」亜行之陪行、御心配被成間敷候、此節、都下も品々紛々之論有之候間、此言、尊公限御秘置可被成候。委細は、当歳末歟来早春御帰府之上、御物語可致候、

この時期永井は、安政五年七月八日付で新設の外国奉行に転じていた。右の書簡によれば、永井は水野と話し遣米の人員に勝を推薦しておいたことを伝え、諸種の紛糾があることから選定のことは秘密にするよう念を押している。そして、詳細なことは勝が「当歳末敷来早春」に江戸に戻れば相談したいと言及していることから、この時点ですでに勝の江戸引き上げはほぼ確定していたとみられる。渡米の人員選定がまだ水面下での調整中であったことは、安政五年八月一三日の木村喜毅宛岩瀬忠震の書簡からも確認できる。「亜国条約為取為替使節も来二月迎船愈差越候積りニ相成候、其使命ヲ奉スルもの誰人なるや不可知」⁽⁵⁰⁾と記されている。すなわち、日米修好通商条約批准書交換のための遣米使節が来るとされていて、誰が選定されるかは知らないと伝えている。

以上の検討により、安政六年二月の伝習中止決定の背景には、単に井伊政権の保守性のみならず、日米修好通商条約締結による国内外の情勢の変化が大きく関わっていたことを考慮すべきであると言えよう。

なお、第一次伝習の際は講武所の開設、第二次伝習においては軍艦操練所の教員の本格的養成という江戸での需要を長崎伝習で一定程度果たせようとしていたように、中止の背景にも江戸の需要の変化という視座を入れると、伝習中止の新たな背景が見えてくる。すなわち、江戸築地における軍艦操練所の教員の人数もある程度確保できた時点で、長崎「海軍」伝習の存続の必要性は無くなり、そこで終止符を打ったものと考えられる。

⁽⁵⁰⁾前掲「史料紹介」木村喜毅(芥舟)宛岩瀬忠震書簡」

結論

長崎「海軍」伝習は、近代海軍の嚆矢として、また幕末維新期を担う人材輩出の原点として古くから注目を集め、長年にわたって多様な研究が行われてきた。しかし、伝習が行われた長崎に関心が集まり、伝習政策の主体である江戸の幕府の意図や考え方が等閑に付され、加えて安政年間の軍事改革のため新設された講武所・蕃書調所・軍艦操練所との関係性のなかで長崎「海軍」伝習を評価する研究は皆無に等しかった。

このような問題意識を踏まえ、本論文では、幕府内部の議論が分かる新しいもしくは本格的に利用されてこなかった史料を積極的に取り上げることで、幕府を中心軸に据え置きつつ、オランダ・幕府・諸藩・個人がそれぞれ長崎「海軍」伝習に抱いていた意図や思惑を明らかにし、さらに伝習実態の再検討も試みた。

具体的な研究課題として、以下の四点が挙げられる。第一に、幕府人選と重点学習分野の指定、到着や帰府時期、その後の活動を再検討する。第二に、諸藩参加基準とその実態を再検討する。主な軸を幕府に据えた論文であるため、各藩の藩政に沿った検討ではないものの、可能な限り各藩から長崎「海軍」伝習への参加者・時期・修学分野などの実態を明らかにする。第三に、幕府伝習生と諸藩伝習生の伝習内容が異なっていたことを明らかにし、各種の史料から得た長崎「海軍」伝習の全体像を新たに提示する。第四に、長崎奉行所に属した伝習掛地役人の伝習参加様態や関与を明らかにし、「直伝」のみならず「又伝」の意義と限界を描出する。

(1) 各章の要約

まず、各章で明らかにしたことを要約する。第一章では、日蘭における「海軍」開始をめぐる思惑の齟齬を明らかにした。従来、当時のオランダの意図は日本近代化への寄与・貢献にあったものと当然視されてきた。しかし本論文では、商館長クルチウスと船将ファビウスの共通の目標は、伝習の提供や協力を通じた、対日貿易関係の改善にあったことを明らかにした。一方、幕府有司間の意見書での「海軍」用例を集め、その用例から「海軍」の概念さえ定着されていなかった当時における「海軍」認識について究明した。まず、長崎奉行水野忠徳の中での「海軍」とは、軍艦や大砲の保有で強化される海防力の意味合いであった。「海軍創設」に必要な技術も、理論なしではなく技能を中心として短期間で伝授されることを求めていた。武器類の装備のみならず、組織面、教育面など全般にかつ長期的な投資を要する分野である「海軍」に対する水野忠徳の理解度は低かったと考えられる。次に、勘定奉行松平近直も、海防力強化のための最低限の軍艦保有には賛成するものの、長期的かつ専門的教育機関の設立には消極的であったと考えられる。反面、海防掛目付方の「海軍」は、海岸防禦力もしくは航海術、組織としての一部局を指すなど多様な意味で使われていた。勘定方に比し、積極的に講習を広め全国的な海防につなげようとしており、長崎に引き続き江戸での軍艦操練所の創設にも協力的であった。さらに、老中首座であった阿部正弘の「海軍」に関する認識は、時期によって変動していたようにみえる。伝習事業の実施とその成果を基に、次第に永井尚志の意見に同意する姿勢を見せ、西洋式近代海軍の概念に近い認識を有すようになったと思われる。最後に、長崎在勤目付永井尚志は、ファビウスが提案する西洋式海軍について、全般的に最も理解していた人物であったと言

えよう。指揮系統確立の重要性、専門的教育機関の確立の必要性を早い時期から認識しており、留学生の派遣の実現のために奮闘していた。第一次伝習に引き続き長崎でも第二次伝習が、また江戸の軍艦操練所の新設が実行されるように働きかけた影の立役者は永井尚志であったと評価できよう。

第二章では、三回に行われた幕府伝習生の人選を再検討し、派遣元の江戸幕府の意図を明らかにした。加えて長崎「海軍」伝習と同時期に行われた講武所・蕃書調所・軍艦操練所の動向と合わせ考察することで、一連の改革のなかから長崎「海軍」伝習の再評価を試みた。まず、安政二年の派遣時、伝習生の大半を占める浦賀組・江川組・両鉄砲組からの派遣生に、海上砲術のみならず、陸戦に備えた軍事技術を幅広く修得するよう指示していたことから、長崎「海軍」伝習にかけていた、陸戦を主目的とする砲術系伝習の期待度の高さが窺える。安政二年派遣の伝習生のもう一つの特徴は、伝習途中に江戸に召還された者が七名も存在したことである。先行研究では見落とされてきた点であるが、伝習生の召還と講武所開設との密接な関係も明らかになった。安政三年の九名の派遣は講武所の開所や各組での呼び戻しによる欠員、そして箱館奉行所の新事業が契機となっていたことを指摘し、また、先行研究では当初から正規伝習生としてみなされてきた榎本釜次郎・岡田井蔵・杉浦金次郎について、彼らは長崎の永井の推薦と手続き上の問題から承認を反対する勘定方の狭間で安政四年六月までは非正規伝習生であったことを明らかにした。

安政四年の第二次伝習の幕府伝習生の人選においては、オランダ語や数学知識がある者を選び、安政二・三年の残留生を軍艦操縦術分野に多く配置し、その帰還生を軍艦操練所の運用術を担う教授に任命した。つまり、長

崎の第二次伝習は、江戸で開所されたものの教育体制が軌道に乗っていないなかった軍艦操練所の教育を補う機能を果たしたと言える。また、安政期における軍艦操練所の教授方の九割が長崎伝習経験者であることを考えると、軍艦操練所も長崎伝習の成果を前提として初めて運営することが可能であった。そして、洋書の翻訳と外国語を駆使する人材の養成を目指し設立された蕃書調所も、少なくとも安政期においては、長崎伝習に派遣する人のオランダ語の事前学習と伝習用の輸入書籍の翻訳を早急に行うことが優先課題となり、長崎伝習をサポートする裏方的な機能を果たしていたことを明らかにした。

第三章では、先行研究において第一次伝習と第二次伝習の教育方針や全体像はほぼ同じとみなされてきたことに対し、時期ごとによって変わっていた時間割を比較し、四つの時期に分類したうえで、日蘭の双方の史料を照らし合わせ、その教育内容を追うことで幕府伝習生の教育実態を再検討した。第二章で、長崎伝習の内容や性格には江戸の事情に左右されて規定されていた側面が存在すると評価したが、第三章で検討した実態からも、同様のことが言える。すなわち、講武所は開所の初期段階において長崎伝習での成果を前提にして運営されていたために、第一次伝習は、軍艦操縦系の訓練より西洋砲術系の学習に重点が置かれがちであり、オランダ人教師の対応も学生の需要に合わせていた。一方、長崎の第二次伝習は、長崎伝習の成果に頼っている軍艦操練所を軌道に乗せることを目的とし、第一次伝習に比して、保有する艦船の数も増え、軍艦操縦系の学習が強化された。江戸における需要変動などの事情により、途中引き上げや途中派遣など定員が随時変動していたため、その都度、残留の学生のレベルに合わせた時間割の変更を強いられていた。

第四章では、阿波藩・津藩・土佐藩を中心に、諸藩の伝習参加申請について海防掛目付方や勘定方など幕府内部の見解、さらには現場を熟知していた長崎在勤目付永井尚志の意見を検討した。続いて、長州藩の聞役の報告書や、津山藩の津田真一郎の書簡、鯖江藩の喜多山佐吉の書簡を基に、安政二年から翌々四年までの長崎における諸藩の参加実態や諸種の噂・動向を考察した。その結果、以下の結論を得た。

出願時期とその趣旨・分野により許可の可否に差が生じたことが判明した。幕府から修業を奨励していた西洋砲術習得のための参加であれば許可されやすかった。しかし、軍艦製造・航海術の伝習出願においては、国元の海防を目的とする場合、容易には許可されなかった。

以上で明らかにしたことに基づき、先行研究における「幕府と諸藩が共有する伝習所」との漠然とした理解に修正を加えたい。長崎に遊学した全員が「直伝」に参加できたわけではなかった。幕府伝習生と諸藩伝習生との間には厳然たる線引きが存在し、階層性のあるで、幕府伝習生の学習を最優先する方針が貫かれたと言えよう。しかし、海防に協力している諸藩の意欲を下げないためには、ある程度の基準緩和も必要であった。その妥協策として考案されたのが、地役人の指導の「又伝」の奨励であるとし論じた。本章で検討した諸藩参加をめぐる一定の基準が、実際、どのように適応されていたか、もしくは変遷していたかについて、クラスごとに分類し、第五章と第六章で検討した。

第五章と第六章では、長崎における伝習の全体像を提示してから各藩の事例を検討した。メインの幕府伝習生の「海軍」「直伝を〈学習形態Ⅰ〉とし、諸藩伝習生のなか「海軍」直伝の参加許可を得た事例を〈学習形態Ⅱ〉に分類した。なお、オランダ海軍分遣隊の正式伝習ではないが、多くの諸藩の人々が習ったことが確認できる商館付医師ブルックによる指

導を〈学習形態Ⅲ〉に、長崎の地役人や通詞を対象にしたブルックによる指導を〈学習形態Ⅳ〉に、地役人や通詞の指導による私塾系指導を〈学習形態Ⅴ〉に、幕府伝習生の従者が中心となる様々な勉強会を〈学習形態Ⅵ〉に称した。本論文では主な軸を幕府に据えているため、各藩の藩政に沿った検討ではないものの、可能な限り各藩から長崎「海軍」伝習への参加者・時期・修学分野などの実態を明らかにした。諸藩の伝習参加実態の分析から次の結論を得た。

先行研究では、諸藩の長崎滞在者＝幕府伝習生同様の学習者とみされてきたが、本章の実証により、当時長崎で行われていた講習は一つではなく、敷居が高いクラスから個人の講習まで、多様な学習場が存在していたことを明らかにした。

第五章と第六章で検討した諸藩の事例を分けると、佐賀藩・福岡藩・熊本藩・薩摩藩・長州藩・田原藩・中津藩・鯖江藩・川越藩は、学習形態Ⅲの「海軍」直伝講習に参加が許可され、滞在期間中、ブルックの授業にも通っていた藩であるとみられる。一方、大村藩・松江藩・掛川藩・津藩・福山藩の場合、主にブルック授業に出入りしながら勉強していたものと推測される。

「海軍」直伝への参加は、その申請した時期や分野、あるいは参加者の人数により、許可されない場合も多かった。とりわけ、航海術の伝習の参加には敷居を高く設け、自分の領域の海防という名目のみでは許可を得ることが容易ではなかった。その背景には、幕府伝習生がある程度熟達するまで、すなわち第一次伝習を終え江戸に一部の伝習生が帰府する安政四年三月までは、諸藩の参加を制限しようとする幕府有司間の共通の方針が敷かれていたことが挙げられる。次に、諸藩の伝習参加分野は、学習形態Ⅲの「海軍」直伝講習に参加が許可された藩さえも、その学習内容をみると、航海術系より西洋砲術系や騎兵術などが多かった。

第七章では、長崎奉行所に属する「伝習掛通詞・地役人」の伝習参加実態と、彼らによる「又伝」の事例を検討した。まず、「伝習掛通詞・地役人」の参加実態をまとめると、彼らは幕府管轄の「海軍」伝習以外にも、砲術訓練をはじめ、石炭坑、鉄製造方など諸分野を分担して参加させられていた。その背景には、幕府管轄の「海軍」伝習の進行とは別途に、長崎奉行所独自の地域の人材養成の計画があったものと推測される。外国船の対応業務にも、海防力強化のためにも、通詞や地役人のような地域任務を担える人材の確保と養成は必須課題となっていたと思われる。長崎奉行所の観点からすれば、短期的な「海軍」伝習の進行状況に捉われず、諸分野の伝習を通じ地域需要に合う人材の養成を図ったものとみられる。次に、諸伝習の参加を通して育成されつつあった「伝習掛通詞・地役人」による「又伝」の役割と限界について取り上げた。狭義の「又伝」とは、諸藩にとつては学習の効率を高めるための一手であり、幕府内部の海防掛からすれば、「直伝」参加者の増加により幕府伝習生の伝習に支障が生じる事態を避ける手段ともなり、かつ外国人との接触を避けながら、一方では諸藩の海防意欲を高める事にもなり、多方面で有効な学習のやり方であったと言える。

第八章では、長崎遊学の事例として、特定のクラスには属せず、滞在のみが確認される事例のうち、正規伝習生である幕府伝習生の従者や幕府伝習生のツテを頼って長崎にやって来た「周辺の人達」の実態について考察した。随行者のなか、塚本明毅・榎本金次郎・岡田井蔵・杉浦金次郎は非正規生から正規生に変更され「直伝」に参加していた事例である。一方、堀貞次郎・赤松小三郎・佐藤与之助・佐野鼎・香山七次郎・正木左馬之助・高橋卯之助・本間郡兵衛は基本的に非正規生として滞在し、様々な勉強会に参加するか、「直伝」を傍聴するか、

ノートを借りるなどの形で間接的に習っていたものとみられる。

正式に「直伝」参加が認められない立場であり、しかも滞在費の自費負担が前提であっても、彼らが幕府伝習生の付き添いを希望していた理由は何処にあるのか。結果からみた評価ではあるものの、長崎遊学の経歴が買われ、他藩の砲術師範として転職した佐野鼎の事例や、長崎で五年間「蘭学修行」に励んだことが買われ、「軍艦操練所出役蘭書翻訳方」に推薦された佐藤与之助の事例を考えると、幕府伝習生に同伴していた「周辺の人達」の動機には、単なる学問的な好奇心のみでなく、長崎滞在経歴が職を得る上で評価されることを意識して参加していた可能性も考えられる。

最後の補論では、伝習中止決定をめぐる幕府内部の動向を再考した。伝習中止については、先行研究では井伊政権の保守性に起因するものと説明しつつ、基本的に謎とされてきた。それに対し、伝習中止に関する日蘭双方の記録を照らし合わせ、読み直し、更に伝習中止に至るまでの内部の動向が分かる幕臣間の書簡の分析を加え、先行研究の見解の修正に迫った。すなわち、安政六年二月の伝習中止決定の背景には、単に井伊政権の保守性のみならず、日米修好通商条約締結による国内外の情勢の変化とそれに伴う需要の変化が大きく関わっていたことを指摘した。

(2) 長崎「海軍」伝習の評価と展望

ここでは日蘭双方にとって長崎「海軍」伝習の意義を提示する。まず、オランダ側にとつての意義を考察する。

第一章で述べたように、商館長クルチウスは伝習を介して日蘭貿易関係の改善を図る意図があった。クルチウスの報告書によれば彼は、日本の開港を契機に、オランダが提供する伝習と船舶注文交渉の成果が、オランダの造船業と一般工業の発展に大きく寄与するものと展望していた⁽⁵⁰¹⁾。

では、実際、経済的な面で可視的な収穫はあったのであろうか。長崎「海軍」伝習期間中、幕府および諸藩から外国への艦船注文は七件あるが、そのうちの五件がオランダに依頼したものであった⁽⁵⁰²⁾。とりわけ、第一次海軍伝習時期の一八五七年まで、幕府が艦船を注文した外国はオランダのみであり、一八五三年から一八六八年までの計八艘のうち⁽⁵⁰³⁾、観光丸(寄贈)・咸臨丸・飛雲丸・朝陽丸・電流丸の五艘のやりとりは長崎伝習期間中に行われていたことを考えると、長崎伝習を通じて対日貿易関係の再構築を図ろうとしたクルチウスの狙いは一定の成果をもたらしたと言えよう。蒸気船や蒸気機関・銃などの発注元として、諸藩の顧客を開拓した点も成果の一つであろう。そして、長崎伝習を開始した一八五五年を幕末における武器貿易の画期とし、その武器類の発注で一八万ギルダの利益創出という結果を出していたとの指摘も⁽⁵⁰⁴⁾、長崎伝習に抱いていた商館長クルチウスの思惑が狙い通りの成果を出したと評価できる見解と考えられる。

⁽⁵⁰¹⁾ 前掲『幕末出島未公開文書』、一八九〜一九〇頁。

⁽⁵⁰²⁾ 幕末期における幕府と諸藩から海外へ艦船を注文した状況を本文末尾〈別表1〉に提示した。

⁽⁵⁰³⁾ 一八五五年は観光丸(寄贈)、一八五七年は咸臨丸(幕府購入)・飛雲丸(佐賀藩購入)、一八五八年は朝陽丸(幕府購入)・電流丸(肥前藩購入)、一八六二年は達観丸(安芸藩購入)、一八六四年は豊瑞丸(薩摩藩購入)、一八六七年は

開陽丸(幕府購入)で、計八艘である(朴榮濬『海軍の誕生と近代日本』三三八〜三五二頁)。
⁽⁵⁰⁴⁾ 横山伊徳氏の「」教示による。

次に、幕府にとっての長崎「伝習」の意味を考えてみたい。江戸幕府の従来の海防の基本方針は、異国船との全面的対置状況を避け、打ち払うことに重点が置かれていた。「海軍」伝習を依頼した安政二年においても、幕府の海防方針は依然として海上での戦いを想定しておらず、台場を中心とする陸上でも防備・防禦に重点をおいていたと考えられる。後代の後付的な評価ではなく、当時の政治的な文脈や有司間の「海軍」の認識度から評価すれば、安政年間の長崎「海軍」伝習や江戸の軍艦操練所の創設による西洋式海軍の導入や全面的な移行を模索していたとみるには時期尚早であろう。幕府と諸藩を合わせ一元化した組織改革までは想定してはなく、個人の能力を重視した採用・昇進制の導入を前提とする組織的な整備も行わない。組織的改革の実現は最幕末の慶應年間とみられる⁽⁵⁰⁷⁾。しかし、安政期にその種がまかれた点から、長崎「海軍」伝習は「海防」から「海軍」への第一歩と評価できよう。

さらに、安政年間、長崎伝習以外は教育体制が整っておらず、蕃書調所は長崎伝習を準備教育や教材の翻訳で支え、講武所や軍艦操練所は長崎伝習での成果を前提に運営されていた側面を考えると、安政期における西洋軍事教育改革は、長崎「海軍」伝習を軸とし基盤が形成されていたと評価できる。すなわち、幕府は近世から近代への幕開けの時期、将軍および江戸の守備を強化する体制を構築し、外国語の知識をもって新たな時代を担える幕臣人材の養成を長崎「海軍」伝習を軸に模索・準備しようとしていたと言えよう。

一方、オランダへの依存度を考えると、長崎伝習を起点に「依蘭」から「脱蘭」へと変わる第一歩を踏み出し

(507) 水上たかね「幕府海軍における「業前」と身分」『史学雑誌』一一二号（二〇一三年一月）

たものとみられる。伝習を通じ、日蘭双方において一層信頼度が深まっていった。しかし、開国を契機に、外交相手が多極化するにつれ、従来のオランダの優位性は保障されなくなつた。文久元年（一八六一）九月二五日、老中安藤信正から神奈川奉行への通達に、「航海術其外諸科之伝習局神奈川表江御取建、御旗本御家人ハ勿論諸藩士ニ至迄、諸術伝習之義御差許相成候間、条約済国々之内より、教師御呼寄相成候ニ付、先般長崎表ニおゐて、阿蘭陀人より伝習之振合ニ相心得、諸般取締向等之規則、巨細取調可被申聞候事」⁽⁹⁰⁾と記されている。伝習の依頼相手がオランダに限定されず、「条約済国々之内」から選択するように変化していることが注目される。

留学先を選ぶときにもオランダが圧倒的に優位となることはなくなつた。例えば、文久二年三月、幕府はオランダへ日本人留学生を派遣するが、これは元来アメリカへ派遣しようとした計画がアメリカでの南北戦争の勃発により急遽変更された結果であつた。本文末の【別表2】に示したように、留学生をオランダに派遣することも、文久二年以降は急激に減り、その代わり留学先はイギリス・アメリカ・フランスへ集中することになる。そして、明治になると、海軍は公式にイギリス式を採用するに至る。

⁽⁹⁰⁾ 「兵術語学伝習事件 乾（起安政四年己未至慶応三年丁卯）」（東京大学史料編纂所蔵）。

【図と表】

【第2章 - 表1】安政二年派遣の幕府伝習生

クラス分け	①所属	②人名 * () 数字は派遣時の年齢	③安政2年11月長崎で指定された重点学習分野 (←『海軍歴史』)	④継続残留生の重点分野 (←「長崎伝習小記」)	⑤主力分野推測:航海類vs砲術類	⑥修学期間 * 出立日典拠:『海軍歴史』『日記繰出目録』『書簡と建言』『長崎航路日記』等	⑦伝習終了後の幕末まで主要な活動
[士官1]	1 小十人組	矢田堀景藏(27)	「総督」		航海	2年11月～4年3月4日出立	・軍艦操練所教授方頭取 ・[文久3]軍艦奉行並・沼津兵学校校長
[士官2]	2 小十人組	勝麟太郎(33)	「総督」		航海	残2年11月～6年1月5日出立	・軍艦操練所教授方頭取 ・咸臨丸:指揮官 ・[文久2]軍艦奉行並→軍艦奉行
[士官3]	3 勘定格 徒目付	永持亨次郎(30)	「総督」		航海	残2年11月～〔4年1月転任〕	・長崎奉行支配吟味役 ・[文久2]外国奉行支配組頭[没:元治1]
[士官4]	4 砲術師範 下曾根信教の粹	下曾根次郎助	[無記載] 【砲術】		砲術	残2年11月～3年5月15日出立	・講武所砲術教授方 ・[文久1]講武所師範役砲術 ・[元治1]講武所大砲組頭
士官5	5 浦賀奉行組 与力	中島三郎助(37)	士官一体+軍艦製造主に	船具・砲術	航海→砲術	残2年11月～5年5月11日出立	・軍艦操練所教授方(出役) ・[元治1]富士見宝蔵番格軍艦頭取 ・[慶応4]軍艦役
士官6	6 与力	佐々倉桐太郎(28)	士官一体		航海	2年11月～4年3月4日出立	・軍艦操練所教授方(本役→文久1出役) ・咸臨丸:士官「運用方」・[慶応4]軍艦役
[下等士官] 1	7 同心	春山弁藏(28)	軍艦製造専務	造船	造船	残2年11月～5年5月11日出立	・直後は浦賀カ ・[万延1]軍艦操練所教授方(出役) ・[慶応4]軍艦役並(本役)
[下等士官] 2	8 同心	岩田平作(28)	帆前運用専務+水夫共取締		航海	2年11月～〔4年3月4日出立カ〕	・軍艦操練所教授方(本役→6年出役) ・[元治1]富士見宝蔵番格軍艦組出役
[下等士官] 3	9 同心	濱口興右衛門(37)	帆前運用専務+水夫共取締+書記掛兼		航海	2年11月～4年3月4日出立	・軍艦操練所教授方(本役) ・咸臨丸:士官「運用方」・[慶応4]軍艦役
[下等士官] 4	10同心	山本金次郎(29)	帆繩等結・縫等専務		航海	2年11月～4年3月4日出立	・軍艦操練所教授方(本役) ・咸臨丸:士官「蒸気方」
下等士官5	11同心	土屋忠次郎(39)	天文・地理・測量専務		航海	2年11月～4年3月4日出立	・軍艦操練所教授方手伝(本役→万延1出役)
[下等士官] 6	12同心	飯田敬之助(27)	大小銃専務	船具・砲術	砲術	残2年11月～5年5月11日出立	・【浦賀カ】
[下等士官] 7	13同心	金澤種米之助(28)	大小銃業前専務【cf 由緒書:太鼓】		砲術	残2年11月～3年6月13日出立	・浦賀組太鼓教授 ・講武所太鼓打方世話出役
士官7	14 蕪山代官 江川英敏手代 【鉄砲方教示方】	岩島源八郎	士官一体		砲術	2年11月～〔4年3月4日出立カ〕	・江川塾で砲術指導 [没:安政6]
士官8	15同上 【鉄砲方教示方】	望月大象(28)	士官一体+蒸気機械主に	船具・蒸気・砲術	航海	残2年11月～5年5月11日出立	・江川塾で指導兼軍艦操練所教授方出役 ・[元治1]軍艦頭取
士官9	16同上 【鉄砲方教示方】	長沢鋼吉	士官一体		砲術	残2年11月～3年5月15日出立	・講武所砲術教授
士官10	17同上 【蘭書翻訳方兼】	石井修三	士官一体+軍艦製造主に		砲術	残2年11月～3年6月13日出立	・帰府直後は江川塾で教育従事カ ・軍艦操練所教授方任命直後死亡 [没:安政4]
士官11	18同上 【蘭書翻訳方兼】	鈴藤勇次郎(30)	士官一体		航海	2年11月～4年3月4日出立	・軍艦操練所教授方 ・咸臨丸:士官「運用方」 ・[元治2]軍艦頭取 [没:明治1]
士官12	19鉄砲方 田付四郎兵衛組 与力	尾形作右衛門	大小銃専務		砲術	2年11月～4年2月4日出立	・軍艦操練所教授方手伝
士官13	20 与力	松島鐸次郎	大小銃専務		砲術	2年11月～4年2月4日出立	・講武所小銃教授方
[下等士官] 8	21 同心	川下作十郎	大小銃専務+諸雑費出納兼		砲術	2年11月～4年2月4日出立	
[下等士官] 9	22 同心	関川伴次郎	大小銃専務+書記掛兼		砲術	2年11月～4年2月4日出立	・軍艦操練所教授方手伝【大小砲操練カ】 ・[慶応4]軍艦役並
[下等士官] 10	23 同心	近藤熊吉	大小銃専務		砲術	2年11月～4年3月4日出立	・軍艦操練所教授方手伝【大小砲操練カ】 ・[慶応4]軍艦役並
[下等士官] 11	24 同心	村田小一郎	大小銃専務		砲術	2年11月～4年2月4日出立	・軍艦操練所教授方手伝【大小砲操練カ】
[下等士官] 12	25 同心	関口鉄之助	太鼓打専務		砲術	残2年11月～3年5月15日出立	・講武所太鼓教授方
士官14	26鉄砲方 井上左太夫組 与力	三浦新十郎	大小銃専務		砲術	2年11月～4年3月4日出立	・講武所小銃教授方
士官15	27 与力	蛭川藤五郎	大小銃専務		砲術	2年11月～4年2月4日出立	・外国奉行支配調役並出役

						立	(←『維新史料綱要』文久1)
[下等士官] 13	28 同心	中村泰助	大小銃専務			砲術	2年11月～4年2月4日出立
[下等士官] 14	29 同心	小笠原庄三郎	大小銃専務+諸雑費出納兼			砲術	2年11月～4年2月4日出立 ・講武所撤兵差図役頭
[下等士官] 15	30 同心	鈴木儀右衛門	大小銃専務+書記掛兼			砲術	2年11月～4年2月4日出立 ・軍艦操練所教授方手伝【大小砲操練力】
[下等士官] 16	31 同心	小川喜太郎	大小銃専務			砲術	2年11月～4年3月4日出立 ・軍艦操練所教授方手伝【大小砲操練力】 ・[慶応4]軍艦蒸気役2等
[下等士官] 17	32 同心	福西甚平	太鼓打専務			砲術	2年11月～3年6月13日出立 ・【井上組内の太鼓教授カ】
[下等士官] 18	33天文方出役	高柳兵助	天文・地理・測量専務		航海	航海	2年11月～3年5月15日出立 ・【天文方務めカ】
下等士官19	34同上	福岡金吾	天文・地理・測量専務		航海	航海	2年11月～〔4年3月4日出立カ〕
下等士官20	35同上	小野友五郎(39)	天文・地理・測量専務		航海	航海	2年11月～4年3月4日出立 ・軍艦操練所教授方 ・咸臨丸：士官「測量方」 ・[文久1]軍艦頭取
[下等士官] 21	36小人目付	兼松龜次郎	蒸気機関専務+火焚共取締		航海	航海	2年11月～4年3月4日出立 ・長崎奉行支配調役並
[下等士官] 22	37小人目付	山田八郎	帆前運用専務+水夫共取締		航海	航海	2年11月～4年3月4日出立

*幕臣の従者・水夫・火夫・船手組・長崎地役人は対象外 *□：第1次伝習期間中帰府した人、□：第2次伝習まで残留し勉強した人

【第2章 - 表2】安政三年派遣の幕府伝習生

① 参加経緯	② クラス分け	③ 所属 (←「藤文庫」、『江川坦庵全集』)	④ 氏名 * () 数字は派遣時の年齢	⑤ 派遣時の専攻 指定は不明 派遣経緯から推測	⑥ 4年7月頃指定重点学習分野 (←「長崎伝習小記」)	⑦ 主力分野 推測：航海類 vs 砲術類	⑧ 修学期間 * 長崎到着日は「日記繰出目録」による * 長崎出立日は「長崎伝習小記」による	⑨ 伝習終了後の幕末まで主要な活動
増員カ	士官→指揮役	1 蕃書調所	伊沢謹吾	〔士官一体〕	〔総督〕	航海	□ 3年9月～5年5月11日出立	〔=木下謹吾〕 ・軍艦操練所教授方 ・[文久2]軍艦頭取
長岡吉の補充	士官	2 江川組手代 〔鉄砲方附手代 教示方〕	柴弘吉(22)	〔士官一体〕	船具・造船・砲術	砲術	□ 3年7月9日着～5年5月11日出立	・ 帰府直後は江川塾で教育従事カ ・[文久1]軍艦役 ・[慶応2]軍艦頭並
	士官	3 同上 〔鉄砲方附手代 見習〕	松岡磐吉(16)	〔士官一体〕	船具・算術・航海・天算	航海	□ 3年7月9日着～6年1月5日出立	・軍艦操練所教授方 ・咸臨丸：士官「測量方」 ・[慶応4]軍艦頭並
石井修三の補充カ	士官	4 同上 〔鉄砲方附手代 御普請役格〕	安井畑蔵	〔士官一体〕	船具・造船・砲術	砲術	□ 3年8月30日着～6年1月5日出立	・ 帰府直後は江川塾で教育従事カ ・[文久1]軍艦操練所教授方 ・[元治1]軍艦頭取
	士官	5 同上 〔鉄砲方附手代 見習〕	肥田濱五郎(27)	〔士官一体〕	蒸気	航海	□ 3年8月30日着～5年12月14日出立	・軍艦操練所教授方 ・咸臨丸：士官「蒸気方」 ・[元治1]軍艦操練教授方頭取・和蘭留学(慶応1帰国)
下曾根次郎の補充	[下等士官]	6 講武所砲術教授方	松平金之助	〔西洋砲術〕	砲術・算 cf 伝習時「号令嚮導」務め (『幕外』16巻,422頁)	砲術	□ 3年7月～病死 〔4年11月1日〕	病死
	[下等士官]	7 同上	尾本久作	〔西洋砲術〕	〔無記載〕 〔砲術カ〕 cf 伝習時「号令嚮導」務め (『幕外』16巻,422頁)	砲術	□ 3年7月～6年2月25日出立	・講武所小銃教授方 ・撤兵差図役頭並
増員カ	〔士官〕	8 箱館奉行支配調役並	吉見健之丞	〔士官一体〕	船具・算術・航海・天算	航海	□ 3年8月江戸出発～6年1月5日出立	・箱館組砲台建築事業従事カ (←澤の回想)[没:安政7]
増員カ	〔士官〕	9 同上	伴鉄太郎	〔士官一体〕	船具・算術・航海・天算	航海	□ 3年8月江戸出発～6年1月5日出立	・軍艦操練所教授方 ・咸臨丸：士官「測量方」 ・[文久1]軍艦頭取
4年7月頃正規参加承認カ	不明	10 従者	榎本釜次郎(22)		航海・蒸気	航海	□ 〔4年7月〕～5年5月11日出立	〔=榎本武揚〕 ・軍艦操練所教授方 ・[文久2]和蘭留学 ・[慶応3]軍艦頭並
	不明	11 従者	岡田井蔵(21)		〔無記載〕	航海	□ 〔4年7月〕～6年1月5日出立	・軍艦操練所教授方手伝 ・咸臨丸：見習士官「蒸気方」 ・[慶応4]軍艦蒸気役1等(本役)
	不明	12 従者	杉浦金次郎		〔無記載〕	航海	□ 〔4年7月〕～6年1月5日出立	・[慶応4]軍艦蒸気役1等

【第2章 - 表3】安政四年派遣の幕府伝習生

クラス分け	①所属	②氏名 * () 数字は派遣時の年齢	③4年7月頃指定重点学習分野 (←「長崎伝習小記」)	④主力分野推測: 航海類vs砲術vsその他	⑤修学期間 *長崎到着日は「長崎在勤中日記」『赤松半生談』による *長崎出立日は「長崎伝習小記」による	⑥伝習終了後の幕末まで主要な活動
〔下等士官〕	浦賀組 1 同上	朝夷捷次郎	〔無記載〕 [砲術カ]	砲術	4年8月29日着～6年3月1日出立	<ul style="list-style-type: none"> ・【浦賀組で活動カ】 ・[万延1]軍艦操練所教授方 (出役) ・[慶応4]軍艦蒸気役1等 (本役)
〔下等士官〕	2 同上	合原操蔵	〔無記載〕 [砲術カ]	砲術	4年8月29日着～6年3月1日出立	<ul style="list-style-type: none"> ・浦賀組活動、軍艦操練所教授出役は辞退 (一澤の回想) ・【浦賀組で活動カ】
〔下等士官〕	3 同上	柴田真一郎	〔無記載〕 [砲術カ]	砲術	4年8月29日着～6年3月1日出立	<ul style="list-style-type: none"> ・【浦賀組で活動カ】
〔士官〕	箱館組 4 同上	力石太郎	算・詞学	砲術	4年9月4日着～6年3月1日出立	<ul style="list-style-type: none"> ・【箱館組で活動カ】 ・軍艦役並
〔士官〕	5 同上	木暮東之輔	測量・算・詞学	航海	4年9月4日着～6年3月23日出立	<ul style="list-style-type: none"> ・【箱館組で活動カ】
〔士官〕	6 同上	高橋参郎	造船・算・詞学	造船	4年9月4日着～6年3月27日出立	<ul style="list-style-type: none"> ・【箱館組で活動カ】 ・軍艦役並
〔士官〕	7 同上	竹川龍之助	蒸気・算・詞学	航海	4年9月4日着～6年3月1日出立	<ul style="list-style-type: none"> ・【箱館組で活動カ】
〔士官〕	8 同上	澤鉄太郎	〔無記載〕	砲術	4年9月4日着～6年3月15日出立	<ul style="list-style-type: none"> 〔=沢太郎左衛門〕 ・伝習終了後は箱館奉行所で化学書翻訳 ・[文久1]軍艦操練所砲術指導 ・[文久2]和蘭留学 ・[慶応4]軍艦頭並
〔士官〕	蕃書調所 9 同上	河野栄次郎	航海其外	航海	4年9月26日着～〔6年〕3月15日出立	<ul style="list-style-type: none"> ・【文久3】神奈川奉行支配調役←公文書館
〔士官〕	10同上	設楽莞爾	航海其外	航海	4年9月26日着～〔6年〕3月15日出立	<ul style="list-style-type: none"> ・蕃書調所教授方手伝並
〔士官〕	11同上	赤松大三郎 (17)	航海其外	航海	4年10月7日着～6年3月23日出立	<ul style="list-style-type: none"> 〔=赤松則良〕 ・軍艦操練所教授方手伝 ・咸臨丸：見習士官「測量方」 ・[文久2]和蘭留学 ・沼津兵学校一等教授
〔士官〕	12同上	田嶋順助(30)	蒸気機関	航海	4年9月～〔6年〕3月15日出立	<ul style="list-style-type: none"> 〔=田嶋順輔〕 ・蕃書調所教授方〔没：安政6〕
〔その他〕	13同上	荒井光太郎	分析	その他	4年9月26日着～病死[4. 12. 24]	病死
〔その他〕	14同上	齋藤源蔵	分析	その他	4年11月カ～6年3月25日出立	<ul style="list-style-type: none"> ・洋薬舗経営
〔不参加カ〕	15学問所	田邊太一(27)	分析	- -	「不来」 *勝文書(憲政)「不来」扱いとみられる痕跡あり。 *国史大辞典や明治維新人名辞典には長崎滞在言及なし。	<ul style="list-style-type: none"> 不参加カ (甲府徴典館教授) ・外国方 ・沼津兵学校一等教授
〔下等士官〕	天文方 16	海老原伝次郎	測量	航海	4年9月～6年2月29日出立	<ul style="list-style-type: none"> ・【元治1】天文方渋川孫太郎手附手伝←公文書館
〔下等士官〕	17	岸本惣次郎	測量	航海	4年9月～6年2月29日出立	
〔その他〕	18医師	松本良順(26)	分析・医術	その他	4年9月26日着～継続残留	
〔士官〕	その他 19	万年恒次郎 (20)	航海其外	航海	4年9月～6年4月26日出立	<ul style="list-style-type: none"> 〔=内田正雄〕 ・軍艦操練所教授方手伝 ・[文久2]和蘭留学 ・[慶応4]軍艦奉行
〔士官〕	20	高松力蔵	航海其外	航海	4年9月～6年2月29日出立	
〔不参加カ〕	21	兼松亀次郎	蒸気機関	- -	「不来」	<ul style="list-style-type: none"> 不参加カ 長崎奉行支配調役並 *長崎奉行所業務従事で、伝習には来なかったことを意味するカ
〔下等士官〕	22	久保起之助	大小砲・騎銃隊兼学	砲術	4年9月～5年9月1日出立	
〔下等士官〕	23	白井勇三郎	大小砲	砲術	4年9月～〔6年〕3月15日出立	
〔下等士官〕	24	根津欽次郎	大小砲	砲術	4年9月～〔6年〕3月21日出立	<ul style="list-style-type: none"> ・軍艦操練所教授方手伝 ・咸臨丸：見習士官「運用方」
〔下等士官〕	追加派遣 ①書院番 25	倉橋育之助	騎銃隊	砲術	〔5年1月カ〕～6年2月27日出立	<ul style="list-style-type: none"> ・講武所小銃教授方世話心得
〔下等士官〕	26	小笠原鐘次郎	騎銃隊	砲術	〔5年1月カ〕～6年2月27日出立	<ul style="list-style-type: none"> ・講武所弓術師範役
〔下等士官〕	27	小笠原静五郎	騎銃隊	砲術	〔5年1月カ〕～6年2月27日出立	
〔その他〕	追加派遣 ②小姓組 28	畠山邦之丞	不明	その他	〔4年11月より遅く〕～不明	<ul style="list-style-type: none"> 〔=畠山邦之丞〕 ・蕃書調所蘭学句読教授
〔その他〕	29	中山一助	不明	その他	〔4年11月より遅く〕～不明	
〔その他〕	30	川上万之丞 (31)	不明【図学カ】	その他	〔4年11月より遅く〕～不明	<ul style="list-style-type: none"> 〔=川上冬崖〕 ・蕃書調所絵図調出役 →同所画学出役 ・沼津兵学校絵図方

*1～27番までは「長崎伝習小記」を基準に、28～30番は『赤松則良半生談』に依拠。但し、便宜上、順番は並び替えた。

・紙面の都合上、【表1～3】の出典を合わせてここで提示する。

*出典

【刊行文献】：『海軍歴史』『陸軍歴史』『講武所』『中島三郎助文書』『村垣淡路守公務日記』『維新史料綱要』『幕末外国関係文書』

『松乃落葉』『江川坦庵全集』『万延元年遣米使節史料集成』『赤松則良半生談』『史談会速記録』『日本教育史資料7』『沼津兵学校の研究』等

【未刊行史料】：「長崎航路日記」（上田市立図書館所蔵）、「藤文庫」（長崎歴史文化博物館）、「長崎伝習小記」（慶應義塾大学）

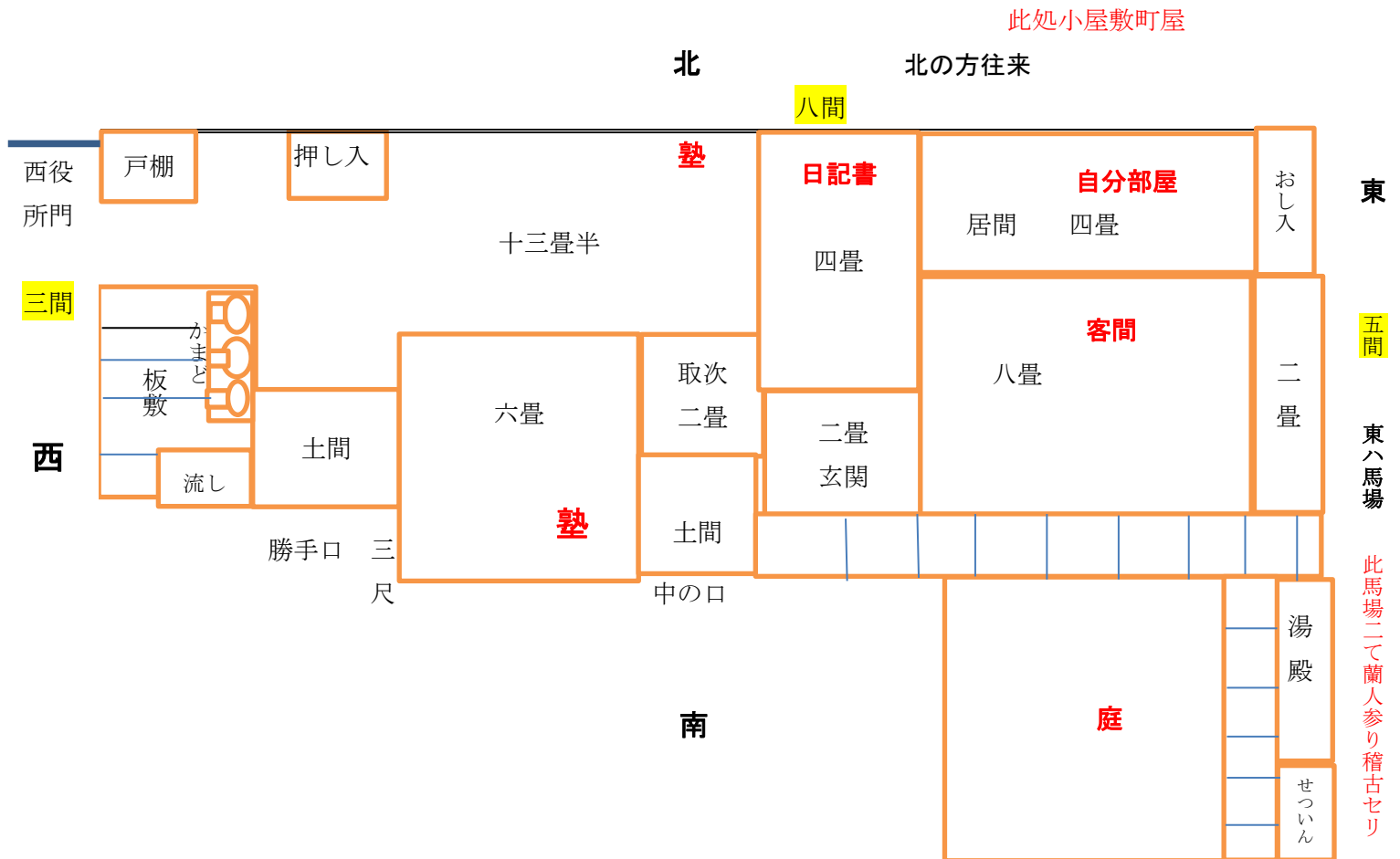
「長崎海軍伝習所伝習人総名前席順」（国会図書館憲政資料室所蔵）、「御軍艦操練所伺等之留」「海軍御用留」（国立公文書館内閣文庫）等

【研究書と論文】

- ・齋藤源蔵の到着時期に関しては、高橋勇市「清水卯三郎の長崎行を支えた人びと」（片桐一男編『日蘭交流史』、思文閣出版、2002年）参照。
- ・力石太郎と高橋参郎の軍艦役並の任命については、水上たかね「幕府海軍における「業前」と身分」『史学雑誌』122-11（2013年12月）参照。
- ・浦賀奉行所出身者の本役・出役は主に、神谷大介『幕末期軍事技術の基盤形成』（岩田書院、2013年）参照。
- ・齋藤源蔵については、深瀬泰旦「お玉ヶ池種痘所開設をめぐる その二-川路聖謨と齋藤源蔵-」『日本医史学雑誌』26-4（1980年）参照。

【辞書類】：『国史大辞典』『明治維新人名辞典』『洋学史事典』等

【第3章 - 図1】長崎「海軍」伝習の教場



* 出典：勝芳邦氏所蔵「長崎海軍伝習所平面之図」

(長崎歴史文化博物館編『勝海舟と幕末長崎』、二〇〇七年)

【第3章 - 表A】〔『中島三郎助文書』による安政二年～三年の時間割〕

*以下、傍線、□や記号、〔 〕の記入などは引用者によるものである。

A-①

(安政二年)十一月朔日 於船中御達

月曜日 但、我十一月二日

於西御役所前

五ツ半時方四ツ二分五厘迄〔9時～10時30分〕

運用 七人 教師 エーグ

算術 八人 教師 ヨング

四ツ時二分五厘方九ツ時迄〔10時30分～12時〕

算術 八人 教師 ヨング

運用 七人 エーグ

但、四ツ時前運用ニ出之者四ツ過算術ニ出テ、算術ニ出之者運用ニ出、互ニ交替伝習致候事。

八ツ半時方七ツ時迄〔15時～16時〕

製造 七人 スガラウエン

蘭学 八人 ヨング

七ツ時方七ツ半時迄〔16時～17時〕

蘭学 八人 ヨング

製造 七人 スガラウエン

交替伝習取候事如午前。

右士官等上十六人^{ママ}罷出伝習受候事。

同日

於御船

五ツ半時方九ツ時迄〔9時～12時〕

蒸気器機

下等士官并水夫之大小炮

帆縫

大工

大太鼓^{ママ}

スカラウエン

午後

蒸気ノ算術

大工、帆縫等ハ午前同様

下等士官運用

水夫頭并水夫帆之調練

エン^{ママ}グ

右は下等士官罷出伝習可受事。尤、銘々請持之学科有之候得共、大小炮ハ是非共心掛可申事。

但、土屋忠次郎、福岡金吾、小野友五郎ハ西御役所ニ於て士官同様算術伝習可受外、下等士官と違ひ大小炮も伝習受るニ不及事。

日	土	金	木	水	火	月	
放学	航海学 (エーグ)	蘭語 (デヨング)	蒸気機関学 (ベルスレイキ)	船具学 (エーグ)	蒸気機関学 (ベルスエーキ)	船具学 (エーグ)	午前
	算術 (デヨング)	船具学 (エーグ)	航海学 (エーグ)	算術 (デヨング)	算術 (デヨング)	算術 (デヨング)	
	大小銃調練 (士官之内 老人出席)	炮術 (スカラウエン)	蘭語 (デヨング)	造船学 (スカラウエン)	炮術 (スカラウエン)	造船学 (スカラウエン)	午後
		算術 (デヨング)	小銃調練 (スカラウエン)	地理学 (デヨング)	蘭語 (デヨング)	蘭語 (デヨング)	

* 出典：中島義生編『中島三郎助文書』私家版、1996年、74～75頁

* A-①で「エング」と表記されていて、教師のなかヨングを指すのかエーグのことか不明であるが、教師ヨングだとすれば、彼は午後には教室での士官向の授業に配置されているので、教師エーグを記したものとみてよかろう。教師エーグで合っているならば、エーグ教師は午前には教室で士官向きの授業を、午後には下等士官向きの授業を船で行っていたことが読み取れる。

* A-②で（ ）は担当教師の名前のカタカナ表記、濁音、長音有無などは原文のまま。

【第3章 - 表B】〔藤文庫史料による安政四年三月～六月の時間割〕

安政己三月七日水曜ニ発

三十一
四三
五二
閏五七
六六

土	金	木	水	火	月	日	
蒸気機械 リーニー 航海 稲佐調練	調練 算術 運用	船具 下等士官心得方	蒸気機械 算術 造船	銃陣ノ ハタイロンスコール 算術 築城	蒸気機械 船具	休	〔午前〕
蒸気機械 稲佐調練 航海 リーニー	砲術 蒸気機械・算術	算術 築城 (前) 蒸気機械 (後) 下等士官心得方	運用(但、水曜之節斗御船) ハタイロン	航海 砲術	造船 算術 リーニスコール備ノ		〔午後〕

〔科目別の通詞 (通詞の受け持つ科目)〕

蒸	荒木熊八
築・航	本木昌造
算	檜林栄左衛門
砲・造	西 吉十郎
運・船具	横山又之丞
セルゼアント	植村直五郎
ベ 六人	

* 出典：長崎歴史文化博物館所蔵の藤文庫の「海軍伝習方書類その他」

* 用語説明

- ・リーニー：linieのこと、リニイ、利仁意とも表記、横隊の意味がある。歩兵の整列展開、銃の操作など、散兵調練のこと
- ・スコール：教練のこと
- ・ハタイロン：バタイロン (bataijon) 大隊のこと。抜隊龍とも表記
- ・セルゼアント：sergenat、下士官
- ・稲佐：長崎の地名
- ・金曜日と土曜日の□□はおそらく、『中島三郎助文書』と同様、同じ科目を二つの組が交替しながら受けることを表す意味で表記したものとみえる。

【第3章 - 表C】〔「長崎伝習小記」による安政四年七月～同年九月の時間割〕

日	土	金	木	水		火		月		課程					
休	蒸気 稲佐調練(スカラエン、富太)	調練 算術	運用(船将ヘルスレーケン、又之丞)	船具(エーク、又之丞) 下等士官心得方	バタイロンスコール	蒸気 調練 算術(テヨック、栄)	造船(スカラエン、吉十)	バタイロンスコール	七月廿七日(メイトキョウ)	築壁(ヘルス、吉十)	一等之者算術	リーニースコール	蒸気 調練	船具(エーク、又之丞)	[午前]
															[午後]
	航海(エーク、又之丞) リーニースコール	算術(テヨック、栄左)	砲術講釈(スカライエン、吉十)	蒸気 算術(テヨック、栄左)	築壁(ヘルス、吉十)	運用	砲術講釈(スカラエン、吉十)	航海(エーク、栄)					造船(スカラエン、吉十郎)	算術(テヨック、栄左衛門)	

* 出典：慶應義塾大学所蔵「木村撰津守（芥舟）遺稿」の「長崎伝習小記」

* 科目ごとの担当通詞の名前も併記されているものとしては、管見のかぎり、唯一ものである。

* 通詞の名前

- ・又之(丞)→横山又之丞
- ・吉十(郎)→西吉十郎
- ・栄(左衛門)→榎林栄左衛門
- ・富太→西富太

【第3章 - 表D】〔『海軍歴史』による安政四年八月～安政六年二月の時間割〕

日	土	金	木	水	火	月	
〔休〕	稲佐ニテ 騎兵訓練 歩兵訓練 蒸気	白鹿屯訓練 船具 蒸気 船中帆前	算術 航海 船中大砲	抜隊竜 築城・砲術 算術 船中帆前	船具 騎馬訓練 航海 船中大砲	白鹿屯訓練 砲術・築城 船具 船中帆前	九時～ 十時半
	騎兵訓練	地理 蒸気	蘭語 点竄	造船 蘭語	運用 点竄	造船 運用	十時半～十 二時
	船掃除	リニー学 航海 地理 騎兵訓練	船具 造船 下等士官心得	航海 船具 騎馬訓練	算術 砲術・築城	蒸気 算術 騎兵訓練	二時～ 三時
		点竄 地理 騎兵訓練	運用 砲術・築城	点竄 運用 騎馬訓練	蘭語 造船	手銃	三時～ 四時

*出典：勝海舟『海軍歴史』（明治二二年刊行、明治百年史叢書、原書房、一九六七年、九〇～九一頁）

*用語説明

- ・点竄：代数学
- ・リニー学：linie のこと、リニイ、利仁意とも表記、横隊の意味がある。歩兵の整列展開、銃の操作など、散兵訓練のこと。
- ・白鹿屯：ペロトン（peloton）、軍隊の単位で小隊または分隊。
- ・ミニューへ：mineur、オランダ語の小銃。
- ・抜隊竜：バタイロン（bataijon）、大隊のこと。

【第3章-表2】第二次伝習期における主要教科の担当者

順	教官名	伝習内容	担当コマ
1	カッテンディーケ (Kattendyke) 指揮役、司令官	索具指導	週 3
		演習〔「船運用」か〕	週 3
		諸規則（規程）	週 2
		地理学および人種学	週 2
2	トロイエン(Troijen) 第一等士官	艦砲術	週 5
		造船	週 5
		艦砲訓練	週 6
		但し、歩兵訓練の監督も兼ねて担当	
3	ウィッヘルス (Wichers) 第二等士官	航海術	週 5
		数学・代数	週 5
		船上の帆訓練およびスループ船の訓練	週 9
		但し、器具・海図・観測所・報時球〔羅針盤〕を併せて委ねられる	
4	ウムフローヴェ (Umbrogve) 主計（勘定方）士官	算術	週 9
5	ポンペ (Pompe) 衛生士官、医官	物理学	週 3
		化学	週 3
		解剖学	週 3
		繃帯術	週 3
6	ハルデス (Hardes) 機関方士官	蒸気理論	週 6
		但し、飽之浦工場建設および蒸気機関監督兼任	
7	センチュール 普通学教師 (by 『日々』) cf (学校騎兵教授役 by 『海』)	蘭語・算術 (少年通訳向けか)	週 11
		騎馬	週 10
8	海兵隊下士官	歩兵操練または理論	週 15
		歩兵訓練概論	週 3
9	鼓手	太鼓訓練	週 12
10	船大工頭	造船所作業管理・船大工の訓練	授業時間は不明
11	製帆長	帆置場で帆檣の訓練	授業時間は不明
12	水夫長・操舵長	水兵の業務練習	授業時間は不明
13	看護人 (インテルマウン)	医官助力、印刷機の取り扱い方の教授	授業時間は不明
14	機械工・火夫	機関士官の下で飽之浦工場で働く	授業時間は不明

* 出典：『海軍歴史』、水田信利訳『長崎海軍伝習所の日々』、小暮実徳訳『一滴』（一九号）。

但し、諸史料に氏名の原語表記がないため、判明する場合のみ併記した。

「長崎伝習小記」や『海軍歴史』によれば、第二次伝習のため、最終的に長崎滞在が認められた教師の総人数は三七名とされているが、実際の教育に重点的に携わったとみられるメンバーをまとめた。

【第4章 - 図1】伝習事案をめぐる政策決定過程とその関係者（本論文で登場する人物を中心に）【試案】

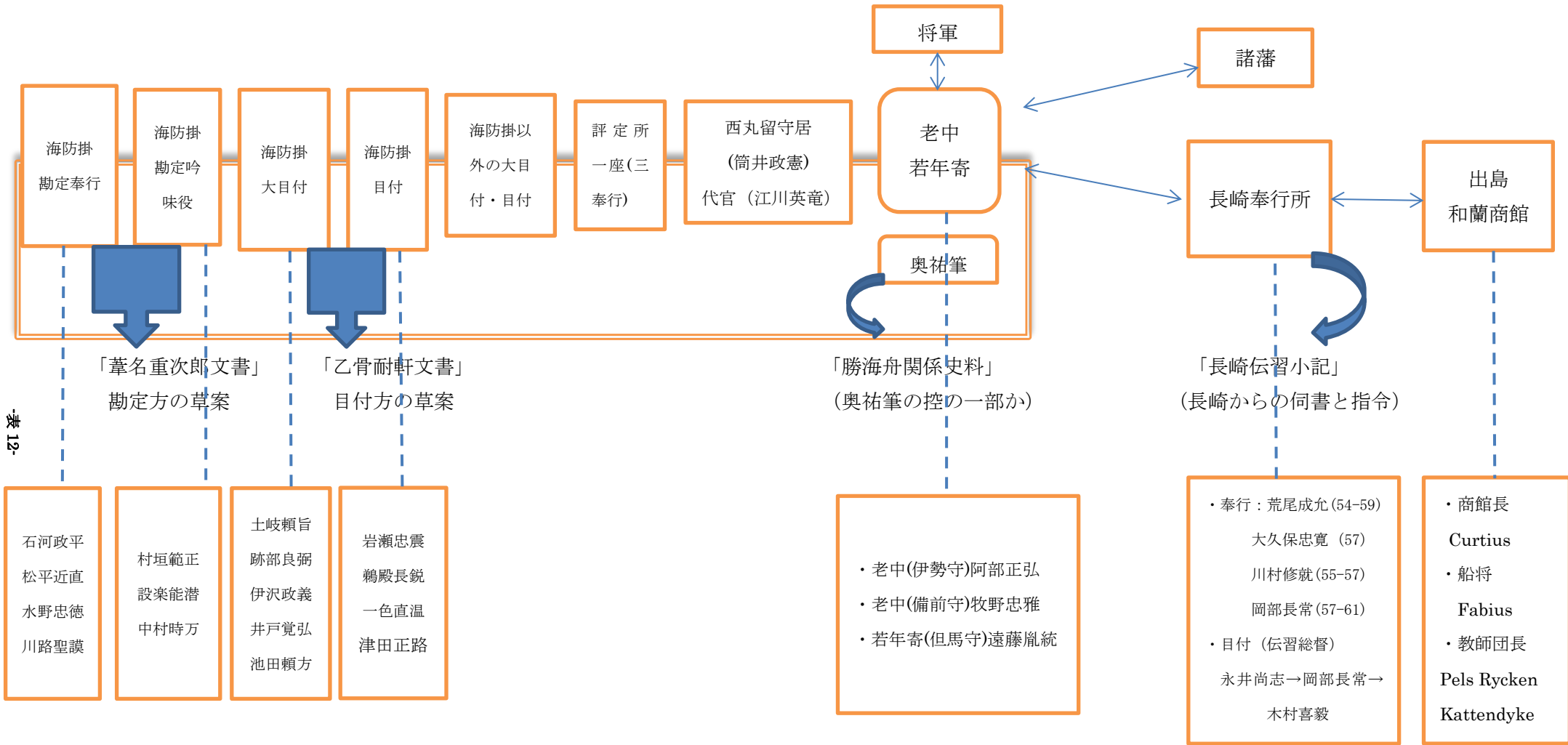


表 12-

* 参照：藤田覚「幕府行政論」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座第六卷』東京大学出版会、二〇〇五年）

後藤淳史「海防掛の制度に関する基礎的考察」（『日本歴史』七三二号、二〇〇九年）

【第5章 - 図1】安政二年から安政六年の長崎における伝習の全体象

	直伝				又伝	
	幕府管轄	幕府管轄	奉行所管轄	奉行所管轄		
	学習形態Ⅰ 幕府伝習生向け 「海軍」伝習	学習形態Ⅱ 諸藩伝習生向け 「海軍」伝習	学習形態Ⅲ 諸藩伝習生向け 「出島」指導	学習形態Ⅳ 地役人向け 「出島」指導	学習形態Ⅴ 地役人や通詞が 指導する私塾系	学習形態Ⅵ 幕府伝習生の 従者の勉強会
教師および 使用言語	派遣隊オランダ海 軍教師の指導	派遣隊オランダ海 軍教師の指導	ブルックの個人 授業 C)ポンペは医学 伝習	ブルックの個人授業	私塾系	諸勉強会系
	オランダ語(通訳 付)使用	オランダ語(通訳 付)使用	オランダ語(通訳 付)使用	オランダ語(通訳付) 使用	日本語使用	日本語使用
受講者	幕臣【江戸派遣組】	許可を得た一部の 諸藩士	諸藩伝習生向け 質問受け授業	通詞を含む地役人向 け奉行所依頼伝習	幕臣の連れの一部 藩次元での派遣遊学 生 個人志願の遊学生	幕臣、幕臣の連れ 木村個人
頻度および 学習形態	・月～土の週6日 ・カリキュラム通 りの進行 ・蘭語・数学も基 礎から段階別に	・週2・3日程度 ・商船滞在中 「諸藩の伝習生 は・二と七のつく 日は船で、五と十 のつく日は西役所 で幕府伝習生と共 に」	・質問リスト 「週一・二回、 一日二組、三時間 ずつ」	・通常の仕事の隙間 に参加 ・不定期に参加	通詞・地役人の都合 次第	伝習休講の時や平日 の夜
主な科目	オランダ人教官が 決めたカリキュラ ム上の諸科目(指 定された専門もあ り)	一部の科目 (航海、測量、造 船、砲術など)		蒸気・造船・砲術 - 鋤山伝習、写真術、 電信技術、印刷技術	語学や蒸気・造船・ 砲術などの基礎	語学と数学
確認できる 事例		佐賀藩・福岡藩・ 熊本藩・薩摩藩・ 長州藩・田原藩・ 中津藩・鯖江藩・ 川越藩	【学習形態Ⅱ・ Ⅲの併用カ】 佐賀藩・福岡藩・ 熊本藩・薩摩藩・ 長州藩・田原藩・ 中津藩・鯖江藩・ 川越藩 / 津藩 ・【主に学習形態 Ⅲ参加カ】 大村藩・松江藩・ 掛川藩・福山藩		土佐藩の細川 掛川藩の甲賀源吾 木原適処など	小野の数学補講 通詞指導の英語稽古 伊沢指導の数学個人 勉強(木村喜毅) 勝の塾生など

*この図は本論文で明らかにした諸クラスを表したもので、独自に作成したものである。

作成にあたり主に参照した史料は次のものが挙げられる。(詳細は第五章～第八章を参照)

:『海軍歴史』、『水路部沿革史』、「日記繰出目録」、「出島伝習日割」、「長崎在勤中日記」、「長崎伝習小記」、
「大日本維新史料稿本」など。

【第5章 - 表1】 諸種の史料にみる諸藩参加状況

	佐賀	福岡	熊本	鹿児島	長州	津	掛川	福山	その他
『海軍歴史』	○	○	○	○	○	○	○	○	
『水路部沿革史』	○	○	×	○	×	○	○	○	田原藩
『ブルック伝習』、 「出島伝習日割」(2年～3年)	○	○	×	○	○	○	×	×	出雲藩
「日記繰出目録」 (2年8月～3年11月)	○	○	×	○	○	○	×	×	出雲藩 大村藩 田原藩
「長崎在勤中日記」 (4年4月～9月)	○	○	○	○	×	○	×	○	土佐藩 中津藩 鯖江藩
「大日本維新史料稿本」									川越藩

* 『水路部沿革史』 附録(上)「陽崎執業中雜記」明治二年、津藩からの参加者だった柳方二郎(檜悦)が記録したもの。

【第5章 - 表1①】 佐賀藩の伝習生

	『海軍歴史』言及有無-47名記載	『水路部沿革史』基準-25名記載	『水路部沿革史』記載の主な勉強科目	「日記繰出目録」(2年8月～3年9月) :ブルック出島伝習 * []数字は年月日(和暦) * 「」は史料引用	その他 ・『松乃落葉』 ・『佐賀藩海軍史』 ・『中牟田倉之助伝』 cf「長崎在勤中日記」記載なし (4年4月～9月)
1	○[佐野常民]	佐野栄寿左衛門	運用・蒸気・航海・算術		安政2年6月派遣 安政5年1月再派遣: [運用造船(重)、蒸気学(兼)、船具学]
2	○	池尻勘太夫	運用		安政2年7月派遣【測量】
3	○	石井茂左衛門	航海・算術	[3.7.28]「一、肥前家中石井茂左衛門伝習御免」	安政2年中派遣カ【測量】
4	○	増田孫作	造船・船具		安政2年7月派遣 安政5年1月再派遣: [造船学(重)、運用(兼)、砲術]
5	○カ[澤野虎六郎]	野澤虎三郎	航海・算術		[澤野虎六郎] 安政2年7月派遣【算術・航海】 安政5年1月再派遣: [航海学(重)、算術(兼)、砲術]
6	○[宮地平太夫]	宮地原太夫	砲術・築城		[宮地平太夫] 安政2年7月派遣【測量】
7	○	原元一郎	造船・運用・船具		安政2年7月派遣 安政5年1月再派遣: [船具学(重)、窮理運用(兼)、砲術算術]
8	○	秀島藤之助	蒸気・船具・窮理		安政2年7月派遣【蒸気】 安政5年1月再派遣: [蒸気学(重)、窮理算術(兼)、砲術]
9	×	真木鉄太郎	航海・船具・運用・造船		安政2年7月派遣【船具・運用】 安政5年1月再派遣: [運用船具(重)、蒸気学造船砲術(兼)]
10	○[中牟田武臣]	中牟田倉之助	航海・算術・運用		安政2年7月派遣【算術・航海】 安政5年1月再派遣: [海陸砲術(重)、算術(兼)]
11	○	小部松五郎	航海・築城		安政2年7月派遣 安政5年1月再派遣: [航海算術(重)、窮理蒸気学(兼)]
12	○[石黒寛二]	石黒寛治	造船・船具		安政2年6月派遣 安政5年1月再派遣: [運用造船(重)、蒸気学(兼)、船具学]
13	×	田中市蔵	造船		
14	○	片江久一郎	窮理		安政5年途中派遣カ
15	○	馬渡八郎	窮理		安政5年途中派遣カ
16	×	檜林葵寿		[2.12.4]「一、肥前医師檜林葵寿蘭医対談として出島出入、役々達之事、此儀此後も度々有之ニ付、以来略之」	
17	○	小出千之助			安政5年途中派遣カ
18	○	亀川新八	窮理		安政5年途中派遣カ
19	○カ松永寿一郎	松倉寿三郎	騎操		[松永寿一郎] 安政5年1月派遣: [騎馬砲術、蘭学(兼)]
20	○増田左馬進[明道]	増田左馬之進			安政2年7月派遣【砲術】 安政5年1月再派遣: [海陸砲術(重)、算術(兼)]

21	○	島内栄之助	・		安政2年6月派遣 安政5年1月再派遣：【海陸砲術（重）、算術（兼）】
22	×	島田東洋	・		安政5年途中派遣カ
23	×	永松其洋	・		
24	×	井上宗民	・		〔井上仲民〕 安政5年途中派遣カ
25	○	武雄左平太	騎操		安政5年1月派遣：【騎馬砲術、蘭学（兼）】
26	石田善太夫	×			安政2年6月派遣
27	秀島 転[成績]	×			安政2年7月派遣カ 安政5年1月再派遣：【騎馬砲術、蘭学（兼）】
28	田中源右衛門	×			安政2年6月派遣
29	田中大之進	×			安政2年7月派遣カ
30	本島喜八郎[芳武]	×			安政2年7月派遣 安政5年1月再派遣：【海陸砲術（重）、算術（兼）】
31	馬渡七太夫	×			安政2年7月派遣
32	千布右喜太	×			安政2年7月派遣
33	伊東兵左衛門	×			〔伊藤兵左衛門〕 安政2年6月派遣
34	高岸兵次	×			安政2年7月派遣
35	川副与八	×		[3.2.22]「一、肥前家中川副与八、船之運用并製造法等伝習御免」	
36	中野助太郎	×		[3.5.22]「一、肥前家中中野助太郎外六人、船之運用製造法等伝習御免」	安政2年6月派遣【太靴】
37	田口忠藏[貞通]	×			安政2年7月派遣【太靴】
38	岡鹿之助[喜智]	×			安政2年中派遣カ【砲術】
39	石丸虎五郎[安世]	×			安政5年1月派遣：【蒸気運用(兼)】
40	松村一郎助[安種]	×			安政2年7月派遣 安政5年1月再派遣：【蒸気運用(兼)】
41	倉永十三郎	×			安政5年1月派遣：【騎馬砲術、蘭学(兼)】
42	本島藤太夫	×			安政2年6月派遣
43	中野喜右衛門	×			安政2年6月派遣
44	田中近左衛門	×			安政2年6月派遣
45	田中弥三郎	×			安政2年6月派遣
46	福谷啓太	×			〔福谷啓吉〕 安政2年6月派遣 安政5年1月再派遣：【運用造船（重）、蒸気学（兼）、船具学】
47	馬場磯吉	×			安政2年6月派遣 安政5年1月再派遣：【造船】
48	石井健一	×			〔石井健一〕 安政2年7月派遣
49	村山又兵衛	×			安政2年7月派遣
50	田崎内蔵之進	×			安政2年7月派遣
51	平方治三太	×			安政2年7月派遣
52	坂田孫一郎	×			安政2年7月派遣
53	真木安左衛門[長義]	×			安政5年途中派遣カ
54	×	×			〔浜野源六〕 安政5年1月新派遣：【運用（重）、砲術算術（兼）】

【第6章 - 表1②】福岡藩の伝習生

	『海軍歴史』言及有無-28名記載	『水路部沿革史』基準-20名記載	『水路部沿革史』記載の主な勉強科目	「日記繰出目録」(2年8月～3年9月) ：ブルック出島伝習 *〔〕数字は年月日（和暦） *「」は史料引用	「長崎在勤中日記」(4年4月～9月)：出島伝習と「海軍」伝習併記カ *〔〕数字は年月日（和暦） *「」は史料引用	その他 ・『松乃落葉』：2年の予備伝習参加者 *〔〕筑前藩内での職分
1	○	西川吉郎左衛門	砲術・築城			〔石火矢頭取〕
2	○	津田権四郎	・			
3	○	伴 新	砲術	[2.10.17]「一、筑前家中伴新外十壹人、かひたん并蘭医対談として同断〔出嶋出入〕之事、此儀此後も有之ニ付、略之」 [3.3.4]「一、筑前家中伴新外九人、伝習中出嶋出入」		〔石火矢頭取〕

4	○	原田勝太夫	砲術			
5	×	久佐孫兵衛	砲術	[3.8.4]「一、筑前家中久佐孫兵衛外貳人、西洋大小銃伝習御免」		
6	×	若松甚太夫	砲術			
7	×	西川甚之丞	砲術・騎操			
8	○	臼井謙次郎	砲術・築城・運用・船具	[3.7.2]「一、筑前小役臼井謙次郎伝習御免」		
9	○	金子才吉	航海・算術	[3.6.17]「一、筑前小役金子才吉、伝習中出寫出入」		[小役無体船頭目見以下]
10	○[山崎 雄]	山崎 祐	砲術・算術・太鼓			同上
11	×	前田玄造	砲術	[3.2.11]「一、筑前小役前田玄造、蒸気船運用其外自■一同伝習御免」		
12	×	若松喜八	太鼓・砲術			
13	○	中上源八	砲術			
14	×	△△△△ [原文ママ]	航海			
15	×	安部章平	算術			
16	○	大原伝作	造船			[小役無体船頭目見以下]
17	×	滝田茂吉	騎操 巳四月〔帰ルカ〕			
18	×	安田善一郎	騎操 巳四月〔帰ルカ〕			
19	×	吉川伝平	窮理 巳四月〔帰ルカ〕			
20	×	牧野権六	太鼓			
21	平賀磯三郎	×				
22	香西少輔	×				
23	立花五蔵	×				[番頭]
24	大塚五郎太夫	×		[3.4.25]「一、筑前家中大塚五郎兵衛外七人、伝習中出寫出入」		[船手頭]
25	河野禎造	×		[2.9.27]「一、筑前医師河野禎造蘭医為対談出寫出入」 [3.6.29]「一、筑前医師河野禎造外科蘭人方伝授之儀有之」		[側役長崎住居]
26	原 勝太郎	×				[石火矢頭取]
27	山路仁右衛門	×				[船頭]
28	松尾惣平	×				[小役無体船頭目見以下]
29	森 十左衛門	×				同上
30	小島伝次郎	×				同上
31	磯山勝七	×				同上
32	上田佐平	×				同上
33	久我鬼平	×				同上〔久我宅平〕
34	中山半八	×				同上
35	塩川長次	×				同上
36	山田与七	×				同上
37	西村利平	×				同上
38	川崎勘七	×				同上
39	永野延助	×				同上
40	×			[2.11.21]「一、筑前医師岡正郎蘭医対談として出寫出入、役々達之事、此儀此後も有之二付、以来畧之」		
41	×			[3.4.21]「一、筑前小役浦志幸二外壹人、西洋武備質問之儀御免」		
42	×			[3.8.14]「一、筑前家中原伝次郎、西洋武備之儀質問御免」		
					[4.6.1]「一、孫三郎来、筑前〔出島カ〕伝習不相替旨、申聞候」 [4.6.17]「一、立山〔奉行所〕方松平美濃守家来伝習聞届之義申来」 [4.6.26]「一、松平美濃守開役方書面差出、右ハッテラ打建為得学、家来壹人・大工壹人、宿場江罷出候而も可然哉之旨、問合書一通、持参、受取、支配向へ下ル」	

【第5章 - 表1③】熊本藩の伝習生

	『海軍歴史』言及有無 -5名記載	『改訂肥後藩国 事史料』-3名記 載	『水路部沿革史』基 準-1名記載	『水路部沿革史』 記載の主な勉強科 目	「長崎在勤中日記」 (4年4月~9月) : 出島伝習と「海軍」伝習併記カ * []数字は年月日 (和暦) * 「」は史料引用
1	×	×	竹内戈起	造船	
2	池部啓太	○	×		
3	小佐井才八	○	×		
4	奥山静叔	○	×		
5	荘林吉太郎	×	×		
6	荘林助右衛門	×	×		
					[4.7.29]「一、細川越中守家来方伝習之家来長崎形運用伝習、且ハルカス打立、小炮場■罷出伝習受取旨、願出差出、立山〔奉行所〕方口扣之義懸合来ル」

【第5章 - 表1④】薩摩藩の伝習生

	『海軍歴史』言 及有無-16名記 載	『薩 藩 海 軍 史』 言及有無	『水路部沿革史』 基準-21名記載	『水路部沿革史』 記載の主な勉強科 目	「日記繰出目録」 (2年8月~3年9月) : ブロック出島伝習 * []数字は年月日 (和暦) * 「」は史料引用	「長崎在勤中日記」 (4年4月~9月) : 出島伝習と「海軍」伝 習併記カ * []数字は年月日 (和暦) * 「」は史料引用
1	○	○	川南清兵衛	航海・算術	[3.8.29]「一、薩州家中川南清兵衛門外五人、同断之事〔伝習御免ニ付、誓詞之事〕」	
2	○		木脇賀左衛門	砲術・太鼓 午二月十八日帰ル	「蒸気船乗方并製造方砲術等尋問之儀、御免」 [2.8.23], [2.9.26], [2.10.26], [2.11.27],[2.12.10], [3.6.2]	
3	○	○	鎌田諸右衛門	造船・運用・砲術		
4	○	○	加治木清之丞	造船・運用		
5	○[沖 一平]	○	沖 直治郎	砲術・太鼓 午二月十八日帰ル	[3.4.23]「一、薩州家中沖直次郎外老人、砲術等伝習御免ニ付、同断〔誓詞〕之事」	
6	○	○	本田彦次郎	砲術・太鼓 午二月十八日帰ル		
7	○[五代友厚]	○	五代才助	航海・算術		[4.4.13]「一、出島伝習方出役薩州家来、五代才助伝習之由、名札取来候」
8	×		華田源之助	.	[3.8.28]「一、薩州家中華田源之助外五人、砲術測量航海等伝習御免ニ付、誓詞之事」	
9	○		二之方良右衛門	造船・運用・船具		
10	×		上床仲之丞	.		
11	○		彼江野仲兵衛	.		
12	×		林田太郎	.		
13	○		松本十兵衛	運用・船具 巳三月帰ル		
14	×		河野考五郎	運用・船具 巳三月帰ル		
15	×		竹之下半助	運用・船具		
16	×		相良蜻州	窮理・医術	[3.2.5]「一、薩州医師相良蜻州蘭医稽古として出島出入」[3.5.20]一、薩州医師相良蜻州出島江罷越候節、蘭書持出入」	
17	×		檜崎市十郎	砲術・騎操 巳十二月ヨリ		
18	○[成田彦十郎]	○	成田彦次郎	砲術・騎操 巳十二月ヨリ		
19	○	○	磯永孫四郎	砲術 巳十二月ヨリ		
20	○[税所四郎左衛門 篤敏]	○	税所今次郎	砲術 巳十二月ヨリ		
21	×		橋口伝之進	.		
22	川村与十郎[純義]		×			
23	北郷要人		×			
24	近藤七郎左衛門		×			
25	×		×		[2.10.23]「一、薩州家中長崎源吾外老人、蒸気船製造方伝習御免」 [3.2.17]「一、薩州家中長崎源吾、蒸気船製造方為尋問蘭船雛形出島持出入」	

【第5章 - 表1⑤】長州藩の伝習生

	『海軍歴史』言及有無-15名記載	『水路部沿革史』：記載なし	『水路部沿革史』記載の主な勉強科目：記載なし	「日記繰出目録」(2年8月～3年9月)：ブルック出島伝習*[]数字は年月日(和暦)*「」は史料引用	「長崎在勤中日記」(4年4月～9月)：出島伝習と「海軍」伝習併記カ*記載なし	その他(山口県文書館史料)
1	郡司千左衛門					安政5年8月派遣
2	正木市太郎					安政5年8月頃追加派遣
3	山田七兵衛					安政5年8月派遣
4	戸田龜之助					安政5年8月派遣
5	梅田寅二郎					[梅田虎次郎] 安政5年8月派遣
6	波多野藤兵衛					
7	山本伝兵衛					
8	戸倉豊之進					安政5年8月頃追加派遣
9	藤井百合吉					安政5年8月派遣
10	桂右衛門					安政5年8月派遣
11	香川半介					[香川半助] 安政5年8月頃追加派遣
12	栗屋与三					[栗屋与三] 安政5年8月頃追加派遣
13	道家勝次郎					安政5年8月頃追加派遣
14	野村弥吉					安政5年8月頃追加派遣
15	原田熊五郎					
16	×			[2.10.22]「一、長州医師松嶋瑞益、西洋兵学筋尋問として出寫出入御免」 [2.10.23,24]「一、長州医師松嶋瑞益、伝習中出寫出入」		
17	×			[3.2.14]「一、長州家中楊井裕二外三人、西洋兵学筋尋問之儀御免」		
18	×			[3.9.1]「一、長州医師青木周弼蘭医対談として出寫出入御免ニ付、誓詞之事」		
19	×					来原良藏 安政5年2月21日帰藩 (←『伊藤博文伝』p27) 安政5年8月頃追加派遣
20	×					長嶺豊之助 安政5年8月頃追加派遣
21	×					中島治平【語学カ】 安政5年8月頃追加派遣
22	×					林秀太郎【銃陣練習員】 安政6年2月派遣
23	×					井上小太郎【銃陣練習員】 安政6年2月派遣
24	×					兒玉友之丞【銃陣練習員】 安政6年2月派遣
25	×					横山三吉郎【銃陣練習員】 安政6年2月派遣
26	×					木梨平之進【銃陣練習員】 安政6年2月派遣
27	×					和智虎太郎【銃陣練習員】 安政6年2月派遣
28	×					佐世八十郎【銃陣練習員】 安政6年2月派遣
29	×					江木清次郎【銃陣練習員】 安政6年2月派遣
30	×					井上忠太郎【銃陣練習員】 安政6年2月派遣
31	×					檜崎八十榎【銃陣練習員】 安政6年2月派遣
32	×					河北庄之助【銃陣練習員】 安政6年2月派遣
33	×					福井源太郎【銃陣練習員】 安政6年2月派遣
34	×					穴戸小弥太【銃陣練習員】 安政6年2月派遣

【第5章 - 表1⑥】津藩の伝習生

	『海軍歴史』言及有無・12名記載	『水路部沿革史』基準・14名記載	『水路部沿革史』記載の主な勉強科目	「日記繰出目録」(2年8月～3年9月) ：ブルック出島伝習 *[]数字は年月日(和暦) *「」は史料引用	「長崎在勤中日記」(4年4月～9月) ：出島伝習と「海軍」伝習併記カ *[]数字は年月日(和暦) *「」は史料引用
1	○	渡邊七郎	砲術・造船・築城	[3.8.16]「一、藤堂和泉守様御家来渡邊七郎外式人、西洋武備等伝習御免」	
2	○	橋本左源太	砲術・築城・太鼓		
3	○	市川清之助	砲術・築城		
4	×	吉村長兵衛	砲術・造船		
5	×	森忠太	運用・造船・綱具	[3.9.18]「一、藤堂和泉守様御家来森忠太外式人、西洋武備等伝習御免」	
6	×	中山勘蔵	造船・船具		
7	○	菅野秀二	砲術・造船・築城		
8	○	滝本重吉	運用・船具		
9	○	水谷八十八	・	[2.10.2]「一、藤堂和泉守様御家来水沼久太夫外三人、西洋流砲術等於当地稽古之儀被御聞濟候、御礼旁致参上候ニ而申出候事」	
10	○	深井半左右門	砲術	[3.8.28]「一、藤堂和泉守様御家来深井半左衛門、西洋武備等、右同断之事〔伝習御免ニ付、誓詞之事〕」	
11	○	村田佐十郎	航海・算術		
12	○	水沼久太夫	砲術・騎操・地理		
13	○	堀江鍬次郎	砲術・騎操・地理・窮理		
14	○〔柳宗五郎〕	柳方二郎(樽悦)	砲術・航海・点竄		
15	山名正太夫				[4.4.13]「一、夜、鉄助来、出島藤堂和泉守家来、伝習出役之儀、委細申聞候」 [4.閏5.6]「一、孫三郎来ル、出島藤堂家中伝習相替無之旨、申聞候」

【第5章 - 表1⑦】大村藩の伝習生

	『海軍歴史』言及有無：記載なし	『水路部沿革史』基準：記載なし	『水路部沿革史』記載の主な勉強科目：記載なし	「日記繰出目録」(2年8月～3年9月) ：ブルック出島伝習 *[]数字は年月日(和暦) *「」は史料引用	その他の史料
1	×	×		[2.10.15]「一、大村医師尾本孝同蘭医対談として出嶋出入、役々達之事」	なし

【第5章 - 表1⑧】松江藩の伝習生

	『海軍歴史』言及有無：記載なし	『水路部沿革史』基準：記載なし	『水路部沿革史』記載の主な勉強科目：記載なし	「日記繰出目録」(2年8月～3年9月) ：ブルック出島伝習 *[]数字は年月日(和暦) *「」は史料引用	その他の史料
1	×	×		[2.11.14]「一、雲州〔出雲国〕御家来宮次群蔵為伝習出嶋出入、用達并手代リ壺人ツ、附添罷越、且大砲製造図面其外持出入、役々達之事」 [2.11.16]「一、右〔雲州〕御家来出嶋江罷越候節、西洋流台場雛形其外持出入、切紙達之事、此後も雛形類持出入達有之二付、以来略之候事」 [2.11.20]「一、雲州御家来宮次群蔵為伝習出嶋出入、役々達之事」	津田真一郎の書簡で言及あり

【第5章 - 表1⑨】掛川藩の伝習生

	『海軍歴史』言及有無-1名記載	『水路部沿革史』基準-1名記載	『水路部沿革史』記載の主な勉強科目	「日記繰出目録」(2年8月～3年9月) :ブルック出島伝習 *[]数字は年月日(和暦) *「」は史料引用	その他の史料
1	○	甲賀郡之丞	砲術・築城・運用 已三月帰ル	[3.1.28]「一、太田撰津守様御家来[甲賀郡之助]外壺人、船乗方砲術等伝習御免ニ付、誓詞之事」	(甲賀源吾) 木原の履歴書に言及あり
2	×	×	×	[3.2.11]「一、太田撰津守様御家来[小野良右衛門]、船乗方砲術等伝習御免ニ付、誓詞之事」	

【第5章 - 表1⑩】田原藩の伝習生

	『海軍歴史』言及有無:記載なし	『水路部沿革史』基準-1名記載	『水路部沿革史』記載の主な勉強科目	「日記繰出目録」(2年8月～3年9月) :ブルック出島伝習 *[]数字は年月日(和暦) *「」は史料引用	その他の史料
1	×	村上与市	砲術・造船・船具	[3.1.12]「一、三宅対馬守様御家来[村上与市]船乗方砲術等為伝習蒸気御船西御屋敷出嶋江罷越ニ付、役々達之事」	津田真一郎の書簡で言及あり

【第5章 - 表1⑪】福山藩の伝習生

	『海軍歴史』言及有無-4名記載	『水路部沿革史』基準-4名記載	『水路部沿革史』記載の主な勉強科目	「日記繰出目録」(2年8月～3年9月): 記載なし	「長崎在勤中日記」(4年4月～9月) :出島伝習と「海軍」伝習併記カ *[]数字は年月日(和暦) *「」は史料引用
1	○	前田藤九郎	運用・船具		
2	○[竹島猪八郎]	竹島礼	航海・算術		
3	○	前田徳十郎	航海		
4	○[改称:佐原純一] →『幾何学』『算術及代数』翻訳(公文書館)	内田松蔵	運用・船具・算術		
					[4.4.16]「一、為次郎来ル、出島[勢州]家来[伝習]出役相替義無之旨、申聞候、今日者写真鏡伝習致仕候由」 [4.閏5.20]「一、為次郎来ル、今日出島[勢州]家中[伝習]相替義無之旨、申聞候」

【第5章 - 表1⑫】中津藩の伝習生

	『海軍歴史』言及有無:記載なし	『水路部沿革史』基準:記載なし	『水路部沿革史』記載の主な勉強科目: :記載なし	「日記繰出目録」: :記載なし	「長崎在勤中日記」(4年4月～9月) :出島伝習と「海軍」伝習併記カ *[]数字は年月日(和暦) *「」は史料引用
1	×	×			[4.6.10]「一、奥平大膳大夫家来当地伝習伺済之御書付、紀伊殿〔老中、内藤信親〕御下候由、石見守・自分連名之御書取岡部[左]廻し来ル」

【第5章 - 表1⑬】鯖江藩の伝習生

	『海軍歴史』言及有無:記載なし	『水路部沿革史』基準:記載なし	『水路部沿革史』記載の主な勉強科目: :記載なし	「日記繰出目録」: :記載なし	「長崎在勤中日記」(4年4月～9月) :出島伝習と「海軍」伝習併記カ *[]数字は年月日(和暦) *「」は史料引用	その他の史料
1	×	×			[4.8.22]「一、立山〔役所〕[左]間部下総守家来伝習伺済之写[并ニ〔御代官〕高木作右衛門家来伝習之義、懸合来ル」 [4.8.26]「八時頃、定便越来、宅状其外土岐一土岐豊劔[左]一封、津田半三郎[左]一封、永井玄蕃頭[左]一封来ル、御勘定御入用取扱之伺御下知[并ニ]間部下総守家来伝習之義伺済之趣」	喜多山の手紙

【第5章 - 表2】〔第二次伝習期の佐賀藩の総合時間割〕

土	金	木	水	火	月	
解体術 小銃訓練(但稲佐) 蒸気機械学	解体術 小銃訓練(但稲佐) 蒸気機械学 歩兵訓練 究理学 蒸気機械学 船具・運用	大砲訓練 解体術 算術・蘭語 航海・点竄	究理学 算術・蘭語 砲術・造船	騎馬訓練 大砲訓練 解体術 船具・運用 航海・点竄	騎馬訓練 操卒学校 究理学 砲術・造船	午前
歩兵訓練 分析術(出島)	分析術(出島) 歩兵訓練 騎馬訓練 利仁意学校 巻木綿 地理学 船具・運用	航海・点竄 下等士官心得 砲術・造船 船具・運用	分析術(出島) 騎馬訓練 抜隊竜学校 航海・点竄	ベロトン学校 巻木綿 算術・蘭語 砲術・造船	分析術(但出島) 火器製造 算術・蘭語 船具・運用	午後

* 出典：『松乃落葉』、二一九～二二〇頁。

* () の記述は西役所や船上ではない場所で行われる講義の場所を示したものと見られる。

・利仁意：リニー (linie)、横隊の意味がある。歩兵の整列展開、銃の操作など、散兵訓練のこと。「リニー学」とも表記。

・ペロトン：peloton：白鹿屯とするされる。軍隊の単位で小隊または分隊。「白鹿屯訓練」とも表記。

・抜隊竜：バタイロン (bataijon)、大隊のこと。

c f 「操卒学校」「ベロトン学校」「利仁意学校」の用例で、『松乃落葉』では「学校にて」と解釈しているが、スコールの翻訳語として「学校」とも取れるが、この場合「訓練、訓練」に訳するのが正しいであろう。

・究理学：物理学

・分析学：化学：軍医ポンペが医学伝習で教授したもので、佐賀藩伝習生が特に聴講したものでしょうと註が付けられている。

・解体術：解剖学：医学伝習でポンペが教授。

・巻木綿：包帯術：医学伝習でポンペが教授。

・点竄：高等代数学

【第5章 - 表2-1】〔佐賀藩の記録による科目別の通詞〕

船具 (船将カッテンデーキ)・運用・地図	→岩瀬弥七郎・名村八右衛門
砲術造船 (第一等士官) [Troijen トローイエン]	→西吉十郎
算術・蘭語 (コムゴローヘ) [Umbgrove]	→石橋庄次郎
究理学・解体術	→荒木熊八
分析術・巻木綿 (外科)	→名村八右衛門
蒸気機械学 (士官マシネスト、ハルデス)	→西慶太郎
航海・点竄 (第二等士官ユツヘルス)	→三島末太郎
騎馬訓練	→横山又之丞
操卒学校	→檜林栄左衛門
火器製造・大砲訓練・百羅屯学校・的打訓練	→西富太
抜隊竜学校・下等士官心得方・歩兵訓練・利仁意学校・小銃訓練	→西富太

* 出典：『松乃落葉』、二一九～二二〇頁。

【第6章 - 表1】安政三年九月下旬～十月上旬における諸家出島伝習日割

諸家傳習日割表便宜左ニ之ヲ掲ク

出島傳習日割

月	九月二十二日	朝 肥州	川原
火	同 二十三日	朝 筑州	西慶
水	同 二十四日	朝 長州	西吉
木	同 二十五日	朝 勢州	西慶
金	同 二十六日	朝 筑州	西吉
		夕 薩州	西慶
土	同 二十七日	朝 勢州	川原
		夕 肥州	植村
月	同 二十九日	朝 肥州	檜林
火	同 晦日	朝 筑州	西慶
水	十月 朔日	朝 長州	川原
木	同 二日	朝 勢州	檜林
金	同 三日	昼 筑州	西慶
		朝 薩州	檜林
土	同 四日	朝 勢州	西吉
		夕 肥州	植村
月	同 六日	朝 肥州	西吉
火	同 七日	朝 筑州	檜林
水	同 八日	夕 長州	西慶
木	同 九日	朝 勢州	川原
金	同 十日	朝 薩州	西吉
		昼 筑州	川原
土	同 十一日	朝 勢州	西慶
		夕 肥州	植村

* 出典：山口県文書館所蔵「両公伝編年史料 2301 長崎伝習生其の他 安政三年八月～十月」 77丁～78丁

* 最後の列の人名は受持の通詞の苗字である。

- ・ 西慶：西慶太郎〔安政三年時点で小通詞〕
- ・ 西吉：西吉十郎〔小通詞〕
- ・ 川原：川原又兵衛〔小通詞末席から小通詞並に昇格〕
- ・ 植村：植村直五郎〔小通詞末席〕or 植村作七郎〔小通詞末席〕
- ・ 檜林：檜林栄左衛門（＝檜林栄七郎）〔小通詞〕or 檜林定一郎〔小通詞〕

* 通詞特定は原田博二氏『近世長崎諸役人帳類の成立年と阿蘭陀通詞分限の復元研究』二〇〇五年の博士論文を参照。

* 但し、「川原」は『海軍歴史』や『松乃落葉』記録で通詞氏名に記載されていない人物。

【第7章-表1】藤井氏が提示した地役人「第一期生」一名の名簿

(「手頭留」記録とも一致：発令日：「卯十月廿五日」)

卯十月 請、入念可相勤候、 事永井岩之丞差図を 塗切申付候間、諸 其方共伝習御用中	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名
	伴梅吉郎	吉村虎二	緒方賢次郎	竹内勝三郎	吉田鶴次郎	佐々木門次郎	池邊龍右衛門	児島半太郎	武井茂四郎	中尾若治	竹内卯吉郎	
			○		○		○	○				注①
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注②
	○	○	○	○		○	○		○	○		注③

*注①：ファビウスによる予備伝習への参加の有無を表したもの

注②：『海軍歴史』記載の「伝習掛之地役人」と合致するか否かを表したもの

注③：「長崎伝習小記」の安政四年六月頃の記録と推定される「現今伝習生」名簿との合致の有無

*出典：「手頭留」七巻、四七丁～五〇丁

【第7章-表2】藤井氏が提示した地役人「第一期生」以外の一六名の名簿

(上記の【表1】と同日に発令)

卯十月 右之者共伝習方は迄之通 二相心得、尤船中当番泊 番等相勤候二不及候間、 得其意可申渡候、	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名	
	尾上与一郎	塚原英次郎	牧斐之助	米原清次	成田郡三郎	武井孝三郎	松下豊三郎	倉田錦三	城左七郎	磯部春平	吉田寿兵衛	土屋修三	嘉悦良三郎	上原百馬	吉田守三郎	津田辰次郎		
	2期	2期		2期	2期		2期			2期						2期	藤井説	
	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					注①
	○	○	○	○	○	○	○	○	△※	○		○				○		注②
										○		○						注③

*注①：ファビウスによる予備伝習への参加の有無を表したもの

注②：『海軍歴史』記載の「伝習掛之地役人」と合致するか否かを表したもの

注③：「長崎伝習小記」の安政四年六月頃の記録と推定される「現今伝習生」名簿との合致の有無

*出典：「手頭留」七巻、四七丁～五〇丁

* ※を付けた事例は『海軍歴史』には「城島左太郎」と表記されているが、合致するものと見做した

【第7章 - 表3】藤井氏が提示した「第二期生」番方六五名と「手頭留」との比較

- ・同音異義語の表記とみられる場合「手頭留」の記録を優先し改めた。
- ・番号は藤井氏の新書に基づきながら便宜上引用者がつけたものである。

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	順
三浦亀五郎	江崎豊松	三原為三郎	矢野熊三郎	松江精一	加藤雄次郎	松浦東一	今田平三郎	別府富三郎	戸瀬栄之進	館陽之助	戸田季吉	吉村幸五郎	嘉悦利十郎	吉村寛次郎	成瀬米三郎	鬼塚辰之助	今井泉三郎	竹内清一郎	横山森之助	松下秀作	津田辰次郎	山本得三	池島豊之助	溝江良太夫	近藤又兵衛	牧権六郎	本荘寛一	山本辰弥	磯部春平	土屋修三	中村六之助	嘉悦平兵衛門	氏名
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	注①
○	○	○	○	○	○	○	○		○		○					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○	注②
																					新1							*	*	新1	新1	*	備考

65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	順	
杉山徳三郎	牧 権造	井原繁十郎	中山慎吾	野村栄次	上原八十松	塚原英次郎	尾上与一郎	太田郡蔵	池嶋秀十郎	猪岡市十郎	吉村重太夫	伴 直七郎	吉村甚兵衛	種田堯之助	藤川三次郎	野口太喜馬	今井守衛	塩沢善十郎	今井源光	加藤淳之助	吉田喜助	村井金之助	諸熊五三郎	米原清次	福田新十郎	野田耕之進	久保山猪作	野口常次郎	松下豊三郎	成田郡三郎	江崎幸之助	氏名	
					○	○	○											○		○					○	○		○	○		○	○	注①
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注②
					新1	新1																		新1						新1	新1		備考

*注① 安政二年六月廿八日、砲術参加（「手頭留」第六巻）
 *注② 安政四年四月、西洋砲術蘭人直伝（「手頭留」第八巻）

【第7章 - 表4】伝習掛通詞名簿と担当科目

	通詞の氏名	「小記」記載有 無	『海』記 載有無	「山口」 記載有無	「藤」① 記載有無と科目	「藤」② 記載有無	『松』（4年11月以降） 記載有無
1	岩瀬弥七郎	○	○	×	×	×	○船具・運用・地図
2	荒木熊八	○	○	×	○蒸気機械	○蒸気機械	○窮理学・解体術
3	西慶太郎	○	○	○	×	×	○蒸気機械学
4	本木昌造	○	○	×	○築城・航海	×	×
5	檜林栄左衛門	○	○	○	○算術	○航海・算術	○操卒
6	西吉十郎	○	○	○	○炮術・造船	○築城・炮術・造船	○炮術・造船
7	末永猷太郎	○	○	×	×	×	×
8	横山又之丞	○	○	×	○運用・船具	○運用・船具	○騎馬操練
9	志筑禎之助	○	○	×	×	×	×
10	三島末太郎	○	○	×	×	○蒸気機械	○航海・点竄
11	石橋庄次郎	○	○	×	×	×	○算術・蘭語
12	西富太	○	○	×	×	○リニー パタイロン	○利仁意・百羅屯・ 火器製造・大砲調練 など
13	荒木卯十郎	○「箱館へ行」	○	×	×	×	×
14	植村直五郎	○「箱館へ行」	○	○	○下士官	×	×
15	名村八右衛門	×	×	×	×	×	×
16	川原又兵衛	×	×	○	×	×	×

* 出典の略語

- ・「小記」：「長崎伝習小記」（慶應義塾大学所蔵）
 - ・『海』：『海軍歴史』
 - ・『松』：『松乃落葉』
 - ・「藤」①②：長崎歴史文化博物館所蔵の藤文庫の「海軍伝習方書類その他」の二つの記録
 - ・「山口」：山口県立文書館所蔵の「両公伝編年史料」二三〇一「長崎伝習生 安政三年八月～十月」
- * 一三番と一四番の荒木卯十郎と植村直五郎の場合、安政四年秋頃に箱館に派遣された。（「長崎伝習小記」、『函館市史』通説編第二巻、一六五頁）
- * 一五番の名村八右衛門は、『松乃落葉』のみ記載があり、一六番の川原兵又衛門は長州藩の史料のなかでのみ確認される。

【第8章 - 表1】安政二年～安政四年の幕府伝習生の従者の名簿と参加分野の特定

派遣時期	幕府伝習生の氏名	従者の長崎滞在中が確認できる事例	伝習参加可否	従者の事前申告名簿（「勝海舟関係史料」）
安政二年	矢田堀鴻	①堀貞次郎	非正規生のままか	*弟子：塚本恒輔・石橋旦・中沢見作 *家来：堀尾禎輔・名泉弥吉・高橋昇吉・高橋重吉 *小者：甚五郎
		②塚本明毅	非正規生→安政三年五月頃正規生か	
	勝麟太郎	③赤松小三郎	非正規生のままか	*弟子：安場敬之丞・釜菴庄左衛門・西川要作 *家来：岩山旗之助・赤松清次郎・増田謙助・佐藤与之助・大川平次郎 *小者：彦助
		④佐藤与之助	非正規生のままか	
	下曾根次郎助	⑤佐野鼎	非正規生のままか	*家来：塩田秀司・高橋慎八 *小者：貞介
	中島三郎助	⑥岡田井蔵	非正規生→安政三年六月頃、正規生	*小者：長蔵 新蔵
		⑦香山七次郎	非正規生のままか	無
	蜷川藤五郎	⑧正木左馬之助	非正規生のままか	無
		⑨高橋卯之助	非正規生のままか	無
同三年	伊沢謹吾	⑩榎本釜次郎	非正規生→安政三年六月頃、正規生	無
		⑪本間郡兵衛	非正規生のままか	無
	伴鉄太郎	⑫杉浦金次郎	非正規生→安政三年六月頃、正規生	無
同四年	斎藤源蔵	⑬斎藤宇太郎	非正規生のままか	無
		⑭清水卯三郎	参加できず帰国	

*その他、「勝海舟関係史料」と『幕末軍艦咸臨丸』に、「江川太郎左衛門組手附 若党：梅原小三郎、木村半次郎」の氏名も記されているが、長崎滞在中、伝習に参加していたか否かが分かる史料が見当たらないため、対象外にした。

*出典：「勝海舟関係史料」（東京大学史料編纂所蔵の写真帳）三二冊、文倉平次郎『幕末軍艦咸臨丸』、「長崎伝習小記」。

【別表1：幕末期における幕府及び諸藩の艦船購入状況の国家別・年度別の推移】

年 購入国	1855	1856	1857	1858	1859	1860	1861	1862	1863	1864	1865	1866	1867	1868	年代不明	計
蘭	1		2	2				1		1			1			8
英				2		1		8	11	7	8	23	14	3	2	79
米							3	4	4	2	5	4	3	2		27
仏								1		1				1		3
普											1	1				2
伊													1			1
計	1		2	4		1	3	14	15	11	14	28	19	6	2	120

* 朴榮濬「幕末期における幕府と諸藩の艦船船譜」（『海軍の誕生と近代日本：東アジアにおける近代国家変容の軍事的基礎に関する一研究』、東京大学博士論文、二〇〇二年）、三三八～三五一頁を参考にまとめた。

【別表2：幕末期における日本人の留学先と件数の推移】

年 留学先	1860	1861	1862	1863	文久 年間	1864	1865	1866	1867	慶応 年間	不明	計	%
蘭			13			1	2		2			18	11.32
英				5			19	18	5	3	1	51	32.08
米					1	1	7	7	19	5	7	47	29.56
仏	1					1	1	3	27	1		33	20.75
魯							6					6	3.77
独								1				1	0.62
白									1			1	0.62
香港								2				2	1.26
												159	99.98

* 略称：蘭（オランダ）・英（イギリス）・米（アメリカ）・仏（フランス）・独（ドイツ）・魯（ロシア）・白（ベルギー）

* 留学した人数は計148名であるが、一人が二か所以上に留学した場合はそれぞれ一件ずつ数え、留学先が「欧米」としている一つの事例は除外した。出典：石附実『近代日本の海外留学史』（三〇一～三〇九頁）を参考にまとめた。

【参考文献】

「史料 * 『』は刊行史料を、」は未刊行史料を意味する。

(1) 【オランダ教官側の報告書や日記類】

- ・ J. A. van der Chijs: *Neelands Streven tot openstelling van Japan voor den Wereldhandel* (Amsterdam, 1867) ↓部分翻訳: 『長崎県史』史料編第三卷所収「シヤイス日本海国のためのオランダの努力」、全文翻訳: 小暮実徳訳「シヤイス著『オランダ日本開国論』付属資料Ⅱ「オランダ海軍日本分遣隊の歴史」」(『一滴』一九号(二〇〇一年)所収)
 - ・ W. J. C. Ridder Huijssen van Kattendijke: *Littreksel uit het dagboek van W. J. C. Ridder Huijssen van Kattendijke gedurende zijn verblijf in Japan in 1857, 1858 en 1859, s. Gravenhage, 1860*
↓翻訳: カッテンディーケ著・水田信利訳『長崎海軍伝習所の日々』(東洋文庫二六、平凡社、一九六四年)
 - ・ J. L. C. Pompe van Meerdervoort: *Vijf Jaren in Japan (1857-1863)*, Leiden, 1867-1868
↓翻訳: ポンペ著・沼田次郎・荒瀬進共訳『ポンペ日本滞在看聞記』(雄松堂書店、一九六八年)
 - ・ ドンケルキルクルス著・フォス美弥子編訳『幕末出島未公開文書』(新人物往来社、一九九二年)
 - ・ ファビウス著・フォス美弥子編訳『海国日本の夜明け』(思文閣出版、二〇〇〇年)
 - ・ フォス美弥子「フアンディンブルックの伝習」(『日本洋学史の研究』X、創元社、一九九一年)
- (2) 【幕府側の評議書】
- ・ 山梨県立文学館所蔵「乙骨耐軒文書」
 - ・ 陽明文庫所蔵「葦名重次郎文書」
 - ・ 慶應義塾大学三田メディアセンター貴重書室所蔵「長崎伝習小記」、「長崎在勤中日記」
 - ・ 東京大学史料編纂所蔵「勝海舟関係史料」、「兵術語学伝習事件 乾(起安政四年己未至慶応三年丁卯)」
 - ・ 京都大学内田文庫所蔵「蒸気船伝習御用并大船其他御船製造掛御用留」
 - ・ 長崎歴史文化博物館所蔵長崎奉行所文書群「諸上書銘書」、「手頭留」、「日記繰出目録」

(3) 【伝習実態関係】

- ・上田市立図書館所蔵「長崎航海日誌」
- ・東京大学史料編纂所所蔵「大日本維新史料稿本」
- ・長崎歴史文化博物館所蔵鍋島報效会複写「阿蘭陀国蒸気船渡来之記」、「海軍伝習方書類その他」
- ・山口県立文書館所蔵「両公伝編年史料」、「長崎伝習生」 安政三年八月〜十月、
「軍制（安政二年〜六年）」、「未定稿 第二編第〇章、長崎直伝習」
- ・広島県立文書館所蔵小野家文書「本邦洋算伝来」
- ・高知市民図書館所蔵「徳弘家史料」
- ・国会図書館憲政資料室所蔵勝海舟文書⁹³「長崎海軍伝習所伝習人総名前席順」
- ・沢太郎左衛門「幕府海軍創立概略附廿一話」（『史談会速記録』第六三輯、原書房復刻版、一九七六年）

(4) 【全般的に使用した基本史料】

- ・東京大学史料編纂所編『幕末外国関係文書』（東京大学出版会、一九一〇年）
- ・勝海舟『海軍歴史』（原著一八八九年、原書房一九八七年復刻）
- ・勝海舟『開国起原』（宮内省蔵版、一八九三年）
- ・『来簡と資料』（勝海舟全集 別巻）（講談社、一九九四年）
- ・『書簡と建言』（勝海舟全集二）（講談社、一九八二年）
- ・『水戸藩史料』上編乾巻（吉川弘文館、一九一五年）
- ・水路部編『水路部沿革史』（水路部、一九一六年）
- ・中村孝也著『中牟田倉之助伝』（私家版、一九一九年）
- ・中島義生編『中島三郎助文書』（私家版、一九九六年）
- ・赤松範一『赤松則良半生談』（平凡社、一九七七年）

- ・ 日本史籍協会編『阿部正弘事蹟』（東京大学出版会、一九七八年復刻）
- ・ 杉本勲他編著『幕末軍事技術の軌跡―佐賀藩史料（松乃落葉）』（思文閣出版、一九八七年）
- ・ 間部家文書刊行会編『間部家文書』第四卷（鯖江市役所、一九八六年）
- ・ 公爵島津家編輯所編纂『薩藩海軍史』（薩藩海軍史刊行會、一九二八年）
- ・ 後藤重巳校訂『石本卯之助書翰・豊後岡藩御用達書簡』（別府大学附属博物館、一九九一年）
- ・ 細川家編纂所編『改訂肥後藩国事史料』卷一（一九三二年）
- ・ 公爵島津家編輯所編纂『薩藩海軍史』（薩藩海軍史刊行會、一九二八年）
- ・ 末松謙澄『防長回天史』第二編（私家版、一九一一年）
- ・ 佐々木高行著・東京大学史料編纂所編纂『佐々木高行日記』（東京大学出版会、一九七〇年）
- ・ 石橋絢彦『回天艦長甲賀源吾傳（附函館戦記）』（甲賀源吾傳刊行会、一九三三年）
- ・ 長崎大学医学部編『長崎医学百年史』（長崎大学、一九六一年）
- ・ 佐藤政養遺墨研究会編『政養佐藤与之助資料集』（佐藤政養先生顕彰会、一九七五年）
- ・ 春畝公追頌會編『伊藤博文傳（上巻）』（春畝公追頌會、一九四〇年）
- ・ 長井五郎『焰の人・しみづうさぶらうの生涯』（さいたま出版会、一九八四年）
- ・ 長崎大学医学部編『長崎医学百年史』（長崎大学、一九六一年）
- ・ 河北展生等「木村喜毅（芥舟）宛岩瀬忠震書簡」（慶應義塾福澤研究センター『近代日本研究』五号、一九八八年）

四・ 研究書と論文 (著者名の五十音順)

- ・ 安達裕之『異様の船…洋式船導入と鎖国体制』(平凡社、一九九五年)
- 「安政元年の海軍伝習」(『佐賀県立佐賀城本丸歴史館研究紀要』第二号、二〇〇七年)
- 「咸臨丸と浦賀乾船渠」(『海事史研究』六十九号、二〇一二年)
- ・ 安藤直方『講武所』(『東京市史外編』三、一九三〇年)
- ・ 小川亜弥子『幕末期長州藩洋学史の研究』(思文閣出版、一九九八年)
- ・ 奥山英男「幕末の軍事改革について」(『法政史学』一九号、一九六七年)
- ・ 金澤裕之「咸臨丸米国派遣の軍事的意義」(慶應義塾福沢研究センター『近代日本研究』二六、二〇〇九年)
- 「万延・文久期の海軍建設・艦船・人事・経費」『明治維新史研究』一一号(二〇一四年)
- ・ 上白石実『幕末期対外関係の研究』(吉川弘文館、二〇一一年)
- ・ 神谷大介『幕末期軍事技術の基盤形成』(岩田書院、二〇一三年)
- ・ 熊澤徹「幕府軍制改革の展開と挫折」(『日本近現代史一 維新改革と近代日本』、岩波書店、一九九三年)
- ・ 倉沢剛『幕末教育史の研究(一・二・三)』(吉川弘文館、一九八四年)
- ・ 後藤敦史「海防掛目付方の開国論の形成過程」(『日本史研究』五七六号、二〇一〇年)
- 「開国期の幕府外交と海防掛」(『ヒストリア』二三三号、二〇一〇年)
- 「開国期徳川幕府の政治と外交」(有志舎、二〇一五年)
- ・ 佐藤昌介『洋学史の研究』(中央公論社、一九八〇年)
- ・ 篠原宏『海軍創設史』(リブレポート、一九八六年)
- ・ 鈴木淳『維新の構想と展開』(講談社、二〇一〇年)

- ・坂本保富『幕末洋学教育史研究―土佐藩「徳弘家資料」による実態分析―』（高知市民図書館、二〇〇四年）
- ・高橋勇市「清水卯三郎の長崎行を支えた人びと」（片桐一男編『日蘭交流史』（思文閣出版、二〇〇二年）
- ・田中弘之「阿部正弘の海防政策と国防」（『日本歴史』六八五号、二〇〇五年）
- ・塚本学『塚本明毅』（ミネルヴァ書房、二〇一二年）
- ・土井康弘「尾張藩士間瀬権右衛門が勝海舟から入手した情報（注と文献・資料）」（『一滴』一二号）
- ・仲田正之「安政の幕政改革における鉄砲方江川氏の役割」（『地方史研究』一四三号、一九七六年）
- ・永積洋子『一八世紀の蘭書注文とその流布・平成七年度～九年度科研究費研究成果報告書』（一九九八年）
- ・羽場俊秀「長崎海軍伝習所と佐賀藩」（『近代西洋文明との出会い』、思文閣出版、一九八九年）
- ・檜垣元吉「滝田紫城伝・福岡藩の洋学」（『史淵』七七号、一九五八年）
- ・藤井哲博『長崎海軍伝習所』（中公新書、一九九一年）
- ・藤田覚「幕府行政論」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座第六卷』東京大学出版会、二〇〇五年）
- ・布施賢治『下級武士と幕末明治―川越・前橋藩の武術流派と士族授産―』（岩田書院、二〇〇六年）
- ・文倉平次郎『幕末軍艦咸臨丸』（雄松堂書店、一九三八年）
- ・松本英治「加賀藩における洋式兵学者の招聘と佐野鼎の出仕」（『洋学史研究』二二二号）
- ・水田信利『黎明期の我が海軍と和蘭』（雄風館書房、一九四〇年）
- ・三谷博『明治維新とナシヨナリズム』（山川出版社、一九九七年）
- ・水上たかね「幕府海軍における「業前」と身分」（『史学雑誌』一二二二号（二〇一三年）
- ・守屋嘉美「阿部政権論」青木美智男・河内八郎『講座日本近世史（七）開国』（有斐閣、一九八五年）
- ・沼田次郎『幕末洋学史』（刀江書院、一九五〇年）
- ・横山伊徳『開国前夜の世界』（吉川弘文館、二〇一三年）